

「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」における論点等に対する意見募集

募集意見一覧表

目次

北海道地方	(10 件)	1
東北地方	(5 件)	5
関東地方	(58 件)	8
中部地方	(45 件)	40
近畿地方	(8 件)	57
中国四国地方	(6 件)	60
九州地方	(14 件)	63
沖縄地方	(9 件)	69
その他	(2 件)	72
合計	157 件	

北海道地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	1(2) 2(3) 3(7)	北海道	研究機関・大学	<p>1(2)、3(7)上記の考え方には、まったく賛成であり、海鳥類等の海洋生態系高次捕食者の保護管理を調査研究してきた立場のものとしては、このような国家戦略を検討してもらっただけでも感無量であります。</p> <p>もちろん、これらの国家戦略を進める上で、水産庁との協議、漁業従事者との連携を図るのが最重要であると考えます。ただし、北海道内においては、環境省・道庁等の行政担当者あるいは地域の保護関係者により、知床自然遺産のみならず、ゼニガタアザラシやエトピリカ等において、その保護と水産業等の地域社会の両立を図るべく、地道な努力が進んでいるところ です。</p> <p>実際に、浜中町のエトピリカ繁殖地においては、周辺海域における底刺し網(混獲の可能性が高い漁法です)の設置自粛を行うだけでなく、漁業協同組合関係者による見回り活動も行われており、本当に小規模ですけど、「海域保護区」のプロトタイプとなり得ます。</p> <p>また、海洋生態系高次捕食者、特にウミスズメ科海鳥類は、油流出などの環境破壊の影響を受けやすい種類ですので、生物多様性センター等において、陸域だけでなく海域(理想的には200海里内)の生物情報を取りまとめ、水産庁・海上保安庁等の他官庁の持つ膨大な海洋生物・物理環境情報データベースとリンクしてもらえば、海鳥類・海獣類の保護管理を進める現場レベルにおいて、強い力となり、海洋の生物多様性保全施策の基盤になると考えます。</p> <p>さらに地球温暖化の観点からみますと、世界レベルでの海洋環境の変化(海洋学的なシミュレーションによると地球温暖化による「親潮」の消失も懸念されているようです)も考えられますので、海洋生態系高次捕食者の調査保護活動に関しては、国際協調のもとに広い海域で進める必要があります。特にエトピリカ・ゼニガタアザラシ等の北方性海産動物は、温暖化により大きな影響を受けると考えますので(北限地域個体群の消失)、各繁殖地間の遺伝的距離の算出(地域個体群構造の把握)等の調査活動が必要と考えます。</p> <p>しかしながら、海洋はウミガメ・ジュゴン・ゼニガタアザラシ・エトピリカ等の希少動物の生息環境だけでなく、近隣諸国との境界域であり、日本国民の生活を支える生産現場であると考えます。このため、人間活動を含めた多様性(多様なニーズによる多様な利用形態)の持続性も考え、将来の海洋資源(環境)を次世代の人間たち及び野生生物たちに残していくという視点で、環境省の皆さまが、農林水産省・国土交通省・外務省等の皆さまといっしょとなって、大きな視野で国民全体での「合意形成」を図っていただき、魂の入った生物多様性国家戦略の策定を目指していただければと、現場サイドとしても日々の業務の励みとなります。世界に誇れる国家戦略を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
2	1(3) 2(2)	北海道	企業等	<p>生物多様性国家戦略の担い手である企業に対して、社会通念として生物多様性を根付かせることや、国民の教育として、生物多様性を教えるには、長い時間が必要である。</p> <p>生物多様性やその「戦略」を広く理解させることは重要であるが、それは「戦略」そのものの目的ではなく、「戦略」を実現させるこそが国家の目的であると理解する。</p> <p>そこで、生物多様性の広報や教育とともに、国民が様々な活動に参加できるように、情報の発信やアプローチの整備が重要である。「生物多様性」は理解していなくても、国民の「様々な活動への参加」の積み重ねが、「戦略」の早期実現への有効的手段と考える。</p> <p>弊社では、平成16年度より、セイヨウオオマルハナバチの捕獲活動に参加し、同17年度からは自社で独自にその活動を開始して社員・市民の参加を促進し、トマト栽培の契約農家に対しては、セイヨウオオマルハナバチをポリネーターとして使わない農法の情報を提供し、切り替えをお願いしている。また、社員の活動への参加は、野外でのモニタリング調査で環境意識も高まり、本業の環境対策にかかわる人材の育成にも繋がっている。</p> <p>また、生物多様性を生かした稲作として「ふゆみずたんぼ」の実践と普及活動を行っている。自社で、1反のデモンストレーションたんぼをつくり、生き物調査、生育調査、土壌分析などを定期的に行い、北海道での「ふゆみずたんぼ」のデータを蓄積するとともに、「ふゆみずたんぼ」を始めた農家や生物多様性を活用した農法に興味を持ち実践する農家の取組を間接的に支援している。</p> <p>平成15年9月に札幌で開催した「生物多様性シンポジウム」(来場者2800名)を始め、同17年12月開催の食・農・環境セミナー「生物多様性を生かした稲作」など、過去4年間にシンポジウム・フォーラム・勉強会などを17回開催し、世界各国から講演者を招き、延べ約10,000名の市民の来場を得ており、各シンポジウムの内容をまとめた本や「生物多様性 早わかり読本」なども出版している。</p> <p>今年2月から稼働している北海道工場では、自社や近隣の小学校で栽培したナタネを使うナタネ油のプラントや店舗と市民から回収した廃食油のプラントによる、車両へのBDF供給やボイラーへの利用、店舗の生ゴミと畜産廃棄物を利用したバイオガスや風倒木・間伐材を利用した木質ペレットボイラー等のバイオマスエネルギーの利用により、灯油換算で1日1,100kgの削減を実現し、その他に地中熱ヒートポンプやセンサー感知式照明及びソーラーパネル・太陽熱利用暖房・植物浄化システム・雨水利用などの導入によって55%のCO2の削減を実現している。</p> <p>また、社員への環境負荷軽減の為の行動計画の実践や店舗の竹箸リサイクルや店舗での雨水利用、屋上の緑化などの取組も行っている。</p> <p>日本の穀類の輸入は年間3500万トンと言われているが、そのうちの2500万トンは家畜の飼料である。これは国内で循環できないものを持ち込み、輸送の際の化石燃料消費につながり、自給率の低下の要因ともなっている。そのような状況を踏まえ、弊社では平成7年から、生物多様性に配慮し農薬を使わず、自家生産の牧草のみで飼育する農法の実践と普及活動に努めており、これまでに5回の勉強会を開催し、延べ約300人の北海道内の農業者に参加頂いている。</p> <p>本年度からは、草地の生き物調査を実施し、牧草地における生物多様性の指標の体系化にチャレンジする方向である。</p> <p>また、北方植物の保全にも着手し、これまでに450種の北方植物を栽培しているが、更に今後は遺伝資源保存に向けた活動を開始する予定である。</p> <p>北海道恵庭市で運営する「えこりん村」では、本年度から植物や農業・代替エネルギー技術などを通した環境教育や自然学習の機会も提供する予定である。</p> <p>ここまで、弊社の活動紹介のようになってきたが、これらは「企業は社会の不平・不満や問題点を解決することでその存在根拠とする。」という弊社の考えから生まれた「戦術」に基づき、実際に行われた「手法」である。企業や団体・市民によるこのような「手法」の積み重ねこそが、「生物多様性国家戦略」を実現させる礎になると思う。</p> <p>「戦略」には、それを具体的にどのように実行するかを位置付ける「戦術」が必要であり、「戦術」には、それを実際にどのように行うかが導かれる「手法」が必要である。</p> <p>弊社以外にも、このような取組をしている団体や企業は存在しており、それらの団体及び企業が実際にどのように「戦略」の実現のために活動しており、「現場」ではどのような「手法」で取り組んでいるのかを表す「事例」を紹介することが肝要であると思う。</p> <p>については、このような団体や企業等の「手法」としての取組を、今回の「生物多様性国家戦略」中の付録や関連小冊子等に紹介して頂くか、情報を入手できるソースたるホームページや連絡先のリスト等の掲載を希望する。</p> <p>生物多様性の回復や保全にどのように貢献したらよいか分からぬ市民も多い為、これらの情報の掲載が市民参加の裾野を広げるとともに、横の繋がりを強める方法の一つであると強く思う。</p>

3	2(1)	北海道	企業等	意見内容:国土の自然環境の将来像を具体的に示すべきである。 意見根拠:国家戦略は具体的なゴールがあって始めて立案できるし、国民の支持も得られるものであると考える。この部分では「超長期的な自然環境あり方」と述べている以上、国民に、将来の国土の自然環境のあるべき姿を明確に示すべきであると考える。諸外国では保護地域での「自然環境のあり方」=「将来像」を明確に述べ、そのための管理戦略を述べているし、わが国でも自然再生事業においては、再生すべきゴールを明示している(例えば釧路自然再生事業であれば、1970代の河川環境の再現という目標設定)。「今より良くする」でなく「ゴールはここである」とするバックキャストの考え方が重要。また、3.(3)の箇所とも関係する。 意見内容:山と海を繋ぐ河川の自然環境についてのあり方にも言及すべきである。 意見根拠:ここでは奥山・里山・都市地域および海域は述べているが、生態系の循環における血脈ともなる河川環境が欠落している。国土交通省による「多自然川づくり方針」も平成18年に見直されており、これらとの融合も視野に入れて欲しい。
	2(4)			意見内容:「自然公園制度を活用して生物多様性保全戦略を推進する」ではなく「自然公園制度の中に生物多様性保全戦略を組み込む」とすべき。 意見根拠:わが国において自然公園は戦略上非常に重要な場所であるにもかかわらず、現在の自然公園法にはその考えが反映されておらず、時代遅れとなっている。この指摘は、既に先の「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」でもなされた事である。
	2(6)			意見内容:外来生物もいつの時代からの外来生物を対象とするかの明確なビジョンが必要。 意見根拠:明治以降に多くの外来種が入ってきたが、何処までの外来種を対象とするのか。換言すれば、意見で述べたように生物多様性の将来像を何処に定めるのかという事と同じ考え方である。
4	1(1)	北海道	研究機関・大学	まず、「生物多様性とはなにか」が問題となる。日本国土の生物多様性はまだ把握できていない。日本国はどのくらいの生物多様性を宿しているのか、誰も知らない。例えば、日本の土壌動物はどのくらい多様なのか?河川にすむ動物は何種いるのか?沿岸潮間帯の生物多様性はどのくらいあるのか?といった疑問に誰も答えられないだろう。まずは、生物多様性の現状を把握するのが基本であることがどこにも書かれていない。
	1(2)			国土の7割が人の住めない山地である日本においては、山地開発が進まない限り、ヨーロッパのように緑地を特に確保するための方策をとる必要は全くない。生物多様性の危機的状況が存在しない。かつての農業と関連した生物相、たとえば、田畑のドジョウやカエルが失われたとしても、それは決して「超長期」的な話ではなからう。超長期というからには、縄文時代の日本を取り戻すのか?それとも、今の、あるいは10年前の、それとも100年前の自然環境を理想とするのか、そのことをはっきり論議すべきである。
	1(3)			上記(1)で述べたとおり、生物多様性の全貌はまだわかっていない。それがわからずに、どうして評価が出来るのだろうか?
	2(1)			国際貢献で一番重要なのは、正確なデータを示すことである。 以下の小さな個別的問題には意見をもたない。それぞれ様々な利害関係の中にある問題だからである。そのような小さな問題を入れ込むことは国家戦略の文書としてふさわしくない。
5		北海道	研究機関・大学	原案に「論点整理」の形跡があまり見えません。事務局側説明は具体的で説得力があるのに対して、委員の発言は個別的で抽象的です。理念や基本的な考え方が委員の間でさえも共有されていない印象を持ちました。これで、広く国民に理解を求めることは難しいのではないのでしょうか。問題は、「生物多様性保全」を巡る基本的な考え方が明確にされていないことだと思います。 現「新・国家戦略」は具体的な「3つの危機」の記述で始まっています。しかし、なぜこれが「危機」なのか、その背景となる基本的な考え方が明確にされていません。改訂を機に、これを明示することが、本「国家戦略」の今後の発展のために必要だと思います。今のままだと「国家戦略」は混乱の中、次第に力を失っていきそうです。 生物多様性保全の考え方の骨格は、歴史的な自然環境の保全および再生につきると思います。20世紀(特に後半)の近代化の嵐の中で、急速に失われてしまった自然環境をどう再生するか、また今後失われようとしている自然環境をどう保全していくか、この二つが、すべての問題意識を通じて流れる基調ではないのでしょうか。基本的な考え方や理念の中で、この「歴史性」の問題を明確にすることが何より重要だと思います。
	2(4)			特定の動植物や地域を対象とする政策はもちろん重要ですが、それでは、国土が開発によりいつの間にか虫食い状態になるのを防ぐことはできません。国土全体をくまなく覆いつくすような自然環境保全政策が必要だと思います。その点で、「(4)国立公園等保護地域と生態系ネットワーク及び自然再生」の(事務局説明概要)にある「国土形成計画や広域地方計画において全国的・広域的視点に立った生態系ネットワークの構想を具体的な形で示すことを関係各省とも連携して検討。都道府県や市町村など地方における取組が進むような仕組みを検討。が非常に重要だと思います。ただ、現状の表現では、単に保護地域をつなげてネットワーク化すれば良いような印象も持ちます。もう一歩進めて、一定以上の自然開発には歯止めがかかるような仕組みを考えることが重要かと思えます。また、各地方自治体が自主的にそうした方向へ動くような仕組みを作ることも重要かと思えます。
6	1(1)	北海道	個人	「消費者の視点」とともに、生物多様性の思想を経済行為にじょうずに組み込んでゆく必要があると感じます。たとえば、伝統的な水田農法は「湿原生態系のワイズコース」と捉え直すことができますが、現代農法に比べてコストばかり増えるようでは、再シフトは望めません。そのような生産物に付加価値を認めてコストを代償するように消費者を啓蒙・教育するだけでなく、生産・加工・流通・販売といった側面でも総合的な誘導策を講じ、といった方向付けを、省庁間の縦割りを排した本戦略に望みます。
	1(2)			とりわけ中山間地などの人口減少を前提としたランドデザインを立てる必要性を感じます。自治体によっては、一部地域で人間は撤退して跡地を自然に委ねるといった決断を迫られることになるでしょう。この際、決断はあくまで地域住民が下すべきですが、決断後の自然復元については、本戦略で方針を明記しておくべきかも知れません。というのは、外来種がこれほど侵入している現在、人が放棄して放置すればいずれ生物多様性が復元する、という見通しは立てられないからです。むしろ順応管理型の科学的復元プログラムに基づく施策がもっと重要でしょう。復元にともない、生息域の境界線付近では野生動物とのあつれきの激化も予想されることから、この対応策も準備しておく必要があります。
	2(1)			「農産物などの輸入」に関し、近年の物流地球規模化は、地域ごとの生態系の個性を重んじる生物多様性に対して、大きな制限要因になっています。1.(1)への意見で述べた伝統農法は、本質的に地域ごとの循環に根ざして成立していますが、生物多様性を重んじる伝統農法への回帰誘導策のひとつとして、保護貿易を盛り込むべきかも知れません。そのさい、その輸入制限策が生物多様性にどれほど貢献するか、数値で表すことができれば内外に対して一定の説得力を持ち得ます。
	2(6)			大型哺乳類の保護管理では、ハンターもしくは農業者が最前線の担い手ですが、従事コストがごく高く、このまま行政が彼らボランティアに負担を強い続けられれば、事業は早晚破綻するでしょう。フィードバック管理によって相手動物の個体数を調整する現行の保護管理は、長期にわたって継続しなければ成果を得られません。保護管理システムを下支えする新たな仕組みを公的に整備すべきであり、本戦略で方針を明記すべきと考えます。

7	2(2)	北海道	研究機関・大学	<p>学習・教育と普及広報 (この項目には事務局説明概要がないが)生物多様性の問題を扱うにあたり必要とされる人材を広く育成すると共に、そのような人材が一定の処遇を経て活躍できる社会を目指す必要がある。専門教育における生態学や保全学の分野の教育環境を拡充するための改善が必要である。</p> <p>地方・民間の参画 地方・民間の参画を進めるためには、中央政府も含めた役割分担についてきちんと議論することが必要である。また、前項でも述べたように、中央のみならず地方・民間にも人材の配置がなされなければ、実効に乏しいものになる</p>
	2(3)			<p>生物多様性の保全は人類の生存基盤に関わる問題であり、「水産資源の保全と利用」と「沿岸・海洋域の生物多様性の保全」は何ら矛盾するものではないはずである。関係省庁間の情報交換は過去二次にわたる国家戦略の期間になされてきたはずであり、これまでに積み重ねられた情報交換の成果を呈示して、具体的な保全戦略を関係省庁間で議論し形成する段階にあると考える。</p>
	2(4)			<p>技術的各論を記載することも大切だが、説明概要三項目に挙げられた「構想を具体的に形で示す」ことについて、その期限を明確に示すべきである。構想が不明確なまま別個に各種の活動が推進されれば、後日その統合や修正に無駄な手間や経費を割くことになりかねない。構想の具体化はできるだけ速やかに実施する最優先課題である。</p>
	2(6)			<p>野生生物の保護管理では、実際の保護管理施策に活用するために必要な信頼できるモニタリングの実施が、一部を除きほとんど実施されていない現状を具体的に改善する戦略が必要である。また、モニタリングを担う人材と共に実際の管理活動を担う人材の育成には時間を要することから、そのポジションの確保も含めた配置の戦略を具体化する必要があると考える。</p>
	2(7)			<p>データの整備に当たっては、環境アセスメント等で得られた国土交通省、経済産業省、農林水産省等の所管にかかる情報について、今後はもとより過去のものも含めて共有する仕組みを早急に構築することを目指すべきである。 特に生物分布等の情報は環境部局の情報だけでは極めて不足している。 また、各地の博物館や資料館などに自然史系の学芸員を配置すると共に自然環境データ収集を業務として位置づけ、目撃情報や採取死体の確保など、市民参加型のモニタリングが実施できる前線の窓口整備を重点的に進めるべきである。</p>
8	1(2)	北海道	その他	<p>意見内容:自然環境の「適切な利用」について検討し議論を深めるべきである。 意見根拠:事務局説明概要の各項目の共通点として、自然環境を適切に利用しながら、保全・再生を図るという点が挙げられる。「適切な利用」について具体的な将来像を示すことが望ましいが、これまでの経過からして具体的な将来像を示すには、まだ検討・議論が不足しているものと考えられる。今回の見直しにおいて、「自然環境の「適切な利用」について検討し議論を深め、国家戦略の中では「具体的な将来像を示す」、あるいは「引き続き検討し議論を深める旨、記載する」のどちらかの対応をとるべきと考える。</p>
	1(3)			<p>意見内容:指標の検討にあたり生態系の非正常性を考慮すべきである。 意見根拠:各種施策の効果を示す指標は定量的なものがあることが望ましいが、一般的な政策評価における定量的指標は、数値が一人歩きする傾向が感じられる。生物多様性の状態を示す指標は、生態系の非正常性の影響で年変動などが大きくなると予想されることから、時間スケールを長く取るなどの工夫により数値の年変動を小さく抑えるとともに、指標の性質を的確に説明して、誤解を生まないよう対応していくことが必要と考える。</p>
	2(2)			<p>意見内容:地域の生物の固有性・特色について整理し、アピールしていくべきである。 意見根拠:普及広報と地方・民間の参画は、いずれも重要と考えるが、地域において「生物多様性の保全」と一言に言っても、具体的な目標をたてにくいのが現状である。そこで、全国的に各地域の生物の固有性・特色について検討・整理し、発信していくことが重要と考える。それにより、地域における生物多様性の保全活動において、シンボリックな存在として保全目標を立てやすくなり、活動が活性化することが期待できるものと考ええる。</p>
	2(2)			<p>意見内容:重要地域におけるステークホルダー会議を設け地方・民間の参画を促すべきである。 意見根拠:地域における生物多様性の保全活動の活性化に向け、保全目標を立てるほか、地域での合意形成を図るという課題が挙げられる。そこで、まずは重要地域において関係者によるステークホルダー会議を設け、地域における生物多様性の保全に向けた取組の方向付けを行うべきである。</p>
	2(2)			<p>意見内容:地域における生物多様性の保全活動の財源確保に向けた新たな制度を検討すべきである。 意見根拠:地域における生物多様性の保全活動の活性化に向け、「地域独自の活動を継続的に行うための財源を確保する」ことも課題である。現状においては財源確保のための方策として財団法人などの設立があるが、新たな法人の設立は一般的に容易ではない。既存の法人の活用や地域における協定の策定などにより、財源を確保し継続的に活動を行うための新たな制度(あるいは既存制度の組み合わせ)を検討すべきである。</p>
	2(4)			<p>意見内容:観光産業などと連携した保全のネットワークを検討すべきである。 意見根拠:国立公園等の保護地域は、生物多様性保全上重要な地域であると同時に、エコツーリズムの主要な対象地、あるいは観光地でもある地域が多い。地域で継続的な生物多様性の保全活動を進めるには地域の産業との結びつきが重要であり、産業が持続的に成り立たなければ保全活動も続かない。特にエコツーリズムを含む観光産業は、自然環境を資源として活用している産業であることから、「観光産業の活動と同時に保全活動を進め、保全活動の活性化は観光資源の価値も高める」という理念を共有して連携を進めることが重要である。したがって、ここで「生態系ネットワーク」という場合には、自然科学的な意味だけでなく、社会における保全のネットワークという意味合いも持たせ、同時に形成を進めていくべきである。</p>

9	1(1)	北海道	企業等	<p>本国家戦略は、その位置づけからいっても自然環境政策の総体に関わる理念や基本的方向性をまとめたものであり、個別の事例への対応を目的したものではないだろう。しかし、一般に多くの人がこの戦略を見て感じることは、実効性への疑問であり、実際の政策への反映がなされているのかという不安だろう。この戦略がさまざまな要素に目配りして構成されていることは大いに評価されるべきと思うが、個別の政策レベルとの架け橋となる方向に降りて来ないと、本質的な評価は難しいといえる。</p> <p>理想を描く部分や個別施策の応用を妨げない汎用性は重要であるが、多くの人に明らかに実現性が低いと思われるのは戦略として良くない。個別の政策に関わる部分を強化すべきと思う。</p>
	1(3)			<p>上記の一方で、戦略レベルでの全国の施策全体を視野においた上での現状把握や分析は不十分であるように感じられる。例えば、各年次に出されている実施状況の点検結果においても、個別の事例紹介や何件の実績があったかはまとめられているが、全体の中でそれがどれだけの達成率なのか、それに費やした予算は全体予算の中のどれだけのものかなどといった、戦略としての評価・分析についてはほとんどなされていない。達成事例や前進の方向性を評価して積み上げを促すのも良いが、全体的な戦略上の評価はここでしかなされないのが、きちんとしたアウトプットがなされるようにすべきである。</p>
	1(2)			<p>この戦略は全省庁共通の理解と課題であると考えべきなのだろうが、実際には環境省が提唱し、他の省庁が部分的に協力しているもののように感じられてしまう。里山管理のように、本来農政が深く関わるべき問題において農水省の施策が薄かったりするのは、戦略としての信頼性に関わる。本来担当すべき省庁が組み込まれた形にするか、自然環境について横断的に管轄する環境省が他の省庁に対して方向性や必要な条件を提示する形にするか、主語を明確にしていけるべきである。現実的に、この内容について各省庁職員の理解がなされているのが不安に感じる。</p>
	2(4)			<p>・単に協議会数・全体構想数・実施計画数を積み上げて、進捗の評価とするのは疑問で、内容を評価・改善して行くべきである。特に専門家会議での議論が実施計画等には全く反映されていないように見えるのは疑問。「従来型公共事業とは異なる」と主張される自然再生の新しい政策としての側面が見えてこない。</p> <p>・「技術的知見等の集積に努力」とあるが誰が努力するのか。空文化している。各協議会に技術成果を提出させるなどする必要がある。</p> <p>・「長期的な観点に立った国土のあり方を考え、必要性が高い地域を抽出」とあるが、誰が抽出するのか。釧路湿原再生協議会の例でも、集水域全体の点検や議論はなされずに、各省庁が自身に都合の良い地域・論点だけを切り取って進めるといった現象が起きている。「全体的・長期的視点ありき」の個別政策ということを明確にし、担い手を確定する必要がある。</p> <p>・「民有地の再生の支援」は重要であるが、法改正や補助金制度の見直しなど、全省庁的な取り組みとなる必要がある。</p>
	2(5)			<p>・重要な政策ではあるが、北海道のように人口が少なく歴史も浅い場所ではあてはまらない概念で、一律に適用されないよう留意する必要がある。また里地里山論は多分にノスタルジックな考え方にもとづくことが多く、科学的な事実から乖離する危険性があるので、基本的なルールを明示して推進すべきである。</p>
	2(6)			<p>・希少種の指定や保護区の設定が絶滅の回避という明確な目的に基づくことから、そのルールを明確に打ち出すべきである。施策の順位付けや、社会的経済的制約で施策が実施できない場合の対応策なども整理しておくべきである。</p>
	2(7)			<p>基礎データの収集だけでなく、それに基づいた分析と施策への反映についても明示すべきである。</p> <p>・政府各機関のデータ共有については、早急に実現すべきことであり、いつまでも「検討する」レベルでは弱い。</p> <p>・都道府県レベルでの情報収集・整備との連携を明示すべきである。自然環境の情報は都道府県レベルでの集約が現実的であり、全国レベルでは情報のロスや理解不足による誤謬が多くなってしまふ。例えば、RDBや種の保存法・自然公園法の指定種は、都道府県のそれを総合した上に立脚すべきだが、データ不足や矛盾も目立つのが現状である。</p>
10	1	北海道	研究機関・大学	<p>基本的な考え方につきましては、地球温暖化と生物多様性の問題など、全般的に時宜を得た指摘と思われれます。一方、超長期的に見た国土の自然環境のあり方については、今後のビジョンも必要ですが、どこでどのようなことが起こってきたのか、過去からの変容と変化のスピードを定量的に分析し、将来を予測することが必要と考えます。特に第2の危機に関して、過去100年程度の土地利用の変化パターンの解析などが必要と思われれます。生物多様性の評価手法については、まず、大雑把に、現在の保護区と生物の実際の分布をGISを用いて比較評価するGAP分析を行い、HOTSPOTを抽出し、その後、詳細な分析や対策を立案するといった手法が有効と考えます。</p>
	2(1)			<p>温暖化 温暖化の問題は、今回の見直しで最も重要なテーマと思われれます。特に、指摘にもあるように、生物多様性の保全とセットにした議論が最も重要と思います。</p> <p>国際協力 モニタリングや調査研究が必要なのは言うまでもありませんが、途上国における多様性の保全は地域経済との両立が特に必要です。このため、エコツアーやフェアトレードなどの環境に負荷を与えない経済的手法の導入や、地域住民の理解と協力を得るための分かりやすい環境教育の推進が必要と思われれます。</p>
	2(7)			<p>だいち(ALOS)を活用した情報システムの整備を推進していただきたいと思いますが、一方で、これまで蓄積された自然環境保全基礎調査のデータをわかりやすく提供するシステムが不十分と思われれますので、この構築が必要と考えます。また、2万5000分の1植生図の整備が遅れているため、是非、早急に整備を進めていただきたい。</p> <p>同様に、CHMについても整備が遅れているため、国際的な情報共有のシステムの構築が早急に求められています。また、ローカルな情報についても蓄積が不十分ですので、草の根研究者が情報を提供でき、またそれを簡便に利用できるような双方向システムが必要であると思われれます。</p>

東北地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1		青森県	N G O	<p>私たちは白神山地において、ブナの森の復元・再生活動と位置づけて、白神山地の遺産地域の緩衝地帯の外側の周辺部の杉林の地域を、伐採し複合林として、最終的には広葉樹の森にする活動をしています。全国から、毎年、植樹祭や植林活動に訪れます。しかし、その活動は今地についたばかりで、平成17年に地球温暖化防止環境大臣表彰を受けましたが、また、そこまで貢献していないような気がします。</p> <p>この活動は、里地・里山を守る活動と結びついています。というのは、昭和30年代地元の人達は、スギを植えにこの辺まで入っており、戦後植林された杉は、成木として、伐採をしなければならぬ時期を迎えています。また、またぎや地元の人達が山菜やツキノワグマなどを狩猟していました。しかし、このスギも外材との価格差で、購入先がほとんど無く、伐採できない状況にあります。</p> <p>また、外材も中国の経済発展とオリンピックの為の建設ラッシュで、ロシアからの外材が日本に入っていない為に、この国産材に注目が集まっています。</p> <p>里山の山は、白神山地でも荒れ放題です。このままだと、病気が発生するかわかりません。この活動をしていて、特に最近感ずることは、</p> <p>中国からの黄砂と酸性雨からくる土壌の酸性化の問題、ブナの葉っぱが黄色くなってきている 松食い虫が発生し、深浦方面で伐採したが、ブナ林への影響が心配 日本海で、エチゼンクラゲ・最近ではハリセンボンなど海流の上昇からくる温暖化がブナ林に与える影響が心配される。 国設の鳥獣保護区に指定したことにより、ツキノワグマの里山への異常発生が心配される。最近あちこちで「糞」や足跡を発見する。また、最近、山の中の餌が少ないのか、ニホンザルの里山への出没が増えている 里山の集落には、林業のノウハウを持った人々が、まだ、暮らしているが、高齢化と跡継ぎがない・就労の場がないなどから、後退している。私たちは、本当に白神山地を守るのには、こういう里山に住んでいる地元の人達であり、よそ者には限界があると考えています。</p> <p>こういう活動は、里山に住む人たちの山に対する意識がなくなったら里山は守れないと思います。そこで、山と関わる仕組みを検討しなければと考えます。間伐材の利用を通して自然再生の循環的産業の復興・バイオマスの活用などを検討しなければならぬと考えます</p> <p>団塊の世代や、若者の定住・移住と絡めた、集落への都会の人々との交流を考えて行かなくてはならないなどです。</p> <p>これらを考えると新・生物多様性国家戦略を考えると、白神山地みたいな100%が国有林という中では、私たちNPOだけでは、活動に見解があると共に、今の林野庁の職員数と体制では無理があると思います。</p> <p>そこで、環境省だけではなく、林野庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済の面からも考えなくてはならないので、経済産業省の省庁が連携して、NPOの活動している団体からも検討会に入って意見を述べる体制をつくるべきと考えます。</p> <p>各、省庁がバラバラで活動をしていると考えます。</p> <p>また、持続可能な開発のための教育の10年会議がありますが、もっと地域のコミュニケーションのスタイルというものを、地域資源でもある大学・事業所・市民・学校・有識者と連携していくというスタイル、それが、地球温暖化防止センターなどの活動の軸みたいな形にならないといけないと思います。</p> <p>今の温暖化防止センターは、地方の場合、委託される団体も小さな団体だったり、予算がない団体で、活動事態が形骸化した活動しかしていない。温暖化防止センターがこういう実践の段位の掌握や実践活動に積極的に参加しない限り、国民運動的の広がりがもてないと思うということを意見として述べたいと思います。</p>
2	2(5)	宮城県	企業等	<p>私は環境を意識し、二十代後半から稲作の無農薬栽培をはじめて数年になります。現状を踏まえ持続可能とはいえない状況だと思います。以下に問題点を箇条書きの致します。</p> <p>百姓の稚拙な文面での意見書で大変申し訳なく存じます。ここにメールするのもかなりの勇気がいりました。今後、農業と環境が持続的に保全されていくことを願ってやみません。</p> <p>1、地域特性または現状を踏まえた柔軟性のある補助金 これまでは条件が画一的で補助金をいかにもらうか農家自身が無理にそれに合わせてきた傾向があると思う。これからは、地域特性をいかした環境保全農業のアイデアや工夫に対し積極的かつ柔軟性の有る補助金が必要。</p> <p>2、環境保全的新規就農者への対策 高齢化と若手不足はここ数年現場で強く感じる問題です。環境保全的農業を志す若者の多くが我が家を尋ねてきます。しかし、現実問題として、イニシャルコストに対する固定費の問題や労働の苛酷さなど私自身、彼らを引き止めることがしばしばあります。そこで、細かな参入しにくい諸問題に対し調査研究、その結果をフィードバックし環境保全的農業を目指す若者らへ彼らの地域環境に対する農業計画を示してもらった上で一定額の資金援助を行う。</p> <p>3、環境と農業の対立構造への問題 地域で環境保全農業に取り組んでいると必ずといっていいほど従来の農法の大多数の方々から反発の声が上がります。これは日本全国どこにでも必ずある問題です。里地里山はほぼ100パーセントは人間の手による環境です。重要なのはそこに介在する人間関係なのです。そこで、重要と考えるのは対立構造におけるコミュニケーション理論の解明です。学問として徹底的に地域のコミュニケーションの問題点をあらいだし、解決ノウハウを研究する必要があると思われま。また、環境省から中立的な立場の専門担当官を派遣し両者の言い分を踏まえた問題解決が必要と思われま。</p>

3	2(4) 2(5)	宮城県	<p>企業等</p> <p>取り上げていただきたい意見は、圃場整備事業についてである。 当地方は、蕪栗沼とその周辺水田がラムサール条約登録地として登録されているが、実際に登録されている沼のごく近隣地域でさえ、今年圃場整備が行われる。環境に配慮した圃場整備ということで地元では多少の説明会等は行われているが、この圃場整備事業についての見直しをもっと前向きに進めていただきたい。 当方は、自ら農業を行うと同時に、田尻および周辺地域の有志の農家(約130名)と共に、自然環境と調和した田んぼ作りを目標に、「雁首米」の栽培を行っている。また、田んぼの生き物調査などを通じて自然環境との共生を目指しているが、これらの活動により、圃場整備事業が生き物と共生した「新しい米作り」において最大のマイナスファクターになっていることを提言したい。 圃場整備事業が「新しい米作り」において不となる要因は次の4点である。</p> <p>1. 水系ネットワークの破壊 我々が最も憂慮しているのは、水系ネットワークの破壊である。 当地域がラムサール条約登録地となった背景には、マガンの呼び戻しとそれに寄与した水田の沼への返還および周辺水田における冬期湛水運動が最初にあった。水田のウェットランドとしての機能を活用した試みであったが、圃場整備事業はこれと真逆の水田の乾田化事業である。 一度圃場整備が入ると、冬期に水を呼び込むことはまず不可能である。マガンとの共生、地力の向上、除草剤使用の低減など、冬期湛水によりもたらされる水田への恩恵はもはや得られず、冬期に用水または排水を供給してほしいという意見に対しては「電気代」の問題が大きいのしかかる。環境に対する意識の高い農家の意欲を低下させている。 何より、日本の食を支える米産地において上水および排水共に完全に水系より分断されるということは、「日本の自給率を事実上支えている水田が、もはや水すら自給できない」という事実他にない。地球規模の大災害によりあらゆる資源が利用不能になっても、田畑さえあれば人は生きていけるはずであるのに、その生命線である水は電気がないと供給されない(自給できない)のである。田んぼや水路からメダカがいなくなった事実はまさにこのことを示している。そして、メダカの豊かな蕪栗沼周辺水田では、「環境に配慮した圃場整備」として、沼周辺からウェットランドと生命のゆりかごを奪い、穏やかな命あふれる水路が失われることになる。いかに魚道を作ったところで、そこはもはや湿地ではなし、小川ですらない。</p> <p>2. 水田生態系の破壊 また、生き物調査やビオトープの概念から水田を鑑みると、水田生態系は水路-圃場-畦畔といった3つの側面があるが、ほとんど認識されていないのが、水田生態系における畦畔の重要性である。田んぼは、湿地の中に畦畔という陸地を併せ持つものであり、さまざまな生き物がこの中で生活し、越冬している。圃場整備事業により、この畦畔が均一になられ、あるいは農道化することによりその面積は著しく減少する。これにより、水生昆虫やイナゴ、無農薬栽培の生命線ともいえるクモまで激減してしまう。クモの減少は、安全安心な食の生産において致命的である。</p> <p>3. 収穫される米に対する影響とブロックローテーションや仮管地などの維持管理問題 圃場整備後に収穫される米は、さんさんたる有様である。収量が整備後に明らかに減少するだけでなく、品質が低下する。特に、ひとつの圃場から取れる米の水分量がばらばらで、等級がつけられないこともある。そこで一からの土作りを農家は始めるわけであるが、ブロックローテーションや仮管地といった方策が採られると、土作りのために一人の農家がどれほどの労力や土作り資材を投入しても、翌年は別の田んぼで米作りをさせられることになる(ローテーション)。いかに土作りを頑張っても、同じ田んぼで次の年に別の農家が心無い維持管理を行えば、意識の高い農家のやる気をそぐことに他ならない。「無駄な土作り」ほど、農家にとって苦しいことはない。</p> <p>4. イメージの悪化(特に消費者に対して) 安心安全や、生産者の顔の見える農産物作りは、もはや日本の食糧生産の大前提といっても過言ではない。消費者にとっては、自然と調和した美しい里山環境を期待するのは当たり前のことである。そして、実際に田んぼを見て大きく落胆するのである。まず、「水が蛇口から出てくる」という点である。以下に生き物が豊かであっても、水が蛇口から出てくるのでは都会の台所と同じではないか。美しい里山自然、そして疲れた都会の人々を癒す心の故郷としての農村の役割は大きい。空気がよく、生き物が豊かで、安心安全、でも、消費者はがっかりするのである。そこで初めて、消費者は自分が「安心安全なお米」ではなく「メダカが遊びに来る田んぼ」を求めていることに気付く。田んぼを守るための活動をして消費者は動かないが、これをメダカを守るための運動と言い換えて初めて消費者が動いたという話は珍しくない。 農村の最大の生命線は消費者である。いかに自然が豊かであれ、いかに生き物の多様性に富んでいようと、消費者が農産物を買ってくれて初めて農業が成り立ち、里山環境が維持できるのである。消費者が里山を求めるところこそが、ひいては里山の活性化や農家の心のゆとり、生き物に対する配慮の気持ちが地域に根付いてくるのである。それは、自然と調和した圃場であって、機能的現代的な圃場ではない。 圃場整備事業のメリットは、あくまで近代農業前提の農薬・化学肥料使用の大量生産のための整備であって、有限な資源と生命の力を利用した「新しい米作り」にとっては負の側面が非常に大きい。生物の「多様性」を語る場において、農地の「画一化」はどのように捉えられているのだろうか。圃場整備事業の、事業そのもの見直しをそもそも図るべきではないのか。私これが不思議でならない。</p>
4	2(5) 2(6)	宮城県	<p>NGO</p> <p>・ガン類は、昔は全国に分布していたが、狩猟・湿地開発により減少(1971年最少)。狩猟が規制されて数は増加したが、分布は広がっていない。 ・過去100年間で宮城県内の湿地の90%以上が開発され、自然湿地、湿田の乾田化や水路の分断化により、湿地をすみかにするいきものが著しく減少している。また、耕作放棄地が増加している ・100年で失われた湿地を100年かけて復元する、湖沼復元100年計画を構想。100年前の湿地環境を意識した利用と管理を行うことにより、湿地的な環境を取り戻す。具体的には、過去の地形図を参考に、かつて湿地であった場所を割り出し、放棄水田は湿地化、休耕田は通年湛水、現役の水田は冬期湛水とするなど。 ・冬期湛水水田により、ガン類のねぐらを分散すると、そのねぐらから10km程度までの水田が新たな採食地となり、分布が拡大する。鳥類だけでなくイトミズ、カエル、クモ等の生物相も豊かになる。ガンを保全するための取組ということだけでなく、それに伴う施肥効果や付加価値に注目した新しい農法という考え方が、農家の協力を得るカギ。 ・現在は食害補償条例を利用して実施している。他にもこれらの取組をサポートする仕組みを作って欲しい。 ・ラムサール条約の精神を具体化する手段として、国家戦略に期待する。</p> <p><雁の渡りと温暖化...宮城県で越冬するマガンの現状> ・今は、マガンの繁殖地であるベーリング海周辺の雪解けが早まることにより、営巣地が増加し、ヒナの増加による餌植物の増加によって個体数が増加している。しかし、さらに温暖化すれば、ツンドラが森林化し、個体数は減少すると考えられる。 ・1990年代を境に気温が上昇し、積雪深が浅くなって、これまでは中継地であったより北の地域で越冬できるようになってきており、越冬地には遅く飛来して、早く飛去するようになっている。マガンは温暖化の影響を顕著に見ることができ、気候変動を知るためのモニタリングとしての位置づけをして欲しい。</p>
	2(5) 2(6)		

5		秋田 県	行政	<p>・秋田県版生物多様性戦略や森林環境税などに携わってきた。論点には必要なことは含まれており、これに基づいて見直しをして欲しい。</p>
	2(4)			<p>・国有林や県との連携が必要である。秋田県では奥羽山脈緑の回廊を中心に、鳥獣保護区や大規模な国指定鳥獣保護区を含む秋田エコロジカルネットワークを築いてきたが、まだ十分ではない。戦略見直しにあたって、鳥獣保護区の再配置や、県を越えた保護区を設けるための検討の場や機会を設けて欲しい。</p>
	2(6)			<p>・野生生物の管理については、保護対象の生物がいる場合を除き、人里の近くに鳥獣保護区を設定しない等、人間と野生生物の棲み分けを明確にする必要がある。また、地域における野生生物管理の専門家を育成することも必要。カモシカの天然記念物を本州だけでも地域指定とすることについても進めて欲しい。</p>
	2(5)			<p>・里地里山においては、農林業の振興が重要であるが、都市近郊の里地里山では自然公園制度を活用する等して、レクリエーションや環境教育のために活かすことも考えられる。</p>
	2(5)			<p>・森林環境税は全国23の都道府県で導入され、秋田県を含めて数県が導入する予定である。人工林を針広混交林に植え替えようとしている。温暖化対策にも有効であると思う。森林環境税を導入した県に対して、重点的に予算を配分したり、森林環境税を国税としたりしてはどうか。</p>
	2(5)			<p>・農水省の田園自然環境整備事業を活用した、環境配慮施設を設置しているが、これに伴う住民の負担は県が負担している。これには限界があるため、負担軽減措置が必要。</p>
	2(3)			<p>・浅海域の保全については、漁業と保護を対立させるのではなく、保護することにより水産物の幼生が供給されるなど、保護と利用を両立した考えかたの保全制度を作ってはどうか。</p>

関東地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	2(3)	神奈川県	個人	<p>海の生物多様性の保全のために必要となる海洋環境について、水質や水循環構造(流れ)の重要性などについても言及すべきである。(生物の多様性を保全するために必要とされる自然再生の推進、生態系ネットワークの保全、流域としての取り組みという枠組みも重要であるが、水質・水循環構造(流れ)といった、生態系成立の基礎となる「健全な物質循環」を成立させる条件について、どのような目標を持つのか、どんな指標を持って評価するのかといった検討も重要である。例えば、沿岸域の環境保全について、水質汚濁防止法などに示される水質(COD、T-N、T-P)と、本案件の生物多様性から見た環境保全が、どのように関連しているのかを整理する必要があると感じる。さらに、委員からの指摘として、「混獲対策だけでなく、漁業資源を崩壊させないためにも、漁業と生物多様性についてもっと掘り下げるべき。」という意見も、漁業に必要な栄養塩レベルという視点から掘り下げるならば、水質規制が目指す栄養塩レベルとの乖離の有無が明らかになり、目標としての海洋環境のイメージが明らかになるのではないだろうか。現在、東京湾再生のための行動計画、大阪湾再生行動計画をはじめ、一連の海域の再生に向けた行動計画の中では、水質の目指す指標としてDO(溶存酸素)が採用されている。これは、生物多様性や豊かな海といった目標を達成するためには、水質基準の遵守だけでは十分でないというメッセージとも取れる。))</p>
2		静岡県	個人	<p>共生という用語法について 新国家戦略では「自然と共生する社会」は、英文では“Coexistence between human beings and nature”と訳されている。Coexistenceは共存であり、共生(symbiosis)ではありません。私は戦略の趣旨からも英文の共存がより正確な用語と考えます。</p> <p>因みに2007年の生態学会での発表課題を例にとると「同一集団に共存する右巻と左巻のカタツムリは鏡像対称か」「ネムノキマメゾウムシの優位な競争者と共存する条件」「溪畔林の動態と共存機構」「ヤナギの補償成長が節足動物群集の共存を促進する」「肉食性水生昆虫の野菜生活:共存」「親木による密度依存効果が植物の多種共存に与える影響」などです。共生では「共生による物質の供給は役に立つのか? : 菌根菌との共生がもたらす植物の迅速な食害応答」「大型甲殻類に外部共生するヒルミズ類の分布」「インドー太平洋の栽培共生」のように用法は限られ、アリとアブラムシの関係のように相互依存的な関係を記述する場合に限られています。これに対し共生では、直接的利害関係のない生物群集の共存を記述しており、ここでの共存を共生と読み替えることは論理的にも矛盾し混乱します。</p> <p>生物多様性の3つの危機について リオサミットで生物多様性と地球温暖化の2つが重要な議題だったにもかかわらず、両者は、それぞれが独立に扱われていることが多いように思います。2002年の国家戦略でも3つの危機が上げられていますが、第4番目として温暖化(これは日本だけではないのですが、(外来生物も国際的な側面を持っているので)を追加すべきだと思います。専門的な事例ですが、温暖化にともない1960年代は九州、四国の南部に分布が限られていたミナミアオカメムシが北上して、福岡、静岡まで分布を拡大しています。それに伴って従来分布していた近縁のアオクサカメムシが絶滅していっています。1960年代はミナミアオカメムシの単棲地帯はごく限られていたのが、今ではアオクサカメムシを犠牲にして拡大をしています。その置き換わりの機構は、増殖率の違いと、不毛の種間交尾です。地球温暖化は、長期の国家戦略には考慮すべきだと思います。</p> <p>人工造林について 1960年代の拡大人工造林は全森林面積の40%、1000万haをスギ・ヒノキの植林に代えた。現在その40%は放置され平均樹齢も40年になる。この人工造林がもたらしたのは、シカの増加(30年間に10倍)、花粉症(年間医療費は2860億)、果樹園最大の害虫カメムシ問題をもたらしている。またノウサギは30年間に20分の1に減少し、将来、絶滅危惧種になる可能性もある。里地・里山管理の重要な管理目標である。ちなみに人工植林を行っていない韓国では、カメムシ問題も地球温暖化で2000年代に顕在化した程度である。</p>
3	3	神奈川県	個人	<p>私は長年人間の活発な行動により自然生態系に及ぼすインパクトを少なくするために、啓発活動をしてきました。慶応大学で、丸田恵美子先生・生態学と石井威望先生・システム論の両ゼミで人間圏と自然圏のつながりを研究し、卒業後、自然環境を守る重要性を環境教育としてわかりやすく伝えていきます。</p> <p>項目12 自然生態系を保全するには人間の便利さを追求する生活様式の見直しという観点がなければ、ごみが増えれば焼却場、クルマが増えれば道路建設……のようなエンド オブ パイプ政策となり効果は期待できません。生態系の健全性を維持するには過剰なエネルギー依存の生活を環境税などの経済措置を導入することにより、二酸化炭素をはじめとする化学物質の排出を抑える施策を取りいれるべきです。次世代の生活の質に配慮して、厳しい資源・エネルギー抑制政策をとらねば、自然生態系の自浄作用を超え生存の危機となってしまう。</p> <p>項目13 都市における緑の減少は悪化するばかりです。家が建て替えられれば、一軒の土地だったところに数軒が建ち、建物と駐車場のみの地面・みどりの無い住宅が増えていきます。学校教育の中で、人間の暮らしにとって、いかに自然が大切か、緑が必要かといった、自然との共生・共存の重要性を教わらずに、成長する大人たちが多いことがこのような状況を生み出す要因の一つだと思います。人間と自然との共生・共存の重要性を学校で環境教育として幼い時からおしえるべきです。欧米の環境先進国での幼い時からの環境教育を日本でも導入しなければ、日本の自然生態系は痛めつけられ、やがて将来の罪も無い世代が劣化した水質・土壌・大気環境の中で暮らしをしなければならなくなります。</p>
4	1(1)	神奈川県	個人	<p>最近、生物多様性国家戦略の中で「効果的な保全手法等」のひとつとして「環境アセスの充実」が掲げられているにも関わらず、「戦略的環境アセスメント」についてSEA総合研究会に参加する大半の専門家委員の意見に反して、発電所を適用対象外とする方針を固めたのは、市民感覚でも到底容認できないと思います。経産省や電力業界の主張する「住民の反対運動で発電所が建設できなくなる。のは、地域社会や生物多様性に対するダメージが相当大きいことを暗に認めたことであり、発電所の新規建設によるエネルギー増強ではなく、代替エネルギー分野、あるいは省エネルギー分野にその分の投資を向けることを国家戦略とすべきだと思います。この事例は、生物多様性の保全が国家にとってプライオリティが低いことを明らかにしたものであり、日本の未来について大変危機感を感じます。生物多様性国家戦略が策定された中でも自然環境が悪化している状況においては、今一度、長期的視点に立って生物多様性の保全により国家に即ち利益(環境的、経済的、文化的)をもたらすか考えるべきだと思います。</p>
	1(2)			<p>国土を構成するパーツ毎の保全計画は効果がないと思います。集水域など、生態系でつながっている大きな地域毎に長期的な保全計画を立てる必要があると思います。また、大型哺乳類の多様性保全のためには、独立して存在している保護地区を繋げる回廊作りを積極的に進める必要があり、過去に設置したが結果的に不要となっている人工物(ダムなど)も撤去していく必要があると思います。</p>
	1(3)			<p>里地里山地域の利用と保全の両立を通じて日本独特の生物多様性を保全するために、地場の農林水産業の振興と消費拡大が有効だとは思いますが、そのためには生物多様性国家戦略にリンクして、食糧自給率改善について具体的な数値目標の設定など含め内需を拡大すると同時に、里地里山地域における多様性に影響を及ぼす化学薬品の使用を削減し、かつ持続可能な農林産業の推進が必要だと思います。</p>

	2(1)			<p>森林の評価について、生物多様性を温暖化と等価値に置く必要があるという意見に賛同します。森林に関してCO2の吸収効果が測定されているのと同じように、農業においても「有機農業」が「慣行農法」よりもCO2の排出抑制、吸収が上回ることで科学的データで裏付けされれば、有機農法の推進につながると思います。かつ、有機農法は、化学物質による水資源、大気汚染による生物多様性や人間への影響を抑制でき、田んぼや畑が水生生物や昆虫など生態系ピラミッドの下位にあたる生物の生息域になると思います。</p>
	2(2)			<p>子供たちの関心が生物に向かないのは、一番身近にいる大人(多くの場合は親)の価値観に問題があるからだと思います。身近な大人が、自然の中で過ごす時間を多く取り、身近な自然を敬愛し、また、人間活動による環境への影響を減らす努力を生活の中で実践していれば、自然と子供たちも関心を高めることになると思います。また、子供は「遠くの大自然」より「身近な小さな自然」により多くの影響を受けると思います。</p>
	2(2)			<p>生物多様性の保全のためには、根本の問題に働きかけているNGO、NPOの支援が大変重要だと思いますが、そのためには、企業や個人による寄付金に対する税制の見直し、および税額控除対象となるNGO/NPOの拡大が必要だと思います。こうした制度改革も生物多様性国家戦略と切り離さないといいと思います。</p>
	2(3)			<p>海洋保護区の設定については賛同します。また、人間の重要なタンパク源でもある漁業資源の持続可能な利用のためには、持続可能な漁業を営む生産者を支援する仕組みが必要だと思います。水産庁のホームページにも日本周辺水域の主な魚種に資源状態に関するデータがあるが、一般の消費者は誰もみないと思います。消費者がそうした生産者や水域の製品を正しく選べるハンディタイプの「シーフードガイド」のようなものがあるとよいと思います。</p>
	2(5)			<p>「里山問題で決定的なのは薪炭生産が経済性を失ったこと」という委員等の発言がありますが、薪炭生産を再活性化させ、経済性を復活させるために、暖炉や薪ストーブの一般住宅における活用を促進してはどうかと思います。そうすることで、化石燃料への依存も同時に減らせると思います。</p>
	2(6)			<p>日本固有あるいは地域固有の遺伝的な多様性の重要性をもっと啓蒙すべきだと思います。例えば、サケマスや鮎などの稚魚放流について、一般的に見れば「良いこと」で、子供の環境教育等にも活用されていると思いますが、他の河川から別の河川への移植放流は特定の河川の遺伝的多様性を損なうことにもなると思うからです。外来生物の販売や持込は、意図的、非意図的なものも含んでもっと厳しく管理、取り締まるべきだと思います。非意図的な例としては、藻の巻貝の一種が海外渡航者の着用していた靴や衣服を通じて自国河川に持ち込まれ、繁殖して危機的な状態になっている河川が海外にはあると聞いたことがあり事前に予防するためにも環境省だけでなく関連団体やメディアなどを通じて注意喚起が必要だと思います。</p>
5	1(2) 2(5) 2(6)	東京都	個人	<p>野生動物のハビタットを定量化し、開発による消失量と代償量を明確にすべきである。 野生動物に対する予測評価は、現在アメリカで行われているHEP手法を積極的に取り入れるべきである。 理由：現在のアセスメント制度では、動物のハビタットの予測評価が定性的であり、開発による消失量と代償措置の規模はあいまいである。その結果、例えばある樹林性コウモリの10haの生息地の消失に対し、その代償措置としての植栽面積は1haでも許可される。あるいは「大きな影響はないという」予測で植栽面積0haでも許可される。 この制度では、多くの野生動物のハビタットはいずれ消失し、その結果、生物多様性は低下するだろう。</p>
	1(2) 2(5)			<p>事務局や委員の方々は実際に、有機農業を実践している農家を見学されては？ 里山は保全するものではなく、利用するものである。 薪炭生産もそうだが、落ち葉を利用した堆肥作りも重要な活用方法だ。 これを利用する者は有機農業を行う農家である。 なので有機農業を行う農家を支援したり、増やす対策を考えられてはいいか？ 有機農業は雇用対策・持続可能な利用・CO2対策など、1石5鳥以上役立つだろう。</p>
	2(6)			<p>野生動物のハビタットを評価する手法は上記のとおりだが、希少種については、国でHSIモデルを作成、またはその作成を支援すべきである。 理由：これらの仕組みがないため</p> <p>希少猛禽類や海棲動物だけでなく、樹林を利用する樹洞棲動物(特にコウモリ類)に対しても保護指針を作るべきである。 知見の収集や指針作成には市民団体の協力を得るのが良いのではないか。 理由：指針が全くないため。樹林の伐採で最も影響を受けるのは、コウモリ類をはじめとする樹洞棲動物のため。</p>

6	1(1)	東京都	企業等	<p>人間の活動(=経済活動)と生物多様性の保全は不可分であり、生物多様性の保全を図るということは、取りも直さず経済活動そのもののあり方を見直すことだ、という視点が抜けている。これなくして本質的な前進は有り得ない。経済活動の縮小ではなく、質の転換を図る必要があるということ。目を反らすに環境省が言わなければ、経済産業省他の役所はいつまで経っても本質的な転換を図れないだろう。勇気を持って、本当に言うことは何かを再度考え、明記してほしい。伊藤忠の例(伊藤忠商事CSRレポート2006 P9~P22 http://www.itochu.co.jp/main/csr/index.html)でも、最初は何をバカなことと言われている中で、本音での対話を繰り返し、私たちの未来の世代のために本当に必要なことは何か?本質的に企業が持続的に存続するために必要なことは何か?本質的に企業価値を高めるものは何か?を議論する中で、CSRアクションプランも作成することができた。あなたたちも諦めず、本質的に大切なことを他の省庁の人に発信すべき立場にあるのだから自省庁の範囲の中で、要領よく文章をまとめることは辞めて、日本国の視点に立って生物多様性保全のために必要なことは「これである!」ということを書いてほしい。</p>
	1(3)			<p>生物多様性の評価指標に必須の要件として、それが例えば企業活動の中でも活用できるような実際の指標も必ず含むようにすべきである。学術的に信頼性を担保することは重要であることは言を待たないが、各セクター(企業など)が実際に使いこなし、効果を上げることができるものがなければ、情報だけが集まって、実際の取り組みは進まなかったということが容易に想像できる。どのような指標であれば、企業のマネジメント活動の中に取り込むことができ、且つ効果的かを企業担当者やNGOなども含めたダイアログ等を速やかに開いて、聴取すべきであろう。一つの参考になるものとして、上記のGRIガイドラインの生物多様性保全に関する指標が参考になると思われる。</p>
	全般			<p>・生物多様性を保全するためには、「確実に」天然林などを含む質の高い自然を保全する必要があります。しかし、大規模な開発などはアセスメントが適応されても、ザルから漏れる多くの土地が常に改変圧力にさらされ、これが近年の日本における生物多様性の激減に繋がりました。環境アセスメント法などの個々の法律で個々の開発案件別に対処する対処療法では、守れないことは明らかです。もっと大きな視点でのまさにグランドデザインを描いてください。例えば、100の国土があったら、そのうち10を産業活動に、10を住居に、40を農林水産業に、40を自然の保護地域に、と大きな保全・利用割合をまず定め、その中で経済活動を営むようにするというものです。イスラエルでは、国土のほとんどが鳥獣保護区に指定されており、町に狼などが入ってきても撃ち殺さないようになっており、空軍の飛行区域も軍の中の生態系保全に関するチームが季節ごとに決定し、戦闘機は鳥類を保護するためにその地域を避けて飛行している、と聞いたことがあります。自然を守るという大前提に立って、必ず自然が守られる社会システムを環境省は提示してください。(CSRの分野では、今こういうことを企業に提案しています: 食料会社に対して、現在のバイオ燃料生産のために一部作物価格が高騰しているが、日本のような富める国は多少価格が 上がっても食料はなんとか確保でき、バイオ燃料もある程度は生産できるだろう。しかし、貧しい国はどうか? 価格上昇で確実に食料を購入できる食べることができない国がでる。その時、儲かるからと、燃料のためにバイオエタノール作物ばかりを生産している企業の社会的責任はどうなるか? 社会はどのように思うか? 例えばだが、世界で必要とされる食料とバイオ燃料の割合を明らかにし、自社が管理する土地のうち20%は自然保全のためにのみ管理し、残りの50%でバイオエタノール用の作物を生産し、残りの30%は必ず食料生産に割り当てる、といったことを宣言してはどうか? という提案を行っている。この考えと同じである。)</p> <p>・林野庁が所管する天然林は、必ず速やかに環境省の所管に移し、抜本的な保全を図ってください。これ無くて、日本の本当の自然環境の保全は実現しません。</p> <p>・サステナビリティ教育を早期に義務教育にしてください。環境問題は、自己増殖を図るという生物の本能に究極的には由来しています。社会の持続可能性に関わる問題を根本的に解決するには、このような人間の性をできるだけ小さい頃から、「見つけ」、「学び」、「理解し」、理解したことへの反応を「行動で示す」ことしかありません。学ぶことが結局は全ての原点だと思います。</p>
7	3(9)	埼玉県	個人	<p>3(9)過疎化しつつある中山間地域では無理に里山里山保全をする必要はないと思う。里山活動は自然体験をすることによって自然に興味・関心を抱かせるプラスの効果もあるが、自然の遷移を止めてしまうという点もあり、一概に良いことではないと思う。</p> <p>自然の中で汗を流す活動をする自然を守っているかのような感覚を抱いてしまうが、里山活動も同様であり、里山活動を行う意味をもう一度塾考する必要があると思う。確かに里山地域に特有の生物は多く、魅力的なものも多いが、日本人の農業の歴史はただか数千年くらいのものだと思うので、里山を代表する生物が人間活動に依存しない生きてきた時代はだいぶ長くあったと思う。</p> <p>そのため、里山活動をやめてしまっ遷移が進むことにより、象徴的な種が減りはしても絶滅することはあまりないと思う。また極論かもしれないが、里山が本来の自然に戻ったことにより、万一いくつかの種が絶滅したとしてもそれによる人間の責任はないと思う(もちろん里山が完全な人工地に変化したことにより、里山の象徴種が減少したりしたら重大な責任があると思う。)</p> <p>今までの多様性国家戦略の流れから難しいかもしれないが、個人的には、里山保全活動の目的を生物多様性の保全とはしたくない。それよりも環境へ負荷が少ない農林業の振興やバイオマスエネルギーの活用といったことをメインの目的としたい。</p>
	3(3)			<p>3(3)の超長期的(「超」という字はいらないと思う)に見た自然環境のあり方にも関係するが、日本はかなり山間部まで集落が入り込んでしまった感じがする。東京から新幹線に乗り西側に進むと人家が途切れることなく延々と続いていることで実感できる。日本はヨーロッパの他の先進国と比べても人口が多く、その人口を支えるため、土地利用も無秩序に行われてきた感じがする(またはその逆かもしれない)。いずれにしても、今、ちょうど人口減少時代があるので、それぞれの自治体がコンパクトシティを目指し、中山間地域を自然に還していくチャンスだと思ふ。日本の大型野生動物にはツキノワグマなど共生はもちろん、同所的共存も無理で、異所的共存しかできない種もいる。今の日本の土地利用のあり方ではかれらが孤立個体群を作ってしまうのは当たり前であり、かれらを守るためには(地域による自立的維持管理と持続的な利用が無理そうな 地方の中山間地のほとんどがそうだと思う)中山間地を人間が生活しない場所に(エコツアーなどの利用は可)、自然に還していくしか方法がないのではないかと。もちろんそこで長生活してきた人々には辛い話であるが、人間は、人口希薄地かつ交通の便の悪い地域よりも、ある程度多くの人間が集中し、公共交通機関の発達している地域の方が生活しやすいのではないかと。農業も中山間地で野生動物と戦いながらやるよりも、都市部の近くで行うほうが輸送コストもかからずいいと思う。</p> <p>これら土地利用に関することは国土交通省や農林水産省とかなり密接な関係を作らなければならないと思う。もしそれが無理であればその2つの省と環境省が合併するように議員に提案してもらった方がいいと思う。また、人間は生物多様性の恩恵を受けて生きているものの、人間活動と生物多様性の保全はほとんどが相反するものだと思う。そのため生物多様性を保全していくためには各地域に人口がどのくらい適切かという議論も必要だと思う。日本の場合ほぼ自給自足していて、野生動植物種の絶滅もそれほどなかったと思われる江戸時代の人口が参考になる。江戸時代よりも生産技術も向上したので、5000万人くらいが適当なのではないかと思う。この数であれば食料自給率もかなりよくなり、輸入国での食糧生産による生物多様性への悪影響や食料の輸送コストを減少させることができるのではないかと。もちろん人口についての議論は非難が多いことが予測されるが、世界的に人口問題は注目されつつあるし、そろそろ真剣に考えてもいいのではないかと。思う。</p>

8	2(4)	東京都	研究機関・大学	<p>国立公園は生物多様性保全上重要な役割を果たしているため、科学的なモニタリングに基づいた運営管理を実施する必要がある。我が国では知床世界自然遺産地域の科学委員会が唯一それに該当する。</p>
	2(6)			<p>特定計画制度は、我が国の野生動物管理が科学的な管理に転換する契機をもたらせた。一方、鳥獣の管理には地域間格差が拡大しつつあり、分布と個体数を拡大しつつある大型獣の管理に対応できていない。全国規模で統一した手法で大型獣の長期モニタリングを実施すべきである。全国を広域ブロックに区分けし、特定計画の上位に位置づける広域管理指針を策定する。鳥獣管理(環境省)は生息地の管理(林野庁)と一体となって、進められるようにしてほしい。</p>
9	2(7)	東京都	個人	<p>生物種やその生育・生息適地の空間分布情報は、自然再生や生態系ネットワークの構築を効果的に進めるうえで欠くことのできないものです。特に、再生の目標設定や生物個体群・群集の再生可能性の予測、生物の視点からの生態系ネットワークの評価などには、継続的かつ量的な広域空間情報が必要不可欠です。この観点から自然環境データの充実、技術開発および収集体制の確立の重要性を述べる必要があるのではないかと考えます。</p> <p>また、時間とコストに制限がある状況を鑑みると全般的な生物分布情報の集積に加えて今後重要な再生対象となる里山やウェットランドなど、特定の生態系ごとの指標種群に焦点を絞った空間情報の収集および体制づくりも重要であると考えます。この際、指標種群の選定や情報収集方法の計画の各段階において研究者が実質的に関わることのできる体制を整えることが極めて重要であると考えます。</p>
10	1(2)	東京都	NGO	<p>○ 世界の最先進国レベルにハード面の社会的基盤が既に整備された我国は、今後は経済の低成長と高齢化の社会に成ると考える可きで、「生物多様性保全と(従来のイメージでの)経済成長の共存」と言った発想は捨てる可きである。(此の考えを敢えて公言はしなくても根底に見据えて置く必要はある。)</p> <p>○ 「今後100年を考えた時に奥山・里山/森と関わる生き方をどう考えるか？」に就いては、強いて事務局だけで起案しようとせず、全国的に検討・論議する場を設定・展開すると良いのでは無いか。</p>
	1(3)			<p>○ 生物多様性の評価指標は、(其後見直しが必要になるとしても)設定されなくてはならず、其れを基にして、「生物多様性保全戦略の発足以来、果たしてどの位我国の生物多様性減少に歯止めが掛かって来ているのか？」を検証しながら先の施策への議論を進める可きである。</p>
	2(1)			<p>気候変動問題に対しては、「気候変動の影響への認識喚起」の活動だけでなく、変動抑制を推進する活動も戦略として必要であり、之には緑化やバイオマスに止まらず、非効率なエネルギー需要を惹起・促進する様な開発行為を排除する活動も其の対象であると言う認識を喚起し、推進する必要がある。</p>
	2(3)			<p>○ 沿岸海域の保全に対しては、「流水域」としての発想が強化される可きであり、内水面や河川に関わる開発行為に対して「海洋保全」の観点からの関与を更に強化推進する必要がある。</p> <p>此の観点から、内陸水系の改変に関わる事業計画への水産関係者の参画と関与を導入する仕組みを明確に設ける可きであり、其れがひいては、漁業関係者の海洋保護区設置への共感に繋がると考える。</p>
	2(4)			<p>○ 各地域のネットワーク強化の為に、地方分権に伴う地方自治体への期待と負担の増加に見合った人材や財政基盤を強化する施策改善が必要である。</p>
	2(6)			<p>○ 外来生物の導入を抑制する為には、導入の大きな一因であるペットとしての過剰な移入に対処する必要があり、長期的視野では「野生生物のペット」そのものを自粛或いは抑制する世論喚起を図る可きであると考えます。</p>
	2(7)			<p>○ 自然環境データの増強・充実は不可欠であり、各公立機関は国家100年の計として此の基と成るモニタリング体制の確立を図る可きである。</p> <p>○ 「市民参加型モニタリング」を効果的に行う為には、個々のデータが総括的に共有活用出来る様に、先ず「モニタリングの基本的な仕様」の標準化を図る必要がある。</p>
	全般			<p>○ EIA法成立以降、其の生物多様性保全への効力を検分すると、現実の運用実績では期待に外れて無力であると言わざるを得ず、開発事業の計画時にチェックをかける「戦略環境アセスメント」を自然環境を改変する全ての事業に対して導入する事は、今後の生物多様性保全戦略に於いて不可欠である。</p>
11	2(3)	茨城県	研究機関・大学	<p>場として見ると、浅海域、干潟、藻場、サンゴ礁等と象徴的なものが記述されていますが、東京湾などの種々の開発や人間活動に晒されてきた閉鎖性内湾域も、生物多様性保全を図るべき重要な場の一つとして位置づける必要があるのではないのでしょうか。東京湾などの内湾域では、元来、生物生産性が高い反面、既にその生態系は人間によって相当痛めつけられてきたとも言えます。一方、東京湾などには、現在でも多様な魚介類が生息し、漁業活動も活発に行なわれています。既に開発に晒されてきた内湾域も、だからこそ、重要な保全域の一つとして明確に位置づけ、積極的に生物多様性保全のための施策が実施されるべきである、と私は考えます。</p>
12	2(5)	埼玉県	NGO	<p>トトロのふるさと財団が、里地里山保全のため、ナショナルトラストにより、購入できる場所は、地目が山林のみであると言える。</p> <p>本来の里地里山の環境は、山林と農地双方を維持した活動により維持されて、生物多様性も維持されてきたものである。トラストにより、山林を購入できるだけでは、片手落ちであり、制度的に見直すべきである。</p> <p>農業者の高齢化により、維持できない農地が放置され、生物多様性の観点からも危機的状況にあり、トトロのふるさと財団のような公益法人だからこそ、制度を見直し、特例を認めることにより、環境が維持され有益であると考えます。</p>
	その他			<p>国がもともと保有している山林等を競売に掛ける時、生物多様性維持のためにも、近接する公園や山林の関係を十分に考慮して、環境省が率先して都県市町等自治体に保全を働きかけるべきだと思います。省庁同士で、十分連絡しあってから競売に掛けるべきだと思いますがいかがでしょう。</p>

13	1(1)	東京都	NGO	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略という名称について 言葉が生硬で一般になじまない。特に「戦略」は軍事用語で、戦争に勝つための長期的な計略といった意味である。生物の多様性を保全することは、対外的な戦争ではなく、内在的価値の発見であり、それにもとづく生き方でもある。従って、「生物の多様性を保全するための国の大体的方針」というような表現に改めた方がよい。 ・冒頭からMA、GBO2という略語が使われているが、正式名称で表現するべきである。 ・生物多様性を「おいしいものを安心して食べ続けるための社会的な目標と位置づける」という説明は、適切とは言えない。そのような人間の利己的な食欲と利益の追求が国内外の生態系を破壊してきた側面もある。 ・人類を含めたすべての生物の生存の根拠であると同時に、すべての生物がその存続に関与していることを示す表現があってほしい。 ・生物多様性は、生物の進化(共進化)の歴史によって形成されてきたことなど、時間軸を入れることも重要。
	1(2)			<ul style="list-style-type: none"> ・超長期的とはどの程度を指すのか、10年、30年、100年(国家100年の計)程度の、具体的明示が必要。 ・また、人口減少、都市化率、化石燃料の枯渇、気候変動といった各種の指標を重ねあわせてのシミュレーションを示す必要がある。
	1(3)			誰がどのような指標を用いてどのように評価するのか、具体的に明示する必要がある。
	2(1)			・地球規模での生物多様性に対する日本の責任を示すために、日本が食糧、エネルギー、木材、金属等の資源をどれだけ諸外国に依存しているかを表示するべきである。
	2(2)			<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性は人類生存の土台であることの認識を教育の中に位置づけるべきである。 ・小学6年の社会科で学ぶ日本の歴史には縄文時代や旧石器時代の記述がない。日本における自然との共生の知恵は縄文文化に由来すると言われている。歴史や地域の文化、風土に関する教育との連携も重要。
	2(3)			・水源から沿岸まで流域を連続した生態系としてとらえる認識が重要。ダム(砂防ダムを含む)によって土砂の流出がせき止められ、それによって海岸線の浸食がすすんでいる。水源と河川流域での自然林の保護と育成を進め、無用なダムの撤去等により、海岸の復元・再生をはかるといった統合的な視点を導入するべきである。
	2(4)			・「自然との共生は日本に特有」というのは、いつの時代の、どのような制度あるいは文化や習慣を指すのか、過去にモデルになるような例があるのかを示すべきである。
	2(5)			中山間地における過疎化の進行の最大の要因は「生活に不便」だということにある。とりわけ戦中戦後の人口増加や食糧難のために、本来農業には適さない山間僻地が開拓されてきた歴史がある。社会経済の変化によってそのような地域が耕作放棄されていくことは、ある意味やむを得ないものとも言える。その地域における土地利用の歴史的推移も考慮し、残すべき里山の保全のあり方を考える必要がある。
	2(6)			・野生生物の絶滅の危機は島嶼地域において著しい。とりわけ小笠原、沖縄、奄美諸島においては、国内外の外来種の持ち込みを厳しく規制するべきである。特定外来生物法においても、島嶼地域については別枠で取り組むべきである。
	2(7)			・野生鳥獣の生息状況をより正確に把握するために、植生(分布、遷移等)、地理(標高、地形等)、気象(気温、積雪等)、個体情報(目撃、捕獲等)等のさまざまなデータを重ね合わせて総合的な実態把握を行うべきである。そのために、指標の整合性やフォーマットの互換性を進めるべきである。種によっては(サル、クマ等)、1キロメッシュの統一データに落とすべきである。
	3(10)			<ul style="list-style-type: none"> ・現行法では、人と家畜が感染する病原体については届け出制等があり、行政に所轄があるが、野生動物間の感染症については法制度がない。早急にツボカビ菌を特定外来生物種に指定するべきである。 ・またツボカビ以外にも病原体の輸入を監視するために、動物愛護法における動物取扱業の取り扱う対象動物に両生類、魚類(鑑賞魚)を含めるべきである。また、ペットや実験動物由来の野生動物への感染症についても届け出制を含め対策を講じるべきである。 ・中山間地における人の生産活動の減少に伴い、野生鳥獣の生息分布が拡大し、個体数も増加することは、ある意味、当然の現象である。50年～100年単位で見れば、拡大・増加したのではなく、急激な減少から回復・再生してきたということもできる。 ・野生動物と人との軋轢については、過疎化や耕作放棄などその地域の社会的要因への対策を含める必要がある。 ・サルなど、種によっては乱脈な駆除によってかえって被害を拡大・拡散させてきた側面もある。クマについては場当たりの駆除が地域個体群を絶滅させるおそれもある。 ・地域ごとに生息環境及び種の習性や生態の知見に基づく保護管理対策を講じる必要がある。地域の人々が相談できる窓口を設け、農作物被害対策や心理的不安除去等のために助言できる制度を設けることも必要である。
	その他			<p>(11)化学物質規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬や化学肥料の大量散布が土壌生態系を劣化させ、工場廃棄物等による土壌汚染も深刻である。予防原則に基づく新規化学物質の開発規制、総量規制のあり方を定める必要がある。 ・死亡した野生鳥獣における化学物質の検出検査等を通じて自然界における疫学調査を重点的に進めるべきである。 ・中国大陸や朝鮮半島などからの大気汚染物質の飛来に対する対策も必要ではないか(両国間の公害防止協定など)。 <p>(12)ゴミ問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸や水辺に遺棄される釣り針や釣り糸に野鳥や小動物がかかったり、山中に遺棄されたり海中等に漂流するビニールを野生動物が飲み込むなど、人の不注意から意図せざる野生動物への殺傷が引き起されている。娯楽やレジャーの場で、ゴミの遺棄の禁止の周知徹底が必要である。 <p>(13)ライフスタイルの転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全のために、国民一人一人ができることを例示する。 ・一人一人のわずかの心がけでも総体としては大きな効果を出すことができるライフスタイルについての記述を加える。 <p>(14)遺伝子組み換えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学研究および農業・畜産・養殖等における遺伝子組み換え技術の導入に対するリスクアセスメントおよびリスクコミュニケーション(合意形成等)についての記述を入れる。 <p>(15)生物多様性条約の中に含まれている人文社会的側面についての記述を入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ民族の伝統的世界観への敬意。 ・家計やライフスタイル変革の鍵となる女性の消費行動。 ・地域に残る自然との共存のあり方を示す伝統行事の意義など。

14	東京都	その他	<p>1、第1の危機に対する取組 現行の新・生物多様性国家戦略(以下「国家戦略」と言う)はその冒頭で、生物多様性の第1の危機として、人間活動による種の減少・絶滅、生態系の破壊・分断・劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失をあげ、その要因として、「開発や土地利用による生息・生育地の破壊、生息・生育環境の悪化」を挙げている。そして、「第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針」では、施策の基本方向として、第一に「保全の強化」を挙げている。生物多様性に対する最大の危機が生息地の破壊であり、何よりも生物の生息地を破壊から守ることが最も重要な施策であるという観点は、新たな国家戦略においても維持されるべきである。</p> <p>生息地の破壊の最も大きな要因は大規模な開発行為である。大規模な開発行為による生物多様性に対する危機は、他とは対等に論じられないほどに、大きな影響を及ぼしている。そして、その大規模な開発行為の多くに、国自身が積極的に関わっていることも無視できない事実である。その観点から見ると、国家戦略の危機の分析は、責任の問題をあいまいにしていると言わざるを得ない。国や地方公共団体が関わってきた開発行為については、その功罪について正当な評価が必要であるし、現在進められている開発行為については、その抜本的な見直しを検討する必要がある。</p> <p>例えば国家戦略の第3部第2章第3節では「湿原・干潟等湿地の保全」の重要性を掲げ、環境省は守るべき重要な湿地のリストとして「重要湿地500」を選定する。従って、国家戦略においては、まず、これらの重要湿地がどのようにして守られ、あるいは開発等により危機に晒されているか、守られていないとするとその原因はどこにあるのかの分析は欠かせないであろう。例えば、諫早湾では、潮受け堤防の締め切りによって約1550haの干潟が一気に消失し、沖縄県中城湾では泡瀬干潟の埋立が始まっている。これらはいずれも日本の重要湿地に選定されているだけでなく、戦後、埋立によって大きく面積を減少してきた干潟の中でも、比較的大きな面積がまとまって残されており、周辺海域の生態系においても重要な位置を占める、とりわけ保全される必要性の大きい干潟である。</p> <p>しかし、国家戦略では湿地に関する施策の方向として「保護地域化が必要な湿地については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定…による保全を進める」という、今後の保護地域拡大という施策の方向が示されているだけであり、その後の点検結果においても、ただ単にラムサール条約の登録湿地数の増加が掲げられているだけである。確かにラムサール条約によって登録される湿地の数は増加しており、その点は一応、評価できる。しかし、一方で、大規模公共事業によって新たに登録される以上の湿地が破壊されているのである。これらの公共事業による湿地破壊が本当に避けられないものであるのか、これらの公共事業が極めて貴重な湿地を破壊してまで進める価値があるものなのかについては、冷静で客観的な分析なくして、条件の整った箇所からのラムサール条約登録を行っていくことのみをわが国の湿地政策の「戦略」とするのであれば、その保全の実効性の極めて薄いものとならざるをえないのである。</p> <p>論点整理においてはたびたび「生態系ネットワーク」「自然再生」という用語が登場する。確かに、生態系を保全し生物多様性を維持、回復させるためには人間の積極的な関与が必要であることは否定しない。しかし、ネットワークの形成も自然再生も、現時点で残されている生息地を保全し、これ以上破壊しないことが大前提であるべきである。その意味で、現在残された生息地の保全は、生物多様性を保全する上での必要条件とする位置づけが欠かせない。新たな国家戦略においては、大規模公共事業、開発行為による生息地の破壊に対して、国自身の真摯な反省、見直しが明記されるべきである。</p> <p>2 具体的な数値目標の設定 国家戦略「第4部 具体的施策の展開」では、最も多くの紙数を費やして、国土の空間特性・土地利用に応じた施策と横断的施策、基盤的施策を詳細に論じている。</p> <p>国土の空間的特性・土地利用に応じた施策では、森林・林業、農地・農業、都市・公園緑地・道路、河川・砂防・海岸、港湾・海洋、漁業、自然環境保全地域・自然公園、名勝・天然記念物の各分野についての施策が提示されている。</p> <p>横断的施策としては、野生生物の保護と管理、生物資源の持続可能な利用、自然とのふれあい、動物愛護・管理をあげて施策を論じている。</p> <p>基盤的施策としては、生物多様性に関する調査研究・情報整備、教育・学習、普及啓発及び人材育成、経済的措置等、国際的取組を取り上げている。</p> <p>個々の施策の内容については、評価すべきものも多い。しかし、その施策について具体的な目標設定がなされていないため、現実の行政の中で各施策がどのように取り組まれてきたかについて、客観的に評価することが困難である。例えばほんの一例であるが、国有林野における保護林の設定の項に関して「積極的に指定するなどその拡充をはかります」、環境保全型農業の推進の項において「エコファーマーの増加が続いております」という表現で結論付けられている。しかしこのような表現では果たして本当に行政が国家戦略の実現に真剣に取り組んだのか、外部からの評価が不可能であるし、行政内部においても、他の様々な行政需要の中でとすれば国家戦略の優先度が下げられる結果となってしまうであろう。</p> <p>しかし、少なくとも縦割り行政のもとで各政策が策定され、実施されるのであれば、各施策の目標が具体的に設定され、その達成度を他の分野からも客観的に明瞭に確認できなければならない。施策の達成度を評価するための具体的な指標や数値目標の設定などが、より具体的に行われる必要がある。この点が、国家戦略の具体策の中に欠けている。</p> <p>3 地域的戦略の欠如 国家戦略は、その「3つの目標」の中で、「長い歴史の中で育まれた地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全すること」を目標の一つとし、そのグランドデザインのイメージでは、「道路、河川、海岸などの整備を、国土における緑や生物多様性の縦軸・横軸のしっかりとしたネットワークと位置づけ、奥山、里地里山、都市を結び」、「住民・市民が、自らの意志と価値観において生物多様性の保全・管理、再生・修復に参加し、生物多様性がもたらす豊かさを享受し、そうした行動を通じて新しいライフスタイルを確立する」と述べている。また、第3部第1章第3節の「生物多様性から見た国土の捉え方では、各生態系の特色を論じつつ、生態的ネットワークの重要性について度々言及しており、さらに第2章第1節の「重要地域の保全と生態的ネットワーク形成」では、「地域固有の生物相の回復を図るためには、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態的特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態的ネットワークを形成していくことが必要」として述べている。</p> <p>論点整理においても生態的ネットワークの形成及び自然再生が今後の重要な施策の方向として各所に登場している。わが国の生物生息空間を戦前あるいは高度成長前の状態に戻すことは不可能なものであり、生物多様性を維持しながら持続可能な社会を形成していくためには、今残された生物生息空間を保全することは当然として、開発によって分断された生息空間をネットワークでつなぐための取り組みが今後重要となってくるであろう。</p> <p>そして、これらが実現されていくためには、地域的特性を生かした各地域での生物多様性保全の戦略が必要である。各地域において具体的に、当該地域の自然の状況を分析し、分断された生息空間を具体的につなぐ、地域ごとにネットワークを形成していく個別の取組なしには国家レベルでのネットワークの形成など不可能である。その過程では様々な利害の調整が必要となる。また、行政機関が持っている個別の権限を調整して行政の縦割りを解消していく取り組みも必要である。</p> <p>論点整理の最後に「さらに議論いただきたい点あるいは問題意識の例」として「地方版生物多様性戦略の策定を促すこと…など地方の積極的参画を進める具体的な方策を打ち出せないか」という指摘がなされているが、正に国家戦略を受けてその示す方向性をさらに地域において豊かに実現していくための地域戦略は、国家戦略を実現していくためにも絶対に欠かせないものである。</p> <p>地域における戦略の策定と実施の場面でこそ、住民はよりよく参加のシステムを獲得し、力を発揮しうるのである。現行の国家戦略はこれを欠いているのであり、新たな国家戦略においては是非、都道府県あるいは市町村における先進的な事例を紹介し、地域における戦略づくり促進するべきである。</p>
----	-----	-----	---

			<p>4 住民参加 論点整理は各所において、住民、NGOの参画、ボランティアの重要性を指摘する。住民参加の重要性は総論においては否定するものはないであろう。しかし、残念ながら個別具体的な場面において、国は決して住民参加を重要視していないばかりかむしろ排斥する傾向が見受けられることは、淀川流域委員会の休止の例を挙げるまでもなく、明らかであろう。特に、生態系を大きく破壊する大規模公共事業に対して、生態系を守ろうとする立場からの住民の意見を反映させる手立ては、不十分な環境アセスメントの手続きを除いては全く用意されていない。</p> <p>どうすれば実効性ある住民参加を実現できるのか、特に、計画、事業の立案段階から実質的に住民の意見を反映させる手立て、あるいは国家、地方自治体、大企業において行われる大規模な自然破壊に対して、住民が異議を述べる手立てをどう実現していくかは、極めて重要な問題である。この点については独立した章を設けて十分に論及されるべきである。ただ単にお題目のように住民参加の重要性を指摘するだけでは、意味のある住民参加は決して実現しないのである。</p> <p>また、生態系の破壊を止めるあるいは自然保護行政を積極的に推進するための裁判制度の利用についても真剣に議論されるべきである。行政事件訴訟法が改正されて、原告適格が広げられたが、残念ながら、訴訟によって大規模な自然破壊行為を差し止めることは未だに大きな困難を抱えている。諸外国の事例を参考にしながら、司法によって生物多様性の保全を実現していく制度の実現を目指すべきである。</p> <p>5 統合的施策を現実化するための統合的法制度の必要性 国家戦略を実現していくための包括的な立法が存在していないことが、国家戦略に述べられた施策の実効性を不確かなものにしていく。わが国は、生物多様性条約を締結する際に、現在の法体制で条約の遵守は可能であると判断し、特別な法体制を作ることしなかった。だが、生物多様性条約自身が、他の条約が存在しつつも、これまでの条約が対象としている分野を包含し、対象としていなかった部分も含み、生物の多様性を包括的に保全するための国際的基本枠組みを提示するために策定されたものである。国内法においても同様の発想が必要ではないだろうか。現時点では、わが国における生物多様性を保全するための包括的な基本枠組みは、国家戦略のみである。しかし、これは法律ではなく、ここに示された施策を実施するための法律は、それぞれに目的を異にする他の多くの法律になる。それらの法律は各分野に沿ったものとなっており、そのために、国家戦略は、主体の連携や計画の連携を強調するが、それを保障するものはない。生物多様性保全に関しては、各生態系を地域的なつながりの中で、管理していくことが極めて重要であるが、誰がどのような場面でそれを実施していくのか、誰がその達成度を確認し、最終的に誰が責任を負うのか、具体策の策定のそれぞれの場面で住民の参加はどのように保障され、どのように実施されていくのか、ということが統合的な施策の展開として明らかにされる必要がある。これらの施策の展開を保障していく法体制が必要である。</p> <p>そのために生物多様性の保全を目的とした生物多様性保全法を制定して、国家戦略を法律に基礎を置く数値目標も盛り込んだ国家計画とすべきである。また、地域における地域計画の作成についても法律で義務づけるべきである(日弁連平成18年10月6日付決議参照)。そうでなければ、生物多様性を優先価値として保全していくことは極めて困難である。</p> <p>6 新国家戦略に向けての市民参加について 今回の意見募集期間は3月15日(木)から4月2日(月)までのわずか19日間である。しかし、この短期間では十分な検討を行ったうえで意見表明は困難である。また、団体、組織としての意見表明を行おうとした場合、団体、組織内での討議を経た意思決定を行うには全く不十分である。</p> <p>4月中旬に全国8都市程度で地方説明会を開催する予定とのことだが、まだ、開催場所、日時の公表もない。同説明会では、各会場4名程度に意見発表の機会が与えられるようだが、発表者は環境省が選任するとされており、これでは市民が十分に意見を表明する機会が与えられたとはいえない。</p> <p>また、今回出された意見を受けてどのような議論がなされ、それが論点整理にどのように反映されたかについての公表方法も全く不明である。これではいくら意見を出してもただ聞き置くだけという扱いがなされないのではないかと危惧を抱かざるをえない。</p> <p>今回の論点整理に引き続いて、新たな国家戦略作成の手続きに入っていくことになるのであるが、その際には、もっと十分に市民の意見を聞いて、それが国家戦略の内容に実質的に反映される手立てが必要ではないか。そうでなければ、国家戦略においていくら市民参加の重要性をうたったところで、それは、絵に描いた餅になってしまうであろう。</p>
15	2(2)	神奈川県	個人 <p>生物多様性保全の「学習・教育と普及広報」のためには、国立公園や自然豊かな地域にあるビジターセンター、ネイチャーセンター、自然の家などの自然系施設の活用を図るべきと考える。(財)日本野鳥の会の調査では、このような自然系施設が全国に約900存在していることが判明している。施設の管理運営主体は様々であるが、その枠を超えて、生物多様性保全の拠点として活用すれば、普及広報の大きな力になるであろう。</p> <p>現状では、それぞれの施設の取り組みは千差万別で、活用されているとはいいがたい。施設によっては、展示物がずっと更新されずに古くさくなっていたり、節約のためか照明が消されて薄暗い施設もある。こういった施設は利用者に「自然はつまらないもの、難しいもの」という印象を与える可能性もあり、生物多様性保全にとってはマイナスである。その意味でも施設の活用は必要である。今後の議論を期待したい。</p>

16	3(7)	東京都	N G O	<p>1. 海域保護区(MPA)の定義 MPAは定義により性質を大きく異にするものであり、MPAの議論では定義が極めて重要になる。ここではMPAを「生物多様性の保全に貢献し、漁業資源の増殖に寄与することで海洋の生産力を高める管理手法の一つ」であり、「持続的な生物生産の確保を図るために科学的根拠に基づく管理措置を設定する区域」と定義したい。特にこのMPAの定義の問題に関連して、MPAはしばしば漁業活動の全面禁止であると理解されるが、国際自然保護連合(IUCN)の定義においても、保護区域とは、「法的あるいは他の効果的な措置により管理されている区域」であり、つまりは活動が「管理されている区域」であって「人類の活動を全面禁止する区域」とは謳っていないことを強調しておきたい。尚、上述以外のMPAの定義については、後述したい。</p> <p>2. MPAの実施状況と管理手法としてのMPAの位置づけ 上述の定義によるMPAについては、すでに、我が国の漁業者や国及び地方自治体が禁漁区、禁漁期、藻場の保護等のかたちで漁業資源及び生態系の保護に取り組んでいる。その意味においてMPAは、「漁業と両立できる」ことを目指す以前に、漁業に不可欠な資源管理の中の一手段に他ならない。更には生態系の保護や資源の増殖は、MPAのみにより行われるものではなく、漁獲可能量(TAC)・漁獲努力可能量(TAE)による漁獲の規制に加え、沿岸海域における、共同漁業権等による管理・規制を始めて、種苗放流、環境保全、果ては、豊かな海を育む森林の整備に至るまで多様な手段を漁業や地域の特性、資源状況等様々な要因を考慮しながら、科学的根拠に基づき実施するものである。MPAはかかる包括的な手段の一つの部品に過ぎない。MPAを含む上述の手段はすでに我が国で実施されてきており、今後も同様に実施していくものであり、その意味においてMPA自体、新しい措置ではない。更には、包括的な手段の一つの部品であるが故に、一つの手段を必要以上に焦点を当て推進するものではない。それは人体の健康の維持が、食生活、休養、薬物の投与、手術、精神的ケア、リハビリ等様々な手段を必要に応じて包括的に組み合わせることで達成され、その中の一つを特化して推進することに意味がないのと似ている。既述の通りすでに実施されているMPAについて更に今後の戦略として位置づける必要性があるとすれば、それは、定義により如何様にも解釈可能な今日のMPAに対し、上述の定義を再確認することである。</p> <p>3. 上述以外の定義によるMPAの問題点 今日国連を始めとする海洋管理を検討する様々な場において、様々な考え方によるMPAの推進が論じられている。これらのMPAの問題点について主要なものを下記に取り上げたい。 国連等の場においても環境団体を中心に世界の海の特定の割合をMPAにすべきとする主張がある。これは本質的に地域特性を始めとする科学的に考慮すべきあらゆる要因を無視した議論である。既述の通り、MPAは包括的な漁業資源及び生態系の管理の一手段に過ぎず、MPA自体が独立した「目標」とはなり得ない。海洋に占めるMPAの割合は、科学的根拠に基づき設定された個々のMPAの総和として結果的に算出されることはあっても、先に割合を設定するという作業は順序が逆である。それは例えば患者に投与する年間の薬の総量を先に設定するのと同じ乱暴さがある。年間に消費される薬の量は個々の患者の必要性に基づき投与し、結果的にその総量が算出されるものでなくてはならない。最初にMPAの割合を決定するという手法は、個々の海域の保全に対する効果が期待できないばかりか、健全な漁業活動を不当に阻害するものである。 次に日本の国家戦略として最も採用すべきでないMPAを取り上げたい。それは科学的根拠なしに単に人類の活動を排除するという目的で定めるMPAであり、その代表的なものが捕鯨の南氷洋サンクチュアリーである。国際捕鯨条約によれば、同サンクチュアリーについて、「保存状態に関係なく、禁止すると謳ってある。」「保存状態に関係なく」という一節が意味するところは、持続的な生産活動が可能であることを科学が裏付けてもなおその活動を禁止するという他に他ならない。かかるMPAには資源を管理しながら有効利用するという持続的利用の観点はない。これはそもそも生物多様性条約の理念に真っ向から対立するものである。同条約の前文には以下のように書かれてある：「生物多様性の保全及び持続可能な利用が食糧、保健その他増加する世界の人口の必要を満たすために決定的に重要であること、並びにこの目的のために遺伝資源及び技術の取得の機会の提供およびそれらの配分が不可欠であることを認識し、…」このことから、条約自体が資源の持続的利用のために生物多様性の保全を促進していることは明らかであり、「資源状態に関係なく」生産活動を禁止するサンクチュアリーとは相容れないものである。これは鯨類に関するものであるが、このようなMPAが漁業においても適用され拡大を続ければ、人類の食糧生産に取って深刻な脅威となるであろう。現在すでに世界人口の増加と途上国の生活水準向上による陸上資源への圧力の増加が危惧されており、食糧問題はエネルギーの奪い合いの問題とも絡み合い、最近の例ではエタノールを再生可能エネルギーとして推進し、自動車の燃料に用いたところ、食用のトウモロコシが高騰して供給が逼迫している。かかる状況の中で、政治的な環境運動のトロフィとして利用を排除するためのMPAを不用意に増やせば、食糧生産の減少により、環境圧力が他の海域あるいは陸上に移り、これらの環境を荒廃させるだけである。故に、わが国の「生物多様性国家戦略」として採用するMPAは、政治や動物愛護のために資源の利用を排除するMPAではなく、海洋の生産力の向上に寄与する道具の一つとしてのMPAとして明確に定義し、科学的根拠に基づき実施していくべきと考える。</p>
17		東京都	企業等	<p>生物の多様性に関する条約は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の締結よりも早い時期に締結国会議が開催されるにいたっており、また日本では国際社会の中でもいち早く生物多様性国家戦略を策定し、更に今回三度目の戦略策定に行っている、という事実に対し、一般国民への認知があまりにも低い。</p> <p>先進的な取組みをされている環境省に取組みについては、さらなる公知広報の機会をつくり地球温暖化に代表される「気候変動に関する国際連合枠組条約」並みの広報活動や国民運動にまで広げ、定着されることを希望いたします。</p> <p>日本が国際社会に対する多様な取組みの中で、こうした環境全般に対する対応は日本が担うべきある種の国際社会に対する社会的責任である、せっかく現実に環境省殿が行っている各種政策について、みやすく判り易く国民に周知、認知し参加を促す動機付け等の手段についても多様な施策を講じるべきと考えます。</p> <p>気候変動に関する国際連合枠組条約 地球温暖化 クールビズやチームマイナス6%等といった、非常に理解しやすい構図を作ることは難しいですが、生物多様性の場合には、その理解にも多様性がありすぎるため、早期につくるべきでしょう。</p> <p>小職は、業務上の機会があり気候変動、水フォーラム、その他こうした環境に関する国際会議に関与させていただいておりますが、2010年の生物多様性締結国国際会議の誘致をはじめ、こうしたコンベンション、イベント等を通じた啓発普及、広報活動は重要な手段であり、国民への理解、参加を求めるにはよい機会であり直接的で有効なコミュニケーション手法と存じます。</p>

18	1(2) 2(3) 3(7)	東京都	NGO	<p>いずれにも共通しますが、具体的な方針が見えないことが残念です。このままではお飾終わるのではないかと、という懸念がなくなりません。</p> <p>たとえば、1.(2)について言えば、長期的な視点に立ったとき、日本の漁業はどのような方向に向かうのか、という予想が重要な要素となりますが、この部分は水産庁丸投げになってしまうのではないかと懸念しています。</p> <p>沿岸の再生なしには漁業の持続性も多様性保全もありえないということは常識ですが、水産庁はいまだに遠洋頼みで、沿岸生態系の回復への意欲はありません。「つくり育てる漁業」では「栽培漁業の推進」が最初にあげられ、「環境・生態系に配慮した内水面漁業・養殖業の推進」は最後です(3月29日の農水生物多様性国家戦略検討会の資料)養殖場による環境汚染、魚卵の多量な輸入などを考えると、長期的な視点に欠けているし、新たに作るが回復計画は見えないというものです。これまでの水産庁は、産業の推進・擁護の立場を堅持してきましたが、これでは沿岸漁業の再生もむずかしいのではないのでしょうか。</p> <p>一方で、現在立法化が進む「海洋基本法」では、国連海洋法条約への言及があるものの、内容への言及はなく、主眼は開発と国土としての海洋利用です。生物多様性国家戦略における海洋の保全との確たるリンクが必要と思われます。</p> <p>以上について、環境省が主導し、長期的な視野に立った生物多様性の保全という命題ののっつて、どのように連携し、ブランドデザインをイメージできるか、多少抽象的でもかまわないので、方向を提示してほしいと強く願っています。</p>
	全般			<p>今回、海洋における生物多様性保全が掲げられたことの意義は大変に大きいと感謝しております。</p> <p>しかし、現実には、言葉の定義そのものもあやふやで、産業への配慮が優先されていると感じています。というのも、水産庁の漁業に関連する方針は変わらず、「漁業そのものが持続的な産業である」というひとつで、検証も方向も明らかではない後ろ向きな対応になったままだからです。</p> <p>実際に、資源として利用できないニシコクジラについて、水産庁の水産資源保護法改正に関する担当者は「資源にならない」ために水産資源保護法対象として検討はしないと答えています。</p> <p>まずこうした考え違いを何とかしない限り、海洋の生物多様性保全はたんなる言葉遊びになると懸念します。</p> <p>また、懇談会の委員の中に、海洋生態系(あるいは海洋生物)の専門家が存在しなかったことも、議論を深めることのできなかった一因と思われます。</p>
	3			<p>以上を踏まえ、今回課題として以下の3つについて、今後の検討会等の設置を要望します。</p> <p>1. 海洋保護区の設置</p> <p>今回の懇談会で唯一、ゲストスピーカーによるプレゼンテーションがあったものですが、概論は別として、具体的な方向に関する知床の実情について、現場(たぶん漁業者の意見の代弁)の意見が前面に出ていて、日本沿岸全体に関しての青図がそこからはイメージできませんでした。南北に長く、黒潮、親潮の流れにはくまれた多様な海洋生態系を持つ日本の沿岸をどのように捉え(たとえばブロックごとの検討など)、どのような海洋保護区を設定していけば生物多様性の保全が可能であるのか、早急な具体的検討が必要だと思えます。</p> <p>2. 種の保存</p> <p>ゲストとしてWWF - J草刈さんがニシコクジラについて触れましたが、まず最初に、沿岸の種の保存に関して、水産庁が種としての保護ツールを持たないことが問題です。現在100頭前後しか生息していないニシコクジラについての対応に顕著のように、水産庁のできることは漁業法で捕獲・所持・販売を規制することです。実際に「毎年メスが死に続ければ、早晩絶滅の可能性ある」といわれるメスをこの2年間で4頭も日本沿岸で死なせています。にも関わらず、水産庁は海外調査とのデータの突合せそのものも拒否しているような子どもじみた対応を取り続けています。</p> <p>私どもがかかわるクジラ類の多くは情報不足も含め、レッドリストに掲げられています。しかし、たとえば推定個体数が日本海149~2371頭(1991年IWC-なぜか、水産庁の資源評価では古い情報が掲載されている)太平洋2500~10000(1991~92)、オホーツク海310~1000頭(1983~89)とされ、希少種にリストされるツチクジラについて、年間66頭捕獲が許可されています。ツチクジラの社会行動については、父系社会の可能性もあるという意見もありますが、まだ解明されていません。</p> <p>高度の社会性を持ちながら、個体群の動向がまったく把握されていないだけでなく、推定個体数が他の種からの推定でしかないシャチに関して、学術目的と称した捕獲計画が進行中です。</p> <p>残念ながら、これはほんの一例なのです。種の減少を減速する目的で行われる2010会議を日本で開催する意気込みでありというのに、足元の種の保存への対応がとられていないのが現状です。</p> <p>3. 国際条約の批准</p> <p>もうひとつ、異常なことは、日本のように周囲を海で囲まれ、海洋生物種に恵まれている国が、移動性の種に関する国際条約の批准を長年拒否していることです。「ボン条約にはクジラが含まれている」というのが複数の行政担当者に聞いた言葉です。しかし、ボン条約は持続的な利用を否定してはしません。留保を含め非常に緩やかな条約と聞いています。日本が科学的な保護・管理をもし本当に推進しているのであれば、ボン条約を早急に批准し、その誇るところの「科学調査」を生かせばいいと思いませんか？</p> <p>この3つに関しては、専門家やNGO等関係者による生物多様性保全を前提とした検討を行うべきだと思います。具体的な戦略が作られなければ、海洋の生物多様性保全を掲げた意味がありません。</p> <p>もうひとつ、一般的な意見として、「持続的な利用」という言葉の共通認識が必要ではないかと思っています。</p> <p>産業の側から言うと、「持続的な利用=利用できる」になりかねないからです。</p> <p>生物多様性の保全が前提でなければ持続的に利用できないといいながら、産業推進を第一義とする省庁がそのことを理解しているようには(少なくともこれまでの経緯を見ると)見えません。</p> <p>もちろん、環境省の担当官の方たちだけで解決できることでもなく、障壁があることは分かります。しかし、いずれどこからか始めなければならないことだと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
19	3(6) 3(9)	埼玉県	個人	<p>里山、里地、里川、沿岸等において学校やNPO、NGOの自然及び生物多様性教育への大学・研究機関の協同・支援を位置付け、専門的視点からのアドバイスや教育活動を促進する。自然と文化を一体とした環境教育など。</p> <p>・崖線の湧水地野湿地の景観保全とともに、水生生物の保全を促進する。 ・水田と一体となった自然豊かな農業用水の景観保全とともに、水生生物の保全を促進する。 ・谷戸や湧水地から河川までの水生生物のコリドーを復元・保全する。</p>

20		東京都	企業等	委員の皆様の言われることは、賛成できる点が多いのですが、思いつくままですが、戦略的実践方策？として下記の通りです。 1. 生物多様性という言葉がわかりやすいアニメーションやあるいは映画化して、広く知らしめる。(千石正一氏や有名人、有名キャラクターを登場させ、内容も充実したものが望ましい) 2. ゲーム世代にはシミュレーションの世界の殺し合いばかりで、本当の生物の生き死にに立ち会う機会が少ないので、より自然の中での体験機会を提供する。 3. 学校教育における環境教育も重要であるが、それ以外の遊びの空間でも自然に触れる地域 環境、都市環境造りが重要。インフラとしての自然再生、多様な森林公園などの構築を目指す。 4. 海川と森林の関係は語り語られていない。たんぼや農作と生態系についても農業政策の転換も含めて検討すべき。 5. 人が野生生物の領域に踏み込んでしまっているのが現状であり、里山がその緩衝地帯であるが、庭先に野生生物が現れても共生できるような地域をもっと実現できないか？(野生生物のための 獣道、採餌場、できるだけ自然な、繁殖地の保全)
	1(1)			生物多様性に関する国家的な取り組みこそ、安倍首相が掲げる「美しい国」づくりの重要な要素を占めることを明記すべきである。
	2(2)			学校教育における取り組みが議論され、子どもに教えることは重要だと思うが、もっと大事なことは、戦後の教育の中で自然環境と人間とのかかわりについてほとんど教えられてこず、しかも生物多様性に最も影響ある行動を現に行っている「大人に対する教育」ではないか。 「市民・民衆の参画」の中で、市民・NGOについて触れてはいるが、このような抽象的な戦略を立てても「大人に対する教育」は期待できない。 「大人に対する教育」の具体例として、各種学校行事の機会をとらえて親と子に同時に教える、各種免許や資格の取得・更新の際に、必須の講習として受講させるなど、全省庁が協力して、教育の機会を増やすべき。
21	1(1)	東京都	NGO	「生物多様性が人間の生存に関わることであり、<<真の>>国家戦略であるべき」、そして「すべての国民が消費者であり、消費者としての視点が重要」との委員からの意見には、大いに賛成です。 私は、国際環境NGOにて生物多様性の保全に取り組んでいます。一般消費者や企業の担当者と話をしてきた経験からいうと、ほとんどの場合生物多様性は、「生物学者がジャングルの奥地で研究していること」、「トキなどの絶滅危惧種を守ること」、あるいは「生物の種が多いか少ないか」というような一面的な捉え方しかされていません。「生物多様性」が、単なる生物学上の用語ではなく、私達人間全員の現在の日常生活・経済・産業を支えていることを理解してもらう必要があることは、基本的な考え方として、打ち出す必要があるように感じます。特に、2.(1)国際協力の項でも触れられているように、わが国は自然資源のほとんどを輸入に頼っており、地球規模、そして海外(特に途上国)の生物多様性に大きく依存していることは、わが国が地球規模の生物多様性保全に貢献する際には、国際協力だけでなく、国家戦略全体を通じた考え方として捉えるべきと考えます。現時点では、「日本国内の生物多様性保全」に重心を置き過ぎているように感じられます。
	1(2)			超長期的に見た国土の自然環境のあり方を考えていく場合には、特に国土政策・施策との連携や整合が重要になってくると思われます。 たとえば、(事務局説明概要)には、「沿岸・海洋域は、砂浜などの。(以下略)」とありますが、これが現行の沿岸開発・利用と整合するのか？、他の沿岸・土地利用と利害が衝突した場合には、どのように対処していくのか？など、十分予見される保全に対する障害への解決の方向性についても、見当していくことが求められるように思います。
	1(3)			生物多様性の評価・指標が、生物多様性の保全に対する理解を高め、また持続的に保全を推進していく上で不可欠であることは、この章の前提になっている考え方だと思います。 ここでは、MAやGBO2などが言及され、純粋に科学的な指標を念頭においていると思われるのですが(その必要性・重要性については、全く異論ありません)、その一方で、経済のしくみの中で生物多様性を評価し、経済システムの中に取り込んでいく(内部経済化する)必要性についてが、抜け落ちているように感じます。(これは、委員の方からも指摘があったと理解しています。) 現在世界では、生物多様性の価値・評価を、それがもたらす便益(生態系サービス)を通じて評価する試みが多くなされています。そして、生態系サービスを指標化し、経済システムに組み込むような事例も散見されます(例えば、コスタリカの生態系保全目的税化した環境税や、植林CDM(クリーン開発メカニズム)など)。まさに、委員の意見にもあるように「文化面やライフスタイル、経済の動きなどを見る必要がある」と感じます。 このような生態系サービスの指標化とその内部経済化の取り組みは、当然ながら日本だけの課題ではなく、国際的な取り組みでもあるのは、言うまでもありません。評価や指標化の国際的な研究や取り組みに日本がもっと積極的にに関わり、議論をリードしていくような姿勢も重要ではないかと思えます。
	2(1)			地球規模の生物多様性保全への対応が、個別テーマの最初に来ていることは、適切と感じます。 <<地球温暖化>> 気候変動(地球温暖化)と生物多様性の関係が非常に大きなテーマであることには同感です。最近海外においても、この2つの地球環境問題の関係性に関する研究も活発になっているのは、ご存知のとおりです。また、気候変動枠組条約や生物多様性条約のそれぞれの締約国会議においても、メイン協議、サイドイベントともに、このリンケージ・テーマの関心が高まっています。ただ、これらの国際会議においては、このテーマでの日本のプレゼンスは感じられません。南北に細長い地形を持ち、気候変動による生物多様性への影響が顕著に「観察」できるであろう日本からの貢献を求むという声を海外の研究者や政策担当者から多く聞きます。この分野においては、単に「地球規模の問題である地球温暖化との関わり」という視点だけではなく、如何に国際的な貢献をしていけるかという視点も必要と感じます。
	2(1)			<<国際協力等>> モニタリングや評価についての日本の積極的な貢献が必要なことは、1.(3)への意見でも述べましたが、まさに(事務局説明概要)の一番目と同意見です。ただ、「生物多様性保全における国際協力」といった場合に、世界第二の経済大国であり、自然資源のほとんどを輸入に頼るわが国として、「モニタリング」が一番目に来るのは、疑問です。むしろ(事務局説明概要)の2番目に記述されている「自然資源の多くを輸入する。。以下略」をこの分野の考え方の柱とし、その上で何をしていくべきかを検討すべきでしょう。また、世界の貧困問題が、地球規模の生物多様性にとって大きな脅威となっていることも明確に認識すべきと考えます。 地域的には、アジア太平洋への言及がありますが、南米のように「地球規模の生物多様性の保全」にとって重要な地域や、貧困撲滅と生物多様性保全の早急な両立が不可欠なアフリカなども、日本にとって同じく重要な地域ではないでしょうか。特に、バイオエネルギーとの兼ね合いから南米との関わり方はわが国にとって早急な課題です。来年日本が主催するアフリカ開発会議の中でも議長国日本が生物多様性と貧困の問題を打ち出していく責任があるのではないのでしょうか。その意味では、わが国のODAとの連携、ODAにおける生物多様性の位置づけなどにも言及し、取り組んでいく必要があると思えます。 1.(2)の中の委員発言に「かつて野生生物と共生してきたわが国のライフスタイル」とありますが、日本文化の自然との共生については、私たち日本人が思っている以上に海外では関心を持たれているようです。ノーベル平和賞受賞者のマータイ女史が、「MOTTAINAI」を「再発見」されたのは、そのよい例でしょう。また、2005年に日本列島が「生物多様性ホットスポット」に指定された際には、BBCなどがニュースとして取り上げましたが、その内容は「世界有数の経済発展を成し遂げた日本が、小さな国土であるにも拘らず、世界的にも貴重な生物多様性を有する」という驚きを伝えるものでした。古くから自然と共生してきた日本文化は、今後の持続的な世界のあり方を地球市民全体で模索していく中で、多くの貢献をしていけるはずです。

22	2(1)	東京都	NGO	<p>国境を越えて移動するワタリドリやウミガメの保護は、国際的な協力を醸成するきっかけともなりうる。すでに結ばれた二国間条約にとどまらず、ボン条約の批准についても検討すべきであろう。たとえば、昨年は国際ウミガメ年だったが、太平洋沿岸では、IOSEA参加国のカンボジアやインドネシア、フィリピン、オーストラリアなどにどまらず、中国、シンガポール、インド、マレーシアも協力を示したが、日本からはその動きが伺えなかった。キャンペーンの名誉後援者が高円宮妃であったことから、日本が参加しないことは残念だった。今回の第4回懇談会議議題2において(資料2-7)移動性の動物が取り上げられていたことから、積極的な取り組みの展開を期待したい。</p>
23	2(6)	東京都	NGO	<p>都市域の公園緑地や河川におけるカミツキガメやミシシippアカミガメなどの外来カメ類の効率的・効果的な防除に関して、当会では現段階で侵入・定着した個体を早急に捕獲駆除することが必須であると考えています。また、捕獲駆除と併せて、一般市民への外来種問題や生物多様性の保全に関する普及啓発活動を行うことが、外来生物の被害拡大防止対策として有効であると考えます。</p> <p>当会では1990年代から東京都武蔵野地域の公園や湧水池、小規模河川において外来水生動物(カメ類、魚類、ザリガニ、ウシガエルなど)の生息調査と捕獲駆除を実践してきました。これまでの調査によって、都内各地でカミツキガメが定着し、繁殖している可能性が高いことが明らかになりました。またこれ他に、ミシシippアカミガメなどの外来カメ類、オオクチバスやウシガエル、アメリカザリガニなどの定着・繁殖を確認しています。</p> <p>現在、これらの外来生物の一部は都市域の孤立した自然環境や止水域で、局所的かつ低密度に個体群を維持している状況であると考えられます。このような孤立した自然環境と現状の個体群密度から、早期に集中的な捕獲駆除を実施すれば、外来生物の根絶は可能であると当会は確信しています。しかし、現状を放置しておけば、今後、被害が拡大することは必至で、防除に掛かる費用や時間も増大すると考えられます。よって、効率的・効果的な防除対策のためには、早急に捕獲駆除を行うべきだと考えます。</p> <p>さらに、当地域ではペットとして飼育していた個体を野外に遺棄したり、野外に生息する外来生物に対して餌を与えたりする人が多く見られます。このため、外来生物の被害拡大防止対策としては、効果的な防除と同時に人為的な遺棄や餌やり行為を抑制することが必要です。当会では各地で調査・捕獲作業の実施と併せて、池岸に解説員を配置し、多くの市民に対して身近な自然環境で起こっている生物学的侵入の実態を認識してもらい、ペットの遺棄や野外での給餌が外来種問題につながるということを普及啓発してきました。都市域の公園緑地や河川は自然度の高い場所ではありませんが、近隣の一般市民にとっては日常生活の中で触れ合えるかけがえのない自然です。このような地域で実践される外来生物の防除と普及啓発は、一般市民に対して生物多様性国家戦略に基づく自然保護意識の啓発につながり、様々な外来生物問題の解決への糸口になると考えます。</p>
24	1(1)	東京都	NGO	<p>生物多様性の保全には、生物そのものの保全と人間との関係性の記述があるが、生物多様性には、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の他に文化の多様性もあり、かつ、経済との関係も重視して考え方を整理する必要がある。</p>
1(2)	<p>・都市部における大規模な緑の空間創出の記述があるが、外来生物を使わない方針で行なうべきである。</p> <p>・沿岸・海洋域の保全は、海洋基本法と関係があることから、同法による海洋保護区のあり方も含めて、海洋の生物多様性の保全等を進めるべきである。</p> <p>野生動物と人の生活との境界の変化と野生生物の管理に関する記述があるが、1999年および2006年の鳥獣保護法保護法改正の審議会答申には、野生鳥獣は、国民の共有財産である記述があり、国民の共有財産としてどのように管理すべきか検討する必要がある。</p>			
1(3)	<p>生物多様性の評価・指標は、重要な論点であるが、十分に議論が尽くされていないと考える。事実、本論点整理においても曖昧な記述となっている。今後、第3次国家戦略を策定する上においても、評価や指標など数値目標の議論をする必要がある。ある程度、数値目標が定めれば行動計画の策定も可能と考える。</p>			
2(1)	<p>温暖化と生物多様性の関係に関する点は、G8でも議題が上がっており、再度重点的に議論しておく必要がある。特に国内の事例検証を重点的に行なうべきである。ホッキョクグマの事例は分かりやすいが、無関心相に対してメッセージを発信する為には、身近な自然環境の中から温暖化と生物多様性の関係に関する点を見出すべきである。</p>			
2(3)	<p>沿岸海洋保全は、海洋基本法と関係があることから、同法による海洋保護区のあり方も含めて、海洋の生物多様性の保全等を進めるべきである。特に、同法案の海洋基本計画に関して関与し、制度面についても検討すべきである。</p>			
2(4)	<p>自然との共生に関する記述について、新国家戦略では「自然と共生する社会」は、英文では“Coexistence between human beings and nature”と訳されているが、Coexistencelは共存であり、共生(symbiosis)ではない。国家戦略の趣旨からも英文の共存がより正確な用語と考える。今後、用語の使い方を検討すべきである。</p>			
2(6)	<p>希少種の保護増殖に関する記述について、種の保存法における種指定が遅々として進まない。種の保存法の抜本的な改正も含めた検討をすべきである。鳥獣の保護管理については、資格制度を早急に検討することを明記すべきである。外来生物については、5年後の見直しの時期が第3次国家戦略中に来るので、法改正についても検討することを明記すべきである。</p>			
3(10)	<p>カエルツボカビに限らず、目視が不可能な未知なる外来生物の脅威についてどのように対応して行くのか、リスク管理の方法と体制を検討すべきである。</p>			

25	神奈川県	個人	<p>【意見】「日本らしさ」を尊重した戦略づくりをお願いします。 生物多様性の保全については国際的にも様々な取り組みがなされており、他国に習う例も少なくありません。 他方、我が国の2002年「新・生物多様性国家戦略」による「第2の危機」は、生物多様性条約締約国会議等においても先進的な考えとして注目を集め、例えば「里山」の訳語は「SATOYAMA」であったと聞いています。日本は、伝統的に地域の生態系を保全しつつ生物多様性を損なわない社会生活を有していた国だと認識しています。日本の伝統的生活からのヒントは、里山保全でのワズユースばかりではなく、「鎮守の森」などのプロテクションエリアの考え方、入会権・漁業権のような協働による取り組みなど、多岐にわたると考えられます。 生物多様性国家戦略でも、こうした日本における伝統的な生活と生物多様性の共存の手法について見直し、日本の風土および文化、国民性を活かした戦略の検討をされてはどうかと考えます。</p>
			<p>【意見】遺伝子の多様性の保護について取り組んで下さい。 生物多様性は、「生態系」「種」「遺伝子」と3つのレベルがあります。「生態系」「種」は保護区の設置やRDBなど取り組みが進んでいますが、「遺伝子」については具体的な取り組みはほとんどすすめられていないと感じています。外来生物であるタイワンザルやアカゲザルがニホンザルと交配するのを防ぐための取り組みが、「遺伝子の多様性の保護」と誤解されているケースも耳にします。神奈川県三浦半島にはトウキョウサンショウウオが生息しており、地域的な絶滅を回避するため市民による取り組みがなされていますが、中には他の生息地からの導入によって地域個体群の生息数維持をはかる、といった善意による遺伝子の攪乱の例も実在します。研究者によって、三浦半島のトウキョウサンショウウオと千葉・東京に生息する同種は異なる遺伝子型をもつ可能性が指摘されています。種全体としては、比較的、生息状況が安定している種であっても(安定している種であればあるほど、とも言えます)地域ごとの遺伝子型は、その解明すら十分になされていないのが現状です。遺伝子バンクの設置、地域ごとの遺伝子型の解明にむけた研究の推進、地域個体群を超えた生物の移動の禁止など、「遺伝子の多様性」保護についても具体的な取り組みを推進していただけるようお願いいたします。</p>
			<p>【意見】物流大国の責務として隣国間との戦略の策定に取り組んで下さい。 日本は、世界的にも物流量の多い貿易国です。故に、情報および技術に関して他国、とくにアジア諸国において生物多様性の牽引国としての役割が期待されていると考えます。同時に、物流によって「第3の危機」である外来生物問題の拡大の元凶ともなっています。アジアでは、開放政策をとったメコン地域等で、物流量の増加と外来生物問題の拡大が危惧されます。近代化の牽引をしてきた日本は、環境保全において積極的に取り組む責務があると考えます。渡り鳥やウミガメ等、広域を利用して生息する動物の保護および外来生物問題において、周辺諸国との協働を牽引し、隣国と共同での戦略の策定を検討いただけますようお願いいたします。</p>
			<p>【意見】地域ごとの生物多様性保全戦略の策定を促進して下さい。 生物多様性の保全を推進するには、地域ごとに異なる自然環境、気象・水象・地象、社会背景、地域性などに即した取り組みの策定が重要と考えられます。 現在、地域の「生物多様性戦略」を持っている、または策定を検討しているのは、全国でもわずかな県・地方自治体に限られます。地域ごとの「生物多様性保全戦略」を策定するよう、各自治体へのよびかけや策定作業への支援をお願いします。</p>
			<p>【意見】生物多様性保全のための地域での教育を促進して下さい。 【意見】生物多様性保全のための大人に向けての教育活動に取り組んで下さい。 生物多様性保全に係る教育は、市民活動のほか、小中学校における総合的な学習の時間による取り組みなどは比較的充実しつつ一方で、地域における教育は取り組みが少なく立ち後れているように感じます。学校教育に逆行する取り組みが地域においてなされていたり、学童・生徒が持った疑問に、地域や家庭が答えられないことも多く見られます。教育の機会を、地域や家庭においても充実させることが必要であり、その推進にむけた取り組みをお願いします。 また、子どもたちを対象とした教育が目立ちますが、実際には、生物多様性の理念、保全の必要性、具体的に何をすればよいのかといった生物多様性保全にむけて必要な意識や知見を有する大人が少ないのが実情と思われれます。 生物多様性の保全のための教育は、大人に向けての教育活動の取り組みを充実させることが急務であると考えます。</p>
			<p>【意見】生物多様性に貢献できる企業活動を支援して下さい。 【意見】企業における生物多様性保全の普及啓発、教育を促進して下さい。 生物多様性条約締約国会議において、民間企業の取り組みが重要であるということが注視されました。日本の企業も、森林認証をはじめ様々な取り組みがなされ、市場を海外にも持つ企業では国家を超えた生物多様性保護プロジェクトの支援に取り組むなどの活躍も見られるようになってきています。一方、企業活動と生物多様性保全の活動が切り離されて行なわれていたり、企業アピールの広告として環境保全活動が取り組まれている企業があるなど、生物多様性保全の重要な立場にあるにもかかわらず立ち後れを感じます。エネルギー会社で、利用時に発生する温室効果ガスが他社製より少ない製品を開発するなどの取り組みが一部なされていますが、同様に建設・貿易・流通・メーカーなどあらゆる企業において生物多様性保全に貢献できる企業活動が望まれます。また、企業における生物多様性保全の模範的な取り組みを積極的に支援していただけるようお願いいたします。 また、大手企業は取り組みをしていますが、下請けの中小企業までは生物多様性の理念が浸透していない例は多く見られます。国民の多くが消費者であると同時に企業人であることを鑑みれば、企業における生物多様性保全の取り組みや、生物多様性保全の普及啓発、教育は極めて重要であると考えます。これらを積極的に推進していただけますようお願いいたします。</p>
			<p>【意見】多国間に渉る浅海域の保護区の設置を牽引して下さい。 【意見】すべての国民に係る浅海域の保護について普及啓発を促進して下さい。 浅海域の保護について、日本の「漁業権」のあり方は国際的にも注目に値する仕組みという意見を世界自然保護会議(2004)で豪州の自然保護NGOの方から伺いました。海洋国・日本の権利保護のための協働は、生物多様性保護にも応用できる考え方です。また、比較的注目を集めている沿岸部の保護のみならず、沖海においても海洋投棄された廃棄物や海底資源開発などの問題は少なくありません。多国間に渉る「浅海域の保護区の設置」を牽引していただくことを検討いただけますようお願いいたします。 また、浅海域において特に注目されているサンゴ礁・干潟に限らず、都市近郊でも砂浜の減少等が目立っています。砂浜の減少は、一般市民では温暖化による海面上昇と誤解されている例も多く見られます。沿岸整備によるものだけでなく、河川における砂防ダムの過度の設置での砂質流入の減少など、沿岸での社会生活よりも内陸部での人間活動が影響を及ぼしていると考えます。浅海域に関して、すべての国民がスティックホルダーなり得ることを重視して、普及啓発に一層の力をお願いします。</p>
			<p>【意見】「普通種」の動態にも着目した野生動物植物の保護に取り組んで下さい。 野生動物種の絶滅を回避するため、レッドデータブックの作成および保護施策の立案は、更新作業も含めて各地で比較的充実してなされていると感じております。しかし一方、生態系のバランスを維持し生物多様性全体を保護していくためには、いわゆる「普通種」の動態も注目していく必要があると考えます。普通種の増減に係る情報は、絶滅危惧のみならず社会生活に影響を及ぼす特定鳥獣の管理にも寄与できる情報となり得ます。 絶滅、地域的な絶滅が危惧されて初めて注目されるのではなく、普通種についても増減に係る情報を積極的に集積し、動態を解明し、絶滅の危惧について事前に対応できるよう努めていただけますようお願いいたします。</p>
			<p>【意見】「自然再生」におけるガイドラインを作って下さい。 自然再生・自然復元・自然環境の創出などの取り組みが、都市・近郊で推進されており、特に市民グループ・地方団体でも積極的な活動が多く見られるようになってきたと感じております。損なわれた生物多様性を取り戻すために大切な取り組みと考えますし、そうした取り組み(作業)が市民にとってレクリエーション的な要素も合い持っているためより促進されていると理解しておりますが、地域の生態系を無視した生物種の導入や、地形改変(池や流れの創出)、土等の持ち込みなど、生物多様性の保全に逆行しかねない取り組みも見受けられます。景観的な価値にのみ注力し自然環境の創出と銘打って外来植物を植栽する例すらあります。 自然再生においては、ガイドラインの策定や、普及教育の徹底を推進していただけるようお願いいたします。</p>

26	1(1)	東京都	N G O	<p>FTAなどの動きが進展し、人や物の動きの世界的な流動化がより一層進展すると見込まれる中で、外来生物・感染症・遺伝子組換え生物などの進入は防ごうとしても防ぎきれものではないことを認識する必要がある。これらへの対策も、もはや、入ってくることを前提として立案されるべき。</p> <p>現状(課題分析)の記述に際しては、以下の点に留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の生物多様性と生態系の現状レビューを増やす(MAのレビュー)。 3つの危機は踏襲、ただし、里地里山の危機は世界問題と結びつけたものであることを述べる。 社会経済状況でも、グローバル化の進行と温暖化の顕在化を述べる。 エネルギー消費増加や温暖化による生物多様性への影響についても触れる。 生物多様性の現状では、生物地理区分ごとの状況についても分析する(東京圏(全国規模)と地方中核都市への人口集中(生物地理規模)による里地里山問題の深刻化)。 <p>理念と目標の記述に際しては、以下の点に留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5つの理念は踏襲(普遍的理念のため)。 3つの目標は踏襲、ただし「絶滅の防止と回復」では「種の回復」だけでなく、「種及び生態系の回復」とするのが適当と考える。 グランドデザインでは、「100年後世代への継承」「50年後ビジョン」といった項目を加える(あるいは、100年後世代への生物多様性継承のための50年後ビジョンといった項目)。 <p>対応の基本方針の記述に際しては、以下の点に留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3つの方向性は踏襲(生物多様性保全施策の普遍的方向性)。 ただし、遺伝子レベルの多様性維持の重要を強調する。 基本的視点の5つも踏襲、ただし、連携・共同で企業環境分野CSRとの連携を強調する。 数値目標の導入を検討する(例えば、以下のような目標;IUCN2010年目標との対応あるいは国連MDGsの数値目標との対応)。 <p>(例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 国土区分ごとの、絶滅危惧種を10%減らす(絶滅のおそれの低い区分への移行) ガンカモ渡り鳥数を200万羽にふやす 保護区を国土の20%までふやす(国有林保護林の保護区転換)
	1(2)			<p>人口の集中が進んで、地域の自然への営為の担い手がいない地域、自然に関する情報のない地域は確実に増加することを織り込む必要がある。後者については、例えば、動植物の分布情報、特に中大型哺乳類の分布情報の収集は地域住民等に依存している。</p> <p>地球温暖化や富栄養化が進行した場合に、生物多様性がいかに変質するか、一定の分類群等のタイプごとに近未来を予測する必要がある。これらの生物多様性への影響にもプラス面・マイナス面の両方があるはずだが、現時点では、その評価の基礎となる情報が不足している。</p> <p>超長期的に見ても人手をかけて維持すべき里地里山については、場所として示すばかりでなく、人の生活の変化を踏まえて新たな関わり方を示さなければならない。</p>
	1(3)			<p>生物多様性からみた国土のとらえ方では、国土10区分を改めてとりあげる = 10区分別に保護区面積割合などを設定する(CBD2010年目標との対応)。</p>
	2(1)			<p>地球温暖化は「3つの危機」を超えた位置づけにするのではなく、その範囲内に位置づけた方がよい。あくまで、人為が原因で生じた問題で、人による対処の余地がある問題としてとらえるべきである。たしかに、施策による対応が難しいところだが、少なくともモニタリングと研究(影響の把握・絞り込み、シミュレーション)を行う必要はある。あまり上位に位置づけると、こうした問題のとらえ方自体がぼやけて、もはや対処の仕様が問題と認識されてしまうおそれがある。</p> <p>世界遺産条約においても、地球温暖化は世界遺産に影響を与えることが認識されており、グレートバリアリーフ(サンゴ礁)、キリマンジャロ(万年雪)などへの影響が懸念されている。わが国の知床(流水)や白神山地(ブナ林)への影響も考えられる。</p> <p>国際協力については、目標を明確にし、どの分野(研究分野・人材育成・資金協力・交流促進など)を重点として進めるのかを検討すべき。</p> <p>一方向の支援だけでなく、人のネットワークを作るような相互の交流が重要。</p> <p>(困難かもしれないが)紛争地域における協力のあり方も検討できないか(例:イラクにおけるメソポタミア湿地の復元)。</p>
	2(2)			<p>学校教育については記述があるが、家庭教育すなわち親が日常生活の中で生き物について教えることも重要である。(行政計画としては致し方ないかもしれないが)どの施策について誰がいつまでに何を行うのか、誰と組んで進めるのかという主体と時間に関する具体的な記述が不足しがち。アクションプランなどの形で、できるかぎり具体的に記述すべき。企業も生物多様性に関心を有しており、一定のガイドラインが示されれば具体的な取組が進みやすくなるはず。わかりやすい形で誰が何をすればよいのかを示し、取組の結果を公表するようにすることが大切。</p>
	2(3)			<p>海域の生態系も無尽蔵でないという点で陸域と異なるわけではないので、海域保護区は重要な政策課題である。世界自然遺産への推薦の関係で、小笠原諸島にIUCNが視察に来たときも、あえて海域の価値に言及していた。なかなか容易でないが漁業者との連携が重要であり、具体的な取組を着実に進めていくしかない。知床の事例は、(色々難しいところはあるかもしれないが)参考になるものとしてもっと前面に出してよいのではないかと、</p> <p>国土交通省や水産庁等の法令を生物多様性の観点から運用することも重要。</p>
	2(4)			<p>「全てのタイプの生態系を保全する」という考え方に立って、自然生態系の全タイプの一定割合を保護地域(ないし一定以上の地種区分の保護地域)にする具体的な目標設定があっても良い。10箇所とか20箇所程度。</p> <p>全国の典型的な生態系、特に、里地里山などの現に失われつつある生態系について、生態系内の種間、種内の様々な関連性等(食物連鎖、植物と花粉媒介者、共生、個体群存続に必要な個体数・面積の確保など)を維持したまま「保存」しておく仕組みができないか。例えば、今後、自然再生の目標像を具体的に定める際に有用である。</p> <p>個別方針のネットワーク化構想では、バイオーム間のネットワーク(国土10区分間のネットワーク)、水系レベルのネットワーク、地域レベルのネットワーク(特定種あるいは特定植物群落レベルの保全)の階層構造の必要性を述べる。</p> <p>保護地域の管理に関して、広く全国にわたって、地域の主体が関わる仕組みを管理計画等の形で制度化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の意見を集約する場(協議会など)を設置する。特に農林漁業者は地域の自然に対して厳しい目を持っていることが多く、その知見を活用すべき。 地域の意見を政策化・予算化できる主体(いわばインタープリター)を確保する。特に市町村レベルにおいて必要である(例:地方議員やNGOなど)。 こうした仕組みの活性化のためには、地域の意見がどのように政策に反映されたかをフィードバックする必要がある。 世界自然遺産の推薦・登録時に見られるような、地域の自然を外から評価する「レビュー効果」は、こうした仕組みの活性化に有用である。

2(5)	<p>連携も重要だが、環境省としての事業を行えることも重要。例えば、里地里山を国立公園に指定できるようにして、公園事業(例:グリーンワーカーなど)としての展開を図るなど。</p> <p>里地里山について、人の営みの縮小・撤退が主要な問題であるのはもちろんだが(第2の危機)、都市近郊の丘陵地などでは、これと相まって宅地開発など土地利用転換の圧力(第1の危機)も根強く(あることに留意すべき(例:農林地の切り売りによる産業廃棄物処理場や資材置き場などの増加)。例えば、都市計画制度における環境の位置づけを強化できないか。</p> <p>過疎化・高齢化により、全国各地で集落の存続が困難となり、人間による自然の利用が撤退している。他方で、放棄水田で本来の植生が復活してきている場合もある。こうした状況をどのように評価し、どのように施策を講じるのかを考える必要がある。例えば、今後の人口減少の中で、里地里山の中でも、放棄する場所と「文化の記録」として保存する場所とを分けられないか。</p>
2(6)	<p>野生生物に影響する要因のうち、外来生物や感染症など外から入って来て、一旦入ると現時点で有効な対策がないものがある(例:カエルツボカビ病、小笠原のウズムシ)。これらについては、水際対策には限界があることを前提として考え、特に脆弱性の高い種群については系統保存など域外保全への準備をしておくべき。</p> <p>カエルツボカビ病や鳥インフルエンザなど野生生物の感染症について、恒常的な、まとまった取組があった方がよい。これらは、国境を越えた人・物の流れの進展を共通の背景としており、今後も、継続して対応を迫られる問題。早期発見・早期対応のためのモニタリング体制と情報の集中管理体制を構築する必要がある。米国に野生動物の大量死等をボランティアペースで監視する体制の事例がある(USGSのNational Wildlife Health Center:注)。</p>
2(7)	<p>2.(7)自然環境データの整備</p> <p>自然環境データは、本来、更新を前提として整備すべきものであるから、目的・用途をあらかじめ想定し、効率的な更新システムをあらかじめ用意しておくことが必要。</p> <p>調査研究・情報整備では次のような項目の追加を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">) 国土の生態系サービスの測定(MA、JBOとの関連)。) 地域コミュニティの生物多様性保全に係る社会・文化的多様性に関する調査(ランドスケープ・アプローチ)。 <p>生態系・生物多様性に関する情報センターとして、生物多様性センターの充実を図る。情報源情報をデータベース化して一元管理する必要がある。公的な調査については情報源情報の提供を義務化し、その他の調査については提供のガイドラインを作成し普及・広報を図る。</p> <p>多様な主体からのデータ収集を規格化するべき。例えば、アセスメント等の公的な調査で収集した分布情報等を標準的なフォーマットで整備する仕組みづくり。</p> <p>注: http://www.nwhc.usgs.gov/disease_information/mortality_events/index.jsp</p>
2その他	<p><全般について>第三次国家戦略では以下の事項を修正、強調すべきと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性・生態系が人間生存基盤であることの強調(MAのレビュー)。 2. 里地里山問題が世界問題と結びついたものであることを認識し、経済的手法も取り入れてその保全、再生を進める。 3. 沿岸・海洋生物多様性の保全のための海域保護区の拡充。 4. 保全のための企業との連携。 5. 空間的特性・土地利用に応じた施策(現行第4部)の8区分の表題・区分の見直し。 6. 数値目標を取り込むことの検討(IUCN2010年目標、CBD2010年目標、国連MDGs数値目標との対応)。 <p><構成について>国家戦略を計画手法の標準的な組み立てに従って、問題点分析(危機の構造;現状分析) - 目標設定(理念と目標) - 実施計画(基本方針と施策の展開)、の順序としているのは、わかりやすくまた説得力がある。第三次戦略でも踏襲すべき。</p> <p>国土の空間的特性・土地利用に応じた施策の項目をMAの生態系区分を参考にして見直す(例えば、次のような見直し)。</p> <ol style="list-style-type: none"> i) 「都市・公園緑地・道路」、「都市」 ii) 「河川・砂防・海岸」、「河川・湿地(内水面;Inland water)」 iii) 「港湾・海洋」、「沿岸」、「海洋」と分ける iv) 「山岳地」を追加する <p>主要テーマ別の取扱方針に、「沿岸海洋の保全」、を追加する(7項目+1)</p> <p><見直しについて>5年ごとの見直しは、国家戦略を最新のものとする上で、効果的である。しかし、本戦略のような長期計画を5年ごとに見直すのは無駄があり、また表面的な改訂にとどまるおそれもある。次のような方向性が考えられる。</p> <p>5年ごとの見直しでは、具体的施策の展開を中心に見直す(10年ごとに大幅見直し)</p> <p>これに加え、最新の状況(例えば地球温暖化の顕在化)を加えたトピックスを5年ごと見直しでは加えることが考えられる。</p> <p>最新のトピックスとしては、以下のような事項が考えられる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人間生存基盤としての生態系の重要性の再認識(MA) 特に、途上国の生態系基盤の悪化 2) 海洋生態系の悪化(水産資源生産性の低下) 沿岸海洋保護区の充実 3) 地球温暖化の顕在化による生物多様性への影響 <p><今回見直しのポイントについて> 今回の見直しでは、以下のような事柄がポイントとなるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 超長期計画:環境基本計画との整合性から、「100年後の世代に伝える」「50年超長期ビジョン」との項目を、生物多様性・生態系の生存基盤としての重要性を強調して、目標・理念・基本方針・施策の展開に加える。 2) 里地里山の危機:里地里山の危機は、世界問題(グローバルイゼーション)と結びついた危機(輸入食料・林産物の増加、石油依存エネルギー革命)であることを述べる(食料輸入による里山の放置=他の国での土地開発増加) 里地里山問題が世界の他の地域の環境問題と結びついていることを認識し、経済的手法も取り入れて、その適正な維持・修復を図る。 3) 沿岸・海洋生態系の悪化、保全対策の重要性を強調する。 海域保護区を増やす 4) 可能なものは数値目標化する(例えば保護区面積)(IUCN、国連MDGs、CBD)

27	東京都	NGO	<p>私たちは、第2次戦略が、自然保護の理念・概念整理などに一定の効果があったことを認めつつ、全体として生物多様性の危機が去っていないこと、また生物多様性条約の「2010年目標」にみられるように、国際的な視点も踏まえたいうえでさらなる取り組みの強化が必要であると考えている。</p> <p>この度懇談会で出された論点整理に対し、「エコシステムアプローチ」にもとづき、「生物多様性保全の強化」を戦略的にすすめていくこと、その戦略の実現を確実なものとするために「国家戦略の実施メカニズムの拡充」をおこなうこと、あわせて、「多様な主体の参画・教育普及・資金メカニズム」を促進・確立し、政府の戦略から市民社会全体の戦略へと変えていくことが重要と考える。</p>
1(1)			<p>意見1:生態系サービスを広く捉え、開発計画においても十分考慮することが必要 森林の土壌保持・水源涵養など多面的機能は近年注目されつつあるが、たとえば、湿地や海草藻場なども水質浄化・洪水抑制などの機能を持つにもかかわらず、埋立て等開発事業において十分考慮されていない。これら、生物多様性がもたらす生態系サービス(恩恵・機能)の多くは公共的な利益であり、守られるべきものであるにもかかわらず、干潟の事例でいえば、干拓事業による農地化など個人的利益へと転換されてきた。</p> <p>新しい国家戦略においては、多様な生態系タイプを持つ多様なサービスの研究を進めるとともに、その公益を十分評価し、たいやうで各種の公共事業を改善する視点を提供すべきである。</p> <p>意見2:生物多様性への取り組みは、コミュニティの再生、ローカル・ナレッジの掘り起こしにとっても重要 第2次国家戦略において、生物多様性は文化の源泉として位置づけられている。今後、人口減少に転じる社会構造のなか、自然を壊してしまった過去を反省し、地域で自然との新しい関係をつくっていくか、過去に学べることは何かという議論と提示が必要である。</p> <p>「生物多様性の保全には、生物そのものの保全と人間との関係性の中での保全の2つの観点があり」と論点整理にあるが、かつての農村のように自然と共存していたコミュニティの再生や、自然に対する畏敬の念を含めた地域の伝統的な知識(ローカルナレッジ)の再評価が重要である。</p>
1(2)			<p>意見3:生態系タイプを組み合わせた空間単位、生態学的攪乱による生態のプロセスも生物多様性保全には欠かせない視点 超長期的に見た国土の自然環境のあり方を考える際には、森林や河川といった個々の生態系タイプごとの検討に止まらず、栄養塩動態や物質動態、生物の移動などの影響が及び空間単位で生態系の保全・管理のあり方をとらえる必要があり、特に「流域」といった景観レベルでの検討が重要である。</p> <p>また、我が国においては、台風や洪水、火山活動等がもたらす適度な生態学的攪乱やストレス環境に適応・依存して生育・生息する種も多い。それらの生物種の進化・存続に必要な生態学的プロセスも考慮した生物多様性の保全が重要である。</p>
2(1)			<p>意見4:日本のリーダーシップの発揮、特に東アジア圏での取組の提案 地球規模での生物多様性を考えるうえで、生物多様性保全に関わる各種情報収集・分析のさらなる取組みが必要であり、2010年生物多様性条約締約国会議の開催国として名乗りをあげている日本として、モニタリングのみならず分析・提言にもなりうる「IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の生物多様性版」の設立を提案するべきと考える。</p> <p>特に、東アジア圏でみると、海洋環境(中国大陸の河川・水質管理、漂着ゴミ)、漁業資源問題(日本海の生物多様性保全とその持続可能な利用にむけた取り組み)や黄砂(森林伐採と砂漠化)など、多くの環境問題が生物多様性上の課題としてつながっている。東アジアでの取り組みを進めるための「東アジア生物多様性戦略・行動計画(EA-BSAP)」を日本が構想することもできるのではないだろうか。</p> <p>意見5:WTOにおいて生物多様性保全上の課題を日本として提案する 農業の衰退による第2の危機と、第3の危機の外来種問題は、農産物の輸入大国としての社会背景がある。このような農林水産業と生物多様性保全の問題などを議論するうえで欠かせない課題として、WTO(世界貿易機関)上の各種協定がある。自由貿易の推進を基調とするWTOプロセスにおいても、世界における経済大国日本が自国・他国の生物多様性保全に責任を持ち、生物多様性保全上の価値を十分考慮するよう提案すべきである。</p>
その他			<p>意見6:生物多様性保全にかかわる法整備の見直し 第2次国家戦略以降、鳥獣保護法・自然公園法・自然再生法・特定外来生物法などが見直しや制定がなされてきた。しかし、今回の見直しの懇談会で、生物多様性保全に関わる法整備について議論はなされていないため、各個別法の検証が必要である。</p> <p>特に「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という2010年目標を達成させるためには、「種の保存法」の種指定の方法を見直し、自治体の条例で先行事例のある種指定の市民提案ができるようにする必要がある。また、保護増殖計画のある種でも回復成果が定かではないため、計画の枠組みを検証し、年次目標・モニタリング・実施体制の設定など実効性を高める必要がある。関連させて、国や地方自治体のレッドデータブックは、絶滅危惧種か否かの調査にとどまらず、絶滅危惧種の生態系タイプを分析するなど、自然環境をモニタリングするツールとして活用すべきである。</p> <p>他にも、原生自然環境保全地域・自然環境基礎調査・モニタリング1000に関わる「自然環境保全法」の改正、開発事業をより計画段階で環境影響を回避するための「戦略的環境アセスメント制度」の新設が不可欠である。</p> <p>このような個別法の整備だけでなく、生物多様性の保全全体の促進のため、傘となる基本法(野生生物保護基本法や生物多様性保全法)の制定を検討していくべきである。</p> <p>意見15:各省庁戦略・行動計画の策定を促す国家戦略 当協会では、NGOヒアリングで、各省庁の行動計画づくりの必要性を提案した。</p> <p>農林水産省では、現在、「農林水産省生物多様性戦略」の検討をはじめ、国家戦略への反映を目指し7月までにまとめる予定とある。第2の危機に象徴される里山の問題、海域保護区のあり方など、農林水産分野における貢献・解決が求められる課題は多いため、農林水産省としての生物多様性保全の方針が明らかになることに、注目をしている。一方、これらの課題について農林水産省任せせず、この策定には環境省も国家戦略の策定状況と合わせて、関与・連携すべきである。</p> <p>今後、国土交通省や経済産業省、防衛省なども生物多様性保全のための指針・行動計画を策定するよう促すべきである。このように、他省庁で生物多様性行動計画・戦略を策定する際は、基本的な生物多様性の考え方・将来の国土の生物多様性のあり方、指標や目標などの評価の枠組みなどが共通認識になれば、国家的な施策として意味をなさないため、各省庁の戦略に環境省は積極的に関与していくべきである。</p>
2(4)			<p>意見7:保護地域作業プログラムの推進に日本政府として積極的に貢献すべき 生物多様性条約第10回締約国会議の中心議題の一つに保護地域(および保護地域作業プログラム(COP7, 2004))があり、保護地域作業プログラムの推進に開催地国として積極的に貢献する必要がある。</p> <p>その際に、国立公園のみならず、自然環境保全地域や保護林制度、海洋保護区も含め、統合的な保護地域システムに向けて抜本的に見直すべきである。</p> <p>また、現在国立公園で進められている保護地域管理の向上は、すべての保護地域を含めた課題として取組むべきであり、またそれは、管理効果の評価制度も含むべきである。</p>

2(3)	<p>意見8:自然公園法にとどまらない海域保護区の設定 現在、環境省では浅海域を中心とした海域保護区の検討をはじめているが、検討の範囲が自然公園制度の海中公園等を利用した地域の拡大という発想にとどまってしまうている。干潟や海藻藻場のような必ずしも自然公園と接するとは限らない生物多様性上重要な海域も保護区になるようにすべきである。</p> <p>意見9:日本政府のボン条約(移動性の野生動物種の保護に関する条約)批准 論点に上げられている「漁業との両立を通じた海洋の生物多様性の保全等を推進」するならば、ジュゴンのような海棲哺乳類やアホウドリのような外洋性鳥類、ウミガメといった移動性動物が延縄漁などによる混獲によって種の存続に危機的な状況にあり、有効な手だてが講じられていないことを重く認識し、混獲防止の取り組みを積極的にすすめる必要がある。また、論点に挙げられている「移動性動物の保護・保全やそのためのネットワークの強化」は当然重要であり、上記課題を解決する国際的枠組みである「移動性の野生動物種の保護に関する条約(ボン条約)」を日本政府は批准すべきである。</p>
1(3)	<p>意見10:指標を位置づけ国家戦略を機能させる これまでの国家戦略では、生物多様性の状況変化、また取り組み状況の進行状況を計るための指標がなく、国家戦略の成果を客観的にみることができず見直しの際の参考となるものがないため、国家戦略に尺度となる指標を位置づけ、順応的、効果的に機能させるべきである。 指標については、生物多様性保全の取り組みを図る指標と生物多様性の変化を測る指標とを分けて、検討すべきである。例えば、保護地域面積などは国や都道府県の指定状況に基づくものであるが、保護区内の動植物の増減などは、人為的な増殖だけでなく、各種対策の蓄積結果として現れる変化である。このことを混同すると、例えば絶滅危種の増減といった目標が、個体数の保護増殖だけに集中して、生息地保全がおろそかになるという状況を招くことが起こる。</p> <p>意見11:目標・指標を検証する科学委員会が必要 指標・目標を組込んだ国家戦略の実施にあたって、そのモニタリングの科学性や成果の利活用を担保するため、科学委員会の機能を持った組織を設置し、海外の優良事例研究、生物多様性を把握するための適切な指標の検討、そのモニタリング・報告・分析体制の確立、成果の共有・普及の促進を行う必要がある。海外では「生物多様性保全フォーラム」が開かれており、幅広いセクターの参加により、取り組みや情報を共有する場として機能している。</p> <p>意見12:市民参加型モニタリングはデータ蓄積だけでなく地域での保全活動の基盤となる 市民参加型モニタリングの実施は、参加者への生物多様性保全の普及啓発、地域での自主的な保全活動の育成につながることを期待できる。特に里山のように多様な環境要素をもち、人間の伝統的管理に依存する種が多く生息生育する環境では、市民を主体としたきめ細やかなモニタリング・保全の枠組みが不可欠である。また、通常困難な国土の広範囲にわたる面的なモニタリングを実現するうえでも有効である。ただし、市民レベルでの調査の実施が可能でありつつも、十分な科学性が担保されるよう、調査対象(指標種)や調査手法(頻度や調査設計)について十分な配慮が必要である。また、調査継続のインセンティブを維持できるよう、インターネットを活用した情報公開・共有システムや、解析結果や保全指針の市民への迅速かつきめ細やかなフィードバック体制についても、あわせて整備する必要がある。</p> <p>意見13:温暖化が生物多様性に及ぼす影響を把握するための指標の設定 現在、生物多様性条約の枠組み上は、温暖化を測る指標の導入は決議されていないが、国内に双方の課題の重要性を普及することが社会的な関心からも求められているため、日本政府が率先して、「温暖化が生物多様性に及ぼす影響」を把握するための指標の設定を検討し、国家戦略に組み入れ、必要に応じて条約決議等に提案を行うべきである。その際には、温暖化による生物種の分布の変化やそれに伴う絶滅だけでなく、栄養塩動態や生物間相互作用といった生態系プロセスへの影響を把握できる指標についても検討し設定すべきである。</p>
3(1)	<p>意見14:具体的な「目標」「行程」「施策メニュー」を明記した「行動計画」を作る 国家戦略が具体的な施策や取り組みにどのように波及効果をもたらすのか、国民には見えてこない。この見えないことが国民的関心の薄さに表れている。「具体的施策」も、現在行われている各施策を羅列している程度では、理念や課題が定まったところで、将来像やそれに向けた解決のアプローチは見えてこない。国家戦略の「基本方針と主要テーマ」と「具体的施策」を結びつけるものとして、「目標」「行程」「施策メニュー」、「予算規模(可能であれば)」を明記した行動計画が不可欠である。</p>

2(2)			<p>意見16: 地方自治体レベルでの波及効果をもたらす国家戦略 千葉県が「生物多様性ちば県戦略」を策定しているように、具体的な地域の生物多様性保全に結びつけていくには、国の施策・戦略だけでなく、市民も参画した地域版生物多様性戦略・行動計画が有効である。このような自治体レベルの戦略・行動計画の情報も把握し、国家戦略と関係・連携する枠組みを用意し、今後の各自治体での戦略策定を促すよう支援が必要である。</p> <p>「多様な主体の参画・教育普及・市民メカニズム」 意見17: 学校教育における生物多様性保全の理解を深める 現在の学校教育の現状を考えると、生物多様性保全の理解を深めるには、教員の再教育、またはそれに代わる市民の教育を行い、教育プログラムをつくる必要がある。外来生物問題のように、刻々と状況、対処方法が変化するテーマもある。指導者の情報が遅れないよう、常に最新の情報の集約と提供(特にリアルタイムのアップデートできる方法)が必要である。学校教育では知識に偏らないことが重要で、バーチャルな体験やイベント的な体験活動だけにとどまらない、知識と実感がともなった教育が重要である。その際、生物多様性が自分たちとどのような関わりを持つか、文化的な関わりを持つかにまで広げて、とらえられるようになることが重要である。 生物多様性は、地域の歴史や文化にも大きく関連しているため、理科や生物といった自然科学のみではなく、社会や国語といった人文科学とも関連させ、複合的に学習できることが必要である。新しい科目をつくることも一つの対策だが、教科間の連携を築くことで対応することができる。むしろ、多角的な視点での対応が求められる生物多様性保全では、後者の仕組み</p> <p>意見18: 社会人にも生物多様性保全の教育が必要 学校教育における取り組みの推進はもちろんだが、すでに義務教育を終えてしまった年齢の社会人こそ、激変している生物多様性の現状を共有し、社会のあり方を変える力になってもらう必要がある。そのために、社会人教育・情報伝達を再考、工夫する必要がある。世界経済に影響の大きい大企業社員にも生物多様性保全の教育の機会をもつべきである。</p> <p>意見19: 企業の生物多様性保全の指針をつくり、企業貢献を促進する 近年、一部の大企業を中心に企業の社会的責任(CSR)の高まりから、環境配慮への取り組みや省エネが企業内でも推奨されている。しかし、生物多様性にもかかわる企業活動については、ただ植樹やゴミ拾いなどを行う程度で、とすれば企業価値を高めるための広報程度の位置づけしかされていない事例も見受けられる。新しい国家戦略では、企業の本業もより生物多様性を配慮したものとなるように「企業における生物多様性保全ガイドライン」の策定が必要である。</p> <p>意見20: 生物多様性保全基金(資金メカニズム)の創設。生物多様性を損なう事業を検証し、その予算の生物多様性への転換 民間、特に、生物多様性保全に関わるNGOの多くは活動資金も不十分ななかで献身的な取り組みを行っている。このような地域レベルの活動を促進するためには、資金メカニズムが必要であり、政府による支援事業だけではなく、民間助成基金に対する国家戦略の解説と戦略目標達成への協力要請、生物多様性保全基金創設(例えば、企業による売上げ寄付の受け入れや法人税・住民税の1%を基金に組み入れる制度を創設する)などの検討をするべきである。 また、政府や地方自治体の各種公共事業が、生物多様性保全の損失・劣化につながっている(この中には、外来植物の利用や単一植林による「生物相の均質化」も含まれる)。これらの生物多様性に対する負の事業を検証し、生物多様性にとってプラスとなる事業や生態系支払いなどに予算転換することも重要である。</p>
28	東京都	企業等	<p>子どもの生態系保全プロジェクトのプロジェクトにマレーシアのボルネオがあります。 2週間ほどまえ、私どもの社員が視察にいってまいりました。すると、かなりの規模でオイルパームの林になっているということです。 その背景には最近の温暖化とその対策での植物燃料があるようです。(地元のNGOによると、日本企業が植物燃料の施策を発表したら、ボルネオの地価があがったということです) このように地球温暖化防止は元来、生物多様性、生態系保全に寄与するというか生物多様性に合致するはずですが地球温暖化防止のために、脱化石燃料化脱化石燃料化のために植物燃料植物燃料のために森林を伐採して畑を作る、ということで地球の入れ物に人間社会の環境負荷を入れるために地球の入れ物を壊していると言う構図だと思います。 こういった、環境を考えて行動することが環境を破壊するようなことのないように舵きりができないものでしょうか。 こういったことがこれから大規模になって国と国の競争のようになってしまったらそれこそ、大変なことになると思います。</p> <p>それから生物多様性ということばが一般的になじみのない、無機質な(良いことか悪いことか判断できない)感じです。 バイオダイバーシティ という英語そのものもそういう意味かもしれませんが一般の人にもピンとくるようなことばで守りたい言葉が探せると良いように思います。</p>
29	1(1)	東京都	<p>生物多様性を基にして私たちの暮らしがあることを本気で考えない限り、持続可能な社会は見えてこないと思います。 現在私たちが抱える問題は多岐に渡っています。地球温暖化や石油ピークなどのグローバルな問題から、食糧自給率と食の安全性、木材自給率と森林荒廃、一次産業従事者の高齢化、少子高齢化社会、1000兆円もの負債…。これほど沢山の大きな問題がありながら、不思議なことにはその解決策は一つの方向を指している気がしてなりません。 浪費を戒め自然に生かされる循環型社会とは、見える生き物と見えない生き物(微生物など)たちが一つになって織り上げる「生物多様性」という極彩色に彩られた自然環境が少しでも欠ければ、成り立つ物ではないはずですが、サンゴ礁すら守れないのであれば私たちの暮らしも成り立たないという、暮らしに根ざした危機感を持たなければなりません。 このように話していくと、循環型社会はあまり楽しそうに見えません。しかし、それは文化への言及が欠けているからだだと思います。明治以降の西洋化の流れは、100年掛けて文化を破壊してきたように見えます。文化の上に積み重ねたり補強するような西洋文化との融合ならまだしも、文化の基礎から根こそぎ破壊、あるいは経済活動の邪魔にならないよう隅に寄せてきた歴史と言えなくもありません。この流れは「オール電化」や「消費は美德」という戦後の掛け声、「パブル」という根拠のない夢想によって加速しました。 私たちが壊してきたのは、自然環境だけでなく、自然と調和した暮らし=文化も等しく壊してきたのだと思います。まず自然があり、その上に私たちの暮らしを支える文化があり、経済がある。このような観点から、「生物多様性国家戦略」は、あらゆる国家戦略の基板となるべき物と考えます。</p> <p>具体的な話ですが、通信業界では次世代ネットワーク(NGN)の敷設が急速に進められています。 この構想の中には、時代錯誤な利用方法も散見されます。温暖化を始め私たちが抱える問題の解決のためにこそ利用されるべき物ではないでしょうか?つまり「(2)学校・教育と普及広報、地方・民間の参画」や「(7)自然環境データの整備」に役立つよう提言・協力して取り組んでいくことが必要だと思います。「生物多様性国家戦略」に乗っ取ったNGN構想も必要だと思います。</p>
30	2(2)	千葉県	<p>多くの市民にとって、生物多様性という言葉は地球的な規模では理解できるが、身近な環境において実感がわかないことが問題である。 都市内の残存緑地、河川、海岸などの身近な自然の中で、多くの市民が生物多様性を理解できるような学習・教育が大切である。 人間にとっての生物多様性は身近な自然の中にあることを、多くの市民が理解し、さらには、生物の多様性だけでなく環境の多様性もあわせて考えるように普及広報すべきと考えている。</p>

31	茨城県	研究機関・大学	<p>第3次国家戦略に盛り込むべき事項や改定の際考慮すべき事項について 平成14年の「新・生物多様性国家戦略」については、第1部、第2部、第3部について、現状の認識や理念、方針など新しく提示され、見直された時点では画期的な進歩だとの印象を強く受けました。さらに、5年の時間を経て、新しい現状認識を持つことや、理念の再確認、さらに効果的な新たな方針を提示していくことが必要であるものの、考え方に大幅な変更はないと思います。ただし、第4部の「具体的施策の展開」については、各省庁の関連する施策の網羅で、本編の「付録」的であるとの印象でした。さらに、第5部の「戦略の効果的実施」も加えて、「戦略」という言葉にふさわしい内容になっていず、「具体的」というわりには具体性が乏しく、これにも考え方や方針が繰り返し書かれているという印象を受けました。</p> <p>見直しにあたっては、「前戦略」の効果を正しく評価することが必要だと思います。第4部の「具体的施策の展開」に書かれた個別の施策については、個別に施策評価がなされるのでしょうか、ここでは、総合的に見て、次の戦略に向けて、何が効果的であったかなどの評価がほしいところです。また、参考2に示されているように、「新・生物多様性国家戦略」をうけて、関連するいくつかの法律の整備がなされ、国レベルや地方レベルで様々な施策が展開されてきたと思います。こうした、施策に対応して、では、具体的に日本の生物多様性は回復してきているのか、絶滅危惧種の減少速度に歯止めがかかっているのか、それとも、努力にかかわらず悪い方向に向かっているのか、5年前には目立たなかった新たな課題があらわれたか、などについて数値データの変化としての現状を知りたいと思います。施策ごとに、地域ごとに、生態系ごとに、特徴ある生物相ごとに、など、いくつかの評価軸での評価が必要だと考えます。そうした評価を受けて、効果が現れていない場合は、生物多様性の維持や回復を阻んでいる要因について考察し、確実に効果が現れるような「新たな戦略」にかえていく方向が示されることを期待したいと思います。</p>
			<p>「新」「戦略」というからには、例えば、効果が発揮されやすい場所や地域を選定することなどや費用対効果の面からの検討などが必要だと思います。前者については、科学的な見地から、生態系ごとに生物多様性の潜在性の高い地域(ホット・スポット)を明確にし、保全の重点地域として保全を強化する、社会学的な見地から自然との共生に向けた地域の意志力が強いところを保全の重点地域に採用する、また、例えば琵琶湖や巨椋池干拓跡地のように地歴的な見地から特徴のある生態系や復元可能な地域を選定するような戦略もあるだろうと思います。現在、残されたホットスポットの保全強化は、失われてしまった生態系の再生に比べ、費用対効果の面で比べものにならないほど優れているので最優先すべきです。こうしたことを、実現していくための、具体的施策についての提案を多く盛り込んでほしいと思います。</p> <p>生物多様性の保全は、土地利用(国土利用計画)と、密接に結びついているため、保全地域の選定などは、対象生物の生活史に応じた空間スケールを考慮した空間生態学の知識を取り入れた評価手法と密接に連携をとりながら進めていく必要を感じます。そのためには、生態系ごとに、生物多様性保全の指標種を決め、対象生物のモニタリングの実施、データの解析、保全に効果的な地域やスポットの提示、具体的な保全手法の決定と実施、施策効果の評価と見直し、などの作業を、研究者と行政が一体となって積み上げていく必要があります。本来なら、こうした作業の延長上に、国家戦略の見直しを位置づけるのがベターなやり方だと思います。特に、前半の作業は研究者チーム主導の大型研究プロジェクトで実施可能であると思います。(国立環境研究所もお手伝いさせていただくことができれば、大変、有益です。)本当は、研究者の作業後に、「真の」戦略が必要であり、ここが行政の腕のふるいどころではないのでしょうか?もちろん、いくつかの施策提案の予測などは研究者もお手伝いができます。こうした点も今後の戦略として重要に思います。</p>
			<p>理念や考え方の骨子を提示したことが「前戦略」の優れた点でした。今後は、科学的データと評価に基づいた「真の戦略」が書き込めるような素地を作っていただけたらと思います。</p> <p>最後に、温暖化のような地球規模で避けられないリスクにどのような戦略で対応していくのか?について、新たな位置づけとその対応策について明記したほうがよいと思います。温暖化の生態系影響評価の研究は、日本では大変遅れています。最近、推進費などでいくつかあるようですので、実際に温暖化をテーマに研究している研究者とコンタクトをとっていただければ科学的な情報は得られるのではないかと思います。湖沼関係は、温暖化により琵琶湖が、亜熱帯湖(年1回循環する)から熱帯湖(循環しない湖)になりますので、大きな問題です(水は、4 が最も密度が高いためです。)。より富栄養化に敏感に底の溶存酸素が欠乏しやすくなるので、急速に底は死の湖、ただし、上のほうは栄養塩が循環してこないで、一見貧栄養、という状況になると思います。短い期間に琵琶湖の固有種を多く含む底生生物が死に絶えることもありえます。最近の琵琶湖の低酸素化については、滋賀県琵琶湖研究者が、さかんに、議論をしています。私が学生の頃は、鹿児島島池田湖は厳寒の年のみ循環する亜熱帯湖でした。ところが、最近は全く循環していません。環境基準は表層の水のCO₂で決めますので、基準値はクリアするので、環境問題にならないのです。ですから、調査が行われません。池田湖の底を調べると、温暖化後の琵琶湖の底の状態が予測可能かもしれません。また、温暖化防止のための施策の中に、生物多様性保全の理念に反するようなものがあるなど、他の施策に当該国家戦略の理念や考え方をに入れてもらうことも必要に考えます。</p>

32	1(1)	東京都	企業等	<p>・生物多様性の保全に関しては遺伝子、種・個体群、生態系の各レベルにおいてそれぞれ大きな問題を抱えており、問題の重大性、対処の緊急性は、3つの危機と5つの理念及び3つの目標を掲げた現行の「新・生物多様性国家戦略」策定以後も目に見えた改善はなされていない。</p> <p>・この背景には、地球規模での環境変化、近年の我が国における経済・社会の動向などが複雑にからみあい、様々な取組も効率的には進まず、その効果も明確には現れ難いといった実態があるものと思われる。</p> <p>・しかし、「地球温暖化」という襲撃的な言葉により、人間の生命や財産への直接的影響を訴えた気候変動枠組条約に関わる動きと比較すれば、「生物多様性の保全」には、いまだ他人事的な印象を払拭できないといった、根本的なレベルでの課題がある。</p> <p>・このような構造は、我が国において環境問題に注目が集まるようになった1970年代当時の「公害問題」と「自然環境保全」の位置づけと類似の関係性にあるように思われる。</p> <p>・国民の多くが「生物多様性の保全」を自分自身の問題として捉えられるようにするためにはどうしたらよいか?といった根本的な課題に対する「戦略」が「生物多様性国家戦略」の裏側に必要ではないかと思われる。</p>
	1(2)			<p>・我が国の自然環境はどのような地域においても、何らかのかたちで人間との関わりが存在していることから、自然環境は人間との関わり方によって多くを規定されてきたという認識をもつ必要がある。</p> <p>・一方で、日本人という人種の多様性も生息地である地域の自然環境によって維持されてきたということもいえる。しかし、現在のような都市部への一極集中型の人口分布を見る限り、我が国は自然環境も人間も多様性の維持が危機的状況を迎えているものと思われる。</p> <p>・我が国において国土の自然環境のあり方を考えるということは、人口の分布や生活のあり方を考えることと同義であるという認識にたち、超長期的観点から、国民の生き方と自然との関わり方について、様々な社会実験や新たなライフスタイルの提案とそれを支える社会的基盤の構築、国民との間での合意形成などを進めていく必要がある。</p>
	1(3)			<p>・指標化と評価、モニタリングは重要であるが、指標化は大変難しいことが想定されることから、試行錯誤を繰り返しながら、随時見直していくことを前提として、できるところから早期に取り組むべきである。</p>
	2(4)			<p>・自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区等の環境省所管の保護地域制度のみならず、種の保存法、外来生物法、文化財保護法(天然記念物)等生物種の保護に関する法制度、ラムサール条約や世界自然遺産、渡り鳥条約等の国際条約に関する制度、自然再生法など手続きに関する制度など、近年、関連する法律、条約等が増加し、生物多様性保全に向けた政策ツールは増加している。しかし、一方で、法目的や事業の適応条件などに縛られて、適切な施策や事業展開ができていないのではないかと危惧される。</p> <p>・里地里山や沿岸域に関しては、現状のままでは既存の法令や政策ツールの適応が難しい場合が多いことから、既存制度の概念の拡大等により、効果的な政策ツールの適応可能性を広げていく必要がある。</p> <p>・生態系ネットワークに関しては、未だに概念的な表現に留まる傾向にあり、必要性や効用、具体的機能とその構造や配置に関する情報が欠落しているように思われる。具体的施策展開に先立ち、科学的側面での情報整理とその公表による認識の共有化が必要である。</p> <p>・自然再生については、自然地域に関しては遺伝子攪乱や人間の介入に対する科学的側面からの厳密な議論において一つの解を求めることは困難であり、何らかの前提条件が必ず必要になる。また、多様な主体による合意形成は必要であるものの、法律に規定された手続きに則った運用には、現実的な対応が困難である場合も多いと思われる。</p>
	2(5)			<p>・里地里山の現代的価値について、一般国民にも分かり易く、説得力のある説明が必要である。</p> <p>・また、現実的に維持管理していくことが可能な範囲と、機能を維持していく上で必要な規模とを各地域毎に整理したうえで、本来の里地里山地域として維持していくエリアと奥山地域への移行帯として位置づけていくエリアとを明確にする必要がある。</p> <p>・その上で、里地里山地域として維持していくエリアに対しては、地域住民のみに頼らずに都市住民や企業などを巻き込んで、管理に必要な人材や資金等の導入を可能とする手段の確保についての検討が必要がある。</p> <p>・また、奥山への移行帯エリアに関しては、人工林に対する森林機能の再生や野生鳥獣管理に関する施策、及び森林を主体とする我が国の自然環境の骨格形成のあり方などの議論と合わせて検討していく必要がある。</p>
	2(6)			<p>・野生生物の保護管理や生息環境の維持には、古くから生業として関わってきた狩猟、林業、農業、漁業従事者の知恵と技術が不可欠であることから、各種の地域組織等を活用して情報の共有化と意識向上を図り、生物多様性保全上の役割を明確にした上で、財政的支援や人材育成、技術・知恵の継承に向けて、各省庁が横断的に取り組んでいく必要がある。</p>
33	3	神奈川県	個人	<p>行政や研究者等によるデータ蓄積を補完するものとしての「市民参加型モニタリング」を効果的・効率的に行う上で留意すべき点は何か。 << 研究者・市民・NGO・企業の協働促進策が重要 >></p> <p>市民と研究者によるモニタリング調査に対するインセンティブの付与 国際NGOアースウォッチでは、1971年以来35年に渡って研究者の行う野外調査に市民ボランティアを派遣する活動を行っています。アマゾン熱帯林から北極圏まで、生物多様性保全調査に、世界各地からのべ8万3000人、毎年4000人が参加しています。</p> <p>科学者による指導のもとでデータ収集が行われるため、研究の素人である市民が参加する枠組みでありながら、科学論文の基礎データを収集できる活動になっています。市民参加型モニタリングであっても、研究者と共に実施する枠組みであれば、研究利用に耐えうるデータ収集の迅速化、大規模化が可能です。研究そのものへの国の助成にとどまらず、上記のような市民参加型モニタリングへの助成は、効果的な環境保全研究推進に有効で、こうしたインセンティブの付与が検討される意義があると考えます。</p> <p>参考：アースウォッチ・ジャパン http://www.earthwatch.jp</p> <p>市民参加モニタリング活動への企業参画に対するインセンティブの付与 アースウォッチでは、生物多様性保全に関する研究のデータ収集を支援する市民ボランティアを派遣しています。その中で企業社員の派遣も実施しています。</p> <p>近年の企業の環境活動やCSR(企業の社会的責任)活動の活発化に伴い、企業が社員をこうしたモニタリング活動へ派遣する意欲が出てきています。世界最大の事例としては、外資系金融グループが5年間で社員2000人を世界各地の生物多様性保全研究に派遣し、データ収集を手伝うプログラムがあり、5000万ドル(約55億円)が投資されました。</p> <p>企業および企業社員の環境保全活動への寄付・助成・参加経費支出に関する税制優遇などの措置を設けることで、環境保全に関する人的・資金的な面からの企業の参画を強力に促進することが可能と考えます。これは民間活力を呼び込むことによる国の財政支出の効率化にとっても有益です。</p>

34	1(1)	東京都	企業等	<p>「生物多様性」と聞いてどのくらいの人があるのか？をしっかりと見定める必要がある。日本国内でどのくらいの認知度があるのか、それを踏まえて短期的・中期的・長期的にどの分野を戦略的に推進すべきかを考えることが大切。</p> <p>日本国内で「生物多様性」について、どのようなイメージをもたれているのか？また国際的なディスカッションの中でどのような中身で議論されているのか？その両者を比較して、違いがあるのであればそれにどう対応していくのか、検討することが「出発点」として非常に重要な課題である。</p>
	1(2)			<p>自然資本百年(環境省)に示されたように、長期的・対極的な国土における自然環境の保護は重要な課題である。特に、林業の衰退にともなう、国土の7割を占める森林が十分に手入れされずに、荒廃していつまでも放置される可能性が考えられる現在、長期的な視点にたつて日本の自然・森林を保全していくことが大切である。</p> <p>少子高齢化の進展、人口減少時代に入って、短期的・局所的な経済効率・効果のみにとらわれすぎるとは、長期的な地球環境や生物多様性の視点から必要な施策に後れをとる危険性がある。</p> <p>日本の文化を支える豊かな自然・森林は、環境共生の理念を受け入れる日本人の意識に深く根付いている。しかし、現在は日本の自然そのものが維持することができない状況になってきている。それは既存の社会資本整備の枠が、道路や河川、港湾などの細分化されたものとなっており、生態系の保護や生物多様性の保全といった観点からの基盤整備が十分にされていない点に課題があると思われる。</p> <p>生物多様性の確保という目的を達成するためには、様々な領域にまたがった政策・制度・施策が必要であり、社会資本整備や産業振興、社会福祉、教育文化、地域活性化などを巻き込んだ政策・戦略が必要である。</p>
	1(3)			<p>生物多様性の国際的な指標を踏まえ、そのデータから分かることをシンプルに、明確に伝えていくことが大切である。その点からはずれると評価・指標の軸が揺らいでしまうので、その点を堅持することが必要不可欠であると考えられる。</p> <p>日本人の「生物多様性」で抱くイメージを踏まえ、それに沿った指標でデータを整理すると、情報の受け手にとって「生物多様性」をよく理解でき、効果がよく見込められると思われる。</p> <p>子どもにとって分かりやすい指標、大人にとってすぐ分かる基準を想定して、情報を受ける側の立場に立った評価情報を発信していくことが大切である。例えば、子ども向けの情報であれば、そのまま総合学習や環境学習の素材になるような内容にすれば、学校教育などでも活用されることが期待できる。</p>
	2(1)			<p>国際的な視点で共通の基準やデータを共有することが重要なポイントになると思われる。単なる数値比較という安易な使い方はなく、必要最小限の範囲で比較可能なデータを共有することで、時系列・地球規模で連携する基盤になると思われる。</p> <p>インターネット等を通じて、それらの情報が常に公開され、いろいろな方法で活用される取り組みを積極的に進めたい。</p> <p>地球規模の視点とともに、地域特性にそった取り組みも必要であり、共通のデータとあわせて、それらの固有性を認める議論を展開すべきである。</p>
	2(2)			<p>学習と教育は、長期的な生物多様性保全に大きく貢献すると思われる。それは、学校教育という枠の中だけでなく、民間・NPO/NGOなどの生涯教育・体験学習などを通じて大いに推進されるべきである。</p> <p>生物多様性を保全するためには、様々な分野を横断して、取り組みの調整を図ることが必要である。その担い手は、地域や民間にゆだねることが、今後の政策展開において不可欠な要素であると考えられる。</p> <p>生物多様性に興味を持つような研究や発見、事例紹介などが、広く市民の関心を呼び起こすことになると思われる。その意味では、日本における先端科学技術を活用して、積極的な研究・開発が進められることが、世界的にも国内的にもよい刺激になると考えられる。</p>
	2(3)			<p>森林とともに、漁業も厳しい経済状況にある。海を守る人(沖縄の言葉で言えば「海人」)の数も、他の産業と同じく現象してきており、漁業の後継者不足も深刻である。生物多様性の保全が、ビジネスにもつながっていくような仕組みづくりが必要である。</p> <p>水産資源を多く消費する日本人にとって、海の環境は山の森林よりも大きなインパクトがあると思われる。また、魅力的な生き物も多く生息しており、その保護などはひとつの市民のムーブメントを巻き起こすようなポテンシャル(潜在力)を秘めていると思われる。</p> <p>森林と同じように、海辺・水辺にもたくさんの多様な生物の営みが息づいている。それらに子どもたちから親しみ、親となり、お年をとった後も楽しめるようなレジャーづくり、遊びづくり、文化づくりが、長期的には人々に生物の多様性を理解させる着実な方法のひとつであると思われる。</p>
	2(4)			<p>国立公園等は、国民共通の自然と親しむ重要なフィールドのひとつである。それを最大限に活用することが、生物多様性を学び、理解し、行動する人を増やす着実な方法であると思われる。それを地域や民間とのネットワークを図りながら、知恵を出し、行動していくことが求められる。</p> <p>公園は国定公園に限らず、国民にとっての重要な憩いの場である。それを都道府県・市区町村・民間等のフィールドもネットワークしていくことが必要である。生物の多様性は、国定公園だけにとらわれず、広い視点と領域で見えていくことが大切であり、そのような自然や生物のネットワーク(つながりとひろがり)を踏まえた取り組みを、意識的に進めていくことが求められている。</p> <p>みち・みず・みどりのネットワーク(名古屋の環境方針に掲げられていることば)に象徴されるような、社会インフラ、水環境、森林環境が一体となった公園の活用や国土の整備を進める必要がある。</p>
	2(5)			<p>都市と地域をつなぐフィールドとして、里地里山を積極的に活用することが求められている。そこには、自然、生物、人間などの多様なプレイヤーが参画し、多様な生物、環境にふれあうことが重要である。</p> <p>IT(情報技術)を活用して、GIS等も組み込んだ即時・大量の情報による里地里山の保全の方策を模索すべきである。特に、時間的な余裕が少ない都会の人にとって十分な情報提供が、興味・関心をひきつける重要なツールである。そのようなつながりを育てるプラットフォーム(土台)づくりが重要な視点である。</p>
	2(6)			<p>野生生物の保護は、地域や国の境界の中では十分な成果をあげることは難しい。渡り鳥を例に挙げると、国を跨いで生物は行き来しているものであり、国際的な連携のもとに保護管理を進めていく必要がある。</p> <p>外来生物の生態・被害・利用に関する、総合的・国際的なデータベースの構築が必要であると思われる。それは、外来生物については、その実態が明らかになっていないところもあり、そのような調査・研究も含めた生物の保護管理の仕組みづくりに、関係する国を巻き込んで展開することが求められる。特に、アジア地域においては、そのリーダーシップを率先して日本がとっていくことが重要であると考えられる。</p>
	2(7)			<p>データベースは、わかりやすく、使いやすい形で整備することが必要である。特に、市民の目線から、ぱっとみてわかるように、基礎的な統計データだけでなく、グラフなどにまとめるなどして、利用しやすい方法を活用すべきである。</p> <p>環境に関する調査・研究の国際プロジェクトが、数多く実施・推進されている。それらを日本学術会議やIHDP等を通じて取りまとめることで、学問・研究的な質を担保するとともに、国際的な連携・協力を得ることができるのではないかと考えられる。</p>

3(1)	PDCAのサイクルの「Check」と「Action」を組み込むべきではないか。
3(2)	(既述のとおり) 生物多様性の保全には、超領域的な取り組みが戦略的に重要である。また、普及広報やその基盤となるデータ整備は、前提条件であり、それらを危機として書き込むことはよいと思う。
3(3)	戦略は、明確なイメージを示し、それを伝えることが重要なポイントである。それが不十分であると、賛成・反対ともに十分な反応は引き出せない。その点から、具体的な2100年の保護すべき里地里山の「例」を提示することは、大きな意味があると思う。
3(4)	今後の戦略づくりにあたって、現在の到達点・課題を明らかにすることは重要である。その点から、わが国における評価を書き込む必要もあると思われる。
3(5)	地球温暖化問題は、環境問題のもっとも根源的な問題であることから、生物多様性のフィールドの上の次元で、その問題を位置づけることも妥当であると思われる。
3(6)	(1点目 地域独自の生物教育について) 既述の通り、大いに振興すべきである。 (2点目 具体的な方策の打ち出し) 多様な参加者を巻き込んだ、生物多様性の保全が必要であり、その点からも、企業版や地方版、さらには「子ども版」や「おとな版」なども考えてはどうか。
3(7)	漁業と保護の両立は、持続的な保全の取り組みを推進する意味でも重要な視点であると思う。経済的な自立性と自然環境・生物多様性の保全とを両立させる「個別・具体的な方法」を、地域を含めた場で議論していくことが求められている。
3(8)	「里地里山」「照葉樹林」の指定推進も積極的に進めるべき事業であると思う。そのような具体的なアクションが、人々の関心を集め、生物多様性の保全にむけた人々の動きにつながっていくと思われる。
3(9)	生物多様性保全の全体提言と同様、産業とのつながり、新技術の活用、観光との連携、保護管理制度との調整などは、踏まえるべき視点として重要な諸点である。そのいみでは、各省庁を巻き込んだ、超領域的なモデル事業の実施などは、面白いチャレンジ・テーマになると思われる。
3(10)	生物の多様性を考える際、絶滅の問題や新たな生物リスクも、人々の関心呼び覚ます重要な契機のひとつである。特に、人のかかわりでの具体的な問題が危惧される場合には、国民の生命を保護する観点からも、混乱を招かないように万全を期しながら、十分な情報を提供することが必要である。
3(11)	インターネットなどの情報技術が発達することで、多数分散型の調査モデルが有効性を持つようになってきている。また、市民・ボランティアの力を引き出す意味でも、国内に限らず、国際的なボランティアネットワークを活用して生物多様性保全に挑戦していくという施策は、大きな意味があると思われる。

35	2(1)	東京都	NGO	<p>・木材・紙製品のように、政府調達において、とりわけ農林水産資源製品に関しては、グリーン購入法などを活用した原材料の生産時に於ける生物多様性に配慮した選択をすべき</p> <p>・海外への公的資金による開発事業においては、環境社会配慮に関する既存または新規のガイドラインで、生物多様性という観点からの配慮を担保すること</p>
36	1(2)	東京都	個人	<p>「海洋の生物多様性の保全等を推進」には、イルカ・クジラ類も含まれるべき。水産資源としてのイルカ・クジラから、野生生物としてのイルカ・クジラへ、国家的対応を変更するべきではないか？(具体的には、水産庁から環境省所管へ移動させることが必要。)公海上の野生動物の保全に対して、日本はもっと責任ある態度を示すべき。</p>
	2(1)			<p>CO2吸収源については記述があるが、CO2排出源規制について記述がない。ものごとの片面しか言及されていないように感じる。</p> <p>CO2排出源について、日本であまり意識されていないが意外と大きな割合をしめるものに畜産業があるが、そういった事実を広く、国民のライフスタイルの変換を促すような施策が必要。</p>
	2(2)			<p>学校での教育が重要なのは確かだが、現実問題、教育できる教師がどれだけのいるのか？特に小学校は、担任がオールマイティにどの教科も教えなければならない中、必ずしも理科・生物に専門知識があるとは言えないのが普通ではないかとさえ思う。教育者の教育も必要。(それよりは地域のNGOなどと連携した教育のほうが早いかもしれない？)</p> <p>また、学校で生き物を飼育する際に起こりがちなのが、誤った知識による飼育で、虐待とも言える状況がしばしば起きている。ピオトープなども、外来生物を使ってしまったり、矮小化した自然観を与えてしまったり、問題があることもあるのではないだろうか？</p> <p>身近な自然と、大きな視点の両方が必要だと思う。</p>
	2(3)			<p>養殖業の与える環境負荷について、調査と対策を行う。</p> <p>日本は、養殖魚介類の輸入によって、海外の海洋汚染・環境破壊にも手を貸しているという視点を盛り込む。</p>
	2(6)			<p>外来生物対策に関して、原則日本に輸入してもよい生物のリストを作り、それ以外のは原則輸入禁止、新たに輸入したい場合は許可を得る、という方法に転換するべきではないか？その際、野生由来のペットは、禁止が望ましいと考える。</p> <p>今の法律のあり方では、後手後手に回る可能性があるように思う。</p> <p>また、日本に輸入された生き物について追跡調査ができるよう、動物取扱業の登録対象を現在のほ乳類、鳥類、爬虫類からさらに拡大して、両生類、魚類、昆虫類も網羅できるよう法改正するべき。</p>
	3(10)			<p>カエルツボカビ症等～</p> <p>人 家畜、人 人、家畜 家畜のあいだで感染する感染症は関連する法律があるが、野生動物 野生動物間の感染症に対しては法整備がなされていないのではないかと？人間や家畜には直接危険でなくても、生物多様性を失わせる点で問題になる病原体の扱いについても、何らかの規制が必要ではないかと？</p>
	3			<p>[意見]遺伝子組換え生物に関しても、生物多様性の面から重要な課題ではないか？ぜひ項目として追加してほしい。</p> <p>(1) 遺伝子組換え生物については、人間や生態系にとって安全だという科学的根拠をそもそも示せるものなのだろうか？疑問を感じる。「安全」も推定でしかないのではないかと？</p> <p>利便性・企業利益のために次々と生み出される遺伝子組換え作物には危機感を感じる国民も多く、開発をはじめの前に、本当に国民が必要としているものなのかどうか、その必要性を問うような仕組みが必要だと考える。</p> <p>むやみな組換え生物の開発は、生物の多様性を失わせる可能性があると同時に、人間のもつ生命観(生き物へのあるべき考え方など)を破壊する可能性があると感じる。</p> <p>(2) カルタヘナ法に関して、周知徹底がなされていない現状がある。</p> <p>違反に関しても、処罰という態度で臨まれていないため、研究開発の現場で法律がないがしろにされている気配があるのではないかと？</p> <p>研究開発の世界は、「自分が法律」のような態度が横行する世界なので、法律があるからといって必ずしも守られるわけではないことを規制する側も承知して、性善説に基づいたような運用はやめるべきだと思う。</p>
				<p>[意見]化学物質政策について、記述がない。</p> <p>環境中に放出される化学物質の影響を、土壌調査、野生生物のモニタリング等によって調査・研究するべき。</p> <p>その際、医薬品も対象として含まれるべきだと考える。日本では、分解されず環境中に放出される医薬品についての認識が薄いのではないかと？</p> <p>生物多様性の保全のためには、化学物質に頼らないライフスタイルの創出が必要だと考えるが、その中には医薬品に頼らない健康の創出も含まれるべき。</p> <p>また、化学物質に関しては、科学的根拠が十分でなくても、疫学調査や事例研究から推定などに基づいて、予防原則による規制ができるように政策の方向転換をぜひしてほしい。</p> <p>具体的に全体を削減していくには、排出量の総量規制がもっとも効果があがるのではないかと？</p> <p>さらに、これ以上次々と新しい合成化学物質を製造させないための施策が必要ではないかと考える。</p>

37	1(1) 2(2)	千葉県 企業等	<p>【意見】 生物多様性を保全する意義について、生物多様性条約の前文のような難解な表現ではなく、小学生でもわかるような例示をしてほしいと思います。というのは、この前小学生に環境学習を実施した際の質問として、「なんで生物多様性が大事なの？」と聞かれて、うまく答えられなかったからです。 なにも国家戦略そのものに入れなくてもよいと思います。小学生向けのパンフレットなりpdfを整備してくれば幸いです。 【余談】 MAやGBO2など国民の大多数に普及していないような略語を使う場合には、最初に使う段階でしっかりと日本語でミレニアム生態系評価(Millennium Ecosystem Assessment:MA)なり、地球規模生物多様性概況第2版(Global Biodiversity Outlook 2:GBO2)といったように示さないと、人に伝わらないと思います。もし知らなくても、日本語訳があればインターネットで調べられます。 生物多様性国家戦略見直しに関して国民に意見を募集しているのだから、それぐらいの配慮がないとまずいと思います。本当に意見が欲しいのか、疑わしく思う人も出てくるのではないのでしょうか。</p>
	2(2)		<p>生物多様性保全活動を恒久的に続けていくためには、将来活動を担う人材の育成が重要と考えます。特に自然とのふれあいが希薄になっている現代の子供たちへのアプローチは、成果が少なくとも万難を排して教育を続けるべきだと思います(1万人に1人ぐらいでも立派な成果だと思います)。20年後を想像して活動の核心人材を育成するべく、特に小学生を重点に実施していく必要があると考えます。 人材の育成に関して、文部科学省はもちろんのこと、各省との連携が重要と考える。使用するフィールドも国立公園のような大都市圏の子供たちにとって距離的に遠い場所よりも、国土交通省の水辺の楽校、林野庁の森の子くらぶなどの現行制度を活用することで、身近な自然とのふれあいを促進するのが望ましく、かつ実現性があると思います。省庁間の連携作業の中で、プラスアルファの効果もあるかもしれません。また、NPOやNGO、地域の自然を知っている高齢者などの協力も必須で、これを支援する施策を充実する必要があると考えます。 このような横断的な施策を実施することによって、特に第2の危機に対応できる人材も育成できるのではないのでしょうか。</p>
	2(2)		<p>【意見】 特に大企業において、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility:CSR)の一環として、環境保全活動の活動への関心が高まっています。私が在籍するグループ会社でもCSR活動の一つの形として、社有地の生物多様性機能の向上を図ろうとしています。秘密保持の義務の関係で具体的には記述できませんが、生物多様性保全活動に関するCSR活動を促進する施策を国家戦略で位置づけたいのではないかと考えます。例えば、米国ではWHC(Wildlife Habitat Council)というNPOが企業や個人の土地における生物生息空間の質の向上を図っています。WHCをモデルとして、環境省や環境省の外郭団体が音頭をとって組織をつくってもよいのではないのでしょうか。企業による生物多様性保全活動の促進材料として、税制面での優遇措置というの考えられます。財務省との折衝は容易ではないと思いますが、実現すれば企業の所有地における生物多様性保全活動が著しく促進され、かつ相乗効果も高いと思われます。貴省がわざわざ予算措置をしなくとも、勝手に進んでいくかもしれません。</p> <p>【参考】『社有地を活用したCSR - 生物多様性の保全と環境教育の観点から - 』(主催:社団法人ナショナル・トラスト協会 2007年3月12日 住友スカイホール)から</p> <p>WHC(Wildlife Habitat Council)について 社有地の生物多様性向上について、両社とも利用していたのは、WHC(Wildlife Habitat Council)の認証システム。 WHCは非営利団体で、企業メンバー、保護メンバー、学術的スポンサー、公的スポンサーから構成される。 企業メンバーは現在120社ほど。化学工業や重工業などの製造業、金融業などのサービス業と幅広い業種が参画している。 保護メンバーは、アメリカバードウォッチング協会や野生生物連合、WWFなどの自然保護NPO・NGOや市民連合などが中心。 WHCの目的は、企業や個人がもつ土地の生物生息空間の質(生物多様性)を保護メンバーと協調して向上させることにある。 WHCの主な活動は、以下のとおり。 ・環境調査に要する人材の派遣(企業によっては自社のみによって実施している場合もあるらしい)。 ・生物生息空間の質的改善法のアドバイス。 ・環境管理計画・管理体制(パートナーが重要らしい)の評価と認証の授与(WHCのロゴが使えるようになる)。 ・認証後3年ごとの審査。 URL: http://www.wildlifehc.org/</p> <p>IBMアルマデン研究センター アナイス・グウェン女史の講演 IBMはアメリカ国内で6つのサイトについてWHCの認証を取得。 発表の中心であったアルマデン研究センターの概要は以下のとおり。 ・当該施設はSan Jose(人口約100万人)の真ん中にある。 ・敷地は約280ha(施設面積などは不明)。敷地内にネイチャートレイルを設置。 ・社員を中心としたボランティアを組織。 ・活動の大半は周辺住民などとの協働(写真を見る限り、そのように思われる)。 ・目指しているのは、隣接する郡の公園と一体となった保全。 アルマデン研究センターにおける生物多様性向上の主な取り組みは以下のとおり。 ・Bluebird Nesting:チャガタルリツグミの巣箱設置とモニタリング。125個の巣箱を設置済。 ・Bat House Project:コウモリの家作り。ただし、コウモリの利用実績なし。 ・Owl Release:傷病鳥であったフクロウ類の放鳥場所の提供。 ・Native Bee Pollination:在来ハチを用いた受粉。 ・Almaden Wildflowers:主として草原性の野生植物の保全。希少種だけでなく鑑賞性の高い主なども対象にしている模様。 The Wildlife of IBM Almaden Research center: http://www.almaden.ibm.com/almaden/environs/ IBMはアルマデンの活動も含め全社として、Best Corporate Citizensの第6位にランキングされた。</p>

				<p>ダウ・ケミカル パティ・ドイチェ女史の講演 取り組みの背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンフランシスコ湾沿岸においてダウ・ケミカル所有の化学工場の隣接地に宅地開発計画が浮上。 ・当該地は工場の風下に位置し、公害訴訟などの賠償責任を回避するため、当該地を買い取り。 ・1990年に行った不法投棄物などを取り除く作業を通じて、当該地の自然性の高さを予見。 ・翌年には湿地を保全することを決定。 ・1993年にWHCに相談。環境管理計画などを策定の上、後年、WHCの認証を取得。 ・当該地の面積は188ha、うち69haがtidal wetland(塩湿地:潮の影響のある湿地)、10haがビーバーの利用する池。 ・社員や退職者で構成されるボランティアチームW.E.T.(Wetland Environment Team)を結成。 ・活動のパートナーは、地元の高校・大学、U.C.Barkleyの生物部門、リンゼイ野生生物博物館など。 ・特に生物については、U.C.Barkleyの生物部門が精力的に調査 ・主な活動は以下のとおり。 ・生物生息空間の改善(水路の整備、外来種の駆除等) ・シンポジウムの開催 ・エコツアーの開催(インタープリターは博物館の職員やW.E.T.が担当。受講者数約2,500名/年) ・保護された野生動物の放獣・放鳥場所の提供(約5,000頭・羽/年) ・期限切れの人間の薬(自社製)を野生動物治療用に無償提供。 ・アメリカ環境保護庁よりFive-Star Restoration Programとして表彰される。 ・http://www.epa.gov/owow/wetlands/restore/5star/dow.html ・ダウ・ケミカルは、2015年までに「Community Success」することを表明。
38	1(1)	埼玉県	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・リースナブルな税金使用の観点からか、換骨奪胎のさらいがありそうです。 ・生物多様性の保全を、生物資源利用の観点から説くことも重要とは思いますが、即物的な利益を追求しがちな「人間が一番偉い」から脱却し、共生・共存へとへりくだる価値変換の必要があるのではないのでしょうか。 ・日本人らしい生き様は、本来、占領日本以来の指向とは異なるような気がします。1神教ではなく多神教、それも仏教というある意味での多神教ではなく、八百万の神との共存を受け入れてきた日本らしさがもたらした、結果としての生物多様性、それを保持していくための活動が今後重要です。 ・自然は利益をもたらす存在というよりは、怖い、危険という面も有する得体の知れない存在だったと思います。お互いに領分を守り、対峙は必要最小限にとどめることのみ永続が可能という視点に立つべきではないのでしょうか。少子化、人口減少は好機と捉え、例え居住領域ではあっても、ハチがいたり毛虫がいて、子供たちは危険を学習し、命の不可思議さ、尊さを学習することができる緑の確保、ひいては都市部でも生物多様性に寄与する「ビオトープネットワーク」が形成されるような街づくり、住環境作りへと転換してもいいと考えます。
	2(2)			<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育による生物知識 ・幼児教育からが重要だと思います。親を見て最初の情緒も育つはずで。そうだと学校以前の問題です。子供はどんなものにも興味を持ち、危ないものにも触ろうとします。そのようなときどう危険を避け、どのようにその生物と付き合うかは親や兄弟が教えることが多いです。決して心地よさの追求、安心な場所だけでは人は成長しません。情緒的にはマイナス面もあるからこそ裕になり、詩も生まれます。万人が追求する幸せ感は、経験と知識とお互いの尊重から生まれます。自然との関係も同じです。どぶ川に蓋をしたり、フェンスで隔離するのは、親が子供から眼を離したいから。こういう子育てでまともな子が育つでしょうか？ ・先生自体も、自然のよさがわからない。今の先生は、経済最優先の社会構造で育ってきています。誰がそのことを強く認識し、解析し、再教育に結びつけるかが重要だと思います。 ・阿蘇やウミガメのようなNGOなどの支援は、尊ぶべき行為だと思います。その上で申し上げるならば、本来そういう自然が成立してきた背景を認識し、共通の価値感として共有し続け、本当に継続できるかが心配です。どうして昔そういう自然が育まれ、維持されてきたかはそのもと、自然との共生活動によるもので、経済的な視点からもかけ離れた問題ではなかった筈です。 ・グローバルな経済の時代とはいいいながら、国内の自然、生物多様性まで犠牲にする必要はないのではないのでしょうか。たとえば林業のもたらすそれらへの効果は、もっと評価されるべきです。外材が安いからといって、発展途上国から輸入し、その見返りにハイテク商品を買ってもらおうという構造はそれで正しい経済論理だと思いますが、「日本の自然・生物多様性保全の観点から、外材利用率は %とする。」という国家宣言を誘導したいものです。そのためのデータ作りがもっとも急務だと思います。 ・馬のいない阿蘇草原は、らしくない。自然と結果的には共生してきた経済活動の賜物としてできた半自然景観であることを無視しては破綻がくるのではないのでしょうか。デカップリング政策の導入も視野に入れてはどうでしょうか。ただし欧州で発展途上国にひずみをもたらしたことに鑑み、それを回避した節度のある形態にしたいものです。そのための総合的な研究が必要そうです。 ・ウミガメなど万人に好まれる生物保全に偏っていないのでしょうか。綺麗だから、可愛いからマスコミ受けするしといったことから啓発を始めるのは姑息に過ぎるような気がします。そのような考え方は、今のいじめ問題と似通っています。 ・ウミガメの例で言えば、よくバギー車などによる轍が子亀の移動を妨げる問題が取りざたされます。 ・しかしバギー車を駆る人たちからは、海岸は皆のものと言い張る姿が眼に入ります。これは権利意識の誤使用。ウミガメなんて俺と関係ないと言い捨てるヒトが、自ら己を恥じるような意識転換が重要です。自然への畏怖は尊重につながることを、根本から考え、その価値観を醸成するために何をすべきかを全省(環境省が音頭をとり、経産省、文科省、財務省など)で考える検討会をもつたらどうでしょうか。
39	2(4)	東京都	企業等	<p>当協会では、自然再生に関する調査、研究を進めている。</p> <p>わが国において実施されている自然再生事業を「劣化した生態系の再生を目標として掲げている」が、欧米のように目標設定のベースとなるエコロジカル・ネットワークが存在していない。このことが自然再生事業等において地域での様々な主体の合意形成に手間取りや具体的な事業の実施を困難にするとともに、地域としての取り組みの一体性や連続性の確保を難しくしている。</p> <p>この問題の解決のためには、地域の行政やいろいろな団体が実施している自然環境調査の結果などのデータ一元化やデータベースの作成を進め、例えば、地域生態系のコアとなる自然公園と、その周辺域内における様々な生態系の連続性(エコロジカル・ネットワーク)を評価し、そのネットワークを踏まえて地域の将来目標像を明確にして自然再生事業等を実施していくことが急務と考えられる。</p>

40	1(1)	神奈川県	企業等	日本の自然は個人のものでなく、日本のものでなく、地球のものである。 日本人はそれをただ単に借りているにすぎない。 借りているものは、できるだけそのままの状態を保つようにしなければならない。
	2(5)			里地里山の存在価値を具体的に金銭価値として出してみる。それによって予算を組み、人員を配置する。
	2(6)			里に出てきて害をなす野生動物は捕獲する。その代わりに、人もこれ以上の開発という名の自然破壊をしない。
	3			* 増えたシカやイノシシを山の恵としてありがたいたく。 その肉の検査、流通をもっと簡単にするために環境省、農林水産省、厚生労働省で会合を持つ。 * 野生動植物の輸入完全禁止 * 外来種(動物 特にアライグマ)の緊急的な防除
41	1(3) 2(4)	茨城県	研究機関・大学	生物多様性モニタリング計画の記述について 国内外の計画が資料中で一覧されていますが、国内では国立環境研も関わって準備中のLong-Term Ecological Researchや合衆国ではアメリカ生態学会などが関わっているNEON(National Ecological Observatory Network)などに触れられていないようです。一覧に含めるべきであるということではありませんが、前者は既存の生態系研究区域を形式的にも実質的にも結合する国際的な試みの一環ですし、後者は、合衆国単独での事業ではあるものの、無線・インターネットを活用して広範な自動生態系モニタリング機構を構築する試みであり、支援あるいは参考にする価値があると考えられます。
	生態系の現状把握について 生態系保全、あるいは生態系ネットワークの構築などの生態系に関する話題が懇談の中で多く取り上げられていますが、生態系自体の実態把握がしばしば総合性を欠くように思われます。 生態系が対象とされる場合、鳥類・森林・哺乳動物などの比較的目立ちやすい、あるいは視覚的に取り上げやすい生物だけが議論的となり、その他の生物や環境も含めた全体的な取り上げ方が弱いように見受けられます。これは、学術的な方法論や技術が十分に発達していないためもあるかもしれませんが、できる限り総合的、あるいは複合的な視点、例えば生態系の構造として食物連鎖に着目して、様々な生物を絡めて生態系を理解する活動が強化されていよいと思われま。地域での具体的な生態系保全の試みがNG によってなされていますが、そういう場合には、程度の差はあれ生態系全体を視野に入れた活動がなされているのではないかと思います。そのような例も参考となるのではないのでしょうか。			
42		神奈川県	行政	秦野市では、平成12年に環境基本計画を策定し、自然環境を保全する指標として、「生き物の里」を指定しています。(目標：成22年度 10箇所) また、里地里山保全再生モデル事業の実施地域に選ばれ、その一環として「生き物の里」を地域住民、ボランティアと協働し、その保全・再生事業に取り組んでいます。 こうした活動は、多くの方々により支えられ、持続的な取組みが必要であるため、モデル事業が終了しても、国等の関係機関の継続した支援をお願いします。
				(里地里山の保全) ・平成16年に環境省里地里山保全再生モデル事業地に選定され「里地里山の保全再生による地域社会の発展」を基本方針として、地元住民が中心となり取り組んできている。新たな、里地里山を活かしたまちづくりとしての市民活動が定着しつつある。 ・里地里山の保全再生活動を将来にわたって進めていくには、各々の里地里山の社会的条件、自然的条件に応じた方針が重要である。そこで地域の里山の特徴、市民の関心などに適合したメニューの提案が必要である。 ・調和のとれた活動を展開していくためには、地元住民(農家)、市民、ボランティア団体、都市住民、行政等が幅広く(参画した組織が必要である。その中で里地里山の新しい共通の価値観を見出すことが必要である。 ・里地里山の保全再生活動を市民活動として定着させるには、生産性、経済性を持たせるシステムの提案が必要である。 ・環境学習、生涯学習の場とし、関係機関と連携をとった活動を展開していく必要がある。(本物の体験)
43	全般	東京都	NGO	生物多様性国家戦略の見直しにあたり、以下の内容について追加する必要があります。 生物多様性の保全を目的とした私有地の提供の促進について 生物多様性の保全を進める上で、野生生物の生育・生息可能な土地の確保が重要となります。現在、日本国土の約53%が私有地であり、今後国土の利用計画あるいは地域のまちづくり計画のなかで生態系ネットワークの拠点やコリドーを確保していく上でも、私有地における自然環境の保全や再生の取り組みは不可欠と考えます。 そうしたことから、国及び地方公共団体は、国民・民間団体・事業者が所有する屋敷林や社有林などの自然豊かな土地においても保全する方針を明確にすると共に、全国各地での各主体の協働による、ナショナル・トラスト活動等の手法を用いた自然環境の保全や再生の支援について明記する必要があります。 又具体的に推進するにあたり、国及び地方公共団体は、ナショナル・トラストに関連した法整備、必要な財政上または税制上の措置、及び行政との協働などの措置を講ずることを明記する必要があります。
44	全般	東京都	企業等	生物多様性保全を国家戦略として推進していくには、生物多様性を保全することの意義をより明確に示していかなければならないと考えます。“保全”という言葉を用いているので、一般の人々はそれがなんとなく良いことであると、理解はしてくるでしょう。しかし、生物多様性保全を国家戦略として据えるには、一般市民のそのような浅い理解では不十分です。なぜ、生物多様性保全が必要なのか、保全が私たち人にとってどれだけ有益なことなのかを具体的に示し、一般市民のより深い理解を得る必要があります。水域における生物多様性保全は、漁業等に関係するので私たちの生活にも結びつきやすく、生物多様性保全の意義を示す具体例として適していると思います。私は大学院で造礁サンゴに関する研究に従事しました。造礁サンゴは熱帯地域の海洋における生物多様性を支える重要な生物です。日本の琉球列島では近年、この造礁サンゴの大量死により多くの地域でサンゴ礁が消失し、同地域における漁獲量が大きく減少していると聞きました。このように私たちの生活と直接結びつく形で生物多様性保全の意義を明確にし、一般市民のより深い理解が得られて初めて、生物多様性保全は国家戦略として推進していけるのではないのでしょうか。
45	2(2)	千葉県	個人	生物多様性保全のためには、生物に関する教育だけでなく、生物多様性について正しい理解と知識を持った人による教育が必要である。それには、保全生物学や環境学について学び、生物多様性について専門知識や技術をもった大学生や大学院生、修了生が、普及・啓発に活躍できる場や学校現場との連携の場を増やすことが有効だと思。正しい生物多様性の意識や知識を次代を担う世代が学ぶことによって「生物多様性に対する意識を高める」ことができ市民参画による生物多様性の保全が進むと思。

46	全般	東京都	N G O	<p>現在、日本の「新国家戦略」について、生息地外保全についての記述はありませんが、将来は、植物種について、植物園や農業・園芸関係分野での保存が不可欠と思われます。国家戦略として、掲載するにはまだ、日本植物園協会内でもそれに即した議論が進んでいないので具体的な意見を表明する立場にはありませんが、次のような視点が必要と思われるので、意見を提出したいと思います。</p> <p>「地球温暖化は、確実に進んでおり、これが原因となる植物種の絶滅は、生育場所の喪失だけでなく、気温や降雨等の生理的条件下に係わる環境不適合による絶滅も始まっています。本年の冬の高温気象は、そのさきがけで、ソメイヨシノの開花に各地で異変が起きています。更に進むとソメイヨシノが日本で開花できない事態の招来も現実のものとなる可能性もあります。自力で移動が出来ない植物を救うためには、内外の野生植物の栽培の経験をどこよりも重ねている植物園がその力を発揮すべきであり、社会的な責任であります。極論をすれば、熱帯・亜熱帯の植物を日本で保存し、日本の植物をより寒冷の地域で保存する植物の水平・垂直移動の手助けを植物園組織のネットワークの中で実現してゆくことが求められるようになるのではないかと考えます。</p> <p>従いまして、日本においても植物種の域外保全について議論を始めるよう提案します。」 これは、今回の提言内容の変更を求めるものではありません。次の改定時(5年後)に向けての提案と考えてください。</p> <p>環境省の諮問に答えて私の意見を下記します。 今回の国家戦略見直しにおいてはT2010と言う具体的な達成指標があり、種多様性保全の理念や方向付けにとどまらず、具体策が論じられる必要があると考えます。具体的戦略となれば、これを担う機関、組織、人を明示し、枠組みを作ることが重要でしょう。国家行政、地方公共団体、民間の組織の内容をさらに具体的に掲げ、これを担う立場にある機関や人々に明確な認識と責任の意識付けが求められると考えます。</p> <p>阿蘇において、絶滅危惧種を含めたハナシノブ、ヒメユリ、ヤツシロソウ、サクラソウ、フクジュソウ等の自生地での花野の再生及び監視を、NPOで行っています。しかし、会員は仕事を持っているため、仕事との両立は大変難しく、農家の方に依頼するにしても、資金を払う予算に限界があります。環境省に阿蘇の草原再生のお金はついているようですが、地元ほとんど落ちておらず、そのほとんどは環境関連の東京の業者に落ちているというのが現状のようです。この辺をなんとかしないと、地元(本当の地元、および熊本関係)にとって何のメリットもないと思います。地元の人、生活の中で再生を行うなか、ボランティアだけではなく、地元農家の方々にもそれに対してある程度の益があるべきと考えます。NPOの数人の理事に仕事が集中し、これ以上の拡大をするには、大変きつい状態です。</p> <p>しかし、草原再生した300余本のヒメユリの株とそれに咲く花を観ると、心が晴れ晴れとします。更にハナシノブが増えているのを見て、野焼き、草刈り、草集めの、きつい仕事が報われます。ただこれらの心の喜びにも限界があるのが現状です。農家の人は、ある程度の収入が見込めれば、草原再生の仕事を行ってくれます。そのためには、今後一層の安定した予算の確保が必要でしょう。</p>
47	全般	東京都	研究機関・大学	<p>現時点でどこまで議論が進んでいるのか不明ですが、国家戦略の見直しが進む中、今後の「実効性」に関しても十分な検討が必要であると考えます。そこで、提示されている「論点整理」の中に提言されている内容とは重複しますが、実効性という観点から要検討と考えられる点に関して意見を出させていただきます。以下の3点です。</p> <p>国土の自然環境のあり方に関する目標像の提示と構成転換方策の検討 平成2～4年の第4回自然環境保全基礎調査における植生自然度の構成によると、我が国の自然度の高い(自然度8以上)植生は約1/4(24.4%)であり、人為の加わった森林や草地(自然度4～7)が1/2弱(47.0%)、そして農地が1/4弱(22.8%)であり、国土面積のおよそ7割が人手の加わった二次的自然に覆われていることがわかる。</p> <p>しかしながら、現状の農林業の状況、生活様式では少なくとも7割の二次的自然環境をそのまま維持していくことは困難であると想定される。そこで、自然環境管理に関する人為的側面と生物多様性の観点から、わが国の自然環境(植生)構成に関する(政策的)目標像を提示するとともに、構成転換を図る具体的方策について検討する必要がある。</p> <p>自治体あるいは流域レベルでの「自然環境管理計画(仮)」立案制度の検討 国家戦略は、方針あるいは考え方を提示するものであり、その考え方に基づいて実際の自然環境管理を進めるためには、ブレークダウンした空間計画が必要である。流域レベルあるいは自治体のレベルでの法定空間計画を作成する制度が必要であると考えられる。方針をいかに空間上に実体化させるかの仕組みの検討が必要である。</p> <p>参加型管理の仕組みへの切り替えの明記と、担い手および資金確保の仕組みの検討 我が国の自然環境への負荷状況考えると、自然度の高い自然環境にしても、二次的自然環境にしても、現状を保護・保全したり、良質に管理していくためには、目指すべき自然環境像を立案、合意するとともに、現状を的確に把握(モニタリング)し、状況に応じた対応策を実施することが必要である。</p> <p>そのための費用および労力を考えると、従来の公的機関による対応だけでは十分ではなく、住民や企業の参画が必要となる。自然環境を管理するための担い手や資金の確保に関する新たな仕組みを検討するとともに、参加型管理への転換を明記して協力を呼びかけたほうがよいと考える。</p>
48	全般	東京都	研究機関・大学	<p>群集・生態系レベルの多様性に関心を持って、その成り立ちや変遷に影響を及ぼしている要因を解明しようとしています。そこで、これら学術的情報をもっと保全再生の計画・事業の実施などに活かさないかと思っています。この関連で、英語圏で「Eco-region」と呼ばれている概念を日本でも有効的に応用できるのではないかと思います。「日本重要湿地500」やNACS-J/WWF Japanが発表した植物群落レッドデータ・ブックなどを見ると、地域ごとに情報をまとめる際に「東北」、「近畿」など地方や県を基準としていますが、むしろ自然環境がある程度均一な地域を基準とした方が良いのではないかと思っています。地形・地質、土壌、気候などに基づいて基本的な分類を行い、各地域の典型的な生態系・群集タイプを把握すれば、保全計画や自然再生の目標設定に役立つのではないかと思います。何年か前に環境省の方と話す機会があった時に、このような自然環境の分類が検討されていると聞いた記憶がありますが、公開されたものは見たことがありませんので、この場を借りて提案させていただきます。</p>

49	1(1)	東京都	N G O	<p>生物多様性保全のための基本施策は土地の確保、ということを明記する</p> <p>生物多様性条約第6回締約国会議(2002年、オランダ・ハーグ)において、「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という、いわゆる「2010年目標」が採択されました。しかし、我が国では、生物多様性の損失は、依然として続いています。そして、こうした中、今、国家戦略の見直しが行われようとしています。</p> <p>生物多様性保全が進捗しない最大の理由は、土地の確保が進んでいないことにあります。我が国の国家戦略では、これまで、土地の確保が生物多様性保全の基本であるということが、明確に示されてきませんでした。土地を確保するためには、それに見合うだけの財政措置が必要です。</p> <p>多様な生物を基本的構成要素とする生態系は、「人類の生存基盤」です。このため、第三次国家戦略には、生物多様性保全の基本は土地の確保にあること、そしてそのために、たとえば、国家予算の一定割合を毎年それに当てるとするなど、十分な財政措置を講ずる必要があることを明記する必要があります。</p>
	1(2)			<p>超長期を展望したエコロジカル・ネットワーク構想を作成し、国土の自然再生を進める。</p> <p>戦後増え続けてきた日本の人口は、2005年に減少に転じ、政府の推計によると50年後には現在の7～8割、100年後には4割以下にまで減少すると予測されています。</p> <p>こうした国土をとりまく大きな変化を考慮しつつ、生態系サービスが持続可能なかたちで十分に得られること目的とし、数十年以上の先を目標年次とした国土規模、広域地方計画規模でのエコロジカル・ネットワーク構想を作成することが、ますます重要となっています。</p> <p>第三次国家戦略には、全国レベル、広域地方計画レベルなど様々なレベルでエコロジカル・ネットワーク構想を策定することが重要であることを、明記する必要があります。</p> <p>また、こうした超長期的のエコロジカル・ネットワーク構想をもとに、奥山自然環境、大川川の氾濫源、沿岸・海洋域などの自然を再生していくことの重要性も、明記する必要があります。</p>
	2(2)			<p>学校ビオトープ、幼稚園・保育所の敷地を活用した園庭ビオトープを整備推進する。</p> <p>自然と共存する持続可能な社会を構築するためには、大人への教育とともに、21世紀の主役、すなわち、子どもたちへの教育が重要です。学校ビオトープ、幼稚園・保育所の敷地を活用した園庭ビオトープは、子どもたちが、生物多様性を含めた自然の仕組みを理解し、日常生活のなかで、地域が抱える問題を発見し、解決に向けて自ら行動することを可能とする教育施設です。</p> <p>第三次生物多様性国家戦略の策定にあたっては、学校ビオトープ、幼稚園・保育所の敷地を活用した園庭ビオトープを全国各地で整備推進していくことの重要性を、明記する必要があります。</p>
50		東京都	N G O	<p>1. 国家戦略は大多数の国民には、省庁、学者の世界の話題として理解されており、国民の口で語られることはほとんどなかったと思われる。生物多様性を国家戦略として、なぜ今取り組まねばならないかの意味と生物多様性という課題が国民生活にどのような関係があるのかをわかり易く伝えることがスタートであろう。とくに、農業、林業、漁業等自然を相手の産業の従事者には今までの自然保護との違いを理解してもらうことが重要である。</p>
	<p>2. グランドデザインとして、国土の将来像を提示することは必要だが、現実的には各都市において展開される都市計画における土地利用の積み上げによってグランドデザインが完成してくるため、その中で生物多様性という視点をどのように展開するかを考えることが必要である。</p>			
	<p>3. 移入種等による環境の影響は、ベッコウ等の魚類、昆虫も含め、あまりにも個人の嗜好に迎合しているのではないか。これらの移入は厳しくする代わりに、動物園、水族館、昆虫館等の充実を検討してはどうか。緑化植物等の移入に関しては、適切な情報発信と管理手法の確立が必要である。</p>			
	<p>4. 日本の自然はもともと多様な生物により形づくられており奥山は自然を畏怖する日本人の自然観により守られ里山は自然と一体となった人々の暮らしによって自然と折り合いをつけながら形成されてきた。自然に大きな負担をかけない開発や暮らしは結果として日本の生物多様性を維持し、山、川、里、海を守ることにつながる。このような情報を省庁の連携によりわかり易く一元的に発信することが必要である。</p>			

51	1(2)	千葉県	NGO	<p>日本列島では、農耕などの人間活動に伴い、氾濫原、後背湿地、池沼、自然湿地、湧水地などの止水水域は、原生自然の状態から大きく改変されました。しかし、その多くは、水田やため池などとして利用され、それらが水路で結ばれた水域複合体として、伝統的な農業技術体系において、稲作に資する水管理がなされてきました。そこには二次的なウエットランドとして、河川の氾濫原や後背湿地を本来の生息地とする生物相が比較的よく保存されてきました。</p> <p>しかし、河川整備や宅地造成、ゴルフ場開発などの様々な開発、農薬の多用、圃場整備による乾田化および大規模化、水路のコンクリート護岸化、ため池の近代的改修などが進むと、水生生物の生息に大きな影響が及び、かつて普通に見られた水生生物の多くが絶滅危惧種となりました。さらに、近年では、農村における高齢化・過疎化の進行、中山間部まておよび圃場整備の進行、老朽化ため池の改修事業、減反政策による休耕田の増加と放棄水田における遷移の進行、ため池の管理放棄、水田の畑地化や他の土地利用目的の開発などにより、水田とそのまわりの止水水域の生息場所にはきわめて大きな変化が生じました。</p> <p>このような状況において、ゲンゴロウ類をはじめとする水辺の生物多様性を保全するためには、現在の生息地を保全することが最重要です。特に残存する自然湿地は再生困難であり、絶対に開発すべきではありません。農村の水辺環境である湿地やため池では伝統的な維持・管理が、休耕田に関しては、その植生遷移を抑えるための適切な維持・管理が必要となります。いずれも、農村地域をとりまく問題を鑑みながら、長期的な視野に基づいた上での短期の対策が必要です。一方、生息環境そのものが減少しているため、個体群の供給源となっている場所を中心として、積極的な生息地の再生を図る必要があります。</p> <p>また、ため池や中山間地の谷津田では防災が優先されることもあり、コンクリートなどの近代的護岸化や圃場整備が進められていますが、生物多様性保全が考慮した工法が求められます。</p>
	1(3)			<p>農業とかかわる環境保全活動を真に生物多様性保全に寄与するものとするには、適切な指標種のモニタリングを通じて環境の現状を把握するとともに、絶滅をもたらさないような保全管理を実施することが求められます。指標種としては、特定の生息・生育場所と結びつきの強い生態的指標種、絶滅危惧種、地理的固有性の高い種などが取り上げられます。農村の水辺生態系の指標としては、かつては各地で普通に見られた、水生植物、魚類、両生類、鳥類、水生昆虫などが候補となります。選定された指標種について、モニタリングと効果的な保全のためには、その種の生態学的な特性、生息現状を把握するとともに、衰退要因を明らかにすることが必要です。</p> <p>ゲンゴロウ類に代表される止水性水生昆虫は、かつては水田やため池などの農村の水辺環境で普通に見られた群種であり、水辺の生態系で重要な位置を占めています。近年、生息地の消失や、伝統的な水管理の衰退とともに個体数も減少していることが指摘されており、さらに、侵略的外来種の侵入、過度の採集圧なども加わり、生息状況は急速に悪化しつつあります。そのため、水辺環境の生物多様性の指標種群として適しています。水生甲虫類の生息情報が国レベルのメッシュマップにまとめられている、イギリスやイベリア半島では、希少種の生息する地域を優先的に保全すべき地域と指定し、それに基づいて、保全プログラムが策定されています。</p> <p>水田やため池、休耕田などの水域における生物多様性モニタリングについては、生息地の状況が植生遷移の進行などによって変化するため、ゲンゴロウ類や侵略的外来種を指標としたモニタリングを少なくとも数年おきに行うことが必要です。また、各種開発の後のモニタリングは、担当が曖昧なうちに中止されることが少なくないため、開発の際には、誰がどのように、どのくらいの期間行うのかを明示し、義務付けが必要です。</p> <p>地域住民の参加によるモニタリングを含む保全対策の実施にあたっては、「順応的管理」手法が有効とされています。順応的管理は、事業を最良の知見から導かれる仮説を検証する「科学の実験」と位置づけての目標設定、計画、実施、モニタリング、評価・見直しを多様な主体の協働により円環的にすすめるものです。保全の成功例に基づいて、生息地の維持・管理の程度、モニタリングの時期、方法を標準化することが可能です。</p>
	2(2) 3(6)			<p>環境教育は、地域における今後の持続的、自発的な生物多様性保全のために重要です。都会の子供たちの周囲から生物多様性の豊かな環境が消失し、地方の子供たちも自然とのふれあいが減少しているため、生物多様性について理解しにくいことから、各地で体験的学習を中心に行っていくことが望まれます。子供たちを将来の生物多様性の理解者へと育成してゆくことを幼少時から行うべきであり、子供を通じて、家庭、地域へと保全の意識を浸透させてゆくことが期待されます。</p>
	2(4)			<p>ゲンゴロウ類は数百メートルの距離を移動しながら水田、ため池、水路を含む多様な生息地を種ごとに異なる組み合わせの様式で利用しています。したがって、少なくとも半半径数百メートル以上の範囲をまとめた生息空間として、ため池群および他の水域を保全することが必要です。休耕田は、放置すると通常数年で乾燥化や植生遷移が進行して、ゲンゴロウ類の生息に適さなくなりますが、農業上の制約を受けにくいので、継続的な維持・管理によって活用すべきです。例えば、生息地周辺の谷津田谷頭部の、水が浸み出し、水はけの悪い休耕田の湛水化、小規模な水域の創出などによる、一時的な水域から永続的な水域を含む多様な止水水域のネットワーク化は、ゲンゴロウ類の多様性の保全に有効です。</p>
	2(5)			<p>水田農業と密接な関わりをもつ水生生物は、人間の生活域を主な生息場所としています。日本では、1992年の「新農政」で、環境保全に資する農業政策がはじめて公式に取り上げられ、1999年に制定された、食料・農業・農村基本法においても、農業・農村の「多面的機能」として、「生物多様性」が位置づけられているものの、「農業の持続的な発展に関する施策」において、基盤の整備に「環境との調和を配慮すること」を求めているにすぎません。二次的自然における生物多様性の保全・回復を目指す環境保全重視型の農林水産業へ移行するための政策は現状ではきわめて不十分です。2007年には、環境保全の推進に若干の寄与が期待される農業環境政策として、「農地・水・環境保全向上対策」が施行されることになっています。しかし、環境保全の活動として、貴重な生物資源である希少種の保全や保護の活動が、用水路に外来の園芸植物を植栽することと同列に扱われているなどその不十分性は否めません。生物多様性の保全に対する配慮だけでなく、義務付けが必要です。</p>
	2(5) 2(6)			<p>絶滅のおそれのある特定の分類群の保全計画を立案するにあたって、保全を優先すべき種とその生息場所の選定が必要です。ゲンゴロウ類のうち、わが国で絶滅のおそれが高い種群は、水田周辺に生息する中～大型のゲンゴロウ類です。そこで、水田周辺のゲンゴロウ類を保全するためのいくつかの指針を挙げる事が出来ます。</p> <p>第一に、絶滅のおそれのあるゲンゴロウ類の生息地の集中する地域を見出し、そこにおいて減少要因を解明し、種の供給源として持続する条件を確保することが重要です。わが国のゲンゴロウ類の生息地の集中する地域の1つである能登半島においても、水田・ため池の管理放棄、侵略的外来種オオクチバスの侵入などにより、ゲンゴロウ類の生息個体数は決して安泰といえる数字ではありません。生息地の消失に加え、乾燥化などによって、環境が不安定な年が続けば、地域個体群の維持が難しくなるおそれがあります。地域個体群における新個体の供給ポテンシャルが極度に低下する前に、種の生態が解明されれば、絶滅要因にかかわる仮説をたて、それにもとづく保全策を実験として実施し、モニタリングによって検証する順応的な取り組みが可能となります。</p> <p>第二には、ため池の維持・管理の継続です。環境条件としては、浮葉植物の生育が指標するような環境、すなわち、水辺の植生全体の多様性の高い環境が、ゲンゴロウ類の生息にとって重要です。そのためには、これらが生育可能な、近代化されていない勾配の緩やかな土の護岸が必要です。また、種によって様々な大きさのため池が必要ですが、管理放棄や水準が低下したため池では、ゲンゴロウ類を含む水生昆虫の減少に加え、オオクチバスが侵入していることから、維持・管理の継続は必須です。利用・管理の廢れた今日においては、従来の管理が復活されるか、もしくはそれに準じた保全のための新たな管理を導入する必要があると思われます。</p>

				<p>第三点は、広大な面積をもつ水田の活用です。乾田化により減少している生物多様性の高い湿田の保全はとくに重要です。現在の水田の多くは、圃場整備、水管理の変化、農薬使用などにより、とくに中～大型のゲンゴロウ類の生息に適さなくなっているため、生息条件を考慮した管理法がのぞまれます。中干しによる落水は幼虫の生息を困難とするため、部分的に避難所となる深みをつくるなどの配慮が必要です。圃場整備水田への冬季湛水は、水生生物や水生植物の保全に寄与しますが、中～大型のゲンゴロウ類の残存する地域において中山間部の水田まで湛水することが必要です。また、地域、地形の特性に合わせて、かつて水田脇にあった素掘りの水路の様な、ゲンゴロウ類の越冬可能な通年湛水の泥深い水域を、水田の縁などにつくことも有効です。圃場整備事業の際には、このような水域や、代替生息地をつくるなどの工夫を付帯事業として義務化することで、ゲンゴロウ類をはじめとする水生生物への影響を軽減することが必要であり、また、予算消化のための事業は中止すべきです。</p> <p>さらに、水田周辺に生息するゲンゴロウ類を長期的に保全するためには、残存する地域における、自然共生型の水田農業の実施により、地域の社会経済と結びついた形で生息地を保全することが重要です。そのためには、地域の農業者の理解と合意形成が必要であり、公的支援も必要です。生物多様性の保全は、農地への中山間地域等直接支払制度の対象となることや、付加価値米の生産やエコツーリズムの導入などの、地元にとっての様々な経済的価値を生む可能性がありまます。事業が軌道に乗るまでは、このような支援を受けながら、地域社会の実情にあった保全の体制やプログラムを地域づくりの一環として検討することがのぞまれます。</p>
	2(6)			<p>環境省レッドデータブックで絶滅危惧 類に指定されている、シャープゲンゴロウモドキについて、文献情報をまとめたところ、生息情報がある程度確認されている地域は、千葉県、石川県などごく少ない状況です。しかし、地理的に隔離されたその他の各県の生息地では、2000年以降には生息情報がほとんどなく、本種を保全するための総合的な戦略を立てられません。このような 絶滅危惧種に関しては、まず、全国的な生息情報を収集するための予算化を行うべきです。</p>
	2(6)			<p>絶滅危惧種の生息地の保全が進んでいない現状において、少なくとも地理的に隔離された地域個体群については系統保存が必要で、例えば、シャープゲンゴロウモドキでは増殖技術が比較的進展していますが、保護増殖事業は、個人レベルでは負担が大きいため、地域の昆虫館などの施設が中心になって行うことが望まれます。</p>
	2(6)			<p>今日、水辺生態系に看過できない影響をもたらしているのは侵略的な外来生物です。強力な捕食性と増殖力をもつ侵略的外来種(オオクチバス、アメリカザリガニ、ブルーギル、ウシガエルなど)が全国各地で急速に分布を拡大し、これらが直接的、間接的に生態系へ与える影響が問題となっています。外来生物の侵入は、生息地の破壊ならびに分断化、および乱獲とともに生物多様性保全における最も重大な脅威の1つと考えられています。</p> <p>とくに、アメリカザリガニは理科教材として利用されており、外来種としての認識が低いままに放逐が行われたとみられ、現在では全国の様々な水域に生息しています。雑食性で、様々な水生生物を捕食し、水生生物の生息場所となる水生植物に甚大な食害を与え、湿地などの生態系を変化させるとされています。しかし、わが国では、その具体的な影響について報告された研究例はほとんどありません。早急に特定外来生物に指定し、教育現場での使用や流通を規制するべきです。</p> <p>これらの侵略的外来種の影響を最小限に抑えるためには、侵入の予防が最重要です。侵入した場合には、早期に発見し、影響が深刻にならないうちに駆除することが先決です。そのためには、駆除についての合意形成を行い、地域主体の恒常的なモニタリング体制を構築する必要があります。例えば、オオクチバスについては、早期発見および防除により、ため池に生息するゲンゴロウ類への影響を軽減できることが各地の実践例から明らかになり、有効な防除手法が開発されつつありますが、各地方自治体における対策の予算化が必要です。また、密放流の際の個体供給源となるおそれがあるダム湖に関しても、担当行政間の協力による防除策の検討が必要です。</p>
	2(7)			<p>各都道府県でレッドデータブックが作成された現在、自然保護課が絶滅危惧種の生息情報を把握していたとしても、生息地の環境変化に関わる農村整備課や河川整備課などが情報を把握しておらず、保全対策がなされないままに、各種の開発や圃場整備が行われています。計画後の変更と比べて、事前に情報があれば、圃場整備や道路建設などの開発を回避できる可能性が高いと思われますが、環境行政と他の各部署との連携は不十分です。そのため、絶滅危惧種の生息地情報を早急にデータベース化し、各種の開発や圃場整備の際に地図上で確認できる制度を構築すること、これらの情報を関係する行政(環境・農政・土木など)が共有し、自然保護課が開発計画の回避や縮小などの調整を行いながら、連携した保全体制のもとに、具体的な施策に反映させることが必要です。そのためには環境省などによる主導が求められます。また、自然保護課が生息地の地方自治体に対して、保全について 指導することは実効性が高いと考えられます。</p>
	3(6)			<p>水田・ため池・水路は私有の農地であることが多いため、これらを維持・管理するためには、ため池の水管理の復活や、休耕田の生物多様性保全上の役割について、従来からの管理主体、将来における潜在的な管理主体を含む地域の理解を得ることが必要です。そのためには、地域住民が、行政、研究者など多様な主体とともに、「保全のための協働プログラム」の目標設定に参加し、様々な啓発活動を通じて、合意形成を行うというプロセスが長期的な保全のために必要となります。このようなプログラムは、地元自治体による支援、調整が必要です。事業によって住民の理解がどれほど深まったかについては、アンケートの実施による検証などが必要です。</p> <p>しかし、外部からの誘導の限界、財政的支援の必要性、生息地の維持・管理の問題、希少種の情報公開の問題、農村では都市部と異なり住民参加型の活動は難しいなど、今後に向けての課題が山積みです。</p>
	その他			<p>孤立、分断化した状態にある絶滅危惧種の地域個体群の存続に対し、採集圧は脅威となります。とくにインターネットが普及してからは、ネットオークションなどで一般人も容易に売買できる状況です。絶滅危惧種では、その希少性ゆえに価格も高騰しており、全国的な採集および売買の法的な禁止を行わない限り、この状況は改善しないと思われます。シャープゲンゴロウモドキについて、石川県は法的な保全策として、県指定希少野生動物種に指定し、一定の効果がみられますが、千葉県では指定がなされていないため、採集圧が継続しています。種の保存法による指定などの法的規制が早急に求められます。</p>
52	1(1)	茨城県	N G O	<p>まず、「生物多様性国家戦略」という表現について、修正を提案します。</p> <p>生物多様性国家戦略を有効なものにしていくには、一般市民が重要性を理解して参加することが必須です。しかし、「国家戦略」と聞いただけで分からないという反応が返ってきます。「生物多様性国家戦略」という呼び方が非常に分かりにくいのです。「国家戦略」ではなく、「国の長期的政策」とか「方針」という表現の方が分かりやすいのではないかと考えます。</p> <p>生物多様性の保全が「おいしいものを安心して食べ続けるための社会的な目標と位置づける」と説明されています。しかし、これは、違うと思います。</p> <p>生物多様性の保全のためには、「人間が我慢しても…」という姿勢が大事です。人間の食と利益だけを追求するところからは、生物多様性の保全は確保できません。このことは、これまで人間中心的な利益追求の行為が生態系を破壊して生物の多様性を失わせてきたことから明らかです。</p>
	1(2)			<p>「都市地域において、森とも呼べる大規模な緑の空間の創出を含めた水と緑の計画的な確保」があげられています。これには、賛成です。しかし、「緑の空間の創出」だけでなく、既存の小さな林や森の保全も真剣に考える必要があります。</p> <p>現在、都市化の激しいITX沿線では、既存の林や森がどんどん伐採され、宅地化が進み、高層ビルが激増しています。つくば市周辺だけでなく、このような場所は他にも多数あるのではないかと考えます。</p>

1(3)	<p>生物多様性の状況の総合的な把握は、生物多様性の保全を進めるための基本だと思いますので、市民参加のモニタリングに賛成です。それに対する予算も必要かと思えます。</p>
2(1)	<p>地球温暖化と生物多様性との関係は、ホッキョクグマやその他の海洋動物への影響、気候変動にともなう災害などと結びつけて、具体的に分かりやすく解説すれば、一般の人々の関心を集めることができ、生物多様性保全への取り組みを普及させるよい例になると思います。</p> <p>日本は食糧をはじめ多くの資源を海外から輸入していますから、他国の生物多様性の減少にも責任があります。NGOの間では「フードマイレージ」の考えを取り入れて、なるべく近場のものを利用しようと提唱しています。海外からの輸入品に原産地を示すラベルをつけることは次第に普及してきましたが、遠路からの輸入は環境にやさしくないことを印象付けるような工夫が必要です。毎日の生活のなかで消費者が生物多様性の保全を考えるよい機会になると思います。</p>
2(2)	<p>生物多様性の保全についての理解を広めるためには、学校教育も重要ですが、一般の人を対象にした総合学習も必要です。NGOや各地の自然学習サークルなどを通じて民間に広めることもよい手だと思えます。そして、そのためには、人件費や教材作成などの実行費用の支給が不可欠です。</p>
2(3)	<p>例えば千葉県で問題になっている沿岸の道路建設などは中止すべきですし、ダム建設も中止し、無用のダムは撤去することも必要と思えます。周知のことですが、海を守るには水源や河川流域での森や林の保護が必要であり、陸と海をひとつにつなげた生態系の保全を図る必要があります。</p> <p>水産庁は、民間NGOの反対を押し切って、2007年度からカムイルカを捕獲枠に追加しました。これは最近ハンドウイルカの捕獲が減少していることから水族館の要望を支援する形で導入された改変です。日本政府はイルカやクジラなどの海洋哺乳類を利用可能な単なる水産資源としか見ていません。しかし、世界的にイルカやクジラは生態系の重要な要である野生動物として認識されており、共存及び保護の対象になっています。この傾向は、近年日本でも高まりをみせています。「消費のための水産資源」という偏った考えで野生動物の捕殺利用を続ける限り、海洋域における生物多様性の保全は確保できません。</p> <p>イルカやクジラが水産庁の管轄下に置かれていること自体が、生物多様性の保全、ニシコクジラなどの絶滅危惧種の保護を妨げる原因になっています。イルカや鯨類を、まず、野生動物として認識し、環境省の管轄下にするように環境省に頑張してほしいと思います。また、海洋における生物多様性を保全するには、海生動物保護法、海洋哺乳類保護法が必要です。「国家戦略」として、このことも盛り込んでほしいと思います。</p>
2(4)	<p>現実に、国立公園等保護地域のなかで人間の経済活動が行なわれています。そうした状況下で、生物多様性を保全していくには、やはり基本的に「人間が他の生物に譲歩する」という姿勢が必要と思えます。大変なことですが、この考えなしに人間の欲望充足を追求する限り、生物の多様性を保全するのは難しいのではないかと思います。自然や生物多様性への理解を広めるために、地域によってはレンジャー（保護監視官）やガイドの導入も必要だと思えます。</p>
2(5)	<p>生活様式の変化や人口の減少によって、里地里山の保全が難しくなっています。また、里山で活動する団体の半分以上が3大都市圏にあり、里山問題は都市問題であるという所見が懇談会で出されました。このことに関連して以下の2点を提案します。</p> <p>里地里山の保全に加えて、畠や田んぼなど及びその周辺に棲む生物の多様性にも配慮し、これを保護し、生物調査を行なっていくことを提案します。昨年(2006年)12月15日に「有機農業の推進に関する法律」が施行され、環境と調和の取れた農業推進への道が開けました。今後、有機農業は、有機農業者、消費者、行政の共同事業として促進されることになると思われます(同法3条)。生物多様性の保全が、有機農業を通して進められることも期待されます。</p> <p>里地里山の保全に加えて、都市に残っている自然や森林環境、そこに棲む生き物も保全対象に加えることを提案します。文頭でつくば市の例を挙げましたが、都市内にも、また、道路・鉄道線建設など環境が変化して都市化をたどる地域にも、住民が守ってきた小規模な森林があり、そこには生物が棲み付いています。しかし、宅地や商業用施設の建設で、森林が根こそぎに伐採され、生物が行き場を失っている現状があります。</p>
2(6)	<p>次の5点を提案します。</p> <p>現在、日本の生態系を守るために、外来生物を除去することに目が向いていますが、それより大事なのは、外来生物の侵入を食い止めることです。まず外来生物の日本への持ち込みを厳しく取り締まり、ペット動物(昆虫を含む)についても輸入禁止にすべきです。流入源を断ち切らない限り、この問題は解決できません。</p> <p>野生動物をペットとして飼うことを禁止すべきです。東京新宿区の居酒屋でペンギンが客寄せに使われ、また、街中の個人住宅のガレージで、ペンギンが片足を紐でつながれてペットとして飼われています。フンボルトペンギン以外なら、日本では野生動物の飼育が許可されているからです。こうした事例は、一般の人々の野生動物への認識を歪めます。野生動物は、原則として野生のままにおくべきことを社会常識として普及させなければ、野生動物の保護も生物の多様性も守ることはできないと思えます。</p> <p>日本には、野生生物全体を対象とする保護法がありません。野生生物の保護のためには、新たな法律を制定する必要があります。</p> <p>保護法の整備のつぎに、その法を守らせるための監視機関を全国的に配置し、監視員に常時巡回チェックさせることが必要です。日本では今までこのシステムがしっかりできていないために、折角の保護法が無効化し、盗掘や密猟が全国的に半ば公然と横行しています。これを防ぐためのシステムと人員配置のために十分の予算措置が必要です。</p> <p>生物多様性の確保と野生生物の保護のためには、その生息地を確保することが必要です。山林伐採の跡地には、杉やヒノキなどではなく、広葉樹を植林して、多様な生物が棲める環境を作ることが必要です。</p>
2(7)	<p>学校、市民、アマチュア研究者、専門家が参加するモニタリングを行なって、野生生物の実態や生息状況を把握することが必要です。</p>
その他	<p>「生物多様性国家戦略」を有効化して生物多様性の保全を進めるには、環境省だけでなく、各省庁の協力と参加が必要です。また、各地域で市民が積極的に参加することが必須です。しかし、例えば水産庁は、生物多様性の保全とは矛盾するような政策を進めています。また、生物多様性国家戦略の国民の周知度は、わずかに6.5パーセントといわれています。</p> <p>生物多様性の保全の重要性を広く知らせるための工夫がどうしても必要であり、最重要課題です。何か「生物多様性の日」というようなものが年末に定められているというようなことを聞きましたが、この日を年末でなく、例えばアースデイに相当する特別の日として設置しなおして宣伝し、国民の周知度を上げることが必要と考えます。また、各省庁への強い働きかけも必要です。</p>

53	1(3)	東京都	NGO	・生物多様性保全目標が漠然としている(条約自体がそうである)。国家戦略においては具体的な目標を立案し、それがどの程度達成できたか、できなければ何が不足していたかを検証できるようにすべきである。
	2(5)			・里山里地は手入れ不足により絶滅危惧生物の増加、イノシシやクマなど大型ほ乳類の侵入、等の問題を起こしている。里山里地の環境復元は急務であり、意欲あるNPO/NGO等が活動しやすくするため、自治体や地権者とを橋渡しする法制度を整備すべきである。 ・木材を利用したバイオマスエネルギーの利用に対して助成し、里山の萌芽更新や竹林の拡大防止を進めたい。バイオエタノールだけでなく、ススの出ない木質燃料ストーブなどの開発を助成し、新エネルギーとして普及する施策を打って欲しい。
	2(6)			・いわゆる「種の保存法」はわずかの生物しか保全対象としていないので、絶滅危惧生物全体を保全するための法律を制定し、かつ都道府県や政令指定都市に条例制定を義務づける等して、種だけでなく生息地の保全を進めたい。
54	1(1)	千葉県	NGO	「第6の絶滅時代」といわれ、温暖化で人類絶滅の危機でもある現在、生物多様性国家戦略に「生物多様性の保全をおいしいものを安心して食べ続けるための社会的目標」とは、あまりにピンがずれている。
	1(2)			「里山や野生生物の管理に割ける労力には限界があり、人と自然の関係の再構築、すなわちお互いの領域の再整理が必要。」この発言者の生物多様性の認識には疑問を感じる。
	1(3)			「指標は大事だが、生物多様性の評価は科学的にも難しく、しっかりしたものにするなら5年くらいかけてよい。2010年にCoP10を日本で開催するならそのときに少なくとも試案が出るタイムスケジュールでかんがえるべき。
	2(2)			民間に参画してもらう場合、生物多様性の宝庫である森林経営者がペイする形での参画の議論になっているとは思えない。
	全般			1. 2010のCoP10に世界に誇れる国家戦略を創るべきだし、それを実行する計画につながるものでなければならぬと考える。そのためには委員の追加入れ替えも含め、抜本的な検討見直しが必要。 2. 民間が参画するのは行政主導では無理である。何を取り組んでもらいたいという期待を明確に打ち出すことができることの一つと考える。
55	1(3)	東京都	個人	多様性評価基準については、できるだけ国際的に利用可能な物を各国と協力して作りあげていただきたいと思います。
	2(2)			動物飼育の教育面での効果を再認識すべきだと思います。30年ほど前は、子供はオタマジャクシやクチボソ、ゲンゴロウ、トンボやカブトムシを捕まえ、それを飼育する事で自然の仕組みの一部を学ぶ事ができました。現在ではこのような野生動物を飼育する事は望ましい事ではないという誤解が一部で広がっているように見受けられます。希薄していく人と自然の関係の中、野生と触れ合う事で自然の大切さを身をもって学ぶことが可能だと思います。 積極的・直接的な活動だけでなく、消極的・間接的活動も容易になるよう情報提供を強化していく必要があると思います。ここでいう積極的・直接的な活動とはウミガメの調査や里山の保護等を消極的・間接的活動とは多様性に逆行する様な商品を購入しない、多様性に関する問題提起を紹介するといった事をさせています。消極的・間接的活動は消費者に提供される情報に完全に依存しています。後述するWeb 2.0的な情報発信方法についても取り入れていく必要があると思います。
	3(10)			新たなリスクに取り組む際には、できるだけ正しい情報を発信するよう心がけていただきたいと思います。ツボカビの報道では感染した場合90%のカエルが死亡する、日本のカエルが全滅する、日本の生態系が全滅するといった扇情的なメッセージが流れました。しかし実際はツボカビは世界中で蔓延しているが、極めて深刻なダメージを与えているのは限られた一部の種のみです。 両生類の危機は、ツボカビをなくせば安泰というわけではなく、その他の要因が占めているケースが多々あります。センセーショナルに報道されている問題に対処したから、あとは安心だ、というように思われぬような、広報が重要だと思います。
	3(11)			世の中ではWeb 2.0という流れが広がっています。Web 2.0は今までの様なトップダウン型の情報社会ではなく、構成員すべてが情報発信源となる仕組みです。国民の多様性に対する意識を高める際にも、環境省からの発表だけではなく、より多くの市民が発信源となるweb 2.0型のシステムは有効だと思います。 その為にも、できる限り市民が情報発信に参加しやすい情報を提供していくことが重要だと、おもいます。例をあげると、環境保護目的に著作権フリーで使用できる写真や調査結果のWeb上での提供などです。
	全般			生物多様性をまもるために、生物利用の多様性を推し進めていく事が肝要だと思います。 フカヒレの為にサメを集中的に捕獲するかわりに、フカヒレの代替物を探したり、インドネシアだけから、材木を輸入するのではなく、少しばかり高くてもカナダから輸入する、みんなで世界遺産に押し掛けるのではなく高尾山や名も知られていない山に行くといった負荷分散をすすめて行くことが重要ではないでしょうか。 広く薄く利用していくことで、多様性から見て、より効率的な野生動物の利用が可能になると思います。 野生動物の利用 = 悪ではないという事を再認識する必要があると思います。問題になるのは、多様性を壊すような利用の仕方であり、共存可能で持続的な利用にはならぬ問題は有りません。野生動物群と人間社会が共存していくことが重要なことであり、人間社会を野生動物群から隔離することではありません。これまでの反動から、人間と野生の分離を目差すかのような発言を耳にする機会が増えてきました。こういった意見を直すためにも、どのような野生動物の利用形態を目差せばよいか考えていく必要があると思います。
56		神奈川県	個人	* 里山の自然 = 人間が手をいれて護られて来た自然が事実であっても、同じような周辺の自然がない中で昭和30年代の利用に戻すことイコール生物多様性が保たれるというのは間違いです。島状に残された自然の中において、行われるとそこを「最後のとりで」として生息物を絶滅させてしまうことが多くの人に理解されていません。(たとえば都市近郊の規模が小さく孤立した谷戸などで行われている谷戸田だけの復元運動などは、問題です。) * 里山の自然 = 人間が手をいれて護られて来た自然がお題目のようにあるため、手が入らなくなった場所 = 荒れている = 生物にとってもだめな場所となっています。休耕田は最も多様性は高い場所です。もちろん遷移が進みすぎてヨシだけに置き換わるようでは単一になって多様性は低くなるのですが、水田だけの環境もやはり単一で多様性は高くありません。かつては周辺に休耕田に近いような荒れた場所などがいくつもあり、それらと水田環境全体で生息物は豊かでした。周辺環境がなくなっている場合はもともとは水田であった場所でも、その中に休耕田・ヨシ・オギ・湿地性低草草地なども護りつつ水田の場所もつくるようにすることを普及する必要があります。もちろん自然度が低い場所での復元は谷戸田の復元と違って配慮は少なくともよいと思います。 * 人間の関わりをとりもどそうとするあまり、保全の場においても人間主体で考えてしまいがちです。 * それらを理解してもらうためにも何かを行う場合、生息物をしらべたり、すでに行政の中での位置づけを調べたりして対象地が保全、再生、(修復)、創出のどのレベルにあり、人間の関与がどのようであるべきかと整理しなくては、多くの生息物を失うでしょう。 * 生息物をあまり知らないとその危険性も理解できないようです。影響力のある大学の先生などもわからないまま行政の中で発言できる立場に立たれることがあり迷走状態です。 * 植物は環境が変わると一定期間は眠るということがありますが、それ以外の生物は生きることができません。そのあたりも植物の変化は多くに人に理解されやすいためそれだけで論じられる傾向にあります。 これらのことをしっかりと認識する必要があります。

57		東京都	研究機関・大学	<p>1) 海岸・沿岸の生物多様性の保全再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物相のリスト化だけでなく、生息地の保全について法制度や技術など、具体例に即した検討をしていただけるようお願いしたいと思います。 ・埋立の進行や海岸侵食の激化などに対し、環境省として生物多様性の立場から、敢然と意見を主張していただけるようお願いいたします。国家機関の間での、良好な緊張のあるバランスは必要です。
				<p>2) モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種や生息地の環境など、モニタリングが必要だが、ボランティアに依存せざるをえない状況を打開できないでしょうか？ ・データ取得の基盤が脆弱です。 ・ウミガメやカブトガニなどは、観察者が高齢化してしまっており、モニタリングの体制が維持できません。
				<p>3) 農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物系の第一次産業は、似て非なる存在になっています。 ・生物産業としての理念が、生物多様性と合致するところ、相反するところを、実例をもとに整理してください。 ・その具体例をもとに、環境政策の現場にどのような課題があるかを抽出して、対策をうっていただけると幸いです。 ・そろそろ生物多様性との両立のパイロット事業や計画から、本格的な仕組みや事業に移行してもいいのではないのでしょうか。
				<p>4) CSR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重厚長大産業が、こともあろうに水質事故や事故隠蔽を行っている。 ・大企業こそ、プライドをもって、真の意味でのCSRをまっとうしていただきたい。 ・CMで流れるようなさまざまな活動も、かえってそらぞらしくみえることは、企業のほうも本意であろうから、CSRは、イベントではなく、会社のさまざまな姿勢。そのあり方をいかにすべきかの議論が経済界でも必要ではないだろうか。
				<p>5) 海洋保護区、自然公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床はむしろ特例であって、資料にあるようなMPAが理念はいいが、実現するのか？ ・パイロットの成功は必要だが、次の汎用的な広がりにもらんだMPAの政策が必要。 ・ほかの日本の沿岸の生態系の状況をもっと把握して、有効な政策をとっていただきたい。 ・自然公園での環境情報収集のあり方が問題。
				<p>6) 統合的沿岸域管理の環境面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の沿岸域制度を、関係省庁で集中して見直すべき。 ・環境関連法の理念はよくても、それを受けるべき、手続きや事業での内容の詰めが悪いのではないかと。
				<p>7) 国土の形成や再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変遷の把握が不可欠。 ・千葉県三番瀬の「三番瀬の変遷」のような変遷史のモノグラフを作成すべき。 ・そうでないと具体的に何をどうするべきか、各地域で見えないため。
				<p>8) 外来生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業も本気でこの問題に取り組むよう、環境省の立場からも積極的にアプローチされたい。
				<p>9) 自治体の役割の激励が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県 千葉県三番瀬再生計画では、生物多様性のフロントラインとして暗中模索ではありますが、事業での資料づくりや、推進について頑張っています。前例がないなかで、県や再生会議、専門家、市民ががんばっています。 ・千葉県は県計画も作っていますので、理念と現実のギャップのなかから見えてきたことは、他の自治体にも参考になると思います。 ・大分県 大分県は、カブトガニの最大級の生息地ですが、そのほか生物多様性とその賢い利用という点で、非常に面白いところです。今年12月のアジア太平洋水サミットが大分・別府で開催されます。そこでも、生物多様性を上げたいと思っています。 ・愛知県 いうまでもないICOP10の会場として立候補されています。 ・環境にも熱心な方向に転換されていますが、関係行政や経済界では、生物多様性に関する理念的なところの浸透が若干不安なところがあります。環境技術や環境学習だけでなく、生息地の保全など総合的なものが基盤です。 ・今後、誘致する地域にふさわしい行動をとっていただけるとよりよいと思います。
58	2(3)	神奈川県	研究機関・大学	<p>「沿岸・海洋域は、砂浜などの自然海岸や浅海域の保全・再生の強化、漁業との両立を通じた海洋の生物多様性の保全等を推進」とあるように、陸域だけでなく海域も含めた取組みが必要です。最終ページに「特に沿岸域における漁業と両立できる海域保護区の考え方を打ち出せないか。」とありますが、知床世界遺産の管理計画素案では登録海域での漁業と保全の両立を明記しています。これをたたき台にして、国立公園など自然公園地域での漁業と保全の両立については、海洋基本法の枠組みでも可能だと理解しており、法的整備を含めて具体的な施策を検討すべきでしょう。</p>

中部地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	全般	愛知県	行政	<p>本県における生物の多様性の確保については、「レッドデータブックあいち」を2001年(平成13年)に公表し、本県特有の野生動植物の絶滅のおそれの程度を示した(現在、最新の情報、知見に基づきレッドリストを平成19年度中に見直す予定)。</p> <p>また、こうした希少種を含む種を適正かつ効果的に保全していくため、まずは生息・生育環境により分類される生態系ごとに保全策を講じていくこととし、これまでに里山、沿岸域について保全の考え方を示すとともに、湿地・湿原生態系についてもこの3月に策定、公表したところである。</p> <p>さらに昨年、県環境審議会において「本県における自然環境保全行政のあり方」について調査審議がなされ、さる3月にまとめられた答申においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系ネットワークの維持・形成 希少野生動植物種の保護等 自発的な自然環境保全の取組みの促進 調査研究機能の充実等 <p>などが示された。</p> <p>本県としては生物多様性の保全は、重要な政策課題であり、また、自然環境の保全に係る施策を所管する部署は多岐にわたることから、全庁的に施策を展開していくための戦略となるものを策定し、その進捗状況を点検しながら目標の達成に向けて取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、本県は、藤前干潟、海上の森の保全など、自然との共生の面でも先進的な取組みを進めてきた実績があるとともに、万博で培われたおもてなしの心や中部国際空港を始め卓越した国際交流基盤があることから、世界各国が一致協力して生物の多様性を保全していく世界最大級の会議である生物多様性条約締約国会議(第10回)の国内開催地とされているところである。</p> <p>こうしたことから、国におかれては第3次生物多様性国家戦略を早期に策定し、生物多様性の保全に関する対策を関係省庁の連携のもとに進めるとともに、地方公共団体が行う地域レベルの戦略の策定・実施に対する支援を講じられたい</p>
2	1(1)	岐阜県	研究機関・大学	<p>生物多様性という言葉は比較的浸透してきたようだが、2006年に岐阜県生物多様性研究会が行ったアンケート(未発表、岐阜市、岐阜県に対しては提出済み)によると、生物多様性の概念がわかりづらく、市民には認識されていない。行政担当者でも、自然保護と生物多様性の保全のちがいが認識されていないようであった。これまで叫んできた「自然保護」ではなげいけないのか、わざわざ「生物多様性」と言わねばならないのはなぜか、理念が伝わっていない。用語が一人歩きしないように、概念を整理して市民にわかりやすく伝達する必要があると思われる。</p> <p>2)日本国内の生物多様性の現状や危機が整理されていない、と感じる。日本版GBOやMAの整備も必要か、ただし、マンパワーと予算が不足していることを考慮すべき。対応策としては、現状把握とモニタリングや将来予測のために、さまざまな目的で集められたデータ(精度に問題はあがるが、)を、集約し蓄積するシステム作りが必要か。</p>
1(2)	<p>特に里山における自然環境の保全の問題と、中山間地の農林業の問題においては、人口減少については、考慮すべきと考える。生物多様性の3つの危機は、それぞれ人為の干渉過多、人為の干渉の変化および不足、人為による導入が問題で、それぞれ人口減少との関連は整理して対応策を検討しておく必要がある。里山問題では、新たな人為の関わり方を提案し、政策支援する必要がある。ボランティアベースの里山保全には限界があり、中山間地の産業と結びつけた自然環境の保全を実践できる枠組みを作る必要がある。</p> <p>2)超長期的には、自然再生は、ごく身近なところから取り組むべき課題であり、省庁間・国と地方自治体間の連携を強化して、農業用施設や道路などにおいて実施できるようになればよいと考える。</p>			
1(3)	<p>生物多様性の普及のための指標と生物多様性そのものの評価のための指標は別物と考えるべきとの意見に賛成。生物多様性を普及することは非常に重要なことだが、市民の認識を高めることは別に、国家戦略では、生物多様性条約の理念に繋がりこれまでの日本の自然環境・固有性に繋がった「戦略」を粛々と実行していくべきで、市民の認識を待たずとも、先行してやるべきことはやっていくべきと考える。</p>			
2(1)	<p>1)地球温暖化対策に関連して、森林の二酸化炭素吸収源としての機能ばかりに関心が集まっていることは危惧すべき。</p> <p>2)里山の本質は、利用と管理によって維持されているということ。昔ながらの利用形態は、ライフスタイルの変化について行けないので、里山の利用を現代的に見直して位置づけることが、生物多様性問題と地球温暖化問題を同じ次元の身近な問題として解決する一つの方法であると思われる。具体的には、小規模分散型の木質バイオマスエネルギー利用施設をつくることで、地域の里山林をエネルギー資源として利用し、二酸化炭素の吸収源となりうる若い萌芽再生林として管理することで、遷移のさまざまなステージに依存した生物を保全すること、地球温暖化問題の一因である二酸化炭素の排出量の削減問題を解決する。(参考文献:里山をどうする 田端英雄 岐阜新聞2003年連載、暮らしに生かす森のエネルギー 田端英雄 Culture, Energy and Life 2007年1月号)</p>			
2(2)	<p>普及啓発の重要性を強く主張する。前述のアンケートでは、生物多様性という言葉を知っているかとの質問に対して、知っている、と答えた人が、7割もいたものの、知っている、と答えた人でも、別の設問から生物そのものに対する認識が非常に偏っていた。自然認識のないところで生物多様性の本質は理解されない、といっても形だけの自然体験活動が横行していて、生物や自然不在の体験活動、環境教育をいくら積み重ねても啓発はできないと考える。環境教育や自然体験活動の実践者への生物多様性教育が必要である。また、学校教育においても、環境をまもることの中に生物多様性問題を位置づける必要がある。アンケートによると、環境や自然を守るためにすべきことの上位は、ゴミ拾いやゴミの減量であり、自然を守るために何をすべきかが認識されていない。環境によいこと、悪いことを尋ねたところ、生物多様性保全問題はほとんど意識されていなかった。</p> <p>2)地方においては、まず情報量が圧倒的に少ない。生物多様性問題のみならず、環境問題関連の情報は、どん欲に収集しようという限り、入ってこない。環境省の地方事務所を拠点に情報発信を積極的に行うと同時に、情報収集もできるようなくみができれば、生物多様性をモニタリングするために必要な情報が何か、情報を集めることが、啓発の手法ともなり得る、情報発信をすることで人材のネットワーク化もねらえると考え。</p> <p>3)県、市町村においては、生物多様性の重要性は、総論賛成各論反対レベルでしか理解されていないと痛感する。生物多様性に配慮した施策を、あらゆる分野に於いて展開できるよう、国から指導するなど必要か。例えば、緑化問題、公共事業における環境配慮の問題(アセス規模でなければ、何でもアリでいいか、ということ)、など。</p> <p>4)また、県や市町村の顧問の専門家にこうした視野が不足しているのではないかと感じることがたまある。特定の分類群について非常に卓越した知見を持った専門家でも、生物多様性という新たな価値評価軸についてのスタンスが定まらず、苦慮している。分類群を越えた全体を見渡す価値評価軸が生物多様性という価値であると認識しているが、そうした発言ができる専門家が不足していると感じる。</p> <p>5)マンパワー、予算などが不足しているとはいえ、予防原則(問題が起ってから対処するよりも事前に対処しておいた方がマンパワーも予算も少なくすむはず)がここにも適応できると考える。行政は組織でありながら、仕事をしているのは、人であり、担当者の認識次第で方向性が変わることもあり得る。行政への普及啓発も非常に重要だ。行政担当者の人材育成より、ある程度の予防が可能ではないか。</p>			

2(4)		<p>1)生態系ネットワークは、スケールとその密度(内容の濃さ)に応じて、さまざまな階層でとらえるべき。また、人為との関連の程度を考慮したゾーニングとネットワークの構築が必要だ。ただし、土地の所有の問題から、かならずしも望ましいゾーニングが難しい場合もあるので、国立公園の保護地域だけでなく、別の保護地域制度の整備も長期的には検討の必要がある。担い手不足の中山間地の農林業が生物多様性に寄与してきたことを評価して、法的に保護制度を適用しながら担い手を含めた生物多様性保全のあり方を、検討すべき時期。</p> <p>2)自然再生の目標設定をするときに科学的根拠に基づいた検討を十分に行った上で、里山などについては、利用と管理の実現可能性を含めた再生プランを(ソフトを含めた、という意味)検討したい。</p>
2(5)		<p>1)里山における問題こそ地域固有の自然と利用の履歴の問題であり、日本全体で統一的に扱うべきではない。国家戦略としては、汎用的に利用できる制度の整備(直接支払い制度など)を軸に、自治体レベルでの施策の整備を支援することが重要と考える。</p> <p>2)里山管理は、都市住民に頼った市民活動ベースでは持続できないと考える。生物多様性保全は、社会システムや経済システムの改革なしには、超長期的には実現不可能であり、その一つの解決の方法が、里山林をエネルギー資源として現代的に位置づけなおすことであるとする。エネルギー問題の解決という視点から里山林を評価すると、ベイケないだろうが、その部分を国策としてバックアップするようなくみを数年掛けて検討する価値はあると考える。</p>
2(6)		<p>1)野生生物の生息場所を環境収容力を含めて保全するという方針での生息地等保護区を設置すること、鳥獣保護法関連の保護区を活用して保護管理を推進するよう、都道府県に指導すべき。</p> <p>2)保護管理計画の整備状況を見ると、都道府県ごとにかかりでこぼこしている。この冬のツキノワグマの捕殺状況についても、都道府県への指導を徹底させて、眼前の問題解決だけでなく、長期的保護管理計画を重視するようにすべき。</p>
2(7)		<p>1)都道府県レベルでのデータの収集システムを構築し、生物多様性センターで集約するなど。一例だが、都道府県レッドを作成する際に収集された文献や調査報告などが、一定年限で処分されてしまったり、アセス関連調査のデータが、自然環境の把握という観点からは無視されていたりする。可能であれば、別の目的で収集されたデータの活用なども検討すべき。</p> <p>2)アマチュアの方々の収集したデータは、膨大でしかも精度が高く貴重であることが多い。それらを提供していただけるようなくみをつくることは大事だが、データは、「無償」ではないという認識をもたねばならない。十分な情報管理ができること(データを殺さない)と使用目的(生物多様性保全)への理解を得た上でデータ蓄積を推進する必要がある。また、データの質によっては、すべてを公開することはできないが、ある程度アクセスが可能であって利用できてこそ、収集への協力も促進されると考える。</p>
3		<p>(4)生物多様性の評価 GBOのようなものを実施することは、重要。但し、そのために過度の労力を掛ける必要はない。都道府県とも連携して評価を実施する。</p> <p>(6)普及啓発 生物教材を地域の人の自然で実施する場合に生物多様性保全への導入を行えるように、指導者教育が必要。</p> <p>(9)里山 地域固有の問題として、全体方針の整備と平行した地域レベルでの問題発掘と解決が必要。</p> <p>(11)データ 市民データの利用について十分な理解を得ること。</p>
3	愛知県	<p>N G O</p> <p>私たちが人類も、地球に生きる生物と同様に、他の生命を食べて生きていること、生態系の輪の中で生かされている以上、その生命のつながりとはたらきを維持・増進することが人類の持続可能な未来に必須であり、生物多様性はその指標である。また、生物の多様性は、自然環境の多様性に直結していること、生態系や生物多様性の重要性を理解しないまま、目先の開発・利用のために劣化させ、破壊してきた結果である現実としっかり向き合うところからはじめる必要がある。</p> <p>そのために、上記国家戦略が策定されてからの12年の経過をふまえて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性と、それを支える自然環境がどうなってきたのか? 2. その状況にどう対処してきたか、保全と修復の目標・手段は適切だったか? 3. 今必要な国家戦略と、それを実現するための新たななくみは何か? <p>という視点から、湿地、干潟、浅海域、内湾に関連して意見をのべたい。</p> <p>1. 「新・生物多様性国家戦略策定後の動向」には、厳しい現状認識が不足している。</p> <p>A. 沿岸の埋め立て量が約800ha/年と「横ばい」として、依然として埋め立てが継続されていることへの危機感が感じられない表現になっている。また、それに伴う海底の浚渫、土砂取りが、より大きな問題との知見と理解が進んでいるが、その点の認識が表明されていない。</p> <p>B. 漁業全体への視点はあがるが、汽水域や内湾漁業の漁獲量、漁業人口の推移にこそ目を向けるべきである。もっとも豊かな生産力をもつ汽水環境が壊滅的に破壊されてきたこと、それが今なお続いていることがそこから見える。</p> <p>C. 東京湾、伊勢三河湾、瀬戸内海、有明海など、もっともゆたかな内湾に共通して、浚渫埋め立てによる生態系の減少、赤潮発生、夏場の貧酸素水塊、青潮(苦潮)発生、生態系の死滅 - 貧酸素状態の悪化、と「負のスパイラル」に入ったといわれる現状を認識すべきである。</p> <p>2. とられてきた政策、施策に評価できることも多いが、不足していることも多いことを指摘しなければならない。</p> <p>A. 干潟・湿地の保全施策として、ラムサール登録地が33箇所に増えたことは評価できるが、本来登録されるべき渡り鳥の重要な渡来地や、貴重な藻場・浅海域が外れていて、破壊の進行が止まっていない。</p> <p>B. 干潟・藻場の生物調査の結果がどう活かされたのか、どう活かされようとしているのか、が見えない。「重要湿地500」は、ラムサール登録候補地の選定に活かされたようだが、登録されたところ以外の重要湿地をどうして行くかの、既存の調査結果をふまえた「湿地保全の国家戦略」が立てられるべきである。</p> <p>C. 自然再生推進法が制定され、そのもとの「自然再生協議会」や、「自然再生事業」の進捗が報告されているが、それらが真に「自然再生」の理念を具現化したのか第3者的な評価が必要だ。事例として挙げられた釧路湿原や、東京湾三番瀬で、地元のNGOから、そうっていないという指摘もある。</p>

				<p>3. 今必要な国家戦略と、それを実現するしくみの提案</p> <p>A. 干潟・浅海域、内湾の過去10 - 20年で急激に進行した貧酸素状況(瀕死の海)への制度的対応を含む、湿地保全の国家戦略を3 - 5年間で早急に策定すべきである。その策定ができるまで、事業計画を凍結する措置(モトリアム)をとる。</p> <p>B. 伊勢湾(三河湾含む)では、一昨年度から、東京湾、大阪湾について国交省主導で関係6省庁、7関係自治体による伊勢湾再生推進会議が構成され、その専門部会として5NPOも参加する海域検討会で、伊勢湾再生行動計画の策定が進められた。貧酸素スパイラルの現状認識と、浚渫深みの埋め戻しによる干潟・浅場の復元方向で一致したものの、具体的な目標や行動計画ではとまらず、関係機関が現状で持っている計画をただ並べる他なかった。愛知県が同時に三河湾の埋立計画を検討していたが、現状の制度ではその矛盾をこえられない。その壁をこえるには全流域の視点から再生目標、行動計画を検討できる、「伊勢湾再生プロジェクト:市民主導型の第3者機関」を設置し、関係機関はそれを支援し、決定に従うしくみをつくる必要がある。</p> <p>C. 「自然再生推進法の名によるあらたな環境破壊」といえる事態が発生している。残されている貴重な藻場が、「藻場造成」の名目で「浚渫ヘドロ」の捨て場にされる事例が、広島県竹原市賀茂川河口部(八丁の干潟)など瀬戸内でも絶たない。そんな事業が当該の漁連から申請される悲劇的な状況を見極め、「自然再生事業」の事前評価、戦略アセスメントを実施するしくみを早急に整備すべきである。</p> <p>D. 生物多様性の観点からは、希少種や絶滅危惧種といったものに焦点が当てられる。それはもちろん必要なことでもあるが、かつて普通に生存していたものが短期に激減して絶滅危惧種に指定される事態になることにも注意し、優先種、普通種の動向に反応できるしくみを用意すべきである。とくに干潟や後背淡水湿地に渡来するシギ・チドリ優先種の激減は著しく、それが環境破壊を反映している。</p> <p>E. それらの変化を捉えるためのしくみ「モニタリング1000」が始まっているが、シギ・チドリに関しては、1972年からの市民活動「全国いっせいカウント」が引き継がれているのでそこに見えている筈である。調査をしたボランティアが切に願う、環境保全への迅速な対応をとれるしくみが創られるべきである。</p> <p>F. 内湾、海、海を破壊してきた要因が、浚渫埋立であったことは明らかだが、さらに複合的に事態を悪化させたのが、湾の物理的な状況変化による潮汐、潮流の鈍化、陸域からの汚濁負荷に加えて、ダムや取水による陸域から供給される水量と土砂量の減少が海水交換率を減らし、干潟の成長を阻害したなどの重要な知見も増えてきた。いまや海域の環境保全は、山 川 里(街) - 海とつながる流域全体を視野において進められる必要がある。そうした広域的な視点と活動をつなげる、産官学民の協働事業が広げられるような国家戦略が必要である。</p> <p>G. 日本は2010年の生物多様性条約国会議の招致立候補を決め、招致都市としての名古屋や愛知県も積極的な準備態勢をとられているのはよるこばしい。これまで失ってきたものをしっかりと見つめなおし、持続可能な未来を次の世代に約束するために大きな転換をはかる機会とされることを切望します。</p>
4	1(2)	長野県	個人	<p>長野の里山では昨年のクマの異常出没、大量射殺に見られるように、里山の維持が困難な状況に陥っている。野生生物との共存が困難な状況では多様性の維持・発展は到底望めない。生態系の観点からのみではなく、国土保全の上からも里山の維持を国家戦略として急に構築していただきたい。</p> <p>その際には、日本の自然はオオカミを始め、多くの絶滅種を失ったバランスを欠いた生態系であるという基本的性格を再認識する必要があると考える。つまり、自然の再生には多大な工夫が必要とされるだろうということである。</p>
	2(2)			<p>広大で多様な日本の自然を守り、維持するためには多くの関係者の理解と協力が必須である。中でも地域毎の戦略・戦術が重要であり、自治体の姿勢は大きなものがある。自治体毎に市民・NPOも含めた「地域戦略」を作成すべきではないか。その前提として、市民・NPOによる地域の自然調査などがあれば相互に効果的な協力体制がとれるだろう。知識や行動は社会的に生かされる時、大きな力と波及力をもつだろうから。そのためにも、学校から社会まで広範な環境教育を協力に実施することが必要である。</p>
5		愛知県	個人	<p>都市地域に住む者にとって、生物多様性は身近に感じにくい。私たちの生活に生物多様性がどう関わりを持つてくるのか。今後、人口の減少が予測される中で、生物多様性の保全に向けて、都市域でどのような行動が必要になるのか、具体的に示してほしい。</p>
6	1(1)	愛知県	個人	<p>「生物多様性」という言葉は、条約を日本語訳したものだと思われるが、条約の第二条に規定されている定義を見ても意味がよくわかりません。さらに「国家戦略」という表現にただちにつながるために、生物の多様性をどのようにするための国家戦略なのかまったく不明瞭です。少なくとも「生物の多様性の保全と持続可能な利用に関する国家戦略」というようなネーミングにしたほうがよいと思います。(それでもなお、「多様性」や「持続可能な利用」の意味がよくわかりませんが、「保全」という言葉も、人間が何も手を出さずに自然のままにしておけばよいとのイメージがあり、最適とは思いませんが...)。</p>
	2(1)			<p>地球温暖化の問題は、最近の異常気象の発生などに照らせば、私たちに身近に迫った大きな問題であるとの認識がありますが、生物の多様性との関連は漠然としたイメージでしかありません。多くの人がなんとかならなければならないと思っている地球温暖化の問題とリンクさせるような提示のしかたをするとよいのではないかと思います。</p>
	2(2)			<p>委員のご発言に「国だけでなく地方公共団体や民間の取組も重要」とあるが、その点は否定するものではありません。しかしながら、1人1人の国民が具体的に何をしたらよいのか、どうしたら生物の多様性の保全に寄与できるのかは私にはよくわかりません。地球温暖化の防止のために電気はこまめに消しましょう、自動車の利用は控えましょうというように、自治体や民間やNGOといった組織がなにかの取り組みをするというだけでなく、国民1人1人ができる取り組みのメニューを具体的に示していただきたい。</p>
	2(5)			<p>「里山」、「里地」とありますが、里山とはいったいどういうものなのか都会にしか暮らしたことのない者には理解できません。また、「里山」の意味も、全国一律の定義があるわけではなく、人によって「里山」の意味が異なっているように思われます。ましてや、「里地」や「里海」に至っては何のことやら全くわかりません。委員の方から「里山は都市問題」とのご発言がありますが、特定の意識を有する一部の方々の問題にとどまっているのではないかと思います。</p>

7	1(1)	愛知県 個人	<p>「すべての国民が消費者であり、消費者としての視点が重要」に、同感です。 普通の市民は、自然保護活動に協力したり寄付をしたり…ということが多少は出来るかもしれませんが、いつもというわけには行きませんが、それよりもむしろ、世界の多様性資源を大量に消費しているライフスタイルを変えてゆくことが、大切だと思います。 しかし、マグロやマグコの話を見て見ると、自分たちがどれほど地球の自然資源に負荷を与えているか(持続可能性を阻害しているか)、よく分かりません。 まず、こうした事実の啓発、分かりやすい解説、そして次に、 どうすればよいか、ライフスタイルをどう変えていけばよいか? についての提案をぜひお願いしたいと思います。 「国家戦略」では、こうした個々の点について具体的にふれるわけには行かないと思いますが、「持続可能なライフスタイルへの転換ムーブメント」の推進を、柱の一つにしていただけると幸いです。</p>
	1(2)		<p>名古屋大学の助教の方が、「将来、人口は半分が減る。そのときには、都市的な土地利用は現在の半分で済むはず。そこで名古屋の場合、市民はインフラの整備されたまちの中心部に住む、西部の低地は農耕地にもどし市民はその耕作権を持つ、東部の丘陵地は里山として再生し市民はその入会権を持つ、南部は産業用地として集約利用する。」といった将来イメージを提案されたことがあります。 現実には、駅前商業地がシャッター通になったり、住宅地が歯抜けになったり…という具合に、空地・遊休地がまだらに発生すると思われます。こうしたブラウンフィールドをどう集約し、どうやってまとまったグリーンフィールドにするのか? 空地を集約して自然を再生するためのプロセス、手法を開発する必要があります。(それを「耕地整理」ならぬ「空地整理」と呼んで、とりあえず概念を提案している教授もいます…)。 論点整理は、どちらかという生物系の方が中心にまとめておられるようですが、国土・都市計画系や土木系の方々の知恵も結集し、土地利用のあり方を骨太に構想する必要がありますと思います。 なおその際、「撤去・撤退地域」と呼ぶのではなく、「自然再生地域」といった前向きな表現を工夫していただけると幸いです。</p>
	2(1)		<p>奥山 里山 里地・都市 里海 外海の連携のためには、「流域圏の自治体・住民の連携」が不可欠だと思います。 観念的には分かるのですが、普通の市民にも分かるような理念型として、これらの間の生命循環を「見える化」していただけると幸いです。 食物連鎖のピラミッド図などはよく見かけますが、生物そうろうの話で、市民生活との関連がびんと来ません。奥山や里山のどんな養分を川が運び、それが里地をどう潤し、都市の排泄物が里海にどんな影響を与え、干潟や里海の生態系がそれをどう処理して外海につながってゆくのか? それが、知りたいのです。 日本の沿岸は、世界でも類まれな海洋生物資源の宝庫だと思います。それは、流れ込む河川が運ぶ養分、複雑な沿岸地形、近くまで押し寄せる外海の海流…、これらの協働作品だと思います。それを、分かりやすく「見える化」してください。 と、ここまで書いてひらめきました。 国家戦略というのは、大体硬いですよね? そこで提案します。 本文は硬くてもいいです。前文か、後書きかに、詩的な文章を挿入しませんか? 日本を舞台にした、「水が媒介する生命循環の壮大なロマン」を謳いあげてください!</p>
	2(2)		<p>環境問題に積極的な企業でも、「生物多様性」については、まだ社会貢献やメセナの一部、あるいは工場建設に際しての配慮事項くらいの感覚ではないでしょうか? 「本業における重要な責務」あるいは「持続可能な企業活動にとっての不可欠な要素」という認識はないと思います。 「消費活動と生物多様性」の関係を明らかにするなかで、「商品生産・原材料調達と生物多様性」の関係も見えてくると思います。ぜひ、そうしたつながりを分かりやすく「見える化」していただきたいと思います。</p>
	2(7)		<p>都市住民は、多くの場合「都市に自然はないものねだり」と思っています。「都市に自然などほとんど残っていないし、たとえ残っていても、わが町の自然など恥ずかしいくらい価値の低いものだ」と思っています。あきらめているのです。だから、大切に作る気も生まれません。 しかし一方、「都市は、そのまま丸ごとピオトープだ」とおっしゃる方もいます。 量的にはともかく、多様性の観点からは、都市の身近な自然も結構大切なような気がしますが、専門家から見たら、実際のところどうなのでしょう? 「都市の皆さん、卑下することはありませんよ。日本の都市の生態系は、実は多様性に富んでいて貴重なんですよ。」と励ましてもらえれば、色んな取組も随分進むと思います。レッドデータブックのような「北風」型の手法も必要ですが、都市の自然も貴重だと励ます「太陽」型の手法も、ぜひ採用して欲しいと思います。 その意味で、「市民や学校の力を借りたモニタリング」は、重要だと思います。まず、ファクトファインディング! 「気がつかなかっただけで、こんなにたくさんの生き物と一緒に暮らしていたんだ!」ということ、市民が体感することが、まず重要だと思います。 専門家の方は、データ収集の「補助員」として市民を期待されているかもしれませんが、むしろ、自然を再生する「主体」の自己認識活動としてモニタリングを捉えていただきたいと思います。</p>
2	<p>国家戦略の愛称募集をしては、どうでしょうか? 生物多様性って、堅苦しいですよね? 気候変動枠組み条約よりはマシかもしれませんが、こちらはCO2削減というシンプルなスローガンに翻訳されて浸透しています。 厳密に言えば「生物学的多様性」だとか、生き物だけじゃなくて、「三つの多様性」があるんだとか、色々難しい話があるようですが、市民に訴えるには「精確さよりも的確さ」が重要です。 そこで提案ですが、正式名称は好きにしてください。そのかわり、市民の胸に響く「愛称」を考えるなり、募集するなりして見ませんか?</p>		
8	愛知県 個人	<p>(1)「生物多様性」という言葉は少し難しいと思います。 学校で習う生物のイメージと、この「生物多様性」という言葉は結びつきません。 中高生にも分かるような親しみのある言葉で表現するのがいいと思います。 (2) 将来の自分達の生活とどう結びつくのが実感として分かるような戦略を考えてください。 (3) 身近な生き物と、例えばフナやカエルと人間の生活がどんな風に関連付けられているのか、そういう関連性が分かるような戦略ができれば国民に理解されると思います。 (4) 戦略を作ることによって未来の私たちがどう変わるのかの実感がわくように検討してください。</p>	
9	愛知県 個人	<p>私の住んでいる地域は都会であるにも関わらず、かなり自然が残されています。春にはメジロやジョウビタキが庭まで飛んできます。「生物多様性」という難しい表現では、なかなかイメージが伝わりません。身近な生き物と関連付けた施策を作っていくことが大事ではないでしょうか。 今、地球環境の問題が色々騒がれています。温暖化の問題ですよね。生物多様性という言葉とどんな関係があるのか教えてください。 温暖化の対策として今の生活を制限するような手法が唄われていますが、生物多様性の保全についても同じように現状の生活を制限するようなことになるのでしょうか。そんなのは嫌です。 生物の戦略を作るならみんなが楽しめる内容にしてください。</p>	

10	1(2) 2(6) 3(10)	愛知県	個人	<p>日本においては、ペットや産業用として様々な種類の動植物を輸入しており、その中で人や農業に悪影響のあるもの、希少な種、生態系に大きな影響のあるもの等について輸入や飼育・栽培を禁止しているのが現状であると認識しているが、駄目なものをリスト化し禁止するのではなく、野生生物・生態系に問題がない、あるいは少ないものをリスト化し、その他のものは原則禁止、目的により許可をするというようなスタンスにシフトしていくことが必要であると考え。</p> <p>これは、外来生物による影響が実際に悪影響が出るまで影響があるかないかがわかりにくいこと、外来種による影響が出たあとでは対策をとることが困難なこと、カエルツボカビ症などの病原菌や寄生虫など非意図的に導入されてしまう外来生物のリスクの減少、輸入元の国の生態系の保全・乱獲防止などのためである。</p> <p>生物多様性の保全は、人間の生活基盤の保全であり、持続可能な農業や漁業などにもつながるため、ペット業界や生物を利用した産業・農業への影響、希少なペットや食材を求める人々の声もあると思うが、一度失われた自然を取り戻すことは困難なことなので、ぜひ外来生物対策を厳しく行ってほしい。</p>
11	1(1)	愛知県	個人	<p>生物多様性の保全と自然保護は似ているようで異なる気がする。例えば、湖の富栄養化は水質汚濁の原因となり、透明度の高い湖の保全を願う、自然保護の立場に立つ人々からは受け入れがたいことである一方で、富栄養化により栄養源が増加することにより微生物が増加し、それらの捕食者であるミジンコ類、魚類の増加につながり、生物の多様化にはつながると思われる。よって、一概に生物多様性の保全ばかりを求めているも、場合によっては従来の自然保護とぶつかる場合もあるのではないだろうか。そうした点も明らかにした上で、生物多様性保全の必要性を国民にわかりやすく示してほしい。</p>
12	2(4)	愛知県	個人	<p>・生態系ネットワーク及び自然再生に取り組んでいるNPOなどへ支援する仕組みづくりこそが急務であること。</p> <p>・自然再生の各地での取組を通じた技術的知見の集積のみならず伝承、交流の取組を推進する。</p> <p>・里地里山、人工林の手入れを文化面、産業面で論じるならば省庁の連携の推進にも言及する。</p>
2(5)	<p>・暮らしの中に農的な時間をもつよう積極的に推奨するモデルプログラム事業をつくる。</p> <p>・里地里山の生産は経済性を再興する支援の仕組みづくりが大事である。例えば、学校給食の食材の調達など地産地消の考えの浸透をはかる。</p> <p>・暮らしの中に農的な時間をもつことこそ、日本文化の継承する基盤という視点を展開すること。</p>			
2(7)	<p>・市民科学者や市民参加の調査活動は活発であるが専門家に協働の視点が弱い。</p> <p>・自然環境の基礎データ集積に市民NPOとの連携を打ち出す専門家への資金支援の仕組みづくり。</p> <p>・市民NPOが調査活動をする時の技術支援、分析支援などを要請できる専門家、機関を探すことから始めなければならないのが現状である。</p>			
3	<p>・外国産昆虫やペットの流通は緩く、それらのエスケープなど放置状態であり、他方で外来種問題をクローズアップさせることチグハグさが際立っております。省庁間の連携を急ぎ、外国産のものへのトレースを義務づけが急務です。</p>			
13		愛知県	行政	<p>・「生物多様性」という言葉は、野生生物などの自然生態系保全のイメージが強いため、本市の様な市街化の進んだ都市においては、「里山保全」「大規模緑地保全」などにイメージが限定されてしまう。生物多様性保全とは、「生物そのもの」だけでなく、それを支える環境を含めた概念であり、市民生活や企業活動など、さまざまな都市の活動が生物多様性に影響を与えているという共通認識を持つことが、都市部における生物多様性保全推進のために重要ではないか。今回の国家戦略見直しに当たっては、そのような認識を深めるため、「持続可能なまちづくり」的視点からの取りまとめを行ってほしい。公園・緑地を結ぶ生態系ネットワークづくりや、建築物の緑化などを含めた、「都市内緑地の確保・拡充」の項目を「2. 個別テーマに係る論点について」に追加してはどうか。また、都市インフラなどのハード面だけでなく、奨励措置などのソフト面での都市施策についても、取り上げてほしい。</p> <p>・生物多様性保全に向けた行動計画などを効果的に進めるためには、地域のコンセンサスが重要である。全国一律の活動内容とするのではなく、都市部や農村部など、地域の特性に合わせた取り組みを行い、地域振興や活性化と、自然環境保護の両立を図ることも必要ではないか。</p> <p>・生物多様性保全を推進するためには、行政だけでなく、一般市民や企業による主体的な取り組みも重要である。そのような活動を促進するため、新しい国家戦略の枠組みについては、市民にとってわかりやすく、具体的にイメージしやすいものにする必要がある。また、企業の取り組みを促進するため、生物多様性保全と、持続可能な企業活動がどのように結びつくのかを、わかりやすく示す必要がある。</p> <p>・都市部の港湾地域における護岸工事や埋立工事に際しては、人口干潟や藻場造成を併用するなど、環境保全型の開発を行うことが可能である。既存の自然を保護するのみでなく、生物多様性保全と両立する土木技術の採用を促進するべきである。</p>
14		愛知県	個人	<p>種の多様性を保全することの意義を、一般の国民に判りやすく説明することが必要。その際、情緒的に危機感をおおることを避け、できるだけ客観的かつ定量的な資料を示されたい。</p> <p>たとえば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 絶滅した種と絶滅危惧種の数の「生物多様性国家戦略」「新・生物多様性国家戦略」策定時から現在までの推移を生物の分類別別に示す。 2. 「生物の多様性に関する条約」の採択後に、生物多様性(里地里山、浅海域などの生態系を含む)を保全するために実施された施策とそのために投入された費用、資源の量、およびそれらの施策の効果とその意義を明らかにし、種々の施策の効率性を比較する。 <p>ことなどが考えられる。</p>

15	全般	愛知県	個人	<p>CO2は、少し世間に認識されました。名古屋市も、国の-6%を超える-10%を目標に市長を先頭にエコライフ宣言を市民にお願いし、自分のできるエコライフを宣言し実行することでCO2削減を目指しています。現在30万人をこえたときです。私も宣言しました。</p> <p>名古屋市は、生物多様性のCOP10を誘致し、環境首都を目指す一環として将来につなげたいと考えているようで、最近新聞でもよく記事が載ります。少しCOP10勉強しました。「命は創れない」とおどろきです。にわか勉強での意見ですが述べさせていただきます。</p> <p>1 郷地・里山を大事にする戦略に大賛成です。 3つの地域のイメージがあります。 都市 人がコンパクトに住む地域 日本は、少子高齢化で、都市はコンパクトにできます。あいた所は公園、雑木林の方がいいですが、コンパクトすることで移動のエネルギーも少なくてすみますし、車もいりません。福祉も効率的で安価です。空いたスペースで自然とふれあえます。 里地・里山 ここは本物の自然と人がふれあう場。あくまで人が謙虚に生きる場(自然の恵みに感謝する気で)この保全がキーポイントだと思います。この境界を人が謙虚に大事にすることが重要と考えます。 本物の自然地域 むやみに人が犯してはいけません。</p> <p>2 なにか分かり易い情報発信はないでしょうか。ぜひ1番に考えてください。 そして、名古屋でCOP10ができるのなら、ぜひとも必ず開催したいですが、なにか国民、名古屋市民がわかりやすい標語(キャッチコピー)は無いでしょうか?例えばある方が言いましたが、「生物多様性のピラミッドがあり、頂点が人がいるの、がいいのかどうかは別にして、いま種がすごい早いスピードで絶滅している。ピラミッドの土台が少しずつ崩れ歯抜けになり、ついに一気に頂点の人まで崩れる。」とかいった視覚に訴えるPRができないでしょうか?分かり易い言葉も大事だと思います。お願いします考えてください。学問的なことにこだわると私たちにはわかりませんが、広がりません、大胆なPRが必要だと思います。専門家向け、国民市民向けが必要で、市民向けは、専門家は怒るの分かりませんが、大胆にわかりやすく、シンボルを作ってもいいとおもいます。</p>
16	全般	愛知県	個人	<p>地域は、市民・企業・市民団体等で構成されており、生物多様性の国家戦略の目標を達成するためには、それぞれがどのような連携(役割分担)を取っていくべきかについて、具体的なアクションプランとともに示していくことが必要であると思う。</p>
17	全般	岐阜県	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・子供達への環境教育をはっきりと位置付ける必要がある。 ・人材育成 ・進行管理の為、指標を分かりやすく設定する必要がある。 ・温暖化の進行が避けられない現在、温暖化の影響を織り込んだ対応が必要。 ・戦略は長期的に考える必要があるが、短期の目標も設定すべき
18	全般	愛知県	企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アクセスの充実の項で、回避・低減・代償のミティゲーション手法が示されているが、個別事業において保全対策を取ったとしても、何らかの影響は残っているものと考えられます。ミティゲーションの考え方が発展したアメリカでは事業影響について数量評価を行い、ノーネットロスその原則としています。その際、代償対策の方法は様々ですが、事業現場での低減対策(オンサイトミティゲーション)によっても残存する影響を代償するため、周辺地域で自然の質が高いものの、土地の担保性の低い土地を買い取っていくミティゲーションバンキングという制度があります。ダムのような広域で大規模事業の対策メニューの一つとして有効で、なおかつ実質的に地域の生物多様性の高い核となる自然が守ることにつながりますので、こうした制度の導入は日本では検討できないのでしょうか。 ・外来種生物法によって、何らかの形で移動してきた生物は、その地域の生態系にとって悪影響を与えたと認識が広がっています。しかし、生態系を遺伝子レベルで見ると国内の同種の生き物でも遺伝的に異なり、形質や生態が少しずつ違うことが明らかになりつつあります(メダカ等)。今後は国内における生き物の移動がどの程度ならいいのかについて方針を決めていく必要があるのではないのでしょうか。また、安易に使われる外来草本の緑化資材の規制や在来種の緑化資材の確保や普及などについても検討する必要があると思います。 ・地域の発展に傾倒しがちな市町村の都市計画行政等にゆだねると、都市域で長期的な社会動向を見据えて水と緑を確保していくという大きなビジョンは描きにくいのではないのでしょうか。国家レベルで、都市の自然環境、生態系の向上と、これを担保するための土地利用政策を示すべきではないのでしょうか。 ・地球温暖化、里山管理放棄などにより、生態系が急激に変貌している現状を踏まえ、自然環境保全基礎調で実施している植生調査を、10年ごとなど定期的に更新し、モニタリングしていくべきであると考えます。 ・外来生物対策は、特に沖繩本島、小笠原等島嶼部における対策をさらに充実させることが必要です。また、特定外来生物種のみの輸入等の規制だけでは、リスト外生物種による新たな問題を招くことを懸念します。
19	2(6)	愛知県	個人	<p>海棲動物、特に鯨類に関しては、保全策がほとんど考えられていない、あるいは、絶滅の恐れを加速させかねない状況にあると思っています。</p> <p>二つの事例を記します。</p> <p>シャチ 1997年2月、和歌山県でシャチの「学術研究目的」の捕獲が行われました。10頭の個体群のうち、5頭が捕獲され水族館へ売却されました。この捕獲には水産庁の許可が出されていましたが、「年間5頭」なのに10頭の個体群から比較的若い個体ばかり5頭捕獲してしまいました。他の5頭は解放されましたが、10年経った現在、この個体群が生存している可能性は極めて低いと考えます。</p> <p>カマイルカ (社)日本動物園水族館協会の資料によると現在、日本では18の園館で80頭のカマイルカが飼育されていますが、これらは漁業対象ではなく、全て漁網への混獲・保護された個体です。保護されたのに、ほぼ例外なく水族館でショーに使われています。</p> <p>水産庁は昨年、これらの事実を追認するかのようになり、本年度(平成19年度)からカマイルカを漁業対象種にしました。パブリックコメントでは、提出された39件すべてが反対意見であったのに何も考慮されませんでした。さらに、「科学的データ」に基づいて漁業対象種として持続的な利用が可能であると判断し、としながら、そのデータを公開しませんでした。</p> <p>このように、鯨類に関しては保全とは程遠い、実にいい加減な行為が行われ、悲観的な状況にあると考えています。</p> <p>保全策を考えるためには、まず現状を把握しなければなりません。残念ながら、どの地域に、どのような規模の個体群が生息しているのか、ほとんどわかっていません。早急に調査する事が必要であり、調査を行っている個人やNGOなどと連携する事も有効と考えます。</p> <p>鯨類はその生態から、鳥類などのように保護・繁殖させて自然に放すという事は極めて難しいので、研究目的で捕獲する事が必要だとは思われません。</p> <p>「野生動物は本来自然のままに保護すべきである」という考え方を大原則とし、生息地の保全も重要であると考えます。</p>

	3(6)			<p>地方や民間の積極的参画を求めるには、まず活動の基盤を整備する必要があります。例えば、企業が全国展開をするためには、本社以外にいくつかの支店・営業所を設置し、それぞれの地域で活動します。生物多様性を考え、推進するためには、地域の特性・環境などを考慮しながら、日本をいくつかのブロックにわけて考え、取り組んで行くべきと考えます。地域ごとに考え、進める事で地元で活動しているNGOやNPOなどと連携し、定期的に全体(全てのブロック)で考える事で活動を広げていけると考えます。</p> <p>今回の生物多様性国家戦略の見直しについても、残念ながら十分に広報されているとは思われません。活動の基盤が整備されれば、今よりも多くの人が集まり、意見も集まり活発になると期待できます。</p>
	全般			<p>動物園・水族館について 一般の方が野生生物を直接見る機会・場所として、動物園や水族館は重要な役割を担っていると思います。しかしながら、これらの施設を訪れる多くの人々は、これらを娯楽施設としての認識しかもっていないのではないかと思う事が危惧しています。 特に水族館では、イルカやアシカなどはショーを行うのが当然のように考えられています。その一方で、そのイルカやアシカの生態や、本来生息する海洋の汚染にはほとんど関心がありません。 動物園や水族館が、各省庁の関係で複雑な存在である事は認識しています。施設は文部科学省、飼育動物は環境省、海棲生物の捕獲は水産庁、野生生物の保全を考える場所としては、とても適している場所であると思います。ただ現状では、お粗末でしかない場所です。 広く一般の人々に「生物多様性」について正しく認識し、考えてもらうために動物園・水族館関係者と協議する事が必要だと思います。</p>
20	1(3)	岐阜県	NGO	<p>生物多様性は背景にある、水と緑、気候、社会状況により、千差万別です。生き物の気持ちになって考えれば、事例を元にキーワードを設定すると解り易いかと思います。</p>
	2(1)			<p>[温暖化] すでに変化した地球の温暖化に対しての生態行動変化は、無理に留めることはできないと思います。ただし、いかに順応させていくべきかの努力は必要です。冷たくきれいな水の地で生まれ育った養殖魚をいきなり淀んだ川へ放流すれば死にます。以外とプロの方々には補助金に目がいて気がついておられませんが、心ある方々が自前で育てようと動き始めました。この気持ちの輪が(魚に限らず)連携して動き出すことが、真のネットワークに繋がると思います。</p>
	2(1)			<p>[国際協力等] NGOによる国際協力の支援活動が、井戸、植林、学校建設等を数十年に亘って行われてきた結果、現地の子供たちは立派に成長しました。 アジア各地に残っている支援の財団窓口を生かして今後は、環境への取り組みという、知恵を授ける段階に入ってきたかと思えます。日本の懐は寂しくなってきたので、そういう援助方法もあるのでは。 私の所属する(社)アジア協会アジア友の会にはアジア太平洋地域に24の現地財団ネットワーク拠点を携えて連携しています。昨年はそこを通じてパキスタンやインドネシアの大地震の震源へ外務省のお金で、水対策(環境含めて)の調査指導に入りました。しかし、ソロモン沖地震は残念ながら、財団が無いため現地エスコートが不可能であるのと、以前に調査に入ったミクロネシア連邦と、島の条件が同じであることが解かっているため、危険性が色々あってしばらく行くのは断念しました。 環境の良いところほど、いったん激震が起きると大変です。防災も含めて、日ごろからのおつきあいが大切かと思ひ知らされました。決して、日本人の目線で考えるはいけなないこと。</p>
	2(2)			<p>はりんこネットワークは保育園・幼稚園・小学校・中学校・大学・行政 ・企業と共に地域住民主体でネットワークしながら進めてまいりました。これまでの傾向として、池などのハードが完成までは大学研究者やコンサルタントが自分たちの思いどおりに、住民意見や水環境の原理を無視して作ってきました。その後を管理するのは我々です。いつも付き合っている保護者は、他の保護者からアドバイスを受けながら、生き物の気持ちになって改善しながら、たくさんのノウハウが蓄積されてきています。</p>
	2(4)			<p>・林野庁指定の「緑の回廊」も有効利用、県や民有林との連携に努めるのはいかがでしょうか ・外来種を除く、生態メカニズム(弱肉強食の自然淘汰)を壊す 自然崩壊も社会生活に支障の無い限り、放置する 自然は水や空気、光を求めて時には牙をむくが、それをコンクリートで塞ぐのはできるだけ避けたい。</p>
	2(5)			<p>企業の取り組み事例1・日本合成化学大垣工場・門近くのピオトーブ 社内・外ともに大好評 清掃活動もボランティアでメダカが生きたのでハリヨもチャレンジ20匹から孵化して100匹に。 企業の取り組み事例2・元堀越紡績のハリヨ池 廃業して市に売り渡し、公園になる予定地 元保護者が職場が変わっても20km先の自宅から時々ホローに。地元で愛好家が育つまでねばりつよくがんばるおじさん。(2)で述べたNGO内・水源の森委員会とダーナーズクラブ(定年退職の元気な人)に呼びかけて、数年前より下呂の「魚付き林」の地と交流。今年も7月に植林しながら、意見交換を予定。会場のフィッシングセンター管理人が冬場は家族のいるフランス生活のため、国際環境問題がより盛り上がる。</p>
	2(6)			<p>保護管理は種を絶やさない語であって重要ですが、大切なことは種を増殖させる自然環境を戻し、持続できる保護者集団を育成することでは？</p>
	2(7)			<p>地域の環境アセスメントに古い情報が使われすぎて、ころある一般市民の感情をより、逆なでしてしまう傾向があります</p>
	全般			<p>かつて利用されていた農業用ため池。治水・湯水・地下水環境・自然環境(外来種駆除含む)など、インフラ整備が変わって環境保全対策として、地域ボランティアの手を借りながら、数年に一回は日干しにして、泥土をとりのぞきたいものです。そのことによって大地の環境は良くなり、林野や農地は潤います。泥土は肥料として有効利用をしたい。せねばならないことが多々ある環境省。他の省庁と連携しながら持続できる社会を目指して、孫の時代へと我々も頑張りたいたいと思います。</p>

21		愛知県	<p>行政</p> <p>生物多様性のモニタリングについて都市部においては、市民あるいは市民団体との協働が必要不可欠であり、協働を進めるための仕組みづくりやモニタリングのためのわかりやすい指標づくりが必要。</p> <p>戦略を推進する必要性を分かりやすく提示するとともに、それを実現に移すための具体的な方法、手段についての記述が必要。 誰(国民、行政、企業、、、)に対する戦略なのかを明確に意識しないと、内容が抽象的な記述(一般論)にとどまり、実現につなげていくことが難しいと思われる。 全国民(市民)が自身の問題として認識し、実行してもらうためには、「生物多様性」という言葉についてももう少し噛み砕いて説明するとともに、実生活レベルでの問題の重大さや、具体的にすべきこと(すべきでないこと)の記述が必要。 民間企業が参画するには、名声以外にも経済的なメリットも必要。 国際レベルで取り組むべき課題なので、地方行政の参画には、今後の国のかわり方(方針)についての明示が必要。自治体が継続的に取り組んでいくには国の継続的なサポートが必要。</p>
22	1(1) 1(2) 1(3) 2(1) 2(1) 2(2) 2(2)	愛知県	<p>個人</p> <p>・生物そのものの保全と人間との関係性の中での保全とを分けて考えるのには賛成。 生物多様性について思う事...多種多様な生物が、お互いに関わりあい、バランスを取り合って、共に生きているのが生態系だと思っている。それぞれの役割などがはっきりとわかっていないため、ある種がなくなると、どうなるのか、完全には、はかりきれない。だからこそ、どれもが大切で、どれもがかけがえの無いものだと思う。自然界には、いまだ知られていないものも多い。それがどんな役割を果たしているのか、短縮的には、人にとって有用かどうかすらわからないままに、消え去ってしまうのは避けなければならない。命は創れない、という言葉は、全く、核心を得ていると思う。</p> <p>・農林業の振興・農山村の活性化・人と野生生物との程よい間合いなど、言うのは簡単だが、どのように実効性のあるものにすべきか、わからない。簡単にできる事なら、既に成されているはずだ。 ・沿岸・海洋域の環境を考えると、漁業との関わりだけでなく、安全やレジャーとの兼ね合いも必要となる。 ・10年間の取り組みにもかかわらず、危機的な状況は変わっていないのなら、それがどうしてなのか、真剣に検証する必要があるのでは?予想を超える変化があった、などと言っているうちに、状況は危機的になり、取り返しがつかなくなってしまふ。 ・国交省の試算以下の文、何に対してなのか、サッパリわからない。 ・食料自給率40パーセントの日本の現状を考えると、人口減 = 食料生産減とはならないように思う。</p> <p>中山間地の農林業の担い手は、限界に来ている。今までの様に、生業をきちんとしていれば当然のように為されていた。環境保全が出来なくなっている。それをどう支えるかが課題だと思う。補助金を出して人を呼び込むか、ボランティアを募るか、野生生物に明け渡すか、農林業の多面的機能の恩恵にあずかっている都市部の人間が、それを自覚し、税金を使う・労働力を提供するなどの恩返しをするのが当然、という風潮を醸し出す事が急務だと思う。</p> <p>・広告とは、非常に大切だと思う。広く、たくさんの人に伝える、イメージ的なもの以外にも、一般人で、少し関心が深い人にも手軽に入手できる資料・データの素材も欲しい。(なくて困っている) ・生物多様性と、社会経済的な要素が、つながりにくい。不勉強な私も、なんとなくイメージでしかわからない。具体例や、それに伴う数値などを、合わせて公表しなければ、わからないままだと思う。</p> <p>評価・指標の前提には、科学的データが必要だと思う。2(7)とも絡むが、それがないと、イメージだけで終わり、関心が長続きしない。人に説明・説得しようにも、できない。もちろん、相手は野生生物である以上、正確な数は不可能でも、増えているのか、減っているのか、このままだとどうなるのか、ぐらいは正確に答えたい。 例えば、鳥獣害の場合、野生生物が増えて、被害が増大しているのか、人間の力が弱まったためなのか、説明できない。人と野生生物との軋轢を調べたくても、クマの捕殺数や、農作物の被害額ぐらいしか、入手できなかった。どこにデータがあるのか知らない私も不勉強だと自覚しているが、データの所在場所・入手方法がわかりにくければ、一般人には利用できない。</p> <p>温暖化の影響を、どこまで予測できるのか、できているのか、私には見当がつかないが、その対策に対してどの様な姿勢で臨むか、考える必要があると思う。 水について考えるとき、異常気象や雨の降り方の変化が、温暖化によるものなのか、エルニーニョなど他の原因によるものなのかわかりにくい(もちろん完全に分けては考えられないだろうが)。その上、都市化などによって地表が覆われている、効率化などのため用水が完備されているなどの影響か、も、はっきりしない。もちろん複雑に絡み合った生態系の事、完全な因果関係を求めるのは無理だと判って入るが、人に説明できない。これが、生物多様性の浸透を阻んでいると思う。</p> <p>また、森林について考えたとき、CO2の吸収が多い成長の早い樹を選ぶのか、生き物にとって棲みやすい樹を植え森を守るのか、整理する必要があると思う。(効率が質か)</p> <p>同時に、林業との関わりも考えなければならない。材を求めるのか、手間暇のかからない方法を選ぶかでは、実際の行動は変わってくる。人手が足りない時、どの様にそれを補充するかも考えなければならない。志のある若い人が林業に関わっても、子育てなど現金収入が必要な時期、山を離れざるを得ない、という声も聞く。理念だけでなく、生活者の視点も忘れてはならないと感じる。</p> <p>これこそが、日本ができること、と思う。今まで、地球の資源を好き放題切り取ってきた先進国といわれている国々の義務だと思う。</p> <p>食べる事すら出来ずに日々暮らしている人々に、環境の事を考えるというのは酷だし、開発途上国の人々が豊かで便利な暮らしがしたいというのは当然な欲求だ。それを認めたらうで、どうサポートするかを考えなければならないと思う。公害などの苦い経験・持続可能な社会の構築の必要性を伝え、環境に配慮した技術を伝えていかなければならない。</p> <p>この途上国に対する支援の重要性を、国民に広く、判りやすく伝える必要があると感じる。国民の税金を使って成される事、国民の理解は不可欠だ。</p> <p>外部講師などとして学校へ出向している身としては、文科省の支援があったらと、常に思っている。環境は、教科になじみにくいようで、なかなか組み込んでもらえない。特に、食物連鎖を学習するのが中3の終わり、というカリキュラムにおいて、生物多様性や生態系の話は、大変だ。高校受験などと重なる時期で、上の空になりやすいし、高校に行く生物に接しない人もでてくるのではないだろうか。 さらに、環境は、国際理解や南北問題、戦争やジェンダーにまで広げて考えると、学校の教科には収まらなくなる。総合の時間などが非難を浴びている現在、ますます、入り込みにくい。</p> <p>また、子供達の生物に対する興味や知識は、学校教育だけでは埋められないと感じている。地域力が弱まり、不審者が出没する現代社会において、子どもたちは、十分な外遊びができていない。 かつて、当然接していた生き物との関係がない。テレビなどの普及で、知識は豊富だが、実体験が欠如している。マニュアルがないと遊べない。安心して子どもを外に放せる社会を作ること、必要だと思う。</p> <p>企業はもともと利益を追求する存在。社会貢献に期待し過ぎるのではなく、税金の軽減などの益を伴うようにすべきだと思う。</p>

	2(3)			<p>海、流域と広がると、国の役割だと思ふ。 農水省・経産省などと違う立場の環境省は、唯一、直接的な見返りがなくても動ける省だと感じる。金銭的価値がないと思われるもの、声を上げることのできない生き物たちの代弁者となって欲しいと願う。</p>
	2(5)			<p>里山の前に田んぼが広がる、これが日本人の原風景と思うのは間違い、今の都会の子供たちは、稲作の実際すら知らず、育ってきている。里地里山の風景に懐かしさを感じることはない。当然、大事にしようとか、守り伝えようとか感じない。この子達に、稲作を基礎とした日本の民族・文化をどう伝承していくのか、循環型社会のお手本のようなシステムの巧みさをどう伝えるのか、課題は多い。 一方、農村では、休耕田が増え、農業に誇りを持っていない人が増えているように感じる。環境保全型農業だの、農林業の多面的機能だのと言っても、実際の農林業家に、どの程度伝わっているのかと思う。また、理念だけでは、行動に結びつきにくい、という現実も、直視する必要がある。 さらに、里地里山文化を守っていこうとするのなら、その知恵を、守り伝えなければならない。NPOなどに伝承されている例はあるが、まだまだ少ないと思う。高齢化が進んでいる現状を踏まえ、早急に対策をしなければと焦る。</p>
	2(6)			<p>絶滅した・しかけた生物を、野生に返すには、多大な労力が必要である事をPRして、そうなる前にその生物を含む生態系全体を保護する必要を説くべき。移入種も同様。日本の生態系に入り込んでからあわてるのではなく、輸入しないなど事前に食い止めるといった予防が大切。珍しい物が見たい飼いたいという欲求を、我慢してもらっても良いのではないかと。</p>
	2(7)			<p>信頼できるデータは欲しい。もちろん、データの数値だけで判断するわけでもないし、どのようにして出されたデータかを、常に考える必要があるが、ないと説得できない事も多い。 移入種のミシシッピーアカミガメがどの程度日本に入り込んでいるかを説明する時、数年前日本自然保護協会が行った「カメ調べ」のデータは説得力がある。ある程度以上の数があれば、市民のモニタリングもデータとなるように感じるが、専門家の意見はどうなのだろうか？</p>
	全体			<p>効率と遊び(余裕)のバランスが大切 例)用水の普及によって、水は効率よく使われるようになったが、メダカなどの生き物にとっては棲みにくくなった。 生業・楽しみ・安全のバランスが大切 例)ブラックバスの放流は釣り人釣業者には良いが、生態系にとってはダメージ 理念だけでは人は動かない、という現実を直視すべき 例)温暖化がらみの授業で、ホッキョクグマの話には関心がうすくても、西ナイルウイルスを運ぶ蚊の話になると、パッと集中する。 ツバカビの問題、早急に大々的な対策が必要なのではないか。 国境を越えた移入種問題だけでなく、国内の地域亜種も考慮すべき。</p>
23	2(1)	愛知県	個人	<p>地球温暖化が生物多様性に与える影響は、新国家戦略の「3つの危機」の人間活動によるイバクトをはるかに越えたものと思われる。新国家戦略では人間活動のインバクトとして、人間による動植物のそのものへのインバクトの他、環境負荷の増大による生物多様性への影響があげられているが、地球温暖化の生物多様性の与える影響を、その文面から読み取るのは多少無理があるような感じを受ける。3つの危機の他に、地球温暖化による影響を追加することが適当と思われる。</p>
	2(1)			<p>生物多様性国家戦略は、わが国の生物多様性に対する国内対策が中心であり、国際的な対策としては国際的貢献という観点で記述されている。 現在のようにグローバル化した社会では、国内的な取り組みと国際的な取り組みは対立したものではない。木材や農産物の輸入など、我々の日常生活の営みが世界の生物多様性を損なっているのではないだろうか。わが国の生物多様性への取り組みとともに、グローバルな観点からの取り組みを強調してもらいたい。</p>
	2(6)			<p>外来生物については、人畜への危害や遺伝子汚染の他、カエルツボカビのようなまだ知られていない病原菌により、わが国の生物多様性が損なわれる恐れもある。近年、爬虫類やクワガタムシ類など野生生物が安易に輸入されているが、動植物の輸入については養殖されていたものに限り、野生で採捕されたものは禁止するなどの方向性を示してもらいたい。</p>
24	全般	愛知県	企業等	<p>生物多様性という範囲が広すぎて、企業にいる私たちがみきれないのではないかと思います。 一般の人たちは何のことが馴染みが全くないのではないのでしょうか？ 人間も生態系の一部であるという認識がまだまだ薄いように感じます。人間も含めた地球上の全ての生き物がつながりを持って生きているということを示すことが必要だと思います。 それを企業レベル、一般消費者レベルなど各階層ごとにどのように落とし込むのかも考えていく必要があると思います。結局のところ人の考え方ひとつが行動、現象を左右しているのだと思いますので、その部分にどう働きかけることができるのかということが重要ではないでしょうか。</p>
25	全般	愛知県	個人	<p>市民の多くは、この時期桜の開花を心待ちにしているように、自然環境に対して大変関心を持っている。こうした市民の意識と生物多様性の国家戦略を結びつけるような象徴的な事象・具体的な行動例等を盛り込むことによって、生物多様性の国家戦略も市民にとって身近なものになると思う。</p>
26	全般	愛知県	NGO	<p>この制度が真に実効性のあるものとなるためには、現在生活したり、日本の各地を旅行して見聞する範囲において自然環境が「時間的」「空間的」に守られているのかどうか。そこに重点が置かれる「国づくり」となっているのかどうかです。 1970年くらいを境に、河口、干潟が埋め立てられその形を大幅に変えて行きました。それと時を同じくしてエネルギー政策の転換から暮らしにかかるエネルギー形態が激変。里山的な暮らしが一挙に都市化して行きました。そのことが生物多様性の劣化に及ぼした影響はあまりにも大きく、今からそれを取り戻すことは不可能に近い状況です。せめて、今後できることがあるとすれば、各省庁が自然環境を「時間」と「空間」の双方においてできる限り保全するという共有関係を築けるかどうかです。 電力供給が最大の使命だとし、原発立地に強行調査に入る旧通産省。農地のためには干潟を埋め立てる農水省。今も需要目的が不明な巨大ダムを建設する国土交通省。その度に、日本の豊かな自然が無残に消失させられていきます。そこを止める制度として、新生物多様性国家戦略は役に立つのでしょうか。役に立ちうる制度としていただきたい。それだけが願いです。</p>

27	1(1)	愛知県	個人	<p>「生物多様性」という言葉が学術的過ぎ、市民レベルに到達していない。国家戦略として策定するのであれば、身近な話題として受け入れやすい内容とすべきではないか。</p> <p>「自然保護」と「生物多様性の保全」との違いが明確でない。自然保護のイメージは分かるので、そこから生物多様性に導く手法が良いのではないか。</p>
	2(1)			<p>地球温暖化の対策として中国砂漠地域に植林などを行っているが、本来の生態系とは異なる品種の植林が行われることもあるのではないか。そういう行為は生物多様性の観点からどのように判断されるのか。地球環境のレベルで見た場合の総合的評価はあるのか。当然国内レベルでも同様なことも考えられるのではないか。国家戦略には明確な記載があると分かりやすいのではないか。</p>
	3			<p>環境教育の重要性は日ごろから感じているが、学校義務教育において生物多様性をもっと前面に出していくこと。文部科学省との調整が重要化と考えています。</p>
28	全般	岐阜県	NGO	<p>各地固有の自然と暮らしを守ろう</p> <p>徳山ダムは、将来は水需要が増加するとの予測に立ち、利水を目的として建設を進めていた。しかし「水あまり」によって需要計画は破綻した。ところが、94年に渇水が起ると、目的は異常渇水に変更された。</p> <p>公共事業は、当初の目的が失われた時点で、一度計画を中止すべきであった。ダム建設では、国民の税金をムダにするばかりでなく、豊かな徳山の自然環境を破壊した。</p> <p>徳山ダム建設事業は「自然との共生」を標榜してはいるが、アンブレラ種である大型猛禽類の保全に向けての「保全策を実施しその結果の検討」をしていないのに、試験湛水を開始した。食物連鎖の頂点に立つイヌワシ・クマタカは、環境の変化の影響を受けやすく絶滅が危惧されている。</p> <p>揖斐川の源流域徳山は、生物多様性(健全な生態系)の保全のためには、他に類をみない重要なエリアである。北方系のイヌワシ5番いと南方系のクマタカ17番いが、共存して生息している。保全目標種である大型猛禽類が、今後とも生息・繁殖を続けていくためには、源流域の環境が水準以上でないとは維持出来ない。このことはしっかりと認識しておく必要がある。</p> <p>ここにきて、渇水対策として徳山ダムの水を木曾川に導水する、という計画が立案された。その導水ルートを見ると、一級河川の根尾川地域と里地里山地域を巻き込んで貫通していくから、自然環境に大きな痛手を与えるに違いない。</p> <p>里地里山は、恵まれた地下水によって人々の暮らしが支えられている地域である。</p> <p>水路や溜め池があり、開けた里山林や田畑の間に聚落が散在する。自然とのかかわりの中でつくり出された変化に富んだ自然と暮らしが維持されている場所である。絶滅危惧種の5割が生息する生物多様性のうえで重要な地域である。</p> <p>「新・生物多様性国家戦略」は、その第一目標として「各地固有の生物多様性を、その特性に応じて適切に保存すること」を挙げている。生物多様性の維持を公共的機能の第一義とすべきだとしている。</p> <p>根尾川沿いの流域の自然を訪ねてみるのがよい。根尾川の流れる多彩さに、感銘を覚えずにはいられない。あまりにも静かすぎる自然と暮らしは、つい見落とし勝ちになるが、その価値を見過さないことこそ大切なのである。ここには、根尾川が育むこの地域固有のかけがえのない自然と人々の暮らしが息づいている。</p>
29		長野県	個人	<p>1. まえがき むかし、農業を行う上で里山は重要な働きをしていました。そこに住む人たちは、山から生活に必要なを得る為に藪を払い、枝打ちや間伐を日常的に行い、生きるために必要なエネルギーを得ていました。また、広葉樹の落ち葉は、田圃や畑の肥料としてなくてはならない貴重なものだったわけです。昔からすんでいる人に聞くと山の中は本当にきれいだったといえます。現状からは想像もつきません。</p> <p>2. 荒れる里山 私が住んでいる岡谷市の三沢区は90%が区有林です。ここ20年位は20人～30人位で除間伐、又60年生までの比較的若い木の多いところは、国や県市の補助制度を活用し、業者に委託して間伐を実施してきました。昨年の豪雨災害では、その成果が被害が比較的軽かったと言われています。</p> <p>しかし、樹齢60年という枠から外れた木には補助金が付かないため、外部業者による間伐ができず結果として山が荒れる原因となります。</p> <p>また、年2回行う道作りの際にも、里に近いところの山道の敷払いも行い、景観の確保と同時に人が入り易いようにしています。最近では、里山に遊歩道を作り、林間にマレットゴルフ場、花畑や遊園地など、お年よりから子供連れなど、多くの区民が気軽に訪れる事が出来るように環境の整備が進められていますが、地元の活力頼み、ボランティア頼みではこの辺が精一杯ではないでしょうか？</p> <p>過疎化がここ以上に進んでいるところでは、山に殆ど手が入っていないのではないのでしょうか？ 特に私有林はなおさらです。持ち主にとって殆ど価値を生まない山に対して愛着はあっても手が出せないし容易に想像がつかず。</p> <p>3. 再生への提案 (1) 私有林の公有化 ある面積以上(1ha)の私有林を県または市が買い上げて、有効に活用する。 用途は、 建築用材育成林(50年～100年先を見据えて) 将来の材木需要に応じられるような住宅用建材確保のための山作りです。戦後官民が力を合わせて、唐松や杉の木を植林したのと同じ方法です。しかしこれからは、植えた木を生育する為の人手はありませんから、全て機械作業が出来るようにしなければなりません。樹間も当然広くしなければなりませんし、作業用の機械の開発(作業ロボット)も必要です。樹種は種かそれに次ぐ耐久性の良いものが必要です。 野生動物育成林 私が住んでいるところでは、年に数回民家の近くまでカモシカ、熊、イノシシが出てきます。 このような状態は今全国各地で起こっています。人や作物の被害も報告されています。人間がそれら野生動物の生活圏に入り込んでしまった結果です。今後人口も減少に転じてきますので、空家がどんどん増えてきました。これ以上山を削る必要はないし、あいた面積は野生動物に返してやれば良いのです。古くなった空家は壊しその面積の分彼らが生活する空間を作ればよいと思います。住宅地の再整備という大変大きな事業が必要になりますが、人間が生きていく上で避けて通れないことだと思えます。</p>

30	2(2)	福井県	<p>個人</p> <p>・生物多様性に対する意識を高めるためには、学校教育での取組など文部科学省の関与も必要。 ・今の子どもたちには、人間が根源的に知っておくべき生物に関する知識が欠けていることが問題。生物についてしっかりとした学校教育が必要。 上記の件は同感であり、委員の先生方のご指摘に私も賛同いたします。しかし、大きく抜けている点がございませぬ。それは社会教育に対する取り組みです。</p> <p>「社会教育での取り組みの重要性」を提言します。 こういった類似の指摘の中では必ずと言って良いほど学校教育での取り組みや学校教育を通じた教育活動が論じられがちです。しかし、学校教育は義務教育のみだと僅か9年間、高校大学まで含めると21年間しかございませぬ。長寿社会になった現代、人生80年と申しても良いでしょう。その長い人生の中で僅か21年間の学校教育を狙った取り組みでは不足ぎませぬ。勿論、義務教育など人格形成や価値基準の原体験となる「すりこみ」がなされる成長期に教育を行う事はとても重要な事ですが、せつかく学校教育で培った価値観が社会に出てから、その価値観を否定され、むしろ学校教育の中で培った価値観を成人してから主調する者は幼稚であるとの評価を受けかねないのが現状です。学校教育で受けた教育をさらに継続させるためには、学校教育と肩を並べる形で社会教育での取り組みも重要視し、文部科学省への関与が必要と考えます。</p> <p>日本の法制度上、社会教育とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいうとされています。学校教育は教諭らが小・中・高・大の学校現場で行うのに対し、社会教育は各市町村の社会教育主事(公民館主事)らが公民館や生涯学習センターの場に行います。この各市町村の公民館勤務あるいは管理する職員に生物多様性の普及啓発技術を提供し、各公民館が実施する教育活動において生物多様性も含む環境教育を本格的に取り組み仕組み作りが必要とされています。</p> <p>学校教育と同等に社会教育を重視するのは、社会教育を行う公民館等が自治会などとの交流が多く地域密着型の施設であるからです。政策を議論する場として、国 都道府県 市町村がありますが、実はその先があります。各市町村に地域ごとの自治会(町内会)が存在します。自治会は任意団体としての形態ではありますが、地域住民の合意形成や役割分担を決定する上でとても重要な役割を担っています。この各自治会と交流が多いのが公民館等の社会教育の施設であり、公民館等の社会教育に環境教育の技術を提供する事は重要とされています。さらに、これら社会教育施設へのサポートを行うと共に環境NGOやNPOへのサポートを行うためにも各市町村に環境学習センター等を設置する事も大切だと考えます。</p>
	2(6)		<p>・外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を充実し、生態系等に係る影響を効果的・効率的に評価する手法の確立。 ・外来生物の効率的・効果的な防除の実施に係る手法・体制の検討、被害対応の体制の整備、関係機関への普及啓発を推進。 ・非意図的導入の外来生物に関し、導入経路等の実態把握と対応を検討。 ・国内由来外来生物に係る対応の推進。</p> <p>上記の件は同感であり、委員の先生方のご指摘に私も賛同いたします。しかし、大きく抜けている点がございませぬ。それは動物愛護と生態系保全の教育手法の整理をする必要がある事と生態系保全のためにはお金が必要であり環境経済学的視点の導入と寄付する心を育てる教育です。</p> <p>「外来種駆除の重要性を普及する教育」を提言します。 私は、国立環境研究所が行っている環境省の「地球環境推進費プロジェクト「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」」に関わらせて頂き、環境教育の切り口から外来種対策の普及啓発について研究しております。本年5月に鳥取環境大学で開催される「環境教育学会」で発表する予定の外来種問題に対する国民意識を一部紹介しますと、国民の5～27%がベトナムなど飼育生物を野に放すつもりでいます(長野ら2007年、環境教育学会)。これは、アライグマラスカル現象とあえて名づけさせていただきます。命の大切さを伝える手法として動物愛護や動物を育てる事で命の大切さを伝えてきたといった教育手法は長年行われてきており、学校だけでなく家庭教育の中でも定着しているものと言えます。しかし、それと命を絶つ外来種駆除とはまさしく矛盾します。これは、生態系の大切さの教育がまだまだ広がっていないためと思われる。外来生物駆除の重要性も普及啓発すべきと考えます。そして、外来種を野に放すのは悪であって命を大切にしているわけではない事を普及すべきと思います。</p> <p>「環境経済学的視点の導入と寄付する心を育てる教育」を提言します。 国民は外来種駆除のために1人1,000円寄付する意識がある事もわかりました(長野ら2007年、環境教育学会)。こういった普及啓発の点で欠けているのは寄付する心を育てる教育をどこも行わない事です。生態系保全のためのボランティアを行う教育は行われても、動けない人は寄付をして支援する手法がある事を普及啓発すべきでしょう。学校教育や社会教育において寄付する事の大切さを伝える教育はたいへん少ない。むしろお金に関する教育は避けてきたイメージさえ残ります。これらの教育を行う事は環境目的 税の必要性を理解してもらう上でとても大切です。生態系保全のためにはお金が必要である事を普及啓発する必要があります。</p> <p>上記の(長野ら2007年、環境教育学会)の研究は下記 長野義春(越前市エコビレッジ交流センター)、草刈秀紀(WWFジャパン)、山田文雄(森林総合研究所)・竹村真由子(WWFジャパン)、五箇公一(国立環境研究所)の共同研究にて、「沖縄・奄美大島と本州(福井県越前市・新潟市)の外来種問題に対する意識比較および普及啓発の課題」と題して研究発表、本研究は国立環境研究所が行っている「地球環境推進費プロジェクト「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」」の一環として行っております。</p>

31		愛知県	N G O	<p>海浜での取り組みに於いて、海岸の環境の連続性の維持に重点を持って保全に取り組む必要があると考えます。海岸環境の連続性とは、水辺から陸地に繋がる縦軸の連続性と、連なる沿岸の横軸の繋がりと捉えています。</p> <p>水辺(汀線)から縦軸には前浜が在り、そして後浜、砂丘帯と海浜植生などの繋がりが、その繋がりを元に小動物の移動が存在し、海浜の環境を形成しています。そこには湧水(伏流水など)や小河川なども、河川の流域と同様の働きを持ち、海岸の多様な生態系を養っているのです。</p> <p>この沿岸の成り立ちこそ、漁業資源を確保する意味に於いても重要であり、遠州灘にはシラスなどの漁業資源から、ナメクジウオなどの希少種、そしてウミガメなどの大型海棲動物までの多様性を捉える事が可能になるのかと考えます。</p> <p>横軸では沿岸流により、砂浜を形成する漂砂が重要な役割を果たし、海岸環境を形成しています。砂浜は漂砂・飛砂など独特のダイナミックな循環システムです。その砂浜を形成する砂を定着させる為に、自生しているコウボウムギを最前線とし多様かつ柔軟的な海浜植物が存在します。また、海浜植生が成り立つと、同様に砂丘が形成され砂浜の保全と向かい、砂浜環境自体が守られます。</p> <p>この縦横に繋がる連続性が、現状の海岸では人工的な構造物により、遮断されていたり、途絶えてしまっている場面を目にします。遮断されてしまった結果、海岸環境を偏らせ、脆弱なものにしてしまいます。この偏りから、海岸環境の多様性は崩壊し始めると考えられます。</p> <p>海岸環境の連続性を維持する事で、より広域な海岸の生態系の多様性を維持する事に繋がると考えます。これは魚付け林なども同様の捉え方だと認識しています。</p> <p>また、沿岸部は山間部に比べ、居住域が近く地域社会の利用面も含め、広域に海浜環境をマネジメントする事が重要です。既存の国定公園などの枠組みも、再度、評価して頂き、湿地条約なども有効に取り入れ、生物指標だけではなく地域社会との関係も考慮に入れた枠組み作りも必要かと思えます。</p>
32	2(2)	愛知県	個人	<p>各地で、さまざまなグループが流域連携に取り組んでいます。市民グループも着実に成果をあげていますが、組織的な連携について、国や県による人的予算的な措置が必要です。</p> <p>当地方でも「流域ネットワーク」が必要であると、有志が立ち上がっています。産・官・学・民 みんなで育てたい。その場合に行政は、単なる旗振りでもなく、単なる裏方でもなく、こういうセクター横断できな組織の「実質的な「事務局機能」を高度に発揮してほしいです。そういう役割分担を明確に盛り込んでほしい。</p> <p>市民を中心に、有志で立ち上げた伊勢・三河湾流域ネットワークは、市民の視点を中心において伊勢・三河湾流域の「保全」と「再生」につながる提案とその活動推進を図り、豊かな海とその流域の「自然と暮らし」を市民の手に取り戻すことを目的とします。その提案活動を市民、行政、研究者、企業の協働事業化によって実現を目指します。</p> <p>水、養分、生き物の循環、ひと、文化、経済の交流。伊勢湾・三河湾と太平洋に面した表浜。海と流域の山、川、里。水も生き物も人も循環し、歴史と自然と文化を育ててきました。フラットでゆるやかなつながりによって、大きな対話の場ができて、そこからの連帯感を持ちながら、自発的で意欲的な動きが各地に生まれ、ひろがってゆくことをめざさうということが確認しました。</p> <p>そのためには、やれる事から始めようとするしなやかさと、それが、しっかりとした力になるように仕向け、支えていく温かさとならば、つながりを作り、温め、広げて行きたたかさを携えてやっていきたいと思えます。</p> <p>(伊勢・三河湾流域ネットワークhttp://www.isemikawa.net/contents/設立宣言から引用)</p> <p>わが国の環境容量を越えた繁栄は、一方で国民の生命・財産の持続が危ぶまれる様々な事象を顕在化させてきた。わが国土は増大する人口を受け入れるには狭小ではあったが、山～川～里～海の恵みを受容する生業が長く受け継がれ、人々の暮らしと共に創られてきた伝統的「自然」環境があった。これが戦後わずか数十年で失われようとしている。</p> <p>伊勢・三河湾流域もその例に漏れず、少ない人々が、「子供達が身近に森、川、海等の自然や伝統的文化・景観と触れ合うことができる暮らしや環境をなくしてはならない」と強く願い、個人で、あるいはグループで地道な活動している。しかし、残念ながらこうした活動が結びつき、期待される成果を発揮してきたとは言えない。</p> <p>一方、21世紀は環境の世紀とも言われ、それを象徴するかのよう、「環境博」を謳う愛知万博(愛・地球博)が開かれた。森を拓いて「技術と交流」を掲げる方針が、森を残して「自然の叢智」へと転換したのは、「開発優先の時代はすでに終わった」と指摘した世界の声、オオタカに象徴される森の生命と市民の声だった。今、地道な市民の活動がフラットに結びつきながら、「伊勢・三河湾とその流域」で一体的な自然生態系の保全と再生を導く新たな連帯が求められている。</p> <p>この時代の動きを感じつつ、私達は山～川～里～海のつながりを大切に、21世紀中に人と自然双方が支えあい、励ましあえる暮らしを取り戻すために「山川里海 22」という職(のぼり)を立てることにした。この職のもと、私達は、産・官・学・民の壁を超え、山～川～里～海をつなぐ大切にするので、かつての豊かな伊勢・三河湾を取り戻すために、知恵を寄せ合うネットワークを立ち上げたい。</p> <p>あらゆる立場の人が、この地域に生きて、この地を愛し、子々孫々の行く末を見とおす市民の立場に立って、ネットワークの輪につながっていただきたい。子供達の歓声がこだまするような山～川～里～海の流域環境、の実現を目的とする「流域ネットワーク」が必要です。</p>
33	2(1)	愛知県	N G O	<p>水稲不耕起移植栽培は代かき栽培に比べ生物多様性に貢献することが知られているが秋田県農業試験場の資料によるとCO2換算で1.8t/haの量のメタンの排出を抑制でき地球温暖化に効果のあることを評価すべきである。</p> <p>環境省のモデル事業である学校エコ改修は、既存の学校の校舎の改修工事を計画実施する中で、学校と地域住民と設計、建設業者が互いに学習しながら省エネルギー対策から間伐材の利用、屋上や壁面の緑化、中庭のピオトープ等、学校をエコ化する事業である。生物多様性を小中学生に理解してもらう良い機会を創出できるので、どんどん事業を拡大すべきである。</p> <p>国土交通省では港湾の深堀跡を青潮の原因となる貧酸素水塊の発生場所として認識しているが、航路・泊地も同様の形状の凹地であるので、貧酸素水塊の発生原因として対策を講ずるべきである。</p> <p>愛知県豊橋市の表浜海岸では産卵に来たウミガメと孵化した子ガメの移動を阻害している波消ブロックを撤去する実験を行った。平成18年にその実験区域でウミガメが産卵した。また地元の市民団体の表浜ネットワークは産卵の可能性のある期間毎日パトロールと調査を行っておりウミガメの保全に貢献している。また粗朶等を用いた堆砂垣を砂浜に設置し積極的に養浜活動に取り組んでいる。</p> <p>委員の発言にもあるが、ウナギは広い生態系を用いる魚であるが底泥の中で冬眠する習性があり、その特性を生かした漁法も存在した。良質な底泥を再生することによってウナギ本来の生態系を取り戻し、豊かな漁業を取り戻すべきだ。</p>
	2(2)			
	2(3)			

2(4)			<p>・河川や海の底質は砂防堰堤、ダム、用水堰などによって砂礫が減少し、また圃場の形態の変化により粘土・シルトの流出が増した影響で粒度分布が細かい方向にシフトしている。再生手法としてダムの排砂等が始まっているが、人為的なフラッシュによる攪乱、人工的な底泥の砂礫質分離、分級を行うことによって、本来の水底の性状である水圏潜在底質を再生すべきである。</p> <p>・オオカミが絶滅した現在、陸上の哺乳類の生態系に頂点のひとつにいるキツネを中心としたハビタットを念頭に置いた里山の再生を新美南吉の童話「ごんぎつね」で知られる知多半島で検討されたい。結婚前のオスキツネは知多半島南部までハビタットを求めて行動していることが報告されているし、また南吉の小説に登場するキツネは生態をよく観察した上で描かれていることも知られている。文学まで含めた生物の多様性を理解できる格好の教材となるはずである。</p> <p>・平成16年3月に農林水産省と国土交通省で共同作成された「身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策の手引き」を指針として断ち切られてしまった川と水田の生態系をつなぐ事業をおこなう。* 補助メニュー・農林水産省「農地・水・農村環境保全向上活動」</p> <p>・伊勢湾再生事業において木曽崎干拓をウエットランドへ再生する選択肢を加えるべきである。</p>
2(7)			<p>・矢作川で始まった「森の健康診断」の手法は多くの市民団体と研究者と市民と行政を巻き込み、全国的な広がり始めている。「楽しくて少しためになる」この活動は人工林問題をピクニック気分で行き調査が終わった頃には間伐率を議論できるようになってもらう仕組みである。100円ショップでほとんどの測定器具をそろえてしまったのも有名、中部地区の市民団体である伊勢・三河湾流域ネットワーク(山川里海21)が「海の健康診断」「川の水質診断」「里の健康診断」の手法を研究開発中である。</p> <p>・愛知万博開催の際、会場の予定地で一部しか会場として使用されなかった瀬戸市の海上の森で行われたアセスメントの調査は1地区で経年行われた調査としては膨大なデータを有している。愛知県に譲渡された貴重な資料を有効に使い、継続的な調査を行うとともに、自然誌博物館を設置し標本の収集保管に努めるべきである。愛知万博の理念を受け継ぎ生物多様性の実践の場となるよう、国、愛知県、瀬戸市、住民、市民団体、学識者、企業が知恵を出し合い、里山と奥山の保全のモデルケースとして世界に情報発信すべきである。</p>
3			<p>良好な水循環のためにし尿処理において固液分離を行い有害物質の含まれる尿だけを紫外線等で高度処理を行い固形物はたい肥化を行うなど、広域下水道によって失われた地表水と地下水を取り戻す対策を講ずるべきである。</p>
34	1	愛知県 個人	<p>・今回の意見募集について、極めて低調だということであるが、無理もない。ホームページにアリの意見募集を公告して事たれりとしているだけでは、多くの国民のもとまで情報は伝わらないだろう。現在これを書きつつある筆者も、意見募集が締め切られて何日もたっている時点で、自然保護関係NPOスタッフからの連絡でようやく募集の存在を知ったのである。各種パブコメからヤラセのタウンミーティングまで、今やこの種の意見募集が氾濫し、情報が行き届かず、同時に必要な意見が集まらなくなっているように思われる。今後は、実質的な意味と役割を取り戻すために、取り組み体制の抜本的な見直しが必要である。</p> <p>・平成7年に最初の国家戦略が閣議決定されたときから、この戦略に大きな期待を寄せてきたが、残念ながらほとんど有効に機能してこなかったように思われる。全国各地の大型公共事業で希少生物が次々と危機に瀕していても、戦略はそれを守りきるための拠り所になってこなかった。その最大の原因は、戦略の具体的な文言にあるのではないのではないだろうか。すなわち、戦略にはきれいごとが並べられてはいるものの、それを具体的に適用して生物多様性を保全していくための権限と金の裏付けが全くないことが、単なる「画に描いた餅」に墮している最大の原因ではないだろうか。</p> <p>・戦略に明記されるべきなのは、他省庁の多くの事業に対して生物多様性を保全する義務を定めることであり、事業計画を審査する制度である。このことは、戦略的環境アセスメント制度の確立、整備とリンクしたものとすることも考えられるが、筆者は独立して別の規制制度として整備するべきではないかと考える。</p> <p>生物多様性の評価は難しく、指標として確立したものはない。希少種や危惧種がいるとかいないとかだけで判断できるものでもない。おそらく、完璧な指標などというものを確立することは不可能に近いのかもしれない。しかし、例え不完全なものであっても、指標がないことには生物多様性を守っていくことは難しい。したがって、早急な指標の設定と、その継続的な改正システムを立ち上げる必要がある。その指標は、普遍的なものではなく、奥山、里地里山、都市域、沿岸域、あるいは水辺、湿地、干潟、など対象ごとに別々に設定されるのではないだろうか。この問題については、本年3月に策定された「愛知県ため池保全構想」の検討会での議論、および「愛知県水循環再生指標検討会」での議論が参考になる(筆者も議論に参加している)。</p> <p>「地方・民間の参画」について 2010年に生物多様性条約締約国会議を招致しようとしている愛知県、名古屋市の自然環境部局が、そもそも本国家戦略に無関心としか思えない態度をとり続けているのはどうしてだろうか。例えば、環境省生物多様性センターが中心となって進められているNORNAC(野生生物研究機関会議)への参加もなければ、モニタリング1000サイトへの立候補もない。会議を招致しようとしているのは、単なる国際会議をイベントとして招致したいだけであって、生物多様性を守るというスタンスではない。このように、生物多様性国家戦略に関しての地方自治体の無関心ぶりは極端なものがある。何故だろうか。ひとつには、環境省の権限の弱さであり、戦略の裏付けとなる金がないことではないだろうか。</p> <p>市民、NGO、NPOなどとの連携について その必要性については言うまでもないが、善意のボランティアな情報提供を行政が集約していけばよいというスタイルでは不十分である。具体的に調査研究費が助成される仕組みや、調査を行う主体が育つような地域センター的なものが必要である。地域センターは環境省の出先機関ではなく、地方自治体が既存の調査研究機関の間口を広げて対応する方がベターであろう。地方自治体にそれを促すためには、戦略の中に自治体を動かすならかの「アメとムチ」が必要と思われる。</p> <p>シャチ、イルカなどの海産哺乳類の保護を巡っては、これらを「魚=水産資源」ととらえる水産庁と、生態系保全を中心に考える保護団体との間に大きな溝が存在する。強大な金と権限をもった水産庁のような存在に、いかにして生物多様性保全を理解させるか、そのことの拠り所として「戦略」が機能できるのかどうか、そういった視点でも「戦略」の見直しが必要である。</p> <p>中山間地域の疲弊は深刻である。早急にデカップリング、すなわち、中山間地域で農業を営む人々への所得保証政策を展開すべきである。地産地消、エコツーリズムを活性化する政策展開も重要である。三重県と和歌山県が共同で進めている民有林の環境保全林指定、税金を投入しての森林整備などもより広範に進められるべきである。しかし、それを「戦略」にどのように位置づければ具体的な力になっていくのだろうか。これまで述べてきたように、「戦略」にはそうした金と権限の裏付けが決定的に不足しているからである。</p>
1(3)			
2(2)			
2(3)			
2(5)			

35	全般	愛知県	個人	国家戦略といいながら、行政の縦割りを感ずる。環境省以外にも関係する部署全体に戦略における役割を分担させ、まさに国家規模で生物多様性の保全を推進すべき。
	1(2)			人工林の荒廃が、大きな問題である。人工林をいかに天然林に戻していくか国としての方向性がほしい。
	2(1)			ボン条約を批准し、移動性野生動物の保全に取る組むべき。
	2(2)			現在の教科書には生物名がほとんど出てこない。もう少し生物のさまざまな種についても子どもたちに教えるべき。環境省、県、市町村の連携が、まず必要と思われる。そのうえでNGOや民間との連携を進めるべき。
	2(3)			北海道の離島周辺での海鳥の激減は、問題。流し網漁など漁業問題に正面から対処すべき。
	2(5)			冬水田んぼなどの手法を使って、カエル類を増やし、サシバの復活を目指してほしい。豊田市自然観察ではその取り組みを始めている。
	2(6)			特定外来生物問題にもっと積極的に対応を願いたい。ソウシチョウなど鳥類への対応はほとんど行われていないのではないか。
	その他			全国には900近い自然系施設がある。生物多様性保全のためにこれらの施設の有効活用と運営の質の向上を願う。
36			個人	広い意味で地域生態系に合った対応を、考えていくべきと思います。気候変動対応を含めて。
37	1(2)	福井県	個人	本来の生物多様性は、現在の地球上では人間の活動により極度の変異を受けている。この傾向は地球上の人口増加と科学の発展によりさらに加速されることが予想される。人類がこの地球上に未永く生存するためには、生物多様性の対症療法的な施策を案ずるのではなく、早急に全力を挙げて、超長期展望の地球の姿を求めた大がかりな研究プロジェクトを構築すべきである。政策や経済界を度外視した強力でそして英知の結集を必要とする。また、この研究機関から出される結論を随時実行していく組織が具体化されるべきである。現在、人々は、政治、経済、教育界全てがこの課題を重く捉えるべき時期にあると考える。
	2(2)			生物多様性を系統的に学校教育・社会教育に位置づけ、しっかりした意識の養成が大切である。特に学校教育には理科教育の他に多様性の学科を特設しても良いと考える。
	2(6)			この項の事務局説明概要は大賛成です。特に希少野生動物植物種の絶滅を避けるため生息地の管理を徹底すべきであると考えます。
38	1(2)	石川県	NGO	生物多様性の問題は環境省や農林水産省・厚生労働省との連携など国家戦略といわれる以上はあらゆる省庁の垣根を越えて生物のインプット(持ちこみ)とアウトプット(持ちだし)のデータ管理と規制が必要と思う。特にベットの輸入、農生産に関わる生物(ミツバチなど)の輸入など国外生物の輸入の規制を図ること。
	2(2)			文部科学省では自然系教育が重要、特に低学年では野外観察や実習を必須とし、そのためには生徒を指導する教育者のフィールドに関する再教育が必要。生物や地学ではともすれば室内研究が多く、生を体感・観察する機会が少なくなったといわれている。野外観察を通じて多様な生物との共生を体感し、感受性を高める教育が必要。
	2(5)			絶滅危惧種が多いといわれる里地里山については、「里地里山指定居住区」を設け、優遇税制などの導入も考慮し、移入者を増やす仕掛けが必要。里地里山は癒しの場でもあるので、ソフト開発などITビジネスの誘致も可能だろう。ユビキタス社会の到来は「いつでもどこでも」のコンセプトからきており、衛星でのネット環境があれば、ビジネス拠点はどこでもよく、里地里山は最適な環境を備えている。また、積極的に都会の中でも多様な生物を呼び込める「里地里山」機能を備えた居住地をつくれないうかが。
	2(7)			地域での生物の戸籍簿の蓄積は大変重要。特に画像でのアーカイブの蓄積と、これらが共有できるネットワーク環境を構築して欲しい。その地域に何がが増えて、何が減ったのか時系列的に把握できる自然系博物館の機能強化と連携が必要。
39	2(1)	岐阜県	NGO	(人工林の整備) ・林業の衰退に伴い、既に深刻な技術者不足が顕在化しつつある今日、公費を投じた大規模な人工林の間伐事業の実施。
	2(2)			(学校教育) ・学校教育の総合学習の時間について、その単位(該当時間)分を別予算化し、外部委託を推奨して、学校で実現しにくい環境教育などを実施。
	2(4)			(生態的ネットワーク) ・クマをはじめ、大型哺乳類が往来できる全国規模の森の回廊のゾーニング ・海と森を魚が往来できる川の復元 ・渡り鳥の中継地の保全
	2(5)			(里山利用) ・新炭林に代わる里山の利用形態として、木質バイオマスエネルギーであるペレットストーブの普及を図るため、燃料調達からペレット生産、販売までを地産地消で流通させるパイロット事業の展開。 ・水田などの生態的公益性をアピールするワズユース登録制度の実施。
	2(6)			・クマなどの有害鳥獣と住民との軋轢を解消するため、野生動物の専門知識と住民とともに問題解決するファシリテート技術をもったコーディネーターの配置。
	2(7)			自然環境のデータをGISに集積し、一般に公開する。

40	三重県	個人	<p>現場で活動しているものとしての意見ですが、一言でいえば環境省にもっとしっかり頑張してほしいと思うものであります。少なくとも、開発部署である国土交通省等とは対等の立場、あるいは指導する立場になってもらいたいです。「生物多様性国家戦略」の2度目の見直しらしいですが、開発部署がこの法律を知っているのでしょうか？しっかり連携をとってもらいたいです。</p> <p>レッドデータブックしかり、開発に対してこの本の効力は微々たるものです。絶滅危惧種が息絶していても、開発をとめることはとても出来ない現状です。理想論はもう聞き飽きました。具体的目標を作ってください。</p> <p>1、開発部署との議論、合意形成のルール作りを早急に確立してください。</p> <p>2、過去に建設した構築物の見直しをして、問題のあるものや、いらぬものは撤去して自然の再生につとめてください。日本の河川にはアユなどの回遊魚の遡上を阻む堰や、ダムなどの構築物が何十万とあります。アユなどが上流まで遡上できるように、この構築物の見直し、撤去の具体的目標を決めて自然再生につとめてください。</p> <p>1960年代、長良川河口堰が計画されたのは名古屋市や四日市市の工業用水のためでした。しかし、「利水」だけでなく費用は「受益者負担」となるが「治水」の文字をいれると3分の一は国庫負担となる。そこで政治家は悪知恵を働かせ「塩害防止」の理論を編み出した。談合、癒着で建設された長良川河口堰です。その後、三重県は長良川河口堰の水はいらないと言っています。</p> <p>長良川河口堰に無駄な税金を投入するくらいなら思い切って撤去すべきです。</p> <p>3、不自然な自然再生が行われていないか、チェック機能が必要です。</p>
41	三重県	企業等	<p>ペット類の輸入規制の遅れについて</p> <p>国家戦略では移入種対策や国際協力が謳われているが、海外からのペット輸入に関する対策の遅れが深刻ではないかと思われる。日本におけるペット類の輸入規制の遅れは、自国の生態系破壊のみならず、種そのものを絶滅に追いやりかねない危険性を含んでいる。例えば、アジアの国々では日本ペットとして輸出されるカブトムシやクワガタなどが大量に採集されており、種によっては絶滅状態にある地域があると聞いている。</p> <p>日本のスーパーやペット店でありとあらゆる世界の貴重な動物たちが、容易く売り買いされている現状は非常に悲しく、異常としか言えず、また教育面からも不適切と考えられる。日本の生態系へ悪影響が予測される種、あるいは原産国において貴重と考えられている種、影響や生態がはっきりとしない種に関しては、一切の持ち込みを禁止するという厳重な姿勢で臨む必要があると言える。また、ワシタカ類、爬虫類など人気の高いペット類では繁殖個体として貴重種が国内に持ち込まれるケースが多いようであるが、これらの中には密猟された野生個体が含まれる可能性があると聞く。繁殖個体の輸入を許可することは、野生個体の密猟にも繋がりがかねないと考えべきである。貴重であり保護が必要と判断される種に関しては、繁殖・野生を問わず、目的を問わず、種としての持込を厳重に禁止するべきではないか。他の省庁との連携により、早急にペット類の輸入規制に着手すべきと考える。</p> <p>大型海洋生物(ウミガメ類、鯨類)の保護対策の遅れについて</p> <p>ウミガメ類は海洋汚染や産卵場環境の悪化などから、絶滅の危機が迫る希少野生生物とされ保護の必要性が指摘されている。しかしながら、わが国沿岸では多くのウミガメ類が漁業の混獲によって死亡しており、その現状が深刻であることが近年のNPOなどの調査によって明らかとなりつつある。また、所管である水産庁はこれら混獲問題に関する対策に積極的とは言えず、ウミガメ類の捕獲や混獲に関しては各県の漁業調整委員会の指示によって形式的な規制が行われているに過ぎない。例えば、混獲によるウミガメ類の死亡が発生したとしても漁業者はめんどくささや罪悪感から、これらの委員会指示に従った処分・報告を行うことはありえないというのが現状のようである。混獲問題に対する水産庁の規制や対策は野生生物保護の観点に乏しく、早急に見直されるべきと思われる。関連する省庁との連携が図られ、一刻も早く混獲の実態調査が行われ、漁具の工夫や死亡率の高い漁具については規制をするなどの措置がとられるべきである。</p> <p>一方、水産資源保護法の対象となっている沿岸性のイルカ、スナメリについても、混獲や死体発見時には農林水産大臣等への報告が形式的に義務化されているものの、実際の保護対策は何らとられていないのが現状のようである。沿岸に生息する鯨類に関しても野生生物保護の観点からの対策が早急にとられるべきである。</p>
42	三重県	研究機関・大学	<p>現行の戦略をよむと各省庁が行っていることを、あれもこれもとかきつらねているように思われなくもありません。そしてこれらのなかには、生物多様性保全に必ずしも関係なかったり、経済性等から考えて推進の妥当性があるのか議論がありそうなものも含まれているように思います。経済的効率性や有効性等の観点からみて、生物多様性保全において重点的にすすめるべき施策についてのみ、記述すべきではないでしょうか。また、旧戦略にあげられた事業については、上記の観点からの再評価を行った上で、新戦略に記述すべきかを検討すべきではないでしょうか。</p> <p>水産関係から例をとりますと、166ページにあげられている「つくり育てる漁業の推進」そのものは、生物多様性保全のためにおこなわれていることではなく、多くはそもそも生物多様性にマイナスの影響を与える可能性があるものです。たとえば、「ウナギ 養殖漁業の推進」とみだしがありますが、そのこと自身は生物多様性保全にマイナスの影響がある場合が多いと考えられており、戦略にみだしとしてのせるべきようなものではありません。「生物多様性保全に矛盾しない養殖漁業の推進」あるいは「生物多様性保全に反した養殖漁業の規制」ならば、戦略のみだしとして望ましいと思います。同様のことは他にもあると考えられ、みだし、内容ともに、再検討が必要と考えます。</p> <p>委員発言のなかの、「ウナギが海洋生態系の健全性を検証する指標になる」というものは、にわかには理解できませんでした。</p>
	2(3)		

43	三重県	N G O	<p>背後に生活圏を抱える伊勢湾の海岸は、開発の波が次から次へと押し寄せ、生物多様性の海岸が風前の灯火になっています。その消えゆく海岸の代表である白塚海岸の開発が再検討され海浜特有の生態系が未来に引き継がれる事を願って意見を出します。</p> <p>私は、自然豊かな白塚海岸(砂浜)を未来に引き継ぎたいと平成8年から白塚海岸の自然を広めるボランティア活動を始めました。きっかけは中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区の終末処理場建設計画でした。「自然を守る為の施設なら自然を壊さずに造るのがあたり前、どうして自然豊かな砂浜を壊さなければいけないのか」と思いました。自然保護活動をやっていたわけでもなく、生物は学校で習っただけです。しかし10年間、白塚の浜を守る為に自分に出来る事はやってきました。その経験から、白塚海岸が抱えている開発問題と伊勢湾の現況を基に、新・生物多様性国家戦略骨子(事務局案)の説明資料に沿って意見を述べます。</p> <p>第1部 生物多様性の現状と課題、第1節 危機の構造についての意見</p> <p>白塚海岸はH8年の環境影響評価書には、殆どがコウボウシバの群落(群落高の低い二次草地で自然度は4)と裸地(市街地・造成地で自然度は1)波うち際から海浜植物群落が始まるまでは白砂は裸地で市街地と同じ自然度の扱いでした。現況は、白砂青松で海浜植物が成帯構造を造る自然豊かな砂浜でしたが、評価書での評価は、市街地にある空き地と同じでした。</p> <p>翌年から事後調査が始まりました。例を一つ挙げてみます。「カラナデシコ」という希少種があります。翌年の事後調査では計画地外で確認。その後の事後調査で計画地内で確認となりました。以後専門家が希少種に加え砂浜に群生しているカラナデシコは非常にめずらしく、全国で2箇所だけだということ、保全検討が行われ、移植実験を行いその翌年には、移植を行う事になりました。しかし、カラナデシコの群生地は、カラハンシヨウの生息地であったため、移植は中止させました。実験地のカラナデシコは数年後には消滅しました。保全策をしたという事で開発事業を進める為だけのものでした。現在も白塚海岸にはカラナデシコがピンクの花を咲かせています。しかし、2005年レッドデータブックからカラナデシコは希少種ではなくなりました。また、環境省レッドリスト及び三重県で絶滅危惧種に挙げられている「カラハンシヨウ」を含む昆虫の調査は行われていませんでした。随意契約からなる杜撰なアセスでしたが、事業計画は、着々と進んでいます。以上の事から、環境アセスメントについて、</p> <p>アセスの調査に地元住民や自然保護団体、自然環境課等の立会ができるようにする。 評価委員全員の開発地の現地観察を義務づける。委員会を公開にする。 環境影響評価後の環境保全対策の検討で自然環境の保全が出来ないと指摘が出た場合は、「事業計画・工事計画の変更・修正又は中止を行う。」という文言を実行する。 アセスを開発ありきで行わない。また保全策を開発の為に使わない。 アセスの調査報告、保全策等の事業については、責任者を明確にし、必要なら罰則を設ける。</p> <p>特筆すべき動植物など、保全対象が種だけにむけられ、種が生育、生息している自然環境は無視されている為保全にはならない。例えば、移植をする事と開発地では消滅し、更に掘り起こすことで環境を破壊する。移植先ではその地域の環境破壊になり、2箇所を破壊する事になることから、生育している自然環境に重点を置く。現在の保全策は種だけをみているので保全にはならないが、この手法で開発工事は進められていく。</p> <p>工事作業員に自然環境の知識が無く報告書もみていない、行政は個人のやった事と責任のしがらみがあるので現状である。白塚の計画地には、「ミスワラビ」が生息していたが、新しい堤防を造り消滅させてしまった。その責任はどこにもない。そしてその堤防は未だに使われていない。</p> <p>生物多様性の価値の評価と算定方法の確立が必要である。下水道の費用対効果に対して、自然環境が人間に与える価値について、具体的な事例や算定方法がなく争う事が出来ず、開発を止めることが出来ない。</p> <p>保全策の対象となるものが特筆すべき動植物の種だけでその環境は無視されているので、環境も保全対象にすべきである。またアセスの選定基準には特定植物群落基準があるが、明確でない為役目を果たしていない。</p> <p>アセスの随意契約を止め、公開入札にする。随意契約は、事業者が自然環境を無視し、好かれるアセスを作成するので、自然度の決め方を操作できないよう確立する。</p> <p>行政の自然環境課や環境保全課の有能な人材を増やし、予算を多くする等して自然保護の行政内における力を付ける。</p> <p>事後報告書等アセス以降の報告書は必ず環境や自然環境にも渡し、随時検討に加わり発言力を持つ必要がある。</p> <p>第4節 わが国の生物多様性の現状 伊勢湾について</p> <p>外来種のおオフトバムグラは、海浜植物の生育環境と同じ環境でも生育できさらに、砂浜内の造成地でも生育できることから、海浜植生が確認できる多数の海岸で確認でき、近年急速に群落の拡大がみられる。夏に緑一面に砂浜を被っている。河芸町上野の葦原海岸はそのため、コウボウムギなどの植生範囲が減少している。白塚でも確認され、除草作業を行っているが、侵入はなくなる。</p> <p>伊勢湾は東京や大阪湾に比べると自然の砂浜が多く残っていますが、堤防すく背後に住宅地があるため、砂浜内に防風林の造成が各地の海岸で行われ、生態系の破壊と外来種の侵入に繋がっています。</p> <p>砂浜に観光目的の造園の花が植えられている。</p> <p>「自然環境保護」という意識で地域住民や学校が砂浜全体に松の植樹を行っている。</p> <p>砂浜は容易に行く事が出来、日常リクリエーションで毎日利用されている。</p> <p>自然にとって負荷となる海岸清掃が無意識のうちに行われている。季節が良くなると、人の利用が増える、そして海岸清掃が始まる。その季節は三重県の鳥シロチドリ産卵時期にあたるので、産卵孵化が難しくなる。</p> <p>白塚海岸のように堤防までの奥行きが長く広い砂浜が、利用面や侵食によりなくなってしまっている。奥行き狭い海岸が多い。また、一見すると自然豊かに見える海岸も、植生を調べると内陸性の植物が多く海浜の生態系とはいえない海岸が多い。</p> <p>第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針 第1節 施策の基本方向</p> <p>保全の第一は今残る生物多様性の海岸を開発しないことである。伊勢湾には、白塚海岸と吉崎海岸の砂浜と葦原海岸と松名瀬海岸の塩性湿地は重要である。</p> <p>伊勢湾ではここ数年間、大湊海岸・村松海岸・河芸町千里海岸で養浜による自然再生が行われてきました。しかし自然環境とは長いスパンでみるものです。早急に自然再生の手段と考えるのは危険である。砂は一時的にあるかもしれないがいつまであるかはわからない。生物の多様性はない。長期的にみて科学的データの基に確信が得られないまま自然再生に飛びつく事は、伊勢湾のような自然環境が残る地域では、開発の促進になるので慎重に進めなければいけない。</p> <p>自然豊かな海岸のイメージは白い砂に青い海に尽きる人が多いのが実感です。砂浜は砂があるだけで海を利用するための場所にすぎません。海と陸を繋ぐ極めてめずらしい環境で砂浜特有の動植物が生息する貴重な場所であることを教える必要と、その為の教材が必要である。</p> <p>活動を始めた頃、海浜植物は一般的な植物図鑑の中で、一つのジャンルとして取り扱われていない事が多く本によっては種類が曖昧である。また海浜性の昆虫も生態などがあまり知られておらず一般的でない。海岸の生態系の専門家の育成と本の作成が必要である。</p> <p>自然環境を生業にしていける社会を造る。</p> <p>最後に白塚海岸は、三重県庁から車で15分と近く、海から堤防までが140m、長さ800mの浜辺です。見近な自然でありながら、生物多様性を持つ本当に素晴らしい海岸です。下水処理場として破壊するのではなく、開発計画を抱える白塚海岸を生物多様性の国家戦略の一例として開発計画がありながらも、生物多様性が認められ、環境学習の場、憩いの場としての利用するモデル海岸にしていただけでないでしょうか。よろしくお願いします。</p>
----	-----	-------------	--

44	岐阜県	個人	<p>1. 市民・住民の参加について 生物多様性を保持していくことは、単に行政のみの取り組みではなしえないことは、論をまちません。市民・住民の積極的参加(社会的コンセンサスとなり、かつ市民・住民が当事者意識をもつこと)が不可欠です。 この「参加」には二面があります。「生物多様性国家戦略」の存在の認知及び「見直し作業」などの議論への参加と、策定された「国家戦略」(という名称であるにもかかわらず)の中身への参加です。 における参加(市民・住民意見の反映)が不足すると、策定された「国家戦略」への幅広い市民の参加は困難となり、せつかくの「国家戦略」も本来の機能を果たせません。 現状では、どちらにも「不足」を感じますが、特に前者について述べます。 (1) 広報が足りない 1995年の「生物多様性国家戦略」策定時に比較して、2002年の「新・生物多様性国家戦略」に関する広報は少なかったように感じています。1995年に比べて、格段にインターネットなどが発達していたにもかかわらず、いわゆる「環境系」メーリングリスト(私の参加している10あまりの「環境系」ML)などで言及されることもなく、私が、パンフ「いのちは創れない」の存在を知ったのは数ヶ月前のことでした。 (2) 「見直し」作業への住民参加 「SEA導入ガイドライン(案)」などでも言及されているように、「早い段階から情報を開示し、議論する」ことが求められています。 私が、頻りに接することの多い国土交通省においても ・1997年河川法改正において「住民参加」が強調され、 ・2007.3.23「社会資本整備のアカウンタビリティ(説明責任)向上行動指針」 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/00/000323.html でも市民への迅速かつ積極的な情報発信と市民参加が謳われています。 計画策定段階から当事者として参加がなければ、市民はその「戦略」や「計画」に無関心となりがちです。その課題につき多くの知見を持つ、関心をもつ市民は「自分の意見が反映される仕組みが無かった、議論から締め出された」と感じ、内容に対してネガティブな評価に傾きがちです。 いったんネガティブな評価を持つと、その評価を変えることは難しく、その人は当事者として積極的に行動しないでしょう。もともとは生物多様性保持のために積極的に動くような意識の高い市民がネガティブな評価を持ってしまうことは、実に「もったいない」ことです。 「見直し」(第3次「国家戦略」策定)にあたり、抜本的に改善を求めたいところです。</p>
			<p>2. 「新・生物多様性国家戦略(2002)策定」への評価等 すでにお分かりのように、私自身、第2次国家戦略策定において「自分の意見が反映される仕組みが無かった、議論から締め出された」と感じた一人です。 この「偏見」のためかもしれません。第2次は当初(第1次)国家戦略に比して、「人間の「開発行為」が生物多様性に与える負の影響」への危機感が薄らいでしまっているように感じられてなりません。高度成長期に比べれば、そして環境基本法等が施行される前に比べれば、開発事業における環境への配慮は進みました。しかし不必要な(あるいは必要性・効用性の低い)事業で、絶滅危惧種の棲息地が脅かされているような事例は、まだまだ数多く存在します。 古い時期に事業化された事業は、環境影響評価法の適用対象外です(環境影響評価法成立の際に他の省庁との「お約束」があったことは知っていますし、その当時のことを今さら非難するものではありません)。このゆえをもって、現に絶滅危惧種1B類のイヌワシ・クマタカの棲息地が大きな環境変化にさらされているときに、それに関する情報収集すら、環境省に拒絶された経緯があります。「環境庁(省)が、意見を述べる法的根拠がないから」とこの「解釈」は間違っています。内閣衆議147号13号参照) 「生物多様性国家戦略」は単に環境省だけではなく、政府全体が取り組むべきものとして定められているはずで、そしてその実行・実現を率先し促すべき立場の環境省が「意見を延べる法的根拠がないから、情報収集もしない」という姿勢では、せつかく策定した「生物多様性国家戦略」は単なる言葉の羅列・お飾りになってしまいます。</p>
			<p>3. 特に絶滅危惧種1B類のイヌワシ・クマタカの危機と生物多様性 4. 環境アセス法の現行の運用の問題 (3.4. はSEA導入ガイドラインパブコメ、その他の形で、既に環境省にお伝えしているので省略)</p>
			<p>5. 世界に誇れる「生物多様性国家戦略」となることを願って 今般、「生物多様性条約COP10」愛知・名古屋招致が閣議了解となりました。 この「生物多様性条約COP10」開催前に策定される「第3次生物多様性国家戦略」は、国際にも先進的だと評価される内実を持たねばなりません。盛り込まれる文言のみが素晴らしくても、世界に誇れるものとはなりません。省庁間の「縦割り」で環境行政が進まないような有様(国交省、経産省の一部に生物多様性保持に向けた環境行政へ無理解と消極的態度が見られる)では「国際的な恥」となります。 政府一丸となって生物多様性保持に取り組む姿勢が具体的に見えることともに、関心の高い市民がその取り組みを積極的に支え、相対的に無関心な人々をも巻き込むものとなっていく必要があります。そのためには「策定時からの市民・住民参加」が不可欠です。 この地域に住む者として「生物多様性条約COP10名古屋招致」が、堂々と世界に発信できるようなものであることを願っています。</p>
45	2(5)	愛知県	<p>個人 生物多様性保全上重要な里地里山の管理については、私自身が亡き親の遺産として郷里に所有する休耕田畑と山林原野の雑草刈りに四苦八苦している状況です。小規模農家の高齢化と担い手不足により過疎化が進み、里地里山の荒廃と崩壊が続くと思われまます。 約40年の間北海道から九州・四国などで、農山村に係わる仕事の中から感じたものです。工業立国により外国の安い輸入農産物との競合で国内の小規模農業では生活できない。若い後継者には地元で生活できる仕事が無く、都市へ仕事を求めて流出が続いている。日本中の人が住まない地域は荒廃がどんどん進み、そして貴重な動植物が失われます。 里地里山の保全という事は、そこに住む人が金儲けにならない農業や林業の仕事をしなければならぬ事だと思えます。そこの農林業生産の経済性は失われています。 自然環境保全等の農林業の多面的機能の発揮を求められていますが、そのためにはそこに住む農林業生産者が自活できることが必要です。 里地里山の保全のために農林業の振興、バイオマスの活用、エコツーリズムの推進等の組み合わせがあげられているが、実現達成にかなりの莫大な時間と資金が必要と思われる。 里地里山保全の早期達成のためには、「里地里山保全のためには環境直接支払いを進める事が必要。それにより農家が多様性に対するまなざしを持ち、生業を通じて生物多様性保全を図ることが出来る」との考えに賛成です。</p>
	2(4)		<p>ラムサール登録湿地と野鳥保護の具体的施策について わが国内に於けるラムサール条約登録湿地は33箇所に及ぶ事となり、野鳥保護に大きく貢献される所です。藤前干潟は登録されてすでに4年を経過して、観察学習施設の完成、職員配置など年々拡充されている所です。しかし、これらは人間の立場から野鳥保護事業として進められています。野鳥の立場から見れば本来の野鳥保護施策かと云うと疑問があるような気がしています。例えば、営巣地の確保(絶滅危惧種のコアジサシの営巣地の確保)と云う、ねぐら・休息地の確保(人や野犬の侵入がある)、給餌(過密状態の種には必要)、鳥インフルエンザウイルス感染調査、傷病鳥の保護・リハビリ施設設置等の施策が望まれます。</p>

近畿地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	2(1)	兵庫県	個人	温暖化問題と関連づけての評価・活動は必要だが、温暖化問題と生物多様性ではリスク分析レベルに違いがありすぎる。生物多様性保全の目的に引きつられ、リスク分析をおろそかにすることは、厳につしむべき。委員等の発言に「温暖化と生物多様性の関係について」、「大胆に説明しないと切迫感が感じられない」とあるが、分析不十分な内容を大げさにアピールするようなことは、いかなる理由があろうと正当化できるものではないと考える。又、「生物多様性を温暖化と等価値に置くことが必要」とあるが、これも、分析を放棄し、単絡的な結果だけを求める極めて不適当な見解と考える。
2	2(1)	大阪府	企業等	<p>日本の南に位置するフィリピンやマレーシアは、日本の食・住を支えている地域です。1970年代から建設のためのコンクリートパネルの材料として、この地域の熱帯雨林が乱伐され、1990年代からは伐採後の熱帯雨林はアブラヤシ園へと変えられ、加工食品用の油やせっけん洗剤用の脂肪酸を供給してきました。これが熱帯雨林の減少の一因となり、その結果スマトラ島やボルネオ島の生物多様性は危機にさらされています。近年では、中東の石油への依存を軽減するため、バイオディーゼルのためのアブラヤシ栽培が進み、さらに熱帯雨林は減少し、分断化がすすんでいます。</p> <p>これ以上の拡大は、アブラヤシプランテーションの土地をよせさせ、品質を悪くし、市場価値を下げるだけです。幹に直接殺虫剤を注入する農薬の使用が増えるのは、安全性に不安が残り、環境破壊が心配されます。拡大が日本の消費者、現地の生産者両者に益をもたらさず、深刻な環境破壊を引き起こすだけであることが予想されます。アブラヤシ・プランテーションのオーナーが現地を一度も訪れたこともなく、ただ投資の対象として開発が進められていることも少なくないと聞きました。プランテーションの労働者は国外からの移民がほとんどであるとも聞きます。</p> <p>一方野生生物は、保護する対象としてだけではなく、人を惹きつけ、観光客を集める経済的価値も生み出します。ルワンダ・コンゴでダイアン・フォッシーによるマウンテン・ゴリラの保護とエコツアーの成功が、絶滅を回避させたという例があります。実際かなり先まで予約がうまり、当地にはマウンテン・ゴリラが生き続ける限りロッジの宿泊など観光収入が入ります。ボルネオでも(今年2月に行きました)、エコツアーが盛んで、次々と新しいロッジが建設されていますし、野生動物のリハビリテーションセンターには観光客が押し寄せています。これらは高収益で持続可能な産業で、将来性があります。ペットブームや水族館、動物の生態を見せる新しいタイプの動物園の人気などの延長上にエコツアーがあるのです。</p> <p>日本では、バイオディーゼルは食用廃油からつくることが進められていますが、日本の環境省が海外のアジア地域におけるバイオディーゼルのためのアブラヤシ増産の生物多様性への悪影響を指摘し、廃油からのバイオディーゼル製造の技術を提供するなど政治的な働きかけをしていただけたなら、投資家をアブラヤシプランテーション開発から遠ざけることができるとも知れません。投資家が熱帯雨林開発を敬遠するような状況になるような、何か政治的なアクションがあり、将来の憶測だけでも生まれたとすると、開発のブレーキになりえると思うのですが、最終的には、バイオディーゼルは、不可食部分や廃油の廃物利用で行い、農作物は使わないという国際的合意ができないものかと考えます。</p>
3		大阪府	企業等	生物多様性の保全を促進する上で、環境アセスメントを活すべきだと思います。生態系という項目で生物多様性も考慮されることになっています。しかしながら、現場で携わっている者から言わせていただくと、十分に機能していません。一度、アセスの報告書を分析して、問題点を洗い出すべきではないでしょうか。それを踏まえて、改善策を講じて欲しい。
4	1(2)	大阪府	企業等	<p>緑化種の逸出による在来生態系への影響は以前から言われているが、在来種を用いた施工は試験的には行われているもの、またはじまったばかりである。</p> <p>現況では在来種を用いた緑化には手間と費用がかかる。また、在来種であっても大規模面積を緑化する際には他地域(特に中国産)で生産された種子や株を使用するしかない。在来種の使用に固執するあまり、他地域の種子を用いたことで在来の植物と遺伝子の交配が起こり、不可逆的な影響を及ぼす影響もあることを念頭におくべきである。</p> <p>在来種を用いた緑化を推奨するのであれば、市場で調達する場合は広域的に生息する種で比較的遺伝変異が少ない種を用いるなど、ガイドラインを策定し、また在来種苗の育成にも積極的に取り組むことを国として推進する必要がある。</p>
1(3)	<p>生物多様性の評価の一案として希少野生動植物種の生息・生育状況の評価を5年ごとに行うべきである。</p> <p>国全体として総合的にどの程度希少野生動植物の生息・生育に貢献できたかを、生息・生育地の残存状況、個体数の規模などを踏まえて個体群の存続可能性をどの程度維持できたかを評価することが望ましい。そのためにも、下記にあげる自然環境データの整備が重要であると考え。</p>			
2(7)	<p>すでに議論されている内容であると思われるが、希少野生動植物種の生息状況の把握は各種開発事業における環境アセスメント(類する調査も含む)調査時の生物リスト、希少種の生息状況報告などを収集し、とりまとめるべきである。少なくとも公共事業に関する調査結果は必ず資料収集対象とする。都道府県、市町村の環境部局と連携し、フォーマットを作成して希少種のデータを管理するデータベースの整備を行う。</p> <p>特に避けなければならないのは、開発事業における環境アセスメントで、事業地内に希少種が多数確認された場合、一部の生息地が改変されても影響は少ないという安易な評価である。</p> <p>環境アセスメントにおける生物調査は通常事業地内でしか行われず、希少野生動植物種の全体的な生息状況を踏まえて議論されることが少ない。</p> <p>これは国内の希少野生動植物種に関する詳細な生息状況の情報が取りまとめられ、定量的な評価が行われていないためである。生息地の消失が希少野生動植物種の存続にどの程度影響をするのかを定量的に評価するためには、少なくとも生息地の面積、地点数が把握されている必要があり、さらに生息密度がある程度わかっていることが望ましい。</p>			

5	1(1) 1(2)	奈良県	研究機関・大学	<p>生物多様性は、自然の豊かさのみならず、文化の豊かさにも関係している。 古来、自然は文化の源泉であった。山岳信仰、歌枕、花鳥風月、四季絵など、日本文化は深く自然と結びついてきた。今も我々は清少納言、西行、吉田兼好、芭蕉、国木田独步、島崎藤村などの文学に魅了され、その風景を追体験しようとする。またたろうじて追体験は可能であり、過去の連続性が保持されている。生物多様性の保全とは、これらの文化の源泉となった多様な自然を保全することであり、文化の多様性、文化の連続性を維持することでもある。</p>
	2(3)			<p>生物多様性は、生存基盤であると同時に、精神基盤でもある。 20世紀後半の高度経済成長期以後、海岸河岸の水辺の風景、里地里山の山辺の風景を失った。それは、潟、豊葦原、白砂青松、雑木林、棚田といった風景であり、20世紀を生きてきた人々のふるさとの風景であり、原風景であった。今、失われた風景を求めて、交流・保全・再生など多様な動きがおきている。生物多様性の保全とは、多様な風景を保全することであり、精神基盤の保全にも通じるものである。優れた水辺の風景、優れた山辺の風景を日本の原風景モデル地区として残したいものである。</p> <p>生物多様性の保全は我が国の国土の多様な自然を保全する包括概念である。 我が国の国土は、奥山・原生的自然から里地・二次的自然まで多様な自然を育ててきた。また、日本人は自然に宗教的・神話的・文芸的意味付けなど多様な文化的意味付けを行ってきた。 原生林・自然海岸のように自然の尺度から評価する風景を自然史の風景と呼び、雑木林・文化的景観のように人間との関わりから評価する風景を人類史の風景と呼ぶとすれば、生物多様性の保全とは自然史の風景から人類史の風景までをも保全する包括概念と言えよう。今必要なのは、我が国の国土の真髄である自然史の風景から人類史の風景まで多様に保全することである。</p> <p>海域の新たな意味付け・価値付けによるめりはりの利いた海域保全が必要である。 海域の保全制度は立ち遅れていたが、生物多様性の観点から、原生の海域から里海の海域まで、生き物の風景から営みの風景まで、つまり、自然史の風景から人類史の風景まで、多様な海域の保全が必要である。干潟・藻場・サンゴ礁・海棲動物などの海域生物多様性保護地区と、白砂青松・長丁曲浦・里海・漁業景観などの海域景観保全地域のように、めりはりの利いた海域保全を望みたい。 なお、持続的の海域として「里海」の用語を用いられたい。(柳哲雄「瀬戸内海 里海学入門」瀬戸内海環境保全協会2005、柳哲雄「里海論」恒星社厚生閣2006、瀬戸内海研究会編「瀬戸内海を里海に」恒星社厚生閣2007などの図書が出版されている。)</p>
6	1(1)	京都府	研究機関・大学	<p>・新・戦略、特に4つの理念の重要性が、いまだに社会的に十分理解されていない。 ・地球温暖化が生物多様性の劣化を通して、環境変動が環境変動を呼び計り知れない危機が迫っている。この危険性と実際に生起する可能性はミレニアムアセスメントの結果がよく示している。</p>
	1(2)			<p>・わが国の自給率が食料40%木材18%エネルギー4%とあまりにも外国から有機物などを輸入しているのに、生物生産の活性の高い干潟をはじめとする水辺エコトーンや里地里山生態系の崩壊によって生産と利用がたいへん少なくなったため、いわば「富栄養化」「安定化」「単純化」が進行していることが生物多様性の危機(特に第2の危機)の背景にある。動物も植物も絶滅危惧と異常繁殖(繁茂)は裏表の現象といえる。</p>
	2(1)			<p>・「生物多様性の監視と評価」:「国土生態監視」に関する新たな仕組みを作り、生物多様性情報を中心に温暖化、汚染、気象災害、生態系サービスなどの動向が誰にも把握できる体制を新たに整備する。これによって個人、地域、企業、地方、国などの各レベルでの効果的な情報収集と情報共有を可能にする。</p>
	2(2)			<p>・「人づくり」:発達段階と社会に応じた環境教育の大幅刷新・拡充と担い手、場所、機会を担保する。国内だけでなく、国際的な生物多様性保全専門家を育成する教育プログラム・仕組みをつくる。</p>
	3			<p>・「グランドデザインの検討」:生物多様性保全・自然再生を通じた持続可能社会のゴール、例えば「生物親和都市」「多自然居住の里地」「奥山探索の自然地」などとそれに至る道筋を検討する国民運動を盛り上げる。 ・「リーディングプロジェクトの実施」:生物多様性の保全・自然再生を通じた安全安心の食料と健康社会の構築にむけた統合的な産官学民地域ぐるみのプロジェクトを全国各地で立ち上げ、さまざまな生物多様性保全のインセンティブを高める仕組みを開発・構築する。</p>
7	2(5)	兵庫県	大学・研究所	<p>・生物多様性第2の危機は、日本人が日本の自然に依存しなくなった結果でもある。材木や薪炭、狩猟資源などを地域の自然に依存する必要性が低下し、山に人の手が入らなくなったことで、里山の荒廃や野生動物による被害といった問題が出てきた。持続的に受けてきた自然の恩恵は、生態系の生産量以上に収奪してはいけないが、必要ないからといって遠慮できないものもある。生態系資源の適切な活用と管理が必要。 ・特に、高齢化や人口減少の進む地域においては、生態系の管理はより困難になるが、その対策を検討する必要がある。 ・適切な生態系の活用と管理のためには正確な情報把握、地域の目標やプランなどが必要であり、その際、生物多様性条約の第5回締約国会議(COP5)で採択された「エコシステム・アプローチ」の考え方が参考になる。</p>
	2(2)			<p>・一方で、一般的には、地域の生態系への関心が乏しい。例えば、外国の野生動物はテレビで知っている子ども達でも、地域の獣害問題については知らない。大人も地域の生態系で起こっていることやその対策についての知識や経験を共有しきれていない。お互いの経験を共有し、正しい情報に基づいた地域の生態系の活用と管理の方針を検討するべき。</p>
	2(6)			<p>・野生生物と人間とのあつれきは、野生生物の生息数の増加の他、野生生物の人慣れや、生息環境の変化などが複合的に組み合わさったもの。その事情は地域によっても異なるため、問題解決には、地域ごとに、正しい状況把握と情報の共有、生態系管理能力の向上、またそれらを支援する仕組みが必要。</p>

8	2(6)	滋賀県	大学・研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略において、陸水環境についての言及がほとんどない。日本は古くから「豊葦原の瑞穂の国」と言われ、陸水環境は里山とともに最も身近な自然。 ・汽水・淡水魚は身近な生物であるが、その25.3%が絶滅の危機にあり、危機的な状況は改善されていない。改善が進んでいない原因が十分に解明されていないことが問題。一方、侵略的外来魚のオオクチバスやブルーギルについては、その生態的特性から、環境構造の改変や音などによる対策が明らかになりつつある。 ・市民による「善意の放流問題」も大きい課題。自然を守るには、「何かしなくては」だけでなく、「何もしない」という選択肢もあること等、市民への啓発プログラムを検討するべきである。 ・癒しブーム等による無制限の動植物の輸入、釣り餌としての外来種の利用などが行われているが、予防的な観点からの輸入規制を検討すべき。
	2(2)			<ul style="list-style-type: none"> ・劣化した生物多様性を回復するためには、そのための目標づくりが不可欠。地域の博物館の生物標本は過去の生物群集に関する貴重な資料。古文書等の文献の情報を併せれば、地域本来の生物群集を科学的に復元できる。地域の生態系の特性に応じた目標作りは順応的管理に不可欠。また、地域の多様な主体に対する教育プログラムの開発が必要。

中国四国地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	1(2)	広島県	個人	あり方に対する「方向性」や「目標」があいまいで、結局のところ何をしようとするのか分かりません。 例えば、里地里山に関して、「自然の遷移に委ねる」というのは、大方の認識が一致するでしょう。ところが、「人手をかけて積極的に維持管理」というのは、さっぱり分かりません。公園を作ろうというのでしょうか。 里地里山については、「わが国の伝統的な土地利用によってもたらされた半自然的景観 (= 複数の生態系)」という認識が必要と思われまふ。ここで、「伝統的な土地利用」とは、どの時代、どの地域(気候帯、温暖化によって移動する)の利用形態を指すのかはっきりさせる必要があります。草原性の植物のハビタットを維持するという点を例にすれば、 1. 放牧地の山焼き... 草原そのものを維持するための管理 2. 採草地... 収穫する草本類の種類、量を好ましいものにする管理 3. 水田管理... 水田のための畦管理で生じる湿性草地 4. 森林の皆伐更新... いわゆる下刈り期間だけ草原状態になる などの違いがあり、「管理」の対象や具体的内容は大きく異なります。生物多様性維持のために、これらを擬似的に「管理」することもあり得るのですが、その場合も目標の明確化は必要ではないでしょうか。
	2(1)			記述内容に誤解を生じかねないような表現があります。 森林の再生・回復: どの状態に回復させるのか不明。普通は、高齢自然林の回復であろうが、里山二次林を目指しているようにも読めます。 温暖化の観点: 「若齢の森林の方がCO2吸収力が高く...」というは間違いではないでしょうか。UNFCCC等で求めているのは「森林生態系としての吸収量」であって、地上部の吸収力(?)ではないはず。また、吸収量の計算は森林面積が基礎のはずです。
	2(2)			「しっかりとした学校教育」の中身は何でしょうか。植物・昆虫採集を悪いことのように指導したり、網を持って川の中に入ることを「厳しく禁止」することが「しっかりとした学校教育」と読まれることを危惧します。今や、生物モニタリングを行える人が絶滅に瀕していることを忘れないでいただきたい。
	3			政策決定者向けの大きな数値目標、例えば、「わが国全体の木材(バイオマス)収穫量として、年間成長量の50%を目指す」といった数値が必要では無いでしょうか。 現在の30%未満という数値は、WWFがヨーロッパで最低水準としている40%にさえ届きません。逆に、バイオマス利用を推進して80%以上になると、戦後の八ヶ岳山時代に簡単に戻ってしまうではありませんか。個々の政策をバラバラにしないためにも、大きな数値目標が必要です。 外来生物の侵入阻止、遺伝子汚染の対策についても、具体的な目標を示すべきではないでしょうか。植栽であることが容易に識別できる針葉樹植林に比べ、ブナ等の広葉樹植林は大きな危険を孕んでいます。規制緩和の流れに逆行するかもしれませんが、林業 種苗法による配布区域のようなものを広葉樹にも適用すべき時代になっていると感じています。
2	2(3)	鳥根県	研究機関・大学	「縦割りのではなく統合型の国家戦略が必要」と記述されている。 この記述にはおそらく河川や湖沼などの陸水も含めてよいと思うが、それぞれの地域の管理者が別であること(国土交通省、農水省、県など)が様々な面で影響を及ぼしている。環境省がどこまでこれらの管理者の範囲に立ち入って政策を作ることができるか、根本的な問題である。生物多様性国家戦略が文字通り、国の上に位置する方針として、実効性のあるものにするための仕組みを何とかして整えていただきたい。
	2(4)			各地で自然再生の取り組みが報告されている。順応的管理によって試行錯誤の結果がフィードバックしているか、つまり失敗した場合の評価とやり直しがきちんと理念通りに作用しているか、チェックが必要である。事例によっては、自然環境を誤った方向へ改変してしまったまま、放置されたりする場合があります。また新たな形の公共事業や自然破壊と言われても仕方がない事態も想定される。環境省などが順応的管理のシステムが適正に行われているかのチェックをするなり、法制度を整備するなどの対応が必要である。
	2(5)			環境省はエコツーリズムを推進している。しかしエコツーリズムを実施する場所の選択には慎重になる必要がある。現地の昔からの人為的営みに基づいた自然の賢明な利用を、参加者に体験させるタイプのものであれば、推進してもいい場所であると考えられる。 一方、手つかずの原生林や滅多に人が来ない沿岸域など、本来人から隔離されてその姿を保ってきた自然環境にまで、エコツーリズムと称して人が立ち入るのは、極力控えなければならない。 その立ち入る行為自体により、その場の生息地が破壊される懸念があり、エコツーリズムによる自然破壊となってしまう。このようなことを踏まえて、環境省はエコツーリズムの推進には慎重な対応をしていただきたい。
3	2	愛媛県	研究機関・大学	各界、各分野ですでに議論(たとえば、添付の桐谷の意見)がわき起こっていると思いますが、第4の危機として、「地球温暖化による生物多様性の危機」は入れるべきです。地球の生命史上、過去5 - 6回の大量絶滅は、近世、現在と1万年前の場合は人類がもたらしたと説明されていますが、今回の場合も人類活動がもたらした温暖化などの地球規模の気候変動による生物多様性の危機は無視できなくなりつつあると判断しないのはなぜなのでしょう？理由は以下二つあります。 1) 人間による修復や再生をはるかに凌駕してしまう生態学的攪乱 生物多様性の重要性は少ずつつですが環をを広げ、各界、各分野で社会的に発展性ある取り組みが行われるようになったことは間違いのないでしょう。しかし、いくら生物多様性の保全・修復や再生に努力しても、守るあるいは治癒しつつある種個体群のハビタットや、群集や生態系のネットワークとモジュールも、荒ぶる気候変動がある幅を超えれば一溜まりなく攪乱され、人間の努力も水の泡と消える可能性があります。例を示すならば、絶滅危惧種を保全する場合などを考えてみるとよくわかります。個体群自体が内在的な機構(プラスの密度効果など)からすでに衰弱している場合、大きな環境変動は短期的に種の結末を生じさせる場合も少なくないでしょう。 すでに日本の西南暖地の地域(四国・九州・南西諸島の一部)では、ツバメが越冬しはじめたり、渡り鳥に異変が生じたり、正月にアマガエルが鳴いたり、レンゲが2月中に咲いたりする事態が起こっています。それを予兆とみるか見ないかは科学的な判断は難しいですが、ここは予防原則(日本生態学会、自然再生事業指針 2005 http://risk.kan.ynu.ac.jp/matsuda/)を適用すべきです。 にもかかわらず、ヒトが誘導しつつある天変地異はできるだけ避ける努力は惜しむべきではありません。

2) 二次的、三次的…攪乱のおそれ

第4の危機を強く唱える論拠は、単なる気候の大きな変化や気象条件の荒涼化の直接的な種や群集、生態系への影響だけに止まらないでしょう。二次的あるいは三次的以上のインパクトも誘発しかねません。たとえば、農作物の病害虫やヒトや家畜の感染症の思わぬ北進化がすでに起こり始めていますが、それは強力な農薬類や遺伝子組み替え品種を使わざるえない状況を生み出します。もちろん、地球温暖化で気候が予想を超え変動しはじめて、すでに近い将来の食料の安定生産への懸念は生じ始めているのは周知のはずであり、それは大豆栽培による南米熱帯林の消失あるいは国際的な地域紛争に発展し、生物多様性の喪失や人類の平和維持にも大きな影を投げかけかねません。

4	1(2)	高知県	NGO	国内で生じている野生動物の問題の多くは、過去50年から100年の経済活動や土地利用の変化が関わっており、問題の発生原因を追究する上で、現在から過去100年まで事象をさかのぼり検証することが必要となる。今後の自然環境のあり方についても、過去の経済活動や土地利用の変化の分析情報を踏まえた上で検討することが現実的ではないだろうか。
	1(2)			日本は東西南北にわたる島嶼国であり、地域によって異なる環境特性と多様な生態系を有している。地域の環境特性は日本の誇れる自然環境でもあり、保全すべき環境でもあることから、生物多様性の基本的考え方と自然環境のあり方を検討する上で、全体の論点の中に日本の多様な生態系について位置づけを明示すべきである。
	1(3)			環境省や林野庁などの事業計画、方針の中に生物多様性の保全について記述されていることがあるが、まだ付随的な位置づけでしかない。生物多様性の保全に関する具体的な実施項目や評価手法などを提示することができれば、理念や概念としてだけでなく、既存の事業の中に取り込むことができるのではないか。
	1(3)			早急に評価、指標の検討をすべきである。理念や概念だけで議論しても科学的な手法が適用されなければ目標設定があいまいになる。希少種や絶滅危惧種を指標にすることはとてもわかりやすいが、生態系の構成員や食物連鎖上の高次捕食者を指標として生態系の回復を目標とすることもできる。
	1(3)			生物多様性の評価に、時系列的に過去の様々な事象の変化を分析し、評価項目として活用すべきである。数値目標を立てる上で時系列的な情報は有効である。こうした評価手法を早急に調査、検討し、実施と結果のフィードバックによる検証を行うことが望まれる。
	2(4)			生態系ネットワークの中に各地方の国立公園等保護地域を明確に位置づけるべきであり、絶滅危惧種や外来種、さらにはシカなどによる自然林被害など、生態系に及ぼす影響がみられる国立公園等保護地域においては、優先的に自然再生事業の導入を検討すべきである。丹沢山系で行われているような総合調査が自然再生事業などを導入して実施できないか。
	2(6)			いわゆる奥山と里地里山の経済活動、土地利用の変化が種の絶滅だけでなく、野生動物との社会的問題を大きくしている。これまで各地で実施されている野生鳥獣保護管理では、個体数調整が優先され、生息地管理や生息地保全は理念だけにとまっている。土地利用の面から自然領域の配分の考え方を浸透させ、生息地保全を重視した保護管理が今後実施されることが望まれる。
	2(6)			個体数が減少している、あるいは生息域が減少しているなど絶滅の恐れがある種、あるいは地域個体群については、早急に保護増殖、生息地保全の実施を検討すべきである。生物多様性戦略の理念から言えば、最優先されるべき対象である。例えば、ツキノワグマは生態系の最上位に位置する大型哺乳類であり、その生態からは多様な環境要素を要求する動物である。このような種が減少もしくは絶滅することは、生物多様性が著しく減少することにつながる。具体例として四国のツキノワグマ地域個体群など。
	2(7)			情報の共有化システムについて構築する必要があるが、生物多様性センターが中心となって、全国の大学、研究機関などから生物多様性に関わる調査研究事例、データなど共有できる情報について提供してもらってはどうか。地方の研究機関、NPOなどの活用も検討してほしい。
	全般			【意見】市民にとっては生物多様性の言葉はあいまいでつかみどころがない。行政が主体となって事業の中に積極的に取り込み、社会的に浸透させることが必要である。
5	1	岡山	研究機関・大学	生物多様性国家戦略の見直しは是非必要です。 まず必要なことは正確な事実認識です。諸資料を精査し、現在、生物多様性に関する調査研究を実施している諸団体からの意見を重視すべきだと思います。私の経験では、まだ間に合う状況から、間に合わないかもしれないという危機感を強く持ちます。 生物多様性を守ることは、生命の存在基盤を守ることであり、国家の最重要課題の1つとして関係省庁連携で取り組むべき課題だと思います。
	2(2)			緊急で、継続的に意識を高めるためには学校教育の場の活用が欠かせません。 新たに「環境」科目を設定し、幼児教育から高等教育まで意識的な教育が欠かせないと思います(現状で可能なところから)。また、教員に環境や生物多様性に対する豊かな見識を育成する場の提供も急務だと思います。
				生物多様性に関する問題は、具体的には地方や地域の生物特性をどうするかが問題になり、現実に絶滅危惧種などの保護活動は、それぞれの生物とそれぞれの諸団体が関与しています。国家戦略も必要ですが、その戦略が、個別の戦術にまで及ぶよう実際のなものになることを期待します。また、地方ごとに予算を伴った「生物多様性国家戦略実施中国地区委員会」のようなものを設置し、人材と周知を集め、優先順位を決め、具体的解決に向かうべく実践的な組織作りが必要だと感じます。大学コンソーシアム、環境ネットワークなど既存の組織の意識的活用なども有効だと思えます。
6	全般	岡山	NGO	自然環境保全、再生、活動、予算をふやして頂きたい。自然環境を守る事は、国を守る事につながり、教育にも入ってゆく。 環境問題は、環境省中四国、岡山県、プランが同じものがある。同調性を持って、委員を含め、会議を進める事は大事な事だと思います。 自然保護官は最低、3年は、いてほしい。人員をふやしていただきたい。 環境省、中四国事務所と連携で、瀬戸内海国立公園、瀬戸内海の展望を模索し、中四国県意見交換し活動を早めたい。実行、実践するのみ。 ボランティア団体と協働事業として取りくむ事も必要。 環境省自然環境局自然環境計画課 私達は、夢を実現し、希望にかえる道が開けると信じています。

九州地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	2(2)	熊本県	行政	資料を読んで、どうしたら広く知ってもらえるのか、具体的な意見があるといいのではないかと思います。一般の人々は、生物多様性についてちゃんと理解している方は少ないと思います。ビジターセンターにいらっしゃるような自然に興味を持った方でも、「うちに咲いているハナシノブの種をあげるから、草原に蒔いたらええ」「前ちょこっとオキナグサを持って帰ったんだから、増えすぎたもんだから減っている所に分けようか」と思っている、など、ひやりとする意見が出たりします。そのような方たちには、その行動がなぜいけないのか具体的に伝えるようにしていますが、私たちのような自然ふれあいの施設に勤務するスタッフが、観察会やお客様対応を通してしっかりと伝えていく必要性を感じています。ビジターセンター等にポスターを掲示したり、紹介ビデオなどがあると利用者にも理解しやすいと思います。 あと、もう実施しているかと思いますが、TVや新聞等マスコミを使って周知を図る事もよいのではないのでしょうか。自然に興味をもつきっかけとなる要因のひとつにTV番組などの影響も大きいと思います。自然環境を扱った番組も多いですし、ニュース番組のコーナーで特集を組んでもらうなどしたら、より広く一般の方々に理解していただけるのではないのでしょうか。CMで端的にアピールし、環境省のHPで詳しく紹介するのも良いと思います。 まず、なによりも地域に住む私たちがそのような取り組みがあることを知らなくては始まらない気がします。学校教育で生物多様性について学ぶこともよいと思いますが、教育現場の現状からみても、学校教育になんでも期待するのは無理がありそうです。
2		熊本県	その他	意見としてはわかりませんが、休暇村にお越しいただいたお客様へ自然の小径、散歩会、自然観察会などを実施していますが、ここ5、6年で変化したことは、今までいなかったムクドリが現れ町内でも繁殖し増え、ツグミ系の鳥が減っています。(温暖化の性でしょうか)裏山の外輪山沿いにソウシチョウが沢山鳴くようになりウグイスが追い出され今は殆ど鳴き声を聞けなくなりました。昨年8月には祖母山頂でなわばり争いをしていました。誰もが知っているウグイスの声が聞けなくなるのは寂しいものです。(生き物を飼うときは容易に飼えないようにすべきなのではないでしょうか、疑問です。)このような事を身近に知っていただき自然とふれあっていたらいいと思います。
3		熊本県	個人	「里山」と言う言葉は私にとっては懐かしく、とても暖かい響きの言葉です。 私は、鹿児島県の北部に位置する山奥の農家で生まれ育ちました。小さな集落の各戸には、それぞれ雑木林の小さな山がありました。そしてほとんどの家で炭窯を持っており、里山からカシやタブ、シイなどの広葉樹を伐採して農閑期に木炭を焼いていました。 ここでは、私たちは小学生のころから木炭づくりに親に連れられて行っていました。 夏休みになると友達と裏山のタブやツバキなどの2～3mぐらいの低い(と言っても当時はとても高く感じた)木の上に「砦」と呼んで、数本の小径木を木の枝に渡しただけの粗末な座敷を作り、隣の同じような「砦」とは電線や電話線に見立てたツヅラカズラを引き回して遊んでいました。里山は大人にも子供にも身近な大切なパートナーだったわけです。 このように50年ぐらい前は農家には貴重な新炭材を確保するための里山が存在しました。 その後プロパンガスや灯油などの便利な燃料が山里の方にも普及し、薪炭材の供給基地としての使命が終えたのです。 そして今、ふるさとの里山はスギ、ヒノキの山になっています。 里山をもう一度昔の山に戻すのは口で言うのは優しくて実際には中々難しい問題だと思えます。第一、大半の里山を所有する農家にも作業をする後継者が不足しています。 委員の方の発言にもあるように、団塊の世代の人たちが関与できるように、このような人たちが、小面積の山の地主さんと協議して里山のオーナーとして、日帰りや短期間滞在等の形で、里山に集まってくるような政策を構築できないでしょうか。 スギやヒノキの里山を広葉樹に変える作戦、それは昔、拡大造林と呼ばれて雑木林を伐採してスギ、ヒノキなどを植林したら、国や県から補助金が出ていたのですが、この逆をいくのはどうでしょうか。 昭和30～40年代に植林した里山は、そろそろ伐採時期が来るはずですが。 里山と呼ばれているのは、そのほとんどが1ha以下の小面積の山です。九州などの暖帯林地帯ならこの小面積の人工林を伐採したら、2～3年後には広葉樹が自然生立します。 広葉樹が自然発生しないところでは、クヌギやカシ、ヤマザクラなどの苗木を植栽したら立派な広葉樹が育つでしょう。これには労力と資金が必要です。そこで参加する人たちはオーナーとして、またはボランティア感覚で参加できるようなシステム作りをし、自然・人工を問わず更新した人には補助金を交付して、里山の造成を奨励するのです。 クヌギなどは手入れ次第では、十数年でシイタケの原木として利用できます。自分で植えた木でシイタケを作ることはなんと楽しいことでしょう。また、木炭は空気や水の浄化作用に利用されています。里山の広葉樹で木炭を作ってこのような浄化材として関係企業とタイアップできるかもしれません。
4	1(2) 2(4) 2(4)(5)	大分県	その他	生物多様性の保全を自然の遷移に委ねるのか、ボランティア市民など、人の手により保全するのか、についての地域の選択は、ゾーニングや判断基準などについて、地域外の専門家を加えた十分な議論、客観的指針などが必要。 ・自然再生の対象となる不動産の所有権についてトラスト活動の助成や国庫による直接買上げ、トラスト支援策などの積極的対応が必要。 ・国立公園内の諸省庁、行政機関の管轄が錯綜するエリアでの自然保全活動では、単なる連絡調整を超えた地域活動推進体制の構築が必要。各省連携による各地域独自の取組みを実行できる仕組みが欲しい。 国立公園等、奥山の自然とそれにつながる里山の自然を一体ととらえ、より大きなエリアで生物多様性の保全を計ることが可能な地域で失われた種の復元などの重要なテーマを織り込みながら、持続可能な農林業、ツーリズムなどの人の営みと自然との共生の在り方を実験出来ないか。
5		長崎県	個人	現在、都市周辺の山は昔のような管理された山ではなく荒れた状態となっている。 このような山を再生するためには、山を活用し地域の活性化対策になるような具体的な方策を打ち出せないか。(たとえば、シイタケ栽培・木炭作り等、地域の産業になるようなもの) また、植樹活動を学校行事の一環として地域住民の協力を得ながら行い地域との結びつきを強めることにより、子供達に自然保護の大切さを学ばせる方策はないか。

6	1(2)	熊本県	NGO	<p>奥山の自然地域は、制度や保護管理の以前に、生態系の核としての面積が根本的に不足しており、特に九州ではほとんど残されていないため、大規模に国有地として確保し、質の高い自然地域の再生を行うことが求められている。そして、長期的な国家戦略の位置付けのためには、大きな予算の確保が必要であり、制度などで対応できる段階ではない。</p>
	2(1)			<p>委員の発言で「生物多様性も向上してきたはず」とはどのような意味であるのか疑問である。現在まで様々な努力がなされてきたが生物多様性が向上したものと見えない。破壊のスピードが緩められた地域がいくら見られる程度が実態であろう。そのために、生物多様性の戦略を早急に根本的により具体的に見直さなければ取り返しがつかない事態になることは十分予想される状況にあると考える。</p>
	2(2)			<p>委員の発言で学校教育での取組など文部科学省の関与も必要、生物についてのしっかりとした学校教育が必要。とのことであるが、子どもたちの実態はもっと根元的な問題まで進んでいる。</p> <p>そのため、今の子どもたちにとって必要なことは、様々な成長過程での自然体験としての「あそび」の積み重ねである。自然を「学習」とか「自然観察」などの行事化で捉えずに、理屈抜きでの「子供たちの群れ集団」「自然の中でのあそび」、体験が必要である。これらを通して子どもたちは集団の中から社会性を養い、子どもの文化を育て、自然の中で基礎体力や平衡感覚、危険からの回避能力、発見、工夫、思考力などを育てるものである。そこでは意識的に生物たちの名前を教える必要はなく、大人たちは少し離れた周囲で安全を見守る役目であり、問われたときに遊びのきっかけを作ってやる役目であると考えられる。豊かな感性の基本は自然の中での遊びを通じた交わりの中から育まれる。</p> <p>そして、これらの土台があって始めて学校教育が有効に存在できるのであり、自然の体験を学習とか理屈で押し付けることは、自然を一方的なゆがんだ形の見方を身につける危険性があると考えられる。</p> <p>そのためには、子どもたちの身近な場所に公園化ではない遊びの空間としてのスペース、里山などの確保、時間の確保が必要となる。</p>
	2(3)			<p>浅海域の保全、干潟の保全の必要性は重要であるが、海岸部分の保全についての言及が見られない。沿岸域や内海の自然度、人間の利用を考えると自然海岸の保全・再生は非常に重要な課題である。</p> <p>私たちが西九州地域(福岡・佐賀・長崎・熊本)において、砂浜の環境状況調査(西九州ウミガメ会議 2002年)を行った中では、香岐・対馬や五島列島も含めた142ヶ所の確認浜(消滅含)の中で、一つの砂浜全体が自然海岸として残されていたのは、小さな砂浜がわずかに6ヶ所に過ぎなかった。豊かさの中に沿岸域などを支えていた砂浜は、護岸、港、海岸道路、建物、突堤、テトラポッド、離岸堤などの人工物に破壊された姿として記録された。人による破壊は今も進行している。その進行を止めるだけでなく、確実な回復の歩みを進めなければ豊かな環境は戻らない。物理的な地形の回復だけが残された方法である。</p> <p>また、満潮線付近の海岸に生息するオカミガイ科の巻貝であるオキヒラシノミは、小さな穏やかな入り江の奥のゴミが寄せ集まるような環境に生息するが、持続可能な生息地は現在、国内でわずか3ヶ所残されているだけであり(古崎 2005年)、海岸線の長さにして合計200mに満たず、成貝の個体数で3000個体満たないと考えられる。この貝を通して見えてくるものは、いかに小さな入り江までが改変されているかの事実である。</p> <p>このように非常に厳しい状況の海岸の保全・再生は、重要な課題の対象とすべき事であり、避けて通れない重要な戦略対象の環境である。</p>
2(4)		<p>国立公園の役割を再度検討する必要がある。公園管理の一元化を行う中で、公園利用の面で公共事業の場ともなっていた現状を再検討し、公園保護の面では必要な環境の国有化を積極的に進めていくべきである。また、国民が生態系についての学習の場でもある公園の管理計画に、広く国民の意見を組み入れるなどの対応も考えていかなければならない。</p>		
7	1(1)	福岡県	個人	<p>MA、GBO2という略語が使われているが何の事か素人には分からない。</p> <p>生物多様性を「おいしいものを安心して食べ続けるための社会的な目標と位置づける」という説明はあまりにも人間中心主義すぎて不適切な説明文だと思う。</p>
	2(2)			<p>生物を知る学習は子供達だけに限らず、大人も学習する機会や場所を提供して行くべきだ。いくら子供達が学んでも大人が変わらなければ子供達だけでは何も出来ない。また、せっかく生物の学習をしても間違った考えの大人によって子供の心は安易に変えられる事が予測される。</p>
	2(6)			<p>現在は生息数が十分いる動物たちも今のような無計画な駆除や狩猟許可を出していたらいずれ狼の絶滅、日本トキのように絶滅に追いやられる。熊や猿の人間に及ぼす被害は深刻な問題だが、もっと十分な調査や計画をもって殺すより生かす努力をして被害を防いでいくべきだ。駆除や捕獲にかかるお金を保護や被害を未然に防ぐ対策費に当ててほしい。</p>

8	1(1)	長崎県 個人	「地球に優しい…」などと言った間違ったキャッチフレーズをなくし、生物多様性の保全は人間の生存に大きく関与しているという事実を強く確実に広めるべきである。
	1(2)		我が国は先進国としては、開発と自然保護のバランスが悪く開発に著しく偏っている。しかし、人の生と最も関係の深い水や食料は、豊かな自然の存在を抜きには考えられない。 しかし、現在の社会を見ていると、あまりにも自然環境の浪費が多すぎる。 開発に関わる環境アセスメントは、回避より移植や移動などがまだ主流であり、一定の生態系を保つには十分ではない。また、環境アセスメントの実施を避けるために、開発面積を僅かに狭くするなど、その趣旨に反するような行為も見受けられる。このようなことからもっと狭い面積から実施すべきであり、基本的に開発行為にはその大きさを問わず、最低限の生物の生息調査を義務づけるべきである(遺跡の発掘と同じ)。 ○里山保全には地域の自然保護という意味もあるので、地域の面積にもよるが狭いスペースであっても、分散的に維持することにより、生物多様性が保てる(維持すべき場所の質も重要)。
	2(1)		地球温暖化が従来の生物に与える影響は未知なことが多い。温暖化に伴い、これまで複雑に絡み合った生物種の急速な変化が個々の生物に与える影響は計り知れないだろう。 温暖化防止には個人レベル・企業レベルでの取り組みが必要であるが、個人の十分な理解が不可欠である。温暖化は消費の拡大と相関がある。特にもったいない時代を送らなかつた新世代は、あふれる程の物に囲まれ消費を増大する「一方向」である。 幼いときから、温暖化の影響と消費の抑制方法を学ばせるべきである(価値観の転換)。
	2(2)		子供達との関わりの中で感じることは、私達の子供の頃よりも生物の名前を良く知っていることである。しかし、それらの生物との関わりは極めて少ない。将来を考える時に、自然との触れ合いの経験が少ない者が大人になったとき、自然保護の意味すらわからない大人が増えるのではないかと危惧する。 今の社会は、様々な要因で私達の時代のように自然の中で野生生物と関わることは無理であろう。すでに学校教育として取り組むべき時代が来ているのかもしれない(自然の家などを充実し活用すべき)。 また、地域の自然保護団体(一定の質が求められる)等に委託(協働)することなども考えられる。
	2(3)		浅海域は生態的に豊であることが解っているが、今なお規模に関わらず埋立の対象となっている場合が多い。 (長崎県の場合は大村湾再生として色々な策が講じられているが、いまだに自治体による浅海域の埋立が行われている) 特に自然海岸に面した海域(河口域を含む)にはアマモ場や底生動物が多く、多様性に富んでいることが多い。地域によっては生息する生物の調査が実施され、希少種の生息が明らかになっている場合も多い。 このような場合は、たとえ狭い面積であっても、保全海域として指定できるように法律を整備すべきである。 また、浅海域の保全は沿岸漁業の振興にとっても重要なことである。浅海域の重要性を漁業者に十分に伝える必要もある。 (* 最近は漁獲高が十分でない海域を公共事業等に切り売りしたいと思っている漁協もある) 埋立・干拓の場合は、公共事業として進められる場合が殆どで、地方自治体が生物多様性を十分に理解していない場合が多い(開発部局と自然保護部局では一般に開発部局の意見が強い、国も同じであろう)。 また、漁業者の同意により埋め立てなどの事業が進められる場合が多く、これにも問題が多い(法的に十分な規制がないため)。 ○漁獲高は殆どない海域であるが、種の多様性を持つ場合がある。このような場所は「ゆりかご的場所」としては重要な海域の場合が多いので、漁業者の理解を深める努力さえ行えば保全海域としての指定は可能だと思う。また、遊魚者が貝堀等で希少種に圧力をかけている場合もある。
	2(4)		国立公園の利用については問題のある場合がある。大きな目玉が出ると、一度に多くの人が押しかけるのが日本現状である。種や生態系を護るためには立入り制限(場所・人数)の必要を強く感じる。1例として平戸市の礫岩が国の天然記念物に指定されて以来、一度に数十人のパーティが登るようになり、踏み付けが希少種への大きな圧力となっている。このような例は、挙げるとキリがないほどである。 さらに、国立公園内の生物の採取については、罰則を強化するなどしてこれまで以上の対策が必要である。また、最近国立公園内でもイノシシの増加により、固有種を含む希少種が被害に遭うケースが多い。保護増殖を目的とした種子の採取や掘り返しによって露出した球根等を採取し保護増殖を行う。これらをビジタセン等で展示し併せて現地への植え戻しを行う。地域やボランティアなどが関わることにより、環境教育(地域の環境への愛着)ともなる。
	2(5)		中山間地で農水省が進める事業が(直接支払い制度等)があるが、農業者は農業による収益が低いため補助金(多少関わって感じて)を目的に様々な事業に参加しているように思える。環境に関する事業もあるが、事業の趣旨を十分に理解していない場合が多く、単に補助金事業消化であることを感じる。十分な理解を深めるための策が必要。農水省との関連事業もあると思うので、連携を深める必要を感じる。 また、圃場整備や水路整備は、生物種への配慮が殆どなされておらず(行政上の問題)、里地里山の保全を考える上では重要な課題である。 高齢化も大きな問題である。例を挙げると長崎県で唯一ミヤマアカネ(ここでは棚田で繁殖)が生息する地域があるが、農業者の高齢化により休耕田が増えている。あと数年でミヤマアカネは絶滅すると考えられる。 イノシシの増加なども農業者の高齢化に伴う耕作地の放棄と大きな関わりがある。 ボランティアによる里山・里地の保全がよく唱えられるが、長期継続が必要な場合には限界がある。ボランティアには現状を認識してもらおう程度にしかならないと考えられる。 里地・里山が水源保全や洪水調整の役割を持っていることなどから考えると、税の新設を行い適正な執行を図るべきである。 マツ林の保護のために薬剤の空中散布がまだ広く行われている。これについては、生態系に与える影響が非常に大きいので、十分な研究の基に早急に中止をすべきである。 また、既に広葉樹が入り込んだ地域では、遷移途中のマツがあっても薬剤の空中散布(行事的に行われている場合もある)を行うべきではないので、生物多様性の観点から一定のルールを示すべきである。
	2(6)		種の保存法を広げ、採取を禁じる生物種を絶滅危惧種(CR)まで広げる必要がある。 また、輸入野生生物により、在来種を絶滅に追いやった例はいくつもある。輸入は原則として行わない(輸出国の自然保護とも関わる)など法律の整備が必要。 佐世保ではヤマアカガエルとカスミサンショウウオの大規模な産卵地にブラックバスが放流され、今では産卵が見られなくなるほどの影響を受けている例がある。このような例は全国的に多数あると思う。 輸入種が一度野外に出ると、駆除には相当の努力が必要で、しかも継続が求められる。
2(7)	「市民参加型モニタリング」については、良い場合もあるが、誤った情報も多いと感じる。指標種を慎重に選び、講習会なども開催し丁寧な指導が必要と感じる。特に研究者のデータの補完は無理である。		

関東 地方 再掲		N G O	阿蘇において、絶滅危惧種を含めたハナシノブ、ヒメユリ、ヤツシロソウ、サクラソウ、フクジュソウ等の自生地での花野の再生及び監視を、NPOで行っています。しかし、会員は仕事を持っているため、仕事との両立は大変難しく、農家の方に依頼するにしても、資金を払う予算に限界があります。環境省に阿蘇の草原再生のお金はついていますが、地元にはほとんど落ちておらず、そのほとんどは環境関連の東京の業者に落ちていくというのが現状のようです。この辺をなんとかしないと、地元(本当の地元、および熊本関係)にとって何のメリットもないと思います。地元の人が、生活の中で再生を行うなか、ボランティアだけではなく、地元の農家の方々にもそれに対してある程度の益があるべきと考えます。NPOの数人の理事に仕事が集まり、これ以上の拡大をするには、大変きついです。 しかし、草原再生した300余本のヒメユリの株とそれに咲く花をみると、心が晴れ晴れとします。更にハナシノブが増えているのを観ると、野焼き、草刈り、草集めの、きつい仕事が報われます。ただこれらの心の喜びにも限界があるのが現状です。農家の人は、ある程度の収入が見込めれば、草原再生の仕事を行ってくれます。そのためには、今後一層の安定した予算の確保が必要でしょう。
9	1(1) (2) 2(1) 全般	大分県 個人	国家戦略というからにはそれなりのインパクト(力強さ)が必要である。生物多様性という少しわかりにくい概念であろうと、国が主導してでもという気概に欠ける。 総論も必要だが、具体的に国は何をし、国民には何をしてもらうかを示すことが必要ではないか。 人と野生生物の「ほどよい間合い…」 「共生してきた…」もうこの辺の話はヤメて、野生生物が基本的には人間を恐れる昔の関係(数千年間の関係)にもどす作戦を考えないとダメだと思う。サル、イノシシ、クマなど。 温暖化 「第1の危機」に相当するが、影響の度合いが極端に大きいことから、別項目を設ける必要がある。 具体的な対応策が打てないか？ 生物多様性に与える多大な影響を知らしめる方策が必要。国は何をし、国民は何をするという行動指針を見えるようにする。 第3の危機 移入種に関して 原則として、野生に逸脱した場合、コントロールがむずかしい種は輸入はもちろん飼育も不可とする。 善意の第3者対応(何らかの理由で栽培・飼育等ができなくなった者) 「引き取り」窓口の設置。(殺処分を想定)外来ペットのこののりのゆりかご どうでしょうか？
10		長崎県 個人	参考になるかわかりませんが、小生の長崎県の河川に生息する純淡水性の種(個体群等)について考えていることを書かせていただきます(皆様ご承知のことで申し訳ないのですが…)。 長崎県は、五島・壱岐・対馬などの島嶼、長崎半島、島原半島、北松浦半島など半島部で大部分が構成されているのが地形の特色です。そのため、他県のような大きな川がなく(流域が広い)、延長数kmの小さな川がその多くを占めており、そこに棲む純淡水性種も個々の小さな個体群で維持されているのが現状です。 そのため、人為的なものであるなしに関わらず、様々な外的なインパクトに非常に弱いことが考えられます。また、これらの個体群が分断されたのは、最後の氷河期が終わる7000年ほど前ではないかといわれています。そのため、世代交代(サイクル)が早い種ほど、個々の河川での種内変異(進化)が進んでいること、同時に個体数が少なければ遺伝的に脆弱であることも懸念されます。 このような状況の中で、小さな河川(普通河川など)ほど調査が進んでいないこと、容易に変更できるため、人為的な影響を受けやすく、現に多くの河川では何らかの変更が行われ、下流へ進むにしたがいそれが顕著です。一部の自治体ではRDB作成などに伴い、精力的な調査が行われ、特定の種類群ではファウナが明らかになりつつありますが…。 今後、個々の河川毎のファウナを把握することや普通種でも純淡水性種であれば上述のような事が考えられ、保全・保護の際には、十分検討する必要があると考えています。 余談ですが、長崎県は、人口減少、高齢化が進んでおり、これらを調査する人材自体が絶滅危惧に陥っている状況です。河川の調査は体力を必要とする反面、知識が無いと居るものも見つけきれない種も多数あることから(一般的に歳が増すにつれ知識は豊富になるが、体力は反比例する)、効率的な調査を行える期間は、個々の能力差はありますが、非常に限られているのではないかと小生は思っています。

11	1(1)	長 崎 県	行 政	生物多様性の保全や持続的な利用を行うためには、いろいろな要素が複雑に絡んでおり、イメージするのが難しい。よって、模式図できなものや理想の社会はどのようなものかをわかりやすく表わすことが必要ではないか。
	1(1) 1(3)			地方や地域が生物多様性保全に積極的に取り組む意識を醸成するために、地方や地域の豊かさとして生物の多様性をわかりやすく表現する手段はないか。例えば、家族と自然とのふれあいを通じた、住みやすさ、暮らしやすさ、健やかな子育てのしやすさ、心の豊かさを表すことができるような指標はないか。また、地方や地域における取組を客観的に評価し、比較できるような指標が有効ではないか。
	1(1) 1(2) 1(3) 3(6)			道州制など広域の行政単位や流域など広域の地理単位での戦略を促す施策が必要ではないか。その際、広域の視点から守るべき場所、優先すべき取組といったことを議論すべきではないか。
	1(1) 2(2) 2(5) 3(10)			カエルツボカビ症などで明らかのように、外来生物を購入し、ペット化すること自体が、人類の生存基盤である生物多様性の保全にとって大きな危機であり、人類の安全・安心にとっては極めて危険である。そのような事実を明確に表現する一方で、子どもたちが国内の生きものを自由に捕獲・採集するなど、身近な自然とふれあえるような里地里山を再生するという姿勢を鮮明にすることが必要ではないか。
	1(1) 2(3) 2(7)			生物多様性の保全をおいしいものを安心して食べ続けるための社会的な目標と位置付け、沿岸・海洋域における漁業との両立は重要な課題とされているが、水産業の対象種以外の生物多様性の現状を示すデータは殆ど把握されていないと思われるため、その点の充実が必要ではないか。また、養殖等を中心とした漁業においては、生物多様性の保全との関連は薄まっているという認識が必要ではないか。
	2(1) 2(2) 3(11)			例えば、国民が参加できる温暖化影響のモニタリング手法を開発し、「温暖化による生物多様性への影響を監視する日」といった趣旨の日を定めて、温暖化と生物多様性に関連する普及啓発運動を展開してはどうか。
	2(2) 2(5)			対馬(長崎県)では、土地所有者の住友大阪セメントと、地元自治会、ボランティア団体(ヤマネコ応援団)、対馬市の4社が連携・協力し、ツシマヤマネコの生息環境の改善のための森づくりに着手した。このような企業の協力をさらに求めていくため、積極的な企業の取組についてもっと国民にPRする施策も必要ではないか。
	2(3)			浅海域は干潟や砂浜海岸への土砂の供給等そこに流れ込む河川の影響を受けやすい。逆のケースも同様(特に河川を遡上する魚介類にとって)。そういった意味で流域一体での取組強化は評価できる。 一方、各地の沿岸海域においては長期的な海水温上昇及びこれに伴う生物相の顕著な異変が報告されている(例:有明海では冬季には見られなかったナルトビエイが周年生息するようになり、アサリの捕食等水産被害が発生)。このように、沿岸・海洋域の生態系保全は地球温暖化(海水温上昇)とも密接に関係する。しかし、海の異変は水産業関係者以外にはあまり意識されていない。委員から出ている「里海」という言葉が適切なものは別として、情報提供も含め一般の人にも親しまれるような取組が必要。
	2(4)			自然生態系を回復させるための具体的な道筋が見えてこない。「戦略」を策定する側の積極性が欲しい。各関係省庁が直接取り組むモデル的な事業ができないか? 例えば、2.(3)に関連して、国交省が砂浜海岸の衰退が著しいところでは、砂を供給していたと考えられる河川のダムを撤去するとともに、周辺海域での海砂採取を禁止する等。 このほか、2.(5)「里地里山の保全」に関連して農水省による里山林、草原の回復への取組など。
	2(5)			過疎地、野生動物との共生を図る必要がある地域、3大都市圏に近い地域に分けて、考える必要がある。また、ネットワークというよりも線形的から面的、もっと大きい流域的な広がりへしみ出し、さらには海や山まで含めたものになるような考え方やイメージで、縦割りや個別的なものではないことをアピールする。
	2(5)			農作業の効率化(圃場整備、機械化)に伴い、耕作地の自然環境は単純化していると考えられる。これが放棄されても、多様な生物が住める多様な環境になるには時間がかかる。そこで、里地里山の生物多様性を保全するためには、残されている多様な生息環境の維持も必要であるが、耕作放棄地での自然再生(多様な自然環境の創造)も必要と思う。
	2(5)			特に過疎地では、生活の質を向上させることが優先され、自然環境の保全は経済活動よりも下位に位置づけられていると感じる。 過疎地は高齢者が多く、労力の必要な農林業は敬遠され、また、エコツーリズムやグリーンツーリズムのような観光業への取組みも検討されることがあるものの、旗振り役が欠けるため、いつの間にか風化してしまう。 里地里山を保全するには農林業の振興が望まれるが、若年～壮年層が雇用・定住できるモデル的な事業を、過疎地の著しい離島で実施できないか。
	2(6) 2(7)			イノシシなど野生鳥獣による農林業被害が甚大であるが、生態系被害については被害状況についてさえ把握できていない。また、イノシシなどの大型獣の有害捕獲については、猟友会など地域のボランティア精神に多くの面で依存しているが、現状においてその捕獲体制に既に無理が生じている。これらへの取組が必要ではないか。
	2(7)			絶滅危惧種の状況など、地方や地域における生物多様性の現状把握については、予算、人材面ともに十分とは言えない。また、地方や地域の専門家やNGOが十分育っているとは言えない。これらに対する支援体制が必要ではないか。
2(6)	外来生物の防除については、環境省、農水省、経済産業省の連携のもとに、水際で抑える強力なシステムを構築するしかない。			
2(7)	自然環境や野生生物の調査について、行政で実施する場合は希少種など特定の種しか対応できない。生物多様性を考える上では、希少種を含めたあらゆる生物の状況を把握する必要があることから、自然環境保全基礎調査の「身近な生きもの調査」のような市民参加型の調査をもっと活用してはどうか。			
2(6)	イノシシやクマの被害が多くなったのは、生態系のバランスが崩れているためと思われる。駆除や防除だけでは根本的に解決しないと考えるが、どのように自然環境を修復していけばよいのか研究が必要ではないか。			

12		熊本県	研究機関・大学	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は島国であり、島で独自の進化を遂げた固有種、亜種が数多く生息する。近年、DNA分析による分子系統や個体群の遺伝的多様性に関する知見が蓄積されはじめている。これらの結果を保護増殖事業の実施やその優先順位を考える上での重要な判断材料とすることが望まれる。 ・保護増殖事業の優先順位を決める上で、レッドリストの重要性はより増していると考えられるが、その判断基準や定量的要件を検討するための材料は非常に不足している。レッドリストの検討を依頼される専門家は限られた情報の中で判断を下さざるをえない状況にありその負担と責任は大きい。レッドリストの作成、見直し作業に当たっては、ランクの変化についてだけでなく、その根拠を明示すべきである。情報が不足している場合は、科学的な判断を下すために今後必要な情報を明示する必要がある。 ・生物多様性の保全や、種の保護を目的とする事業による環境の改変であっても、その効果と影響を検証することの出来る計画に基づいて実施するべきである。また、外来種の捕獲事業についても、一頭でも多く取る作業と並行して、その作業とは独立した手法によって在来種、外来種のモニタリングを実施する必要がある。 ・国立公園化の計画について報道されているやんばる地域や奄美群島では、特に生物多様性や種の保全計画の基礎となるモニタリング調査の実施が重要である。 ・飛翔能力のほぼ無いヤンバルクイナに限らず、やんばる地域に生息する希少種の多くが地上生活に適応していることから、同地域におけるマンガースやノネコ、ノイヌをはじめとする外来種対策は特に重要である。より具体的で評価可能な計画に基づく事業の実現が望まれる。
13	2(2)	熊本県	NGO	<ul style="list-style-type: none"> ・草原再生では、阿蘇の野草地16000haのうち、野焼きボランティア1000名以上で4700haの手伝いをしている。輪地という防火帯作りも全長640kmと言われているが、ボランティア800名で130kmの手伝いをしている。ボランティアは、阿蘇への恩返しということやボランティアをさせてもらっているという意識で参加をしている。放棄された原野の草原への再生は、これまで6箇所125haを行ってきており、昨年行った夜峰山はボランティア500人、地元200人の延べ700人によって、40haを草原に戻した。 ・小さな限られたエリアでなく、地域全体の環境とそれを支えるなりわい、生活文化と関連した形での生物多様性を守る必要がある。豊岡のコウノトリは良い例。それではじめて生物多様性の保全といえる。
	2(5)			<ul style="list-style-type: none"> ・第2の危機に対応するには、なりわいとか村落とかが重要であり環境省だけでなく、農林水産省と省連携が必要。
	2(4)			<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に境界は無く、国立公園から外れているところに重要なところがあり、境界外も含めて手だてが欲しい。
14	2(6)	熊本県	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画を策定しており、シカを7000頭にするために少し強い捕獲圧をかけたいと考えている。生物多様性は広い問題だが、今まさに困っているのは野生鳥獣。イノシシは天草で急激な増加を見せているし、サルも増加している。その中でもシカが大きな問題となっているのでまずシカから対処していきたい。

沖縄地方

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1		沖縄県	NGO	<p>1, 住んでいる人視点が不足している 私の住む祖納部落のように500年以上に及び川の奥までも田んぼをつくり猪を捕り、山の隅々までも利用してきた自然利用の伝統の文化があります。自然とのつきあっていく中から「あらゆる生き物人も鳥があるまで共に長生きさせてください」という神様への祈願は古謡となり歌いつがれるなど沢山の自然利用の智恵が生まれてきました。 ・イリオモテヤマネコは山の神様の使い… 伝統のイノシシ猟の時には、猟師はイリオモテヤマネコ(西表名; ヤマヤー)は山の神様の使いとして出会うときには「手を合わせて猟の安全と大猟の祈願をする」などして大切にされてきました。セマルハコガメ(西表名; 也マミー)、カンムリワシ(西表名; マヤダン)の天然記念物も私たちの暮らしと共にあります。</p> <p>・自然と共に生きる伝統の智恵こそが大切にされてこそ、生き物も人間も、古謡を紹介します。 森森ぬヤマメーマ ウブトゥウリ カミなるけ(森森に住んでいるセマルハコガメはやがて大海に下って海亀になるまでも)バガケーラヌ イヌチ 鳥ととつみ アラショーリ(私たちの命も鳥と共にいついつまでもあらしめてください神様)などのように沢山の生き物立ちが歌に詠まれます。鳥に生きてきたこの伝統の智恵こそが生物多様性の哲学とすべきです。</p> <p>2, そのためには西表島全体を国立公園区域として早急に入れるべきです。最近では伝統的島の暮らしをも脅かすリゾート計画などが目白押しに表面化して法的にはなんの手だてもなくやりたい放題の現状では貴重とされる西表島の生物は絶滅してしまう事は明らかです。竹富町は世界遺産登録を大きな柱としてありますが、それらと整合性を計りつつ進める事が緊急です。</p> <p>3, 西表島では大型リゾート計画が目白押しにあります。その一つ、保安林を違法に伐採して森林法違反によって建てられたユニマット不動産によるニラカナリゾートホテルは現在訴訟中であるなど対応が急がれます。ホテル前の県内で最も美しいトドマリ浜は県内唯一の「なき砂の浜」であり、その砂浜には新種と認定され日本ではこの浜にのみ生息する「トドマリハマグリ」はホテルの営業による排水等により絶滅の危機にあります。</p>
2	1(2) 2(2)	沖縄県	NGO	<p>日本における生物多様性を考えた際、重点課題となるのは森の再生であると考えます。 ここで言う「森」とは、本来森があるべき姿、すなわち立体的な多層群落で構成されている森を意味します。 先日、日本人の92%が住んでいる照葉樹林帯のうち、土地本来の森(潜在自然植生)はわずか0.06%しか残っていないという事実を知りました。 この数字をいかに向上させるか、豊かな原始林を保全する手立てだけでなく、都市部において少しでも鎮守の森のような「ふるさとの森」空間を増やすかが重要な課題だと考えます。</p> <p>個人的には、昨年ブループラネット賞を受賞された宮脇昭氏が実践されている「潜在自然植生の概念に基づく森林の回復・再生」が、その一つのヒントになると思います。事実、「宮脇方式」による植樹は、全国で成果を挙げていますが、森の再生という視点だけでなく、業者に発注せず市民や職員による植樹祭形式を採っている点に、その意義を感じます。</p> <p>国家戦略は、決して行政機関だけが実践するものではなく、国民1人1人をいかに意識づけるかが重要な鍵になるはずで、その意味で、多くの一般住民を巻き込む「宮脇方式」が、国家戦略を草の根レベルに落とし込む、その橋渡しになると考えます。 また、この「宮脇方式」を地域に広め、国家戦略と国民をつなげる役割として、各NPO・NGO団体が、行政・企業・市民をコーディネートしていかなければいけないと考えます。</p>
3	全般	沖縄県	研究機関・大学	<p>意見： 新・生物多様性国家戦略(以下、第二次国家戦略)において示された理念の拡大の浸透、方策、施策、目標などについての評価を行い、取り組みが十分でない場合や取り組みそのものが未着手と評価された事項については、その背景や原因を究明し改善策を示すことがして次の国家戦略において当該取り組みの着実な実行を期すことが必要。 理由： 第二次国家戦略で基盤的施策として列挙された事項(取り組みなど)について、中長期的トータルプラン、行動計画などといった位置づけがなされていることから、この間における実行状況が評価され、その結果を明示することが不可欠。 また、第二次国家戦略で示された生物多様性保全のためのツールは今後も機能させるべきものが大方であると考えられることから、示されたツールについての評価を行うことが必要。</p> <p>意見： 特異な自然が所在し、またその構成生物種の多くが絶滅が危惧される状況に瀕している琉球列島では、従来の種の指定や生息・生育地の指定による手法ではツールとしても、また時間的にも限界があり、里山や林業用地についても広く生物多様性を保全するための方策の樹立と実行を加速させるため、地方公共団体、民間、住民も参画する体制づくりが喫緊の課題であるところ、これらの主体を構成員とする社会科学部門をも含む専門機関の設置が不可欠。 理由： 当該地域では依然として多様な主体の参画による連携が実現しているとは言えない状況にあるところ、ことに住民が生活者として身近な生活環境における生物多様性保全に理解を深め行動できる地域づくりを促すため、規模、運営において現状を超える専門機関の設置により、総合的な促進プログラムのデザインと効果的な実施を期す必要がある。</p> <p>意見： 第二次国家戦略においても掲げられている国立公園などの自然公園や鳥獣保護区の十分な活用については、超長期的には、例えば生物多様性保護地区といった新たな法制の創設により、生物多様性の保全地域を里地・里山を含むより広域に拡大することを目指すべきで、そのための新たな法制を早期に創設すべき。 理由： 国立公園などの自然公園や鳥獣保護区はそれらの根拠法の一義的な目的から、生物多様性の価値を付加することに理解が及びづらく、また従来の指定状況からしても指定地を格段に広くしたり、指定地の数を増やすことが困難であり、生物多様性そのものを価値づけし、ごく普通の地域をも保全の対象とする新たなツール(法制)が必要。</p>
	2(2)			
	2(4)			

4	沖縄県	N G O	<p>・琉球列島など特異的な島嶼生態系を持つ地域においては外来種の脅威は在来種に対して壊滅的な影響を及ぼし始めており、早急な対策が望まれます。 生物多様性維持に対する外来種の脅威は今や予測を超えた形で進行しており、カエルツボカビ症をはじめ外来種法で対応できないほどの状況が生じはじめています。</p> <p>特に外来種の影響で著しく生息数を減じた種、例えばヤンバルクイナなどについては、早急な飼育下繁殖など絶滅回避へ向けた取り組みに着手すべきだと考えます。また、今後ツボカビ症などによって、著しく被害を受ける可能性のある両生爬虫類に関しても、飼育下繁殖に技術の確立だけはしておかなければならない事態になっていると思われます。</p>
5	沖縄県	N G O	<p>第3部 第2章 第3節 湿原・干潟等湿地の保全 国内の多様な湿地生態系を保全するため、環境省が選定した重要湿地500の全湿地の中長期的な保全計画を策定する。 重要湿地のうち、開発等によりその多様な生態系に大きな影響があると思われる工事が計画または、進行している所がある場合、その保全計画が妥当なものか国の環境行政による検証を行う。定期的に重要湿地の見直しを行う。</p> <p>第3部 第2章 第5節 野生生物の保護管理 1 種の絶滅の回避 特に最も絶滅の危機にある種においては、効果的な緊急措置を行う必要があると考えられる。たとえば、沖縄県のヤンバルの森のみに生息するヤンバルクイナなどは急速に生息域が狭められ、個体数が発見当初より半減している。このような種においては、国による緊急保全措置を講じる必要があると考える。</p> <p>第3部 第2章 第5節 野生生物の保護管理 1 種の絶滅の回避 特に最も絶滅の危機にある種においては、効果的な緊急措置を行う必要があると考えられる。たとえば、沖縄県のヤンバルの森のみに生息するヤンバルクイナなどは急速に生息域が狭められ、個体数が発見当初より半減している。このような種においては、国による緊急保全措置を講じる必要があると考える。</p> <p>第3部 第2章 第7節 効果的な保全手法等 2 環境アセスメントの充実 現行のアセス法では、重要な生態系の保全はまだ困難なものが多い。環境アセスメントをより効果的な保全手法とするためには、現在のアセス法を生態系保全のためにより効果的となるように、戦略的環境アセスメントを用いるなどの見直しを行う必要がある。大規模開発においては、代替案を義務付け、予測、評価、保全策等については、専門家によるチェック機関を設ける必要がある。 また、地方の環境行政においても、専門員を配置するなど、アセス書の質の向上を図るべきと思われる。</p> <p>また、法に関連することでは、地方分権一括法の施行に伴い、国が行う埋立事業において、環境集省が意見を述べられない現状あり、これも見直す必要があると考えられる。</p>
6	沖縄県	研究 機関 ・ 大学	<p>私はこれまで1993年の生物多様性条約締結後の勧告にもとづいて開かれた、「沿岸域と海洋の生物多様性に関する国際専門家会合」(1997年ジャカルタ)や米科学財団の「海洋生物多様性審議会」(ホルルル)に専門家として招かれて出席しました(日本政府とは直接関係ありません)。そして行動計画作成と優先度の設定を行いました(参照:海洋時報83号、34-43頁など)。このたびのわが国の生物多様性国家戦略の見直し作業への関心が低いようなので、いくつか忌憚のない意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 生物多様性の問題点や私のそれに対する思いは、昨年刊行した著書、大森 信・ボイス ソーンミラー著「海の生物多様性」(築地書館、230頁)にあるとおりです。関係者の皆様に読んでいただきたいと思います。</p> <p>2. 「生物多様性国家戦略の見直しに向けた論点整理」をみましたが、委員等の発言概要には思いつき程度のものしかなく、問題の本質にかかる提言などはほとんどありません。多様性は科学だけで解決する、あるいは本当に意味のある国家戦略ができるものではないのです。いったい何を考えているのか首を傾げたくります。意見を求めた事務局側の説明や質問にも問題があったのか(小さな事柄しか意見を求めなかった?)とも思います。</p> <p>3. 国家戦略は佐渡の朱鷺を増やすとか小笠原諸島の野生のヤギを減らすとか云うものではないのです。多様性が維持保全されるような政策の見直しが求められているものと思います。それなら、縦割り行政のあり方からまな板に載せて国家戦略の問題点として解決策を審議すべきでしょう。他の省庁からは依然として軽んじられている環境省の現況、観賞用やペットとして経済的利益をもたらす種には輸入を許可し、災いが明らかになった種だけを外来種として駆除しようとする、関係省庁の見解の不統一、日本では生物種を保護し、他国(途上国)の自然を破壊して生物多様性を省みない日本企業など、そのあたりから直してゆくためにはどうしたらいいのかがまず検討されるべきと考えます。</p> <p>4. わが国では「環境影響評価法」によって環境汚染や破壊のものになっている大規模な公共事業や開発計画が中止、変更された事例はほとんどありません。この制度の運用のあり方には構造的な改革が必要に思いますが、それなくしては生物多様性の保全は依然として言葉だけになるでしょう。</p> <p>5. つまり生物多様性国家戦略にはもっと総合的な見地からの見直しが必要なのです。漁業についても実情を知らない学者の意見ではだめです。制度の見直し、例えば駿河湾の桜エビ漁のようなプール制度(自主管理)の導入などが生物多様性の保全にいかにか有効かを議論するレベルにあってほしいと思います。</p> <p>6. 沿岸総合管理の必要性はいろいろ云われていますが、日本にはほとんどそれらしいものさえありません。海洋保護区についても机上の空論のレベルです。しかし、これらは生物多様性に大きな影響をあたえるものです。</p> <p>7. 沿岸域と海洋の生物多様性に関する意見も提言もほとんどなく、見直しは陸上生物の、しかも種についてのみのものになっているような印象があります。</p> <p>8. 長期モニタリングの必要性がうたわれています。しかし現況(少なくとも海洋に関して)は年々計画が削減されています。何か問題が起きたときだけな調査するでは地球の健康診断はできません。</p> <p>9. 生物分類学者は生物多様性に関する知見の根底です。近年、多くの国では分類学研究者の育成を怠ったために、後継研究者の数が減少し、対応に苦慮しています。欧米の数カ国では反省をもとに教育政策の転換が図られています。これもわが国の国家戦略で問題にすべきことでしょう。</p> <p>10. 上の国際専門家会合で強調(勧告)されたことは、生物多様性の保全と利用の問題を扱う際には、予防的アプローチ(予防原則)を組み入れること、余地のための十分な科学的情報が不足しているからといって評価作業が妨げられるべきでないことでした。わが国では予防原則に恐れをなして(主に法学者)、生態学者までが順応的管理という言葉で生物多様性や環境問題を論じていますが、順応的管理の前には予防原則があるはずで。</p>

7		沖縄県	N G O	<p>沖縄のような小さな島々で固有の生態系を保有している地域では外来生物が大きな影響を与えたいと思います。特に外来動物でもペット由来と生物農薬として積極的に導入した高次の捕食者の二つに分類</p> <p>ペット由来は水系の動物が多く、両生類、淡水魚類、メダカがグッピーなどに追いやられている。生物農薬的な導入としてジャワマングースが上げられる。沖縄本島、奄美大島 本来の目的であるハブとネズミの駆除であったが沖縄島固有種のヤンバルクイナやノグチゲラ、アカヒゲが減少、奄美ではアマミクロウサギやアマミヤマシギが捕食されていると言われている。</p> <p>島の生態系は独特、外来生物が混入すると混乱、攪乱され崩れ去ってしまう。</p> <p>固有種の絶滅や外来生物に置き換わると言うことはその地域または国のアイデンティティが失われることに他ならない。その地域や国の財産の損失となる。</p> <p>沖縄など島ではその島々に応じた外来生物の島外からの持ち込みを制限、できれば禁止するなど。入っている外来捕食者は捕獲、隔離を積極的に進めて欲しい。</p>
8	1(1)	沖縄県	N G O	<p>1) 新国家戦略の全体像が国民に理解されていない</p> <p>現状では生物多様性条約の条文通りに国内の関連法規や施策を並べて「生物多様性国家戦略」というシールを貼っただけという印象です。行政と一部の専門家以外、国家戦略の全体像を把握している人は少ないと思います。また、現状のスタイルだと一般市民や関連する事業者、教育関係者が関心を示す機会が極端に少ないと思います。</p> <p>例: 生物多様性国家戦略に環境影響評価や普及啓発・人材育成がどのように関わるか、その位置づけについて説明が欠落</p> <p>提案: 生物多様性センターのWebサイトに一般市民向けの生物多様性国家戦略のスキーム図やフロー図を分かりやすく説明するコンテンツを作成する。</p> <p>2) 行動計画の部分が不明確</p> <p>新国家戦略は自然と共生する社会を目指した中長期プランであると同時に具体的な行動計画であったはずですが、中長期的な3つの目標や3つの方向が示されていますが、その目標を達成するための具体的な指針が不明確だと思います。それぞれの主体がどのように行動することで中長期目標のどの部分が達成に近づくのかを国家戦略は示さないと、第2の危機や第3の危機を回避することは難しいと思います。</p> <p>例: カエル類のツボカビ問題(第3の危機) 事業者や学校との連携不十分</p> <p>提案: 生物多様性センターのWebサイトにそれぞれの主体に期待する行動と、国家戦略の関連を明記する。</p> <p>3) 「多様性」の捕らえ方について説明が不十分</p> <p>多様性がいまいちな表現なので国家戦略が何を指しているのか良く分からないという意見が多いです。一般市民に多様性の共通認識がないまま様々な施策が進んでいるので関心を持ちにくいと思います。</p> <p>また、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性、それぞれのスケールで多様性を守るために個別の施策が行なわれていることが説明されていないのではないのでしょうか。それぞれの施策が国家戦略の中のどこに位置づけられ、何を指しているのかを国民に示した方が賛同を得られると思います。</p> <p>例: 外来生物法 遺伝子多様性を守ることに役立つ施策、モニタリングサイト1000 生態系の時間的多様性を把握するための施策等。</p> <p>提案: 生物多様性センターのWebサイトに一般市民向けの多様性に関する解説や生物多様性国家戦略としての各種施策の位置づけを明記する。</p>
	2(2)			<p>1) 情報不足のため個人・団体の活動が国家戦略に同調しにくい</p> <p>私の周囲の自然保護活動を行っている個人や団体、環境教育団体の多くはモニタリングサイト1000を知りません。当然、その内容や近くにサイトがあることも知りません。どこでどのようなモニタリングが行われ、どのようなことが明らかになったのか、もしくは明らかにすることを目的としているのか、アウトラインを解説したパンフレット以外にまったく情報を得られませんでした。専門家がサイトの設定を行なったのであれば、少なくともどのような情報を得るために、どのような項目をモニタリングしている(これからする)のかは議論されているはずですが、それらの情報に一般市民がアクセスできません。</p> <p>現状では「とにかくやっています」という一方的な告知に見えます。基本的な視点に「知識の共有」や「連携」が明示されていますが、モニ1000と無関係な同じ目的を持った団体がモニ1000に同調することが困難な状況です。</p> <p>例: サンゴ礁モニタリング モニ1000サイトに合わせたモニタリングを行いたい方法が不明。スポットチェック法でよいのか? また、何の注釈もなく「被度50%」などの表現が使われるが、空間スケール情報は必要ないのか(10m x 10mスケール等)</p> <p>提案: 生物多様性センターのWebサイトにそれぞれのサイトで行なわれているモニタリングの設定や経過を明記する。</p>
9		沖縄県	N G O	<p>国連の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は6日、地球温暖化が社会などにどう影響するかを予測する第2作業部会の第4次評価報告書をまとめた。</p> <p>報告書は、地球上のすべての大陸と海洋の一部で温暖化の影響が表れているとし、洪水の増加や海面上昇による海岸浸食、春の開花時期の早期化などを例にあげ、世界中での影響が裏付けられたとしている。2050年代には、90年比2度程度の気温上昇が見込まれ、最大30%の生物種で絶滅のおそれが高まり、2080年代は気温の上昇が4度を超す上限のシナリオでは、地球規模で40%以上の生物種が絶滅するとの見通しを示した。</p> <p>このような地球規模での絶滅シナリオが科学的な見地から指摘されているにもかかわらず、国内の生物多様性国家戦略がその有効性を発揮できているようには見受けられない。</p> <p>生物多様性の保全の強化を謳いながら、現実に進められている環境アセスメント法の精神にもとる開発等の環境破壊行為への有効な歯止めとなる法的な根拠も強制力もない。</p> <p>待ったなしの生物絶滅シナリオの中で、少なくとも「国家をあげた保全のための戦略」を掲げるならば、現存する保全すべき生物の生息地域を、利害関係のある国や団体、個人が左右できるものとして放置するような政治的状況は論外である。</p> <p>予算消化のための行事、雇用対策のための林道工事、観光行政に追従する環境保全、地域の生態系を無視した植林、埋め立て、人間中心でしかない環境教育、環境活動、すべてを経済的な価値で測るだけの戦略では、この国の生物多様性の未来は保障されない。</p>

外国

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1	1(1)		N G O	生物多様性の保全は、「健全で豊かな、かつ平等な生活を続けるための社会的目標」とすべきではないか。衣食住および文化に至るすべてにおいて、生物多様性の重要性を理解することが必要である。
	2(1)			温暖化問題に対し、実際にどうすべきかという具体案や対応策を示す必要があるのではないかと。植物に関しては、グランカナリア宣言IIが参考になるだろう。
	2(2)			社会教育(施設)における「生物多様性教育」の強化が必要であると共に、学校教育と社会教育(施設)との連携をより発展させることは、豊かな教育にもつながると期待される。
	2(6)			下記の点を強調すべきではないか。 - 生育域外保全の重要性、特に温暖化現象の対応として - 統合的保全の考え方(例えば、生育域外保全と生育域内保全の統合(インテグレーション))
	全般			1)生物多様性条約の「生物の多様性の保全」以外の目的(「生物多様性構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」)に対する要素が全体的に欠けていないか。 2)「2010年目標」および「世界植物保全戦略」への国家的取り組みを掲げることは、不可欠ではないだろうか。 3)国家戦略を具体的に取るためのアクションプランを、各分野、テーマ、あるいは地域別に作成し、それを実施する方向付けができないだろうか。 参考資料: 世界植物保全戦略 http://www.bgci.org/files/Japan/PDFs/jap_globalstrategy.pdf グランカナリア宣言II http://www.bgci.org/files/All/Key_Publications/gdcccenglish.pdf

不明

整理番号	該当箇所	都道府県	属性	ご意見
1		不明	個人	意見と言えるかどうか、解りませんが、農水省のメールマガジンを、見ていましたら、「農林水産省生物多様性戦略検討会の件」という記事が、掲載されていました。 同じ中央官庁で、同じことを、検討することは、どのような意味が、有るのだろうかと思い農水省へ質問しました。 回答は、戴きましたが、簡単に言いますと、環境省とは別に、農水省で検討するという意味に、解釈しました。 これは、俗に言います”縦割り行政”ではないでしょうか？ 協働事業として、一つの検討会で、作業することは、出来ないのでしょうか？ 内閣府で、調整して検討会を、一つにすることは、不可能でしょうか？ それとも、中央官庁では、このような事は、普通のことなのでしょうか？ 又は、別々の検討結果を、内閣府で一つにするのでしょうか？